

嵐山町議会令和元年第4回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月2日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	11
散会の宣告	13

第 2 号 (12月3日)

議事日程	15
出席議員	16
欠席議員	16
本会議に出席した事務局職員	16
説明のための出席者	16
開議の宣告	19
諸般の報告	19
一般質問	19

5 番 佐久間 孝 光 議員	1 9
3 番 狛 守 勝 義 議員	4 6
散会の宣告	5 8

第 3 号 (12月4日)

議事日程	5 9
出席議員	6 0
欠席議員	6 0
本会議に出席した事務局職員	6 0
説明のための出席者	6 0
開議の宣告	6 3
諸般の報告	6 3
発言の訂正	6 3
一般質問	6 3
2 番 山 田 良 秋 議員	6 4
8 番 長 島 邦 夫 議員	7 0
4 番 藤 野 和 美 議員	9 4
9 番 青 柳 賢 治 議員	1 1 6
散会の宣告	1 4 2

第 4 号 (12月5日)

議事日程	1 4 3
出席議員	1 4 4
欠席議員	1 4 4
本会議に出席した事務局職員	1 4 4
説明のための出席者	1 4 4
開議の宣告	1 4 7
諸般の報告	1 4 7
一般質問	1 4 7
7 番 畠 山 美 幸 議員	1 4 7

12番	渋谷 登美子 議員	164
6番	大野 敏行 議員	202
10番	川口 浩史 議員	216
散会の宣告		247

第 5 号 (12月6日)

議事日程	249
出席議員	251
欠席議員	251
本会議に出席した事務局職員	251
説明のための出席者	251
開議の宣告	253
諸般の報告	253
報告第7号の上程、説明、質疑	253
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	258
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	262
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	275
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	277
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	280
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	284
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	287
議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	288
議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	315
議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決	317
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	321
議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決	324
議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	330
議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	336
議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	341
議員派遣について	342

閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について	3 4 2
日程の追加	3 4 3
発議第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 3
会議時間の延長	3 4 5
発議第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 2
発議第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 5
議会運営委員長報告	3 6 2
発議第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 3
発議第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 5
発議第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6 8
発議第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7 2
日程の追加	3 7 3
嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員の選任について	3 7 3
嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会正副委員長の互選結果報告	3 7 4
嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員長就任の挨拶	3 7 4
日程の追加	3 7 5
閉会中の継続調査の申し出について	3 7 5
町長挨拶	3 7 5
議長挨拶	3 7 6
閉会の宣告	3 7 6
署名議員	3 7 9

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第81号

令和元年第4回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月22日

嵐山町長 岩 澤 勝

1. 期 日 令和元年12月2日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（１３名）

１番	小 林	智	議員	２番	山 田	良 秋	議員
３番	狛 守	勝 義	議員	４番	藤 野	和 美	議員
５番	佐久間	孝 光	議員	６番	大 野	敏 行	議員
７番	畠 山	美 幸	議員	８番	長 島	邦 夫	議員
９番	青 柳	賢 治	議員	１０番	川 口	浩 史	議員
１１番	松 本	美 子	議員	１２番	渋谷	登美子	議員
１３番	森	一 人	議員				

○不応招議員（なし）

令和元年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

12月2日（月）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（森議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 岩澤町長）
（行政報告 永島教育長）
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

○出席議員（１３名）

１番	小林智	議員	２番	山田良秋	議員
３番	狛守勝義	議員	４番	藤野和美	議員
５番	佐久間孝光	議員	６番	大野敏行	議員
７番	畠山美幸	議員	８番	長島邦夫	議員
９番	青柳賢治	議員	１０番	川口浩史	議員
１１番	松本美子	議員	１２番	渋谷登美子	議員
１３番	森一人	議員			

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤勝	町長
安藤實	副町長
柳下和之	技監
青木務	参事兼総務課長
山岸堅護	地域支援課長
村田朗	税務課長
高橋喜代美	町民課長
前田宗利	子育て支援課長
近藤久代	健康いきいき課長
山下次男	長寿生きがい課長
内田恒雄	環境課長
杉田哲男	農政課長
藤永政昭	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第4回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時59分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第3番 犬 守 勝 義 議員

第4番 藤 野 和 美 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

松本議会運営委員長。

〔松本美子議会運営委員長登壇〕

○松本美子議会運営委員長 皆様、おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第4回定例会を前にして、11月25日に議会運営委員会を開会をいたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として森一人議長、出席要求に

基づく出席者として岩澤町長、安藤副町長、青木参事兼総務課長にご出席をいただきました。提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告1件、承認1件、条例6件、予算4件及びその他4件の合計16件ということでございます。なお、議員提出議案も予定をされております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第4回定例会は本日12月2日から12月6日までの5日間とすることに決定をいたしました。

会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については受け付け順として、12月3日に1番目の佐久間孝光議員と、2番目の狩守勝義議員、12月4日に3番目の山田良秋議員から6番目の青柳賢治議員、12月5日に7番目の畠山美幸議員から10番目の川口浩史議員とします。

以上、議会運営委員会から決定したことにつきまして報告をいたしました。

○森 一人議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日12月2日から12月6日までの5日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月6日までの5日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告1件、承認1件、条例6件、予算4件及びその他4件の計16件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、８月から11月までの間の議会活動の状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。令和元年10月17日、吉見町のフレサよしみにおいて、埼玉県町村議会議長会主催の議員研修会に議員13名が出席いたしました。

令和元年11月15日、さいたま市埼玉県民健康センターにおいて、埼玉県町村議会議長会主催、議会広報研修会に広報広聴常任委員９名が出席いたしました。以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、さきの定例会において可決されました発議第24号 太陽光発電の適切な導入に向けた制度設計と運用を求める意見書の提出についての件、発議第25号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出についての件、以上２件につきましては、内閣総理大臣並びに関係大臣に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第９号 要望書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第４、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに令和元年嵐山町議会第４回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますこと、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

本議会に提案をいたします議案は、報告１件、承認１件、条例６件、予算４件、その他４件の計16件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定でございます。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げる次第でございます。

さて、日本列島に上陸をいたしました台風19号、各地に甚大な被害をもたらしました。被災をされました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そして、言葉を失うような被害を目の当たりにして、自然災害の脅威、これは決して他人事ではないということを改めて痛感をしたところでございます。嵐山町におきましても隣の東松山市で甚大な被害を受けてしまいました。そして、広域な要請を受けているわけですが、嵐山町でもできる範囲の応援ということで職員を順次派遣をするということになりました。そして、町内の被災箇所、これも一刻も早い復旧に全力で取り組んでまいります。今後も気を緩めることなく防災体制、あらゆる対策に万全を期してまいります。

議員各位のご支援、ご協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

永島教育長。

〔永島宣幸教育長登壇〕

○永島宣幸教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

お手元の説明書に基づきまして何点かご報告をさせていただきます。説明書後ろから5枚目をご覧ください。2、学校教育関係、(1) 就学時健康診断についてでございます。10月7日に七郷小学校、10月30日に志賀小学校で開催をいたしました。なお、菅谷小学校につきましては11月6日に開催をいたしました。

来年度の入学予定者でございますけれども、菅谷小学校62名、七郷小学校13名、志賀小学校34名、合計109名でございます。就学時健康診断と同時に、子育てに関する親の学習講座を例年どおり開催させていただきました。

次に、(2) 工事関係についてでございます。次ページをお開きください。嵐山町小・中学校空調設備設置工事でございます。現在既に小中学校の普通教室には空調を設置させていただきましたけれども、このたび各小学校2教室、理科室、家庭科室、各中学校3教室、理科室、家庭科室等の特別教室につきましても空調設備を設置させていただきました。

次に、(3) 委託関係についてでございます。嵐山町立小学校タブレットパソコン

等導入運用業務委託でございますが、小学校にも中学校と同様にタブレットパソコンを導入させていただき、ＩＣＴ教育の推進に努めているところでございます。

最後に次ページになりますが、３、幼稚園関係、（１）町立嵐山幼稚園園児募集についてでございます。１０月１日から１０月８日まで募集を行いましたところ、来年度には４５名が入園される予定となっているところでございます。そのほかにつきましては、お手元の資料をご高覧いただければと存じます。

最後になりますが、議員の皆様には幼稚園運動会、小学校学校祭、中学校文化祭合唱コンクールでは、お忙しい中ご出席をいただきましたこと、この場をおかりして御礼を申し上げます。

以上で教育委員会からの行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第５、常任委員会所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴常任委員長。

〔長島邦夫広報広聴常任委員長登壇〕

○長島邦夫広報広聴常任委員長 指名をいただきました委員長の長島でございます。朗読をもって報告にかえさせていただきます。

令和元年１２月２日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

広報広聴常任委員長 長 島 邦 夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

１ 調査事項

「広報広聴常任委員会の所管について」

２ 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「広報広聴常任委員会の所管について」を調査するため、１０月１６日、１０月２４日、１１月１日、１１月１１日及び２５日に委員会を開会

し、調査研究を行いました。

(1) 10月16日の委員会について

改選後初めての委員会であり、委員長、副委員長の互選、今後の活動を議題とする。

一つ、9月定例会の内容報告となる議会だよりは、例年の発行予定より1カ月おくらせての12月1日発行とし、作成に当たっては編集期間が短いことから、経験者を中心とした原稿作成が同意され、担当割り振りも委員長より指名依頼となる。及び、新議員については研修期間として全体内容の把握に努める。

一つ、議会報告会・意見交換会は議会基本条例に年1回以上と規定されており、今回は5月に開催とし、3月定例会の内容報告とすることで委員会同意がされました。

一つ、議長会主催の議会だより研修会は今年度最後の開催となることから、全委員にて受講し、研さんに努める。

(2) 議会だより176号の作成について

通常より1カ月おくれの発行となるが、最終締め切り日までには全ての原稿が整い、事務局及び編集担当者の確認を経て、11月24日に入稿となる。しかしながら、初校では原稿修正が多く、議案での数字訂正、文章修正が多く、議会だより編集方針、編集マニュアルの厳守が求められる状況でもあった。再校においては修正点の少ない結果となる。

(3) 第4回定例会以降の活動について

一つ、分科会構成について。主な所管は議会だよりの発行、議会報告会等の開催であります。委員長より広報部会（議会だより）に6名、広聴部会（議会報告会等）に6名の配置案、1年交代でのローテーション案、委員構成案が示され、全員同意の確認がされました。

一つ、議会報告会・意見交換会の開催日程について。次回の議会報告会・意見交換会は3月定例会内容を報告することで候補日を5月16日、5月23日両日と定め、議会運営の観点から、5月16日土曜日午前の部、午後の部と決定する。詳細については広聴部会で12月定例会以降に審議予定。

一つ、議会モニターとの意見交換について。最低でも年1回以上、年度内の開催の定めがある中、さまざまな日程案が示されるが、早期開催に重点を置き、令和2

年1月31日、2月1日、2日の候補日から、議会モニターの希望日に合わせて決定することが同意される。開催内容は12月定例会以降の広聴部会にて詳細を審議予定。

一つ、議会だより第177号の編集スケジュールについて。議会だより177号の発行は、12月17日の原稿締め切り日から始まり、さまざまな工程後、校了は1月22日と決定。役割分担については、分科会の任期が1年交代であり、全員の経験にも配慮した割り振りの案が委員長より示され、同意のもと決定となる。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ないようでございますので、お引き取り願います。ご苦労さまでした。
以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時18分)

令和元年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

12月3日（火）午後1時30分開議

日程第 1 一般質問

第5番議員 佐久間 孝 光 議員

第3番議員 狹 守 勝 義 議員

○出席議員（13名）

1 番 小 林 智 議員	2 番 山 田 良 秋 議員
3 番 狹 守 勝 義 議員	4 番 藤 野 和 美 議員
5 番 佐久間 孝 光 議員	6 番 大 野 敏 行 議員
7 番 畠 山 美 幸 議員	8 番 長 島 邦 夫 議員
9 番 青 柳 賢 治 議員	10 番 川 口 浩 史 議員
11 番 松 本 美 子 議員	12 番 渋谷 登美子 議員
13 番 森 一 人 議員	

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	菅 原 浩 行
書 記	新 井 浩 二

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
安 藤 實 副 町 長	
柳 下 和 之 技 監	
青 木 務 参事兼総務課長	
賛 田 秀 男 地 域 支 援 課 人権・安全安心担当副課長	
村 田 朗 税 務 課 長	
高 橋 喜 代 美 町 民 課 長	
前 田 宗 利 子 育 て 支 援 課 長	
近 藤 久 代 健 康 い き い き 課 長	
山 下 次 男 長 寿 生 き が い 課 長	
内 田 恒 雄 環 境 課 長	
杉 田 哲 男 農 政 課 長	
藤 永 政 昭 企 業 支 援 課 長	

伊	藤	恵	一	郎	まちづくり整備課長
山	下	隆	志		上下水道課長
金	井	敏	明		会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸		教 育 長
村	上	伸	二		教育委員会事務局長
杉	田	哲	男		農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、こんにちは。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第4回嵐山町議会定例会第2日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午後 1時29分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、山岸地域支援課長は都合により本日の会議を欠席しております。山岸地域支援課長の代理として、地域支援課人権・安全安心担当、賛田副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 佐久間 孝 光 議 員

○森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号5番、佐久間孝光議員。

初めに、質問事項1の選挙管理委員会の姿勢についてからです。どうぞ。

〔5番 佐久間孝光議員一般質問席登壇〕

○5番(佐久間孝光議員) 議席番号5番、佐久間孝光、議長のお許しを得ましたので、

通告書に従いまして一般質問を行わせていただきたいと思います。

まず、選挙管理委員会の姿勢についてでありますけれども、選挙人登録者数の減少、期日前投票制度の浸透、投票所間での投票者数（選挙人登録者数）の不均衡等の状況から投票所の再編が行われました。その再編は、上記の動向を考えれば、ある程度仕方のないことと思う反面、選挙に関する事務の管理の効率化、経費の削減という視点に偏り過ぎていないかどうか、有権者、立候補者の立場からも適正であったのか、しっかりと検証していく必要があるかと思えます。

そこで、（１）といたしまして、本年９月29日に執行されました嵐山町議会議員一般選挙の投票率は、平成23年に執行されました選挙の投票率より8.61ポイント低下をいたしました。その要因はどのように考えているのか。今回は新人が6名、そして元の議員の方が1名、こういった多くの方々が手を挙げていただいたにもかかわらず、当然私も投票率が上がるだろうというふうに考えていたわけではありますが、結果としてこのような状況になりました。その分析について聞かせていただきたいと思います。

（２）といたしまして、18歳、19歳の投票率はどうだったのか。これは9月の29日の議会議員選挙の件でございます。

（３）といたしまして、有権者にとって投票所の再編がさらに投票しやすい環境になったと考えておられるのかどうか。

（４）といたしまして、投票所の再編を検討した過程で、立候補者の選挙運動に支障を来すことはないかという視点からの議論はなされたのか。

（５）といたしまして、選挙管理委員会の職務はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

9月29日に執行された町議会議員一般選挙の投票率は53.54％であり、8年前の平成23年に執行された同選挙の投票率62.15％と比較し、8.61ポイント低下をいたしました。その要因といたしましては、近年における全国的な傾向と同様、若者の政治に対する関心度の低下によるものが最も大きいものと考えられます。なお、今年度行われました近隣の自治体の選挙においても前回選挙から投票率が低下しているところが

大半でございます。また、投票所の再編が投票率の低下の要因となっているかという点での分析も行いましたが、再編された投票所の投票率が低下したという顕著な数値はあられわれず、再編が行われなかった中心市街地の投票所において投票率が大きく低下したために、全体の投票率を押し下げてしまったものと考えられます。

次に、(2)につきましてお答えをさせていただきます。

年代別での有権者数における投票者数の割合で見ますと、60代や70代以上は7割を超える方が投票しているのに対し、10代は19.27%、20代は22.91%と2割前後にとどまっているという結果となりました。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。

今回の再編は投票所の再編だけではなく、期日前投票所を2カ所にふやし、投票の機会を失うことのないよう検討してまいりました。また、近年は期日前投票が浸透したこともあり、今回の町議選では期日前投票所増設の効果もあって期日前投票率が前回選挙と比較し、4.97ポイントの増となりました。今後期日前投票所の設置期間や時間を検討し、より投票しやすい環境を提供できるよう改善し、共通投票所の設置という最良の環境を整えられるよう研究を行ってまいります。

次に、(4)につきましてお答えをさせていただきます。

投票所の再編に当たっては、従来の各投票所の有権者数の不均衡を是正し、また地理的要因等を考慮しながら行ってまいりました。投票所を配置する際に、立候補者の支障となる、あるいは考慮しなくてはいけない点としては、1つ目として、選挙事務所を投票所の近くに設けることの制約があること、2つ目といたしまして、公営ポスター掲示場の設置数が投票区ごとに制限されていることなどが挙げられます。これらの課題は再編の検討段階において選挙管理委員会で話し合いを重ね、これまでの実績や町の資産を活用しつつ有効な方法を見出してまいりました。今後さらに再編に当たっての分析を行いながら、改善すべき点は委員会において検討してまいりたいと考えております。

次に、(5)につきましてお答えをさせていただきます。

選挙管理委員会は地方自治法に基づき設置されている行政委員会であり、執行機関から独立した機関となっております。その職務といたしましては、選挙が公明かつ適正に行われるよう選挙に関する事務を管理するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

（1）、（2）、（3）は関連しておりますので、一括して質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

平成16年の5月に埼玉県選挙管理委員会のほうから投票率向上に関する報告書というものが出されました。その中には、具体的に取り組むべき方向が示されていたわけですが、その中の一つに投票しやすい環境の整備というものがございました。そういう中で、嵐山町においては今回投票所の再編が行われまして、12カ所あったものが8カ所に統廃合されるということでございます。アンケートをとっても投票所に近い有権者ほど投票率が高いというようなデータも出ておりますので、そういったことを考えると、こういった方向性と逆行しているのかなというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今回の再編でございますが、1年近くかけて選挙管理委員会の中で検討してまいったところでございます。この背景といたしましては、先ほども議員さんの最初のご質問の中にもございました。今後町の状況が推移をしていくと、少子高齢化はますます進んでいくと、そういった中であって、また町の例えば職員、こういったものも以前と比べれば大きく状況が変わっていると。こういった中であって、町の選挙管理委員会が行うべき選挙、これを適正に行うためにはどういった環境が必要であるか、将来を見据えてそういったものを検討してまいったところでございます。先ほども答弁の中でも若干触れさせていただきましたが、共通投票所と、こういった制度が法改正がなされ、今は認められていると。この共通投票所というのは、当日の投票でございますが、どこの投票所でも投票が可能だと。今は指定された投票区ではないと投票ができないわけでございますが、町内のどこの投票所でもできますよと、こういった制度でございます。選挙管理委員会といたしましては、将来そういったことがこの嵐山町において可能かどうか、将来的にはそういった姿を思い描いて、その前段階として今回の再編を行ったということでございます。確かに再編を行うことによって、若干従前よりも投票所が遠くなった方もいらっしゃると思います。そういったことも踏まえまして、一つの段階として今回の再編があったというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 今課長のほうからも共通の投票所ということがありましたけれども、これにはかなりの予算も割かれるということで、なかなか単純にはいかないかなというふうに思います。ちょっとミクロに考えてみますと、町全体の中では、ほとんどの方々が今回の再編はやむを得ないだろうというような認識をしていた方が多かったかなと私も思います。ただ、私の肌感覚として具体的に言うと、千手堂1区の方たちは少し抵抗感が普通のほかのところよりも強かったのかなというふうに思います。私なりにそれを何でかなというふうに考えたのですけれども、もちろんあそこの方たちは、自治会館で今まではできましたから一番都合がよかった。ただ、今回の再編成によって今度はB&Gのほうに行かなくてはいけない。距離的には多分ほかのところとそんなに大差はないのかなと思うのですけれども、千手堂1区の方々の生活圏、そういうのを見ると、例えば買い物に行くについても平澤方面だったり、あるいはどこか出かけるだったら菅谷方面、こちらのほうに生活圏があって、いつもそちらとの接点が大きいと。そして、またもう一つは、あそこに川があるのですね。都幾川があって槻川があると。この川というのは、地域を編成する上でとっても大切な役割をしていて、川のこちら側と川向こうというのはかなり地域性が違うという地域になっているところがやっぱり珍しくないと思うのです。ですから、川を越えていくということに対しても、とても距離以上に抵抗感を感じた方が多かったのかなというふうに私なりに感じていたのですけれども、具体的に千手堂1区の方たちの投票率がどうだったのかというのをデータ持っていませんから、正確には言い切ることはできないのですけれども、そういったことはしっかりとそういった地域の方々にもう一度意向調査なり何なりをして、そしてさらにご理解をいただけるような取り組みというのは必要かなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんの質問の中で千手堂1区のお話でございますが、実はこの再編計画を決定するに当たって、選挙管理委員会の中でもいろんな意見を頂戴しました。その中で多かったのは確かに千手堂1区をどこの投票区に入れるのかと。確かに生活圏という

ことを考えれば平澤のほうが好ましかったのかなと、そういった思いもあるわけですが、今回の再編の中では、やはり距離をまず見させていただいたと。また、川というのも1つの区分けになるかと思いますが、254バイパス、これも1つあるのかなというふうには考えてございます。ああいった大きい道路を越えて平澤までおいでいただくのがいいのか、あるいは距離的に近いB&Gのほうが好ましいとか、いろんな意見があったわけですが、最終的にはやはり距離、そういったものを考慮いたしましてB&Gに決定をしたという経緯がございます。今後につきましては、今回の結果、今年は7、8、9、10と、4カ月にわたりまして4つ選挙行ったわけですが、この結果についても選挙管理委員の皆様方も大変関心を高く持っておられますので、詳細な分析、まだ千手堂1区の方が実際にどうだったのか、そこまで細かくはできていないわけですが、今後委員会の中でそういった情報等々も事務方のほうで提供いたしまして検討を進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 今課長からもお話があったように、確かに国道がございすから。ただ、いずれにしてもどちらの投票所に行くにしても車で行かれる方がほとんどかなと。そういう点においては、心理面というのはとても大切な要素になろうかなということが考えられますので、ぜひそんなことも考慮していただけたらと思います。

それでは、選挙事務のミスというような観点から少し質問させていただきます。たまたま図書館のすぐ近くに住んでいる方とお話をすると、その方がお隣さんと一緒に図書館のほうに投票に行ったのだと。投票に行ったのだけれども、お隣さんは、どうぞといって投票ができた。しかし、あなたはここでは投票できませんよ、志賀2区のほうの自治会館のほうで投票してください。「隣同士なのに何でこんなことが起こるのですか。私のほうが住んでいる期間が短いから、そういうことも差別なのではないですか」というふうに言うので、そんなことは絶対ありませんと。それで、担当課の方に少し調べていただいたら、たまたま町民課のほうの入力ミスというのがあって、それであの地区というのは、ほとんどがむさし台なのですけれども、一部志賀がずっとせり出している地区があると。ここは何十世帯かあると思うのですけれども、このところは住所は志賀なのだけれども、おつき合いはむさし台と。ある課長さん

の自己紹介の中にもそんな言い方がありましたけれども、実際にそういうことがあるようでありますので。

ですから、これはたまたまのミスかなというふうに私も思っていたのですけれども、先月の11月の13日の読売新聞の社説の中に「1票の重みを肝に銘じよ」というようなタイトルの中で、選挙事務をめぐるミスが急増しているのだと。この急増する要因として、先ほど課長さんから説明があったように、職員の人手不足、もうどんどん減っていますから、そういう人手不足もあり、また選挙事務というのは専門知識や、あるいは経験も必要だと。そういう中で専門知識を持って経験を持った職員を育成する余裕がないのだということ。それからまた投票時間が延長されて、そして期日前投票の実施によって作業量が増大をすると。そういう中でミスが多くなってきて、結果的に選挙に対する信頼性、そういうところから投票率も下がっているのではないかなというような分析までされておりました。ですから、再度そういった特殊なところにおいては、もう一度住民一人一人の登録が間違っていないのか、あるいは広報する面においても、この投票所はこの区と一部こうですよとかというので、もうちょっと丁寧な形での広報の仕方が必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

投票所のまず広報、こちらに関しましては、今年度は続いての選挙があったということ、また再編を行ったこと、こうしたことを鑑みまして、その都度できるだけ詳しく投票所の位置も地図に落としたような形で広報に差し込み、ご案内をさせていただいたところでございます。今後もしろんな手段を使いまして投票所の場所等々、これ広報を行っていく、これは必要なことだというふうには考えてございます。

また、今投票の1つのミスというようにお話がございましたが、今のつき合いの部分と住所地の部分、これにつきましては、私は以前議員さんからお話をいただきまして調べさせていただいて、今回の件が把握ができたわけですが、なかなかつき合いがこうで、実際に住所というところに関してはなかなか行政側で把握ができない部分も正直あるかなというふうには思っております。基本的には転入を住民票をつくるときに、その方の行政区ということでデータをつくるというふうに思いますが、

その際にできることとすれば、きちんとそのお話を伺って正しい内容で事務処理を行っていくと、こうしたことが必要ではないかなというふうには思っています。

今議員さんお話しのとおり、新聞紙上では、例えば投票用紙を二重交付をしました、開票の中で何かミスがありました、そういったことがありますと大きく報道がなされる、取り上げられると。こうしたことが選挙の都度あるわけでございますが、幸いにして嵐山町では過去にそういったことは一度もないということでございます。今後も引き続き職員の皆様方にご協力いただきながら、適正に選挙を執行できるよう最善を尽くしてまいりたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） その方は、今年の9月の29日のときには、そういった対応をすぐしていただいて、しっかりと投票できましたということで大変満足しておりました。本当にありがとうございました。

そうしたら、今度は18歳、19歳、この投票率、先ほど19.27%ですか、全体の53.54%に比べるとかなり低い率になっております。2016年の参議院の国政選挙、このときに初めて18歳、19歳が選挙権が付与されて、そのときの投票率が46.78%、今年行われた参議院選挙31.33%、つまり15.45ポイントも低くなっているわけです。低くなったのは低くなったのですが、逆に私が注目しているのは、16年のときにもう18歳、19歳の半数ぐらいの若い人たちが投票に行ったということ。つまりそのときには国を挙げて、各自治体を挙げて、そしてまた学校においてもいろいろな取り組みをして、そういった機運を高めていった。その結果としてこのような半分ぐらいの若者が投票に行ったという結果は出せるのだと思います。ですから、それなりの教育、あるいはそれなりの働きかけをしていけば、必ずそれは実を結ぶのだということも逆に言うと言えるのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

投票、選挙人の年齢が引き下げってから数年たつわけでございますが、確かに今議員さんがお話しのとおり、引き下げられた当時はいろんなところで取り組みが行われたというように記憶をしております。それが時間が経るに従ってだんだん取り組みが

薄れてきている部分も、もしかしたらあるのかなと。その一方、教育の現場においては、やはり主権者教育というものがより充実をしている反面もあるのではないかなというふうには考えてございます。ここで、今年はたくさん選挙を行いましたので、選挙ごとに若干比較を実は今回させていただきました。先ほど町議選は10代、20代が20%前後ということでお話をさせていただきましたが、実は7月に行われた参議院議員、このときには10代が29.46%、20代が31.75%と、10代、20代それぞれ大体10ポイントぐらい町議選より参議院のほうが投票率がよかったと、10代のです。こういった傾向が、これは30代も同様な傾向があるわけですが、やはりこういった傾向を見てみますと、若い方たち、そういった方はどうしても内よりも外に目を向けるというのでしょうか、そういった傾向ももしかしたらあるのかなと。また、国政選挙であれば、これは連日テレビ、新聞等々で大きく報道されるわけですが、やはりそういったものの影響も少なからず受けているのかなと、こんな思いがしたわけでございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 今課長さんのほうが国政選挙においては29.幾つという投票率だったと。それを聞いて我々の努力が足らなかったかなというふうに反省を同時にしているところでありますけれども、いろいろなアンケートをとってみると、やはりみんなが行こうというような状況だったら私も行きますとか、あるいは投票に行った方にもう一度また行きますかと、それを若者に尋ねると、93.7%が行きますというふうに答えているわけです。これは慶應大学の教授の小林良彰先生の書いた文章でありますけれども、「なぜ若年層啓発が重要なのか」、これには「単にそのときの若年層の投票率の問題にとどまらず、彼らの生涯を通じての投票率を上げることに寄与する可能性があるからだ」と。「初めて選挙権を得た選挙に行くか行かないかで、その有権者にとって選挙は行くのが当たり前と認識するのか、それとも行かなくてもよいものと認識するのか、そういった違いが出てくる」と。つまり一番最初の取り組む姿勢が大切ですよということでもありますので、ぜひこういった18歳、19歳という年齢は町の方から見るとなかなか接点がとりづらい年齢であると思うのですが、ぜひ工夫を凝らしていろいろな啓発をしていただけたらと思うのですが、よろしく願いいたします。

それでは、先ほど課長からも主権者教育という言葉も出ましたが、主権者教育あるいは選挙教育という観点からご質問させていただきます。2016年の12月、総務省で実施をいたしました18歳選挙権に関する意識調査、この中の調査項目の最初に、「なぜ今回投票をしましたか」というような質問を投げかけている。その一番多かった答えが「投票は国民の義務だから」、39.3%、約4割の若い人たちが、18歳の人たちがそう答えていると。少なくとも私の認識では、投票が義務というのはどうなのかなと。今までの歴史的な背景を見ても、先輩たちがいろんな努力をする中でしっかりとその参政権を勝ち取ってくれて、そして現在に至っているということでもありますので、少し入り口の段階からずれが生じているかなと。

また、さいたま市のほうでは、明るい選挙推進協議会、これが主催した小学生を対象とした選挙教育を実施をいたしております。その選挙教育にかかわった埼玉大学の松本正生先生が、小学生への選挙教育というのはとても有効であると。なぜ有効なのかという理由の中で、6年生の秋以降であれば憲法の学習も終わっている。そういう中で6年生というのは十分有権者として耐え得ることができるのだということ。そしてまた、6年生の段階であれば、素直な感受性をそのときにはまだ持っているということ。そしてまた、それが中学生、高校生になっていくと、そういった特性がどんどん薄れていって社会に向けたアンテナの感度も退化をしていく。そういうところから考えていくと、有権者年齢の引き下げに備える主権者教育ではなくて、低年齢化を先行させた形での実践的な選挙教育が有効であるというふうに論じております。私も全く同感なのです。嵐山町の小学生において、そういった選挙教育を実施をしていくお考えがあるかどうかお尋ねをしたいと思いますけれども、これはどうですか。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

選挙教育というのはなかなか難しいですけれども、今お話にございましたように、日本国憲法の社会科において、小学校の場合は6年生、中学生の場合には3年生で公民という社会科の分野がありますので、その中で選挙、投票行動等については実際に学習しているものでございます。本町、中学校2校ありますけれども、両方の中学校とも投票箱は実際に選挙管理委員会のものをお借りして投票所というものを設営して

いますし、投票用紙も総務課のほうにお願いをしまして、実際に使う投票用紙をお借りして、投票箱の中に入れると開くというようなところも見ていただいたりしているところでございますので、選挙自体に関しては小学生も中学生も関心は持ってきているかなというふうには考えているところでございます。

実際に主権者教育という形になってきますと、その中心は高等学校になってくるのかなというふうに考えておりますし、また18歳からというところでございますが、私を感じるところで申しわけないのですけれども、18歳になると選挙権はあるけれども、ある者については二十歳にならないとだめですよという中途半端と言ったら申しわけないのですが、その部分があるので、高校3年生の中で在学中に18歳になった生徒たちもなかなかその自覚を持つのが難しい状況はあるのかなと。ただ、小中学校における選挙にかかわる行動等については、ポスターを描いていただいたりする中でだんだん、だんだん高まってきているのかなというふうには感じているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 今教育長のお話のように、既にそういった形で取り組みを始めていただいているということで、さらにそういったことが身近に選挙や、あるいは政治のことに関して感じていただけるような取り組みをしていただきたいと思います。この政治あるいは選挙、そういったものを身近に感じていただく。それにはやはりそれ相応の情報提供というものが私は必要かなと。身近に感じていただければ、おのずと選挙に対するあるいは政治に対する関心が高まって投票率も上がっていく。このところでちょっと基本的なことを確認させていただきたいと思いますけれども、例えば選挙権のない小学生等のお子さんを連れて投票所に行って投票するということは可能なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

小学生のお子さんと一緒に投票所で投票をということでよろしいですね。

〔「連れて、投票はするという形」と言う人あり〕

○青木 務参事兼総務課長 投票所内に小学生の、たしか中学生もオーケーだったと思いますが、そういったお子さんと一緒に中に入って投票することは、それは可能とな

っています。ただし、その同伴された小学生の方が実際に投票すると、それは禁じられてございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） そうしましたらもう一点、期日前投票に関して、期日前投票のときには投票所に入るときに整理券というか入場券というのが交付されておりますけれども、それを持たずに投票をすることができるのか。もしできるとするならば、その受付のところで身分証明書のようなものは提示しなければいけないのかどうか。お願いします。

○森 一人議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

町の選挙管理委員会が皆様方にお送りしている入場券でございますが、この入場券を持たずに投票は全く可能でございます。要はご本人さんであることが確認できれば、投票はできるということでございます。なお、その際に身分証明書等の提示は一切求めてございません。こちらで用意させていただきました、法の中で決められた書式のカードがございますので、そのカードにご記入をいただき、その内容が正しいと判断ができれば投票のほうはしていただいております。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 今は、総務省のほうでつくった若者啓発クイズ動画の中に出てくるようなクイズ形式なのです。その中でもう一つあったのは、政治にかかわっているもの全てを答えなさい。1、公園、2、スポーツ、3、歩道橋、公園とスポーツと歩道橋、どれが政治にかかわっていますかというクイズなのですけれども、これは当然答えは全部がかかわっていると。私がここで言いたいのは、例えば一番最初のお子さんを連れて投票所に行ける。これは子育て世代の人たちがこういうことを聞けば、子どもを連れていっても平気なのと。もうハードルがぐんと下がるわけです。多分ここにおられる方たちは意識が高いですから、そういったことはご存じかもしれませんが、一般の方々はまだまだこういったことは知りません。また、期日前投票で投票する、投票券がなくてもできそうだというのは聞いてあるのだけれども、このところでまた身分証明がどうのこうのということになると、ではなくて、たまた

ま役場に來た、それではついで行ってしまおうかなと。何もなくたって平気なのだという認識ができていれば、もっと気軽に投票の行動を起こすことができる。また、最後のように、何だ政治というのは生活全てにいろんなことでかかわっているのではないか。そういう認識ができれば、やはりそういったことに関心を持つことができ、結果として投票率をアップするということに私はつながっていくのかなというふうに思います。ですから、どういった情報をどういう形で出していくかということがとても大切なファクターになるかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんのお話の中にあったようなことというのは、大変重要なことだというふうに思っています。今、例えば自治体の広報紙を見ますと、いろんな形で市民の方、町民の方にわかりやすい、こんな紙面のつくり方をしているのが見受けられます。漫画仕立てで、その中に職員が出てきて、ごみの出し方はこうですよ。それがスーパーマンみたいな格好をして出てきたりだとか、このごみはこういうふうに出すのですよ。そういった紙面づくりをして、よりわかりやすくご案内をしている、そういった記事も時折目にいたします。今いただいたようなお話を十分参考にさせていただきまして、皆さんが気軽にと言っては少しどうかという思いもありますが、公平で適正な選挙がより多くの方にしていただけるよう選挙管理委員会としてはいろいろ考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 選挙管理委員会のほうから選挙が近づくとチラシが回覧のほうでよく回ってまいります。その内容を見ると、大体こういうことをやると公職選挙法にひっかかりますよと、有権者もこんな行為をすれば罪に問われますよというようなことがあるのです。これも基本中の基本ですから、とっても大切な情報です。しかし、そういうことばかりを情報として提供していくということになると、もうどんどんそういった選挙というものが遠のいてしまう、もう敷居の高いものになってしまう、投票行動を委縮してしまうということにつながりかねない。だから、先ほど言ったような、本当に一般の皆さんが素朴に疑問に感じるようなことに対して、少しそういう情報も含めて情報提供することによってバランスがとれたやはり情報提供に私は

つながっていくというふうに考えます。

選管のほうの役割、先ほど説明していただきましたけれども、有権者の政治常識の向上に努めること、選挙について必要と認める事項を選挙人によく知らせること。「よく」まで入っているのです。だから、そういうことを考えると、一般の人は一般の人ですから、やはりわかりやすく説明をしていくということに相当神経をとがらせて広報していくことが必要かなというふうに思います。

それでは、(4)のほうに移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○5番(佐久間孝光議員) これは被選挙人あるいは立候補者の立場からの件でありますけれども、町議選というのは火曜日から土曜日の5日間、選挙運動の期間がございます。嵐山町においては1万7,000ちょっとの人口ですから、そんなに大きな町ではない。しかし、この方々に自分を知っていただく、自分の考えを訴える、自分の政策を理解していただく、とっても大変なことです。もう5日間、朝から晩までやってとてもではないですけれども、伝え切ることにはできない。だから、1日目はこういうふうにしよう、2日目はこうしよう、3日目はこうして、最終日はこういう形で皆さんに投げかけていこうと、そういう5日間を1つのパッケージとして考えて、戦略を練ってやっている候補者の方も私は数多くいると思うのです。そういう状況の中で、期日前投票が2日目から始まる。そして期日前投票を済ませた。済ませること自体は大変いいことだと思います。しかし、その方は選挙公報も見ずに投票をする。その中には候補者のことをよく知っていて、あるいはほかの候補者のこともよく調べていて、この人しかいないということで確信を持って投票している人もいるでしょう。しかし、そうでない人もいるかもしれない。そうすると、例えば今回嵐山町においては投票場は少し減らされた、減らしたことによって投票率がぐんと下がることであってはいけなと。そういう思いの余り期日前投票を必要以上に強調をされてしまうと、これは我々のやっている選挙運動、選挙期間というものの意味が随分削られて損なわれてしまう危険性もあるというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

期日前投票が浸透するというものの一つの弊害というか、そういったお話かなとい

うふうには思っています。実際に私も期日前投票の事務等々も出ることも当然でございます。そういった中で期日前投票が始まった当初、選挙公報はまだないのかと、こういったお話もよくいただくわけでございます。そういったことを鑑みれば、やはり立候補されている皆様方の思い、そういったものをきちんと理解をした上で投票行動に移そうという方も大勢いらっしゃるのだと、こういったことを実感できるわけでございます。ただ、期日前投票につきましては、殊さらそれを誇張していると、ぜひ期日前投票にということを選挙管理委員会は考えているわけではございません。投票の基本は当日の投票がこれが基本だというふうに考えてございます。それに附随をするものとして、選挙人さんの利便性、こういったことを鑑みて法が改正なされ、期日前投票の期間等々も決まっているわけでございます。町としては、選挙管理委員会としては、法の定めたとおりに、基準とおりに期日前投票を行い、当日の投票を行うと、こうしたことを続けているわけでございます。ただし、最近少しだんだんこうふえてきているのが期日前投票の浸透に伴って当日の投票者が減ってくると。こうしたことを鑑みて当日の投票時間を少し繰り上げて開票を早め、早く結果を有権者の皆様方にお知らせをしようではないかと、こうした取り組みをしている選挙管理委員会も少しずつふえてはきています。埼玉県では本当にごくわずかでございますが、関東の中でも群馬であるとか、かなり多くの自治体がそのような取り組みをしています。選管としましては、こうした取り組みも近隣の状況等々見ながら考えていきたいと。考えていきたいというか研究をしていきたい、見守ってきたいと、こういうふうに思っているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 限られた人員の中で、また本当に長時間にわたって奮闘されているという光景は私自身も目にしておりますので、よくわかるのでありますが、それと同時に立候補者一人一人は有権者の審判を問う選挙において、その結果いかんによっては人生が大きく変わってしまう。もうそれだけの覚悟を持ってお一人お一人がチャレンジをしているのだということを十分に認識する中で、直前だけではなくて、少し日ごろからそういった機運が高まるように、そういったご理解がいただけるような情報提供をぜひお願いしていただきたいと思います。

それでは、（5）の最後の職務のほうに移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○5 番（佐久間孝光議員） 先ほど選挙が公明適正に行われるようにということが当然基本中の基本である。ですから、選挙管理委員の発言というのはとても重要であると。そして影響力がある。だから、その方の中で、ある特定の政党を連想させるような、あるいは支持していくような、偏った意見ではないかというような疑義が生じるような発言はあっては絶対にいけないと思うのです。でも、万が一そういったことが起こったときには、選挙管理委員会としてはどのように対応していくのでしょうか。

○森 一人議長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

選挙管理委員でございますが、これは議会の皆様方の選挙によって町民の代表を選んでいただいたと。そういった方が委員となるわけでございます。当然その委員の発言というものは重いというふうに捉えてございます。選挙管理委員会は、例えばお一人の委員さんの意見をもって何かを決定すると、独任制という組織では当然ございません。何をするにも皆様の合意をいただき、合議制の機関ということになっております。それぞれの委員さんのお考えをまとめて、最終的には皆さんが合意を得た上でいろんなことを進めていくと、こういった機関でございます。仮に今の議員さんのようなお話があった場合には、それはしっかり選挙管理委員の皆様方で協議をしていただくと、こうしたことになると思います。

以上です。

○森 一人議長 第5 番、佐久間孝光議員。

○5 番（佐久間孝光議員） 今、青木総務課長が言われたとおり、議会が選挙をもって送り出していくということですから、議会にとっても大変重要なことでありますし、責任を持たなくてはいけないなということでございます。ただ、一旦決まった後は、いろいろご指導していただくのは、そちらのその課のほうが中心になると思いますので、総務省のほうでも選管のOBを各自治体のほうに派遣をして、そして指導していただくというような制度も創設をしたようでありますので、ぜひいろいろな機会を捉えて指導していただく中で、さらに信頼の置ける選挙管理委員会にしていだけたらと思うのですが、よろしくお願いいたします。

それでは、大項目2のほうに移らせていただきたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○5番(佐久間孝光議員) ラベンダー園の今後の運営方針について。ラベンダー園は、本年正式にオープンをいたしました。天候には味方されなかったわけでありますけれども、テレビ等多くのマスメディアに取り上げていただいたおかげもあって、どうか最低限の入場者数、出店者の売り上げは達成できたと考えております。しかし、ラベンダーまつり終了後、大半のラベンダーが枯れ果てた光景を見たときに、今後継続的に運営をしていくことに危機感を持たれている町民も多くいることも事実であります。多くの方々のご協力、ご努力、ご支援をいただき、多額の予算を費やしてきたラベンダー園を名実ともに嵐山町のアピールポイントにしていくには、今後検討していかなければならない点が幾つかあろうと思います。

(1)といたしまして、らんざんラベンダーまつりの収支についてお伺いをいたします。

(2)といたしまして、今後もラベンダー一本で運営をしていく方針なのか。

(3)といたしまして、今後も千年の苑事業協議会が運営主体となっていく方針なのかお伺いをいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えさせていただきます。

今年度のラベンダーまつりについては、収入として国、町からの補助金1,851万円のほか、まつり期間中の来場者からの見学料が6万7,266人で3,363万3,000円、摘み取り体験や手芸教室等で767万9,580円、模擬店出店料やバス駐車場代で135万3,000円であり、収入合計といたしまして6,117万5,580円でございます。支出といたしまして、まつりの運営経費といたしまして3,642万6,240円、摘み取り体験や手芸教室等のスタッフ経費が339万6,500円、ポスター等の印刷経費が262万8,720円、広場等の整備等にかかった経費が211万4,207円で、支出の合計が4,456万5,667円であります。

続きまして、質問項目(2)につきましてお答えをさせていただきます。

地方創生事業では、ラベンダーを観賞だけではなく、ポプリやオイル等の香りを商品とする6次産業化への取り組みの可能性を秘めた作物として選定をいたし、現在復興に向けての作業を実施しており、約4ヘクタールに約1万5,000本のラベンダーの植栽が完了し、来春の植栽と合わせて6ヘクタールの園となる予定でございます。残

りの4ヘクタールにつきましては、当面はラベンダーを核とした地方創生事業の目的である稼ぐ力を推進するため、ラベンダーの開花期と重ならない草花等の農地を有効に活用できる作物も検討しながら、年間を通じて千年の苑エリアを楽しんでいただけるように検討してまいります。

続きまして、質問項目（3）につきましてお答えさせていただきます。

千年の苑事業推進協議会は、この地方創生推進事業を推進するために農業団体、商工会、観光協会や地元の土地改良区、代表者などで組織し、圃場の管理やイベントの開催などの協議や実施をしてまいりました。この事業も今年度が最終年であり、現在新たに運営体制等を検討するため、らんざんDMOプロジェクトを発足し、調査研究をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） ありがとうございます。今の収支の関係でございますけれども、見学料として3,360万円でしょうか、かなり多くのお金が入っている。また、そういったお金以外に、私の認識ではこういったお金はイベント会社のほうが集金をしたというふうに認識しているのですが、それでよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 こちらのイベントに関しましては、イベントの会場の設営であったり運営、そういったものを業者のほうに委託をさせていただいてございます。これにつきましては、現金を毎日収支保管をするというところでございますので、多額な金額になるというところもあわせて、そのイベント会社のほうに一括委託をさせていただいてございます。ただ、毎日収支等につきましてはの人数等については報告をいただいているというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） そうすると、そういった見学料あるいはバスの駐車料金ですか、これはそのイベント会社のほうに全額入って、そのお金は一時的でもいいですけれども、協議会のほうに納付されるということはあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

- 杉田哲男農政課長 これにつきましては、経費につきましては収支を業者のほうから報告をさせていただいてございます。そういった中で、収入のほうについては相殺をさせていただいているという部分もございます。

以上です。

- 森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

- 5番（佐久間孝光議員） ちょっとざっくりな計算になってしまうかもしれませんが、例えば集めたお金、3,380万円前後でしょうか。そして、イベント会社のほうにお支払いをしたのが3,640、50万円ということですか。そうすると、単純計算で250万円前後のマイナスであるというふうになろうと思いますけれども、こういった認識でよろしいでしょうか。

- 森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

- 杉田哲男農政課長 収入の部分でございますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、このまつりの事業主体につきましては、協議会のほうが実施をさせていただいてございます。そういった中に国、町からの補助金、それらも含めまして事業費というふうな形で事業を実施しているというところでございます。

以上です。

- 森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

- 5番（佐久間孝光議員） 先ほども説明があったように、国からだとか町からの補助金も入っていると。ただ、こういったことというのは、今年度はありますけれども、来年度以降は未定であるというようなこと。ですから、今回はちょっと収支ということで厳し目に見させていただきますけれども、そういった補助金みたいなものはちょっと抜きにして、そして考える。それで、また1年間の維持管理費、今までいろんな説明を受けた中で大体3,000万円前後かかるという認識でよろしいでしょうか。

- 森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

- 杉田哲男農政課長 今年度の圃場のほうの管理費につきましてがおおむねですけれども、2,300万円程度を予定をさせていただいている状況でございますので、1年の維持管理、圃場のほうの管理についてはその程度かかるのではないかなというふうに考

えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） その他の摘み取り体験ですとか手芸の関係、そういった収支を見ると、ほぼほぼプラス・マイナス、ちょっとプラスかなというような形で、非常にすばらしい運営をされているのです。ただ、この件に関してはちょっと収支のバランスがいかげなものかなと。最初、私がお話を伺ったときに、大体7万人ぐらいの入場者を見込んでいると。そして、1人が500円の入園料なので、大体3,500万円ぐらいい。そのうち2,000万円ぐらいいはイベント経費として使うだろう。1,500万円ぐらいいは町のほうに返還をされるだろうと。多少、イベントですから、前後はあるけれどもというような説明を受けたわけです。ただ、多少の前後ということでの説明で、今回の収支をなかなか見ることはできないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

今年度につきましては、おまつりのほうの初年度ということでございまして、会場の設営費、また目標といたしましては7万人のほうを想定をさせていただいてございます。ただ、こちらのほうのイベントのほう、開始をするボリュームといたしまして、7万から10万人程度の会場のほうの整備といいますか、人事配置、そういったものがされたのではないかなというふうにこちらとして考えてございます。

大きな反省点といたしましては、やはり固定経費、駐車場のスタッフであったり、また警備員、そういったものというのが当然来場者のほうの予測ができませんので、ある程度の、今年度につきましては初めてということもございましたので、プレオープンの反省を踏まえて、人事配置を、警察等の協議もありまして、させていただいた。そういった固定経費が想像以上にかかってしまったということが大きな反省点だというふうに考えてございます。今後につきましては、そういった固定経費をより圧縮しながら、やはり来場者の方に不便を来さないような形、また地域住民のほうに交通渋滞等迷惑をかからないような形での運営というのが大きな課題ではないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番(佐久間孝光議員) 今個々の改善点等も含めてお話をいただきましたけれども、私が一番心配しているのはこの契約の形態、今の形態のままだと全て、例えば収入の大半が民間のほうの会社のほうに行ってしまう。一切こちらには来ない。そして、最終的に、終わったときに、これこれこういう説明はあるのでしょうかけれども、そうではなくて、やっぱりそれだけの収入を得たものはやはり協議会なりなんなりがきちっとプールをしておいて、そしてイベント会社のほうからこれだけの経費がかかりましたという請求を受ける中でやると。相手は民間の会社でございますので、一旦懐に入ったお金をそうやすやすと出すかな。これは本当に失礼な話かもしれませんが、一般論としても、そういったことはあるかなというふうに思うのです。ですから、その辺の契約の結び方、内容というものをもう一度再考する必要があるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

こちらのほうのまつりの維持管理、運営につきましては、実施計画書というものを業者のほうから提出をさせていただいてございます。先ほどお話をさせていただきましたけれども、交通警備員のほうの駐車場出口等の配置、こういったものの人数につきましては、警察との協議によりまして、土日、平日というふうな形でのスタッフ配置をさせていただいてございます。また、イベントのほうの会場設営費であったり、会場内の誘導、そういったふうなスタッフの配置につきましては、まずは地元の業者を使っていただくということが最優先でございますので、例えばまつりのほうのテント、イベントテントの設置、そういったものにつきましては、当然商工会等にお話をさせていただきまして、実施が可能かどうか、可能であれば、見積もりをいただきまして、そういったものを業者のほうに提示をさせていただいて、ではこれについてはこういったことでできるのではないかと、そういったものを多々させていただいております。

ちょっと例を申し上げますと、イベントのほうの会場での電気の配線工事、こういったものは電工会さん、また給排水設備、そういったものを町内業者のほうに委託を

させていただきまして、これは委託業者のほうから直接そちらのほうの事業者のほうに工事を発注してございますけれども、そういった形でお金のほうは支出をさせていただいているというふうな状況でございます。また、摘み取りであったり、会場のスタッフのほうの配置等でございます。そういったものにつきましてもシルバー人材センターのほうにお話をさせていただきまして、スタッフ配置、何人手配ができるか、またそこでできないものにつきましては、町内の方にお声かけをさせていただきまして、町内からスタッフを募るところで、これにこういった形につきましてはできる限りのスタッフ、工事、そういったものは町内業者を優先、第一に考えていただきまして、そういったものについては、こちら側も目を光らせて事業者のほうと折衝に当たっているというふうなところでございます。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

再開の時間を午後2時40分といたします。

休 憩 午後 2時31分

再 開 午後 2時40分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 先ほど課長のほうから地元の方たちもいろいろ工夫をして雇用していただいているというような説明もございました。それは、もう本当にありがたいことかなというふうに思います。ただ、先ほど申し上げたように、現金の管理等のいろいろな問題もあるかもしれませんけれども、でもやはりこういった運営をする上において今のままではどうなのかなというふうに感じます。これが7万人ではなくて10万人来たとしても、多分収支のバランスはそんなに大きく改善されるということは見込むことがしづらいというような形になっていると思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

そしてまた、今地元の人たちを優先にというようなことがございました。これはおまつりの期間だけではないですけども、ラベンダーの苗です、この苗はどちらのほうから、最初の段階は業者さんのほうから購入をしてやっていた。しかし、今はだんだん地元でしっかりとその苗を栽培できる方がふえてきたということで、その辺のこ

とはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 苗の購入につきましてお答えさせていただきます。

これにつきましては、この地方創生事業は28年度から開始をさせていただきまして、ライセンスのないグロッソという非常に暑さに強い品種と、また香り、オイル等にも活用できる品種ということで選ばさせていただきました。それにつきましては、このグロッソについては、挿し木でふやせるというふうなところもございます。また、ライセンスがないものですから自由にふやせるというところもございます。農産物生産組合、町内の花卉部会のほうにお話をさせていただきまして、そういった方々に取り組めるかどうか、そういったものもお話をさせていただきまして、10名を超える生産者の方々に手を挙げていただきまして、この先進地であります群馬県のほうの生産者の方、そんな方を講師で招きまして、挿し木のやり方であったり、その後の管理、そういったものを含めまして3回程度研修会のほうを実施をさせていただきました。なかなか最初につきましては思うようにはいかなかったわけですが、今年の秋に植えさせていただきました苗につきましてが全部で約1万5,000本、1万5,096本、こちらのほうを植えさせていただいてございます。その中で、当然1年前に挿し木をさせていただきまして、翌年購入ということでございますので、こちらといたしましては、1万5,000本程度はオーダーをさせていただきまして生育にかかっていたわけですが、やはりロスというものもございますので、我々のスタンスといたしますと、できたものは全量買い上げるというふうな形で、当然生産者のほうもラベンダーまつりの中でも当然苗の販売、まずはそういったところで売っていただくということが基本になりますので、それらで残ったものといえますか、在庫のほうにつきまして町内から7,484本購入させていただいてございます。当然こちらのほうの植栽面積についての必要株数というものがございまして、残りのものについてを町外からオーダーをさせていただきまして、植栽をしたというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） それでは、再度確認させていただきますけれども、そうす

ると、地元のそういった生産者の方たちが生産をして、おまつりに出すもの以外のもののできたものは、全部こちらのほうで買い取って、そして生かしていくという認識でよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 今ラベンダー園のほう、造成をして植栽をしていると。これからもロスが出てくる部分がございます。ただ、こちらをやはり当てにするだけではなくて、ちょっと表現が適切ではないかもしれませんが、農業者がこれから来場者、来ていただいた方にやはり販売をしていただきまして独立して稼いでいただくというところがまずは柱なのかなというふうには考えてございます。当然この事業のほう実施していく中で当然欠損株というのも出てまいります。そういったものを補うものにつきましては、当然町内からを大優先に購入していくという考えには変わりはありません。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 再度お尋ねします。

そうすると、その生産者の方たちが必要に応じて自分で直接販売をしたり、でもこの協議会のほうからラベンダー園を整備する上で必要な本数あれば、それは今後も全部買い取って生かしていくという認識でよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 全量を買えるかどうかというところにつきましては、生産者のほうから、また当然前の年にこちらからの必要な株数、そういったものはオーダーをしてまいります。それを踏まえて生産をしていただきまして、あとは生産者の方が先ほど申し上げさせていただきましたが、販売に向けての株数、そういったものも生育をしていただくというところになるかなと思います。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 最大限に、先ほど申し上げたように6次産業化、あるいは地域の活性化等々も大きな目標の一つでありますので、活用していただきたいと思い

ます。

それでは、(2)、(3)、これは運営面でありますので、一括してお願いしたいと思います。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○5番(佐久間孝光議員) 平成28年度に総務経済常任委員会、私も委員長としてお世話になっておりました。そのときにこのラベンダー園の議論はかなり幅広くさせていただきました。その委員会の中で、現在は協議会だけれども、あれだけの大規模なラベンダー園であるので、やはりそのところにはラベンダー園をしっかりと維持管理していくのだという運営母体を設立すべきだというような提言、そしてまた町から財政的な支援を受けるのではなくて、あそこでいただいた入場料だとか駐車料だとかいろんなものを、その中であその経費、そしてまた1年間の維持管理も含めて、あそのところで自主的に運営できるようなシステムを構築していくべきだと。そして、またラベンダーだけではなくて、ほかのものも含めた成功例を研究していくべきだというような提言を28年度のときにさせていただいたと思います。そして今回、先ほどお話を伺うとラベンダー一本ということだけではなくて、ほかの草花等も植栽して楽しんでいただくような形、また春だけではなくて秋も楽しめるような形ということがお話ありますけれども、その件についてもうちょっと詳しくお願いいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

まず、この組織のほうでございます。そちらにつきましては先ほどちょっと答弁をさせていただきましたけれども、これからのこの千年の苑を主に運営していく母体、そういったものを今調査研究するためにらんざんDMOプロジェクト、そういったものを庁舎内に設けさせていただきまして、それ以外にも外部からということで、商工会であったり観光協会、そういった方々にも参画をしていただきながら今検討をしまっている状況でございます。こちらのDMOのほうの組織につきましては、こちらは観光庁のほうが進めている組織づくりでございます。地域の多様な関係者を巻き込みつつ科学的なアプローチを取り入れてということで、観光地域づくりを担うかじ取りとなる法人、そういったものを目指すというふうな事業でございます。そういったものも研究を入れながら、今運営母体のほうがどんな形がいいのか調査をさせて

いただいている状況でございます。

来年度以降の当面の間でございます。こちらにつきましては、先ほどお答えをさせていただきましたが、来春、約2ヘクタールを植栽をさせていただきまして、今のスタッフ等々で維持管理が行き届く面積というふうなところも考慮しながら面積のほうは算出をさせていただいてございます。残りの2ヘクタールにつきましては、当然農地でございますので、例えば麦であったり大豆であったり、ソバであったり、そういったものを活用しながら、この春から夏にかけて皆さんに見ていただけるような草花、そういったものも研究をしながら植えつけをさせていただきたいと、管理をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） ラベンダーに関しては、今はグロッソという品種で一本でやっていますけれども、当初はグロッソだけではなくてセンチヴィアという品種も、これは春だけではなくて秋も咲くのですよということをやったのだけれども、実際は根づくのが余りうまくいなくて、秋のころにはとてもお客さんと呼べるような状態ではないということになって今になっているわけです。ですから、ぜひそういった草花を剪定するときには、あそこの土地にあったものをぜひいろんな角度から研究をしていただいて、そういったことがないようにお願いをできたらと思います。

これは直接関係ないことでありますけれども、あそこの地というのは町も、それから県も、それから国も多くのお金を使っていろんな人の手助けをいただきながら、草ぼうぼうだったところです。一部には耕作されていますけれども、中には大木なんかもあったわけです。しかし、あれだけの皆さんの協力であんなにすばらしいラベンダー園をあそこまで作り上げていただいたわけでありますので、私の個人的な意見としては、協議会の中からもうあそこまで町でも県でも国でもやってくれたのだから、よし、この後は俺のところに任せろというような団体さんがまだ出てこないのかなというのを非常に残念で歯がゆく思っております。しかし、どういう形にしる一旦スタートしたからには成功させなければいけませんので、町民の方々も安心して、そしてともに楽しんでいただくことができるようなラベンダー園にしていくという決意のほどを、安藤副町長、なぜかという、安藤副町長は私もお世話になったとき、観光協会の中で、現在観光協会のバーベキュー場は、日本一のバーベキュー場だということで

何年も連続しているわけです。そういうふうになる前にいろいろな改善を、改革をしていただく中でそれだけの結果もつながつているというふうに感じておりますので、そういった経験も踏まえて、ぜひ一言お願いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 議員さんいろいろご心配いただいて、ご提案をいただいてまいりました。本当にありがたいというふうに思っています。今回のラベンダー園が枯死をしたこのダメージというのは、ラベンダー自身も大変なダメージでございましたけれども、このラベンダー園に情熱を注いだ職員、団体にかかわる全ての人が大変な落胆でございました。心が折れるというのがありますけれども、これどうしたらいいのだろうというふうな、そんな状態でもございました。それをもう一度復活させようと、ここに気持ちを新しくこれ燃え上がらせるのに大変な時間がかかりました。それでもプレオープン、本格オープンをして、多くの町民の皆様、外からのお客さんが、「大成功だね。嵐山町のイメージが大きく変わったね。よかったね」、そういうお言葉をかけていただいて、それが一生懸命やった人たちの労をねぎらったのです。そういった思いもありましたから、この復活させようとその気持ちを持って、今課長からお話ございましたように、枯れ果てたラベンダー園を整理をして、栽培方法にもいろいろの方からご意見をいただいて、圃場もつくり直して、今議員さんからお話ございましたように、グロッソだけではなくて他の品種も織りまぜながら、地に合ったラベンダー園にしていこうと。

そして気がついたのは、大きく皆さんが気がついたことって、6ヘクタールというのが今嵐山町の持てる力を発揮できるのは草の管理をしたり、いろんなことを圃場を管理していくのがそこが、キャパはそこだろうと。一応そういう結論を出して、6ヘクタールを目標に今復活を皆さんで取り組んでいると、復活に取り組んでいるというふうなことでございまして、残った4ヘクタール、これも議員さんおっしゃるとおりでございまして、観光による町の活性化、稼ぐ力の発揮ですから、どんなものを観光客は望んでいて、それについてこの土地に合った花なのか作物なのか、そこも大いに研究をして作物を、あるいは花を決定をしていきたいというふうな今課長の考え方でございますので、それも楽しみにしながら、この千年の苑ラベンダー園がサクセスストーリーというか、成功をさらに、復活をして成功につなげると、そういうラベンダ

一園としてさらにまた評価が高まるように、そんな取り組み方も精神的にはみんな持ちながら取り組んでいこうと、こういうふうなことになっております。ぜひとも今後ともご指導いただいて、職員ともども、DMOの観光による今取り組んでいるのは独立採算、マーケティング、ブランディング、一流の花園にして多くの皆さんに来ていただいて、お金もうけ、お金が落ちる、商工業者も農業者もそれによって潤う、そんな園にしていこうというふうなのを目標に取り組み始めておりますので、ぜひともまたご指導をいただくと大変ありがたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 第5番、佐久間孝光議員。

○5番（佐久間孝光議員） 私も一町民としても全面的に協力して、できることは大いに協力していきたいと思いますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 狹 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号2番、議席番号3番、狹守勝義議員。

初めに、質問事項1の台風による嵐山町の被害状況と復旧計画並びに進捗状況についてからです。どうぞ。

〔3番 狹守勝義議員一般質問席登壇〕

○3番（狹守勝義議員） 3番議員の狹守勝義と申します。新人でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項の1番について質問させていただきます。

台風19号は、東日本を中心に甚大な被害をもたらしました。これは10月29日、ちょっと前の調べですが、全国で亡くなられた方が88人、行方不明者が7人、住宅が水につかったり、全半壊した住宅被害が7万9,600棟を超えて、土砂災害は661件、また農林水産の被害が880億円を超えるという報道がされています。

そこで、(1)番として、嵐山町の被害状況はどうだったのか伺います。次の項目ごとにお答えいただければ、ありがたいと思います。

まずアです。人的被害状況、イ、住宅被害状況、ウ、道路などの生活インフラの被

害状況、エ、農林水産の被害状況、オ、観光資源の被害状況、またその他ということ
で何かありましたら報告いただきたいと思います。

(2) 番として、災害に遭われた方は、これからの生活再建とか、日常生活にやり
きれない思いと不安を抱えております。それだけに被害の復旧は日常生活にかかわる
ものからできるだけスピード感を持ってやらなければならないと思います。復旧計画
と進捗状況について伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

賛田地域支援課副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 質問項目1の(1)につきましてお
答えをいたします。

初めに、ア、人的被害の状況につきましては、報告はありませんでした。

イ、住宅被害状況は、床上浸水4件、床下浸水16件です。床上浸水は、杉山3件、
太郎丸1件、床下浸水は、杉山3件、太郎丸12件、川島1件です。

次に、ウ、道路などの生活インフラの被害状況につきましてお答えいたします。道
路の被害につきましては、町道遠山127号線の道路損壊、相生橋北歩道表層損壊、そ
の他土砂崩れが9件です。橋脚等の被害につきましては、谷川橋の護岸及び舗装の破
損、班溪寺橋及び千騎沢橋の護岸の破損です。また、水道施設の第1水源では、電気
施設の故障及び土砂の流入、第2水源の浸水、土砂の流入がありました。

次に、エ、農林水産の被害状況は、農業用施設の被害として、水路のり面崩落等が
9件、揚水機場のポンプ及び分電盤水没による全損が1件、田んぼ畦畔崩落が1件、
パイプハウスのビニールが破れた被害3件です。また、農作物被害が2件、山林被害
として民地ののり面崩落がありました。

オ、観光資源の被害状況は、嵐山邑溪谷プラザ(バーベキュー場)施設の浸水及び
浄化槽への汚泥の流入、フロア及び電気制御盤などの浸水により浄化槽が使用できな
い状況です。また、甌穴駐車場のフェンス倒壊、舗装の剥離がありました。

カ、その他の被害は、武蔵嵐山駅東西連絡通路東口エレベーターの浸水、生き生き
ふれあいプラザやすらぎ、健康増進センターの雨漏り、教育施設では、嵐山幼稚園、
菅小、菅中、図書館、B&G海洋センター、日赤社屋の雨漏り、杉山城跡の崩落など
がありました。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

災害復旧事業計画につきましては、平成25年3月策定の嵐山町地域防災計画におきまして、被害の程度を十分調査検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を作成することとなっております。災害復旧計画の種類は公共土木施設災害復旧事業計画、農林水産業施設災害復旧事業計画、上下水道災害復旧事業計画、学校教育施設災害復旧事業計画、社会教育施設災害復旧事業計画などが定められております。今回の台風被害に対しましては、復旧事業計画という形態のものは作成しておりません。それぞれの被害につきまして災害復旧事業として採択いただくよう国等の定めに従い、手続を進めております。床上浸水の被害に遭われた住宅につきましては、災害救助法の適用を受けるべく手続を進めております。また消毒用石灰の配布、浸水によってできた災害廃棄物の受け入れ、現地を確認し罹災証明を発行、税の減免、見舞金の支給、NHK受信料の免除に関して取り次ぎ等を行いました。各施設の雨漏り、倒木、土砂の流入などの簡易なものにつきましてはその場で対応、また既に対応済みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） まず、（1）番につきましては、一応状況報告ということで、これにつきましては再質問はございません。

（2）番の復旧計画、進捗状況ということについてちょっとお尋ねしたいと思うのですが、まず住宅被害が起こったその方々は今どういう状況であるのかということと、それから嵐山町は稼ぐ力というものに力を入れているというふうに私は認識しておりますが、そのときに要するに農林被害、そしてまた観光資源への被害というものがこれからどの程度復旧復興していったら、いつごろそういったものの復旧が進むのかということによって、これから観光事業とか農業関係の事業というものの活性化が図られるだろうというふうに思っていますが、その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

賛田地域支援課副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 お答えいたします。

住宅被害、特に床上浸水のお宅、住宅につきまして、今災害救助法の適用を受けるべくと申し上げましたが、一部損壊という罹災証明を税務課のほうで発行し、30万までという補助の申請を4件中3件が申請しているというところです。それにつしまし

て、業者さんのほうがその修理をし、そのかかった費用のうち30万円が補助になるというような申請を上げているところです。

○森 一人議長 続いて答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから農業被害につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

今答弁の中にございました農地災害、農業用施設災害、こちらにつきましては、国のほうの災害指定を受けまして、これは60万円以上のものが該当になるというところでございます。今現在業者等と見積もり、関係機関のほうに設計をお願いいたしまして、来週国の災害のほうの査定を受ける段取りというふうな形になってございます。

また、農業の従事者の農作物等に関する被害でございますけれども、越畑地区、また古里地区の飼料用米等が冠水してしまった。また今嵐丸塾等でハウレンソウのほうを実施してございますけれども、そういった新規就農者のところが災害に遭われたというところがございます。こちらにつきましては、埼玉県農業災害対策特別措置条例、これ県で定めている条例でございますけれども、そういったところで復旧をしていくと。これにつきましては、被災された圃場の再開に係る種苗、種・苗等の補助であったり、また土壌消毒であったり、土壌改良、そういったものの実費につきまして補助をしていくと。2分の1の補助というふうな形になりますけれども、そういったもので農業再開に向けた事業でございます。嵐山町のほうにつきましては、1件の方が該当になるというところでございましたけれども、その方のほうの聞き取り等を行った中では、ちょっとこの国の災害のほうの需用額まではいかないのかなというふうなところで今検討させていただいている状況でございます。当然町といたしましては、国のほうの事業に該当しなければ、町で今補助で実施してございます農業者フォローアップ等々を活用しながら再開に向けて支援を行っていきたいというふうを考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 続いて答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは観光資源に関しましてご答弁させていただきたいと思います。

まず嵐山邑溪谷プラザ、これはバーベキュー場の浄化槽の被害でございます。これにつきましては、土地災害復旧事業という補助事業の今申請をさせていただいているところでございます。これにつきましては、今月の19、20日の日に国のほうの災害査定というのが予定されております。これは19、20の2日間で土地災害施設やるということでの連絡受けておりまして、現在19か20日というのは、ちょっとまだ決まっていない状況でございますけれども、この2日間のうちに国の災害査定というのを受けて、これが査定のほうを通りましたら、今議会で補正予算でもちょっとお願いはしておりますけれども、早急に工事の発注をして、例年ですと3月末にまたバーベキュー場を再開、シーズンが始まるわけですが、それに合わせて復旧できるようにやりたいというふうに思っております。

また、甌穴の駐車場、あと先ほどこっちと（1）のほうで漏れていたのですが、嵐山溪谷に冠水橋という橋があります。この冠水橋のほうも4カ所ほど石張りがちょっと剥がれてしまいまして、合計面積でいいますと約15平米程度でございますけれども、この甌穴の駐車場と冠水橋につきましては単独災害の復旧事業債、こういった事業債のほうを受けて、これも来週その事業債のほうの申請をするという予定になっておりますけれども、そちらのほうも採択されましたら随時工事のほうの発注をして、できましたら年度内に何とか来シーズンの観光シーズンが始まる前には終わりにできればというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狹守勝義議員。

○3番（狹守勝義議員） できるだけスピード感を持って復旧復興ということは大事だろうというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

そこで、今度2番目の今後の防災対策について伺いたいと思うのですが、大きな自然災害が起こりますと、よく想定外という言葉が出てきます。私は東日本大震災が起こった後ということから考えると、この言葉というのはある意味では逃げ道とか言いわけに聞こえてならないなというふうに思っております。ですから、嵐山町も今回こういう甚大な被害を受けたわけですから、少なくとも嵐山町においては、この言葉を使っていくのはやめてほしいなと、そういうふうに思っております。今後はこれまでの教訓を生かして最悪状態を想定して、人命第一で災害に強いまちづくりをしていかなければならないというふうに思っております。

そこで、広範囲にわたる今後の防災対策の中で、人命第一の観点から次の２項目について伺います。

まず（１）番、嵐山町の洪水ハザードマップがつくられて、危険地域の方々に周知徹底しているのかということ。（２）番として、避難者の誘導と避難所の運営についてしっかりとした体制構築の準備ができているのかということをお伺いします。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

賛田地域支援課副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。

当町には浸水想定区域に指定されている箇所はなく、洪水ハザードマップは作成しておりません。現在県において浸水想定区域を見直しをしております。来年度公表される予定となっておりますので、それを踏まえて洪水ハザードマップについて検討してまいりたいと考えております。

質問項目２の（２）につきましてお答えいたします。

避難所運営マニュアルにつきましては、平成31年３月に作成し、今年度の防災会長会議で説明をさせていただきました。台風19号につきましては、避難所の開設が短期間であったことにより、町職員が対応いたしました。今後につきましては、防災会、自治会と一層のご協力をいただきながら、避難所の運営体制を整備してまいりたいと考えております。避難者の誘導につきましては、今回の経験を踏まえ、消防団及び警察、防災会、自治会等にご協力をいただき、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第３番、狹守勝義議員。

○３番（狹守勝義議員） 今の説明で、洪水ハザードマップは作成していないと。要するに浸水想定区域、県において見直していて、その後の予定だということだろうと思うのですが、これは町独自で作成するということとはできないものなのでしょうか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

賛田地域支援課副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 お答えいたします。

町独自で作成した場合、その根拠になるデータと、また今までの状況等がはっきり

したものがないと、それをつくってしまった場合、例えば土地の価値とかにも関係していきまして、窓口によく来られるのですけれども、不動産屋さんが洪水ハザードマップを見せてくれとよく来られるのです。それはやっぱりその地域がそういう地域かどうかというのを確認に来られるのですけれども、今嵐山町はありませんという回答をしておるのですが、そういう状態で、もし今回の浸水したところが、浸水想定区域というものをもし町がつくってしまった場合は、それが説明がつかないということで、独自でつくるのは難しいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、伏守勝義議員。

○3番（伏守勝義議員） そうすると、基本的に今回被害に遭われた方、当然大変な思いをしているわけですが、今の時点だと、県の指定というか見直しがあって、それを根拠にしたものでないといつけれないという解釈でいいわけなのですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 補足の意味も含めて私のほうでご答弁をさせていただきたいと思います。

伏守議員さんがご質問をいただいたとおり、まずハザードマップの整備って、これ急務なのです。そういうことだというふうに思っています。全国の今度の台風19号で被害に遭った河川、これは水防法で浸水想定区域が定められて、それに基づいて市町村の義務としてハザードマップの作成ということになるわけですが、それが残念ながら、埼玉県では48の市町がハザードマップが義務化をされていると。残りの15市町村については浸水想定区域すら指定、定められていない。したがって、洪水ハザードマップをつくる根拠、バックデータを持っていないと。唯一入間市が浸水想定区域はないのですけれども、ハザードマップをつくったのです。それが果たして法に基づかないものですから、いろんな点でふぐあいとか、そういうことはあるのかなのかというふうなことになるわけですが、原則はあくまでも法律に基づく浸水想定区域が定められて洪水ハザードマップが作成されると。嵐山町の場合は、それを待っていたのでは住民の避難に支障を来すと、ということでございまして、町で単独で都幾川と市野川に水位計をつけたのです。それでその目盛りのここまで来れば避難勧告を出す、ここまで来れば避難指示を出すという運用基準を町で作りまして、初め

で今度の19号でその運用をしたのです。

そういうふうな状況でございまして、洪水ハザードマップをつくるのには、埼玉県でいうと、今度29の河川が56カ所、氾濫をしたのです。このうち指定をされている河川というのは21カ所しかなかったと。そういう指定をされていない河川で大きな災害が発生してしまったと。これが教訓でございまして、今賛田副課長が申し上げましたとおり、埼玉県も限られた人員、限られた財源の中で急いでこれをつくるべく国と協議を開始したというふうなことでございまして、嵐山町はその被害すら発生していないですから、浸水想定区域が定められるのは相当まだ時間がかかるのかなというふうに思っています。それを待っていただけませんので、町の独自の運用を始めたというふうなことでございまして、議員さんのおっしゃるとおり大変な急務でございまして、これを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 次に、その避難所のことについてちょっと再質問をさせていただきたいと思うのですが、今回議会のほうにも報告がございまして、要するに今まで起こったことのないような災害だったということで、避難所のほうもいろいろ混乱があったというような報告も受けております。例えば想定した人数以上に避難してくる方がいらっちゃって、そこがもういっぱいになって、ここではだめだからということで、また別なところに行くと、そこでもここもいっぱいだからということで、急遽菅谷中学校でしか、避難所を開設したということで、そちらのほうに遠くにまた避難をするという、そういうふうな状況のことを伺ったことがあります、そうした状況の中で、今後これ以上の台風というか、大雨というか、そういうふうなことも考えられるわけですから、その避難体制というものをきちっとしたものを作成して、そして住民の命というものを第一に、人命というものを考えてやっていただければありがたいなというふうに思っておりますが、そういった意味で、要するに地域力というのものがすごく大事だろうというふうに思うのです。この中で、やっぱり避難所の中で、独自に例えば集会所を開設したとかという話を聞いたこともあるのですが、そういったことに対して何か規制とか、こうしなければならないというようなものがあつたら伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

賛田地域支援課副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長　お答えさせていただきます。

避難所につきましては、平成29年の21号の台風のときに初めて避難勧告を出し、避難所を開設しました。そのときに2カ所、4世帯8名の方が避難されました。今年度は台風15号のときに6カ所、避難所を開設し、3世帯4名の方が避難されました。今回3回目ということで、162世帯、386名と、6カ所の中で避難された方が桁違いに多かったのですけれども、この間にまず職員に対して災害対策の見直しということと、あと避難所開設マニュアル、また水防監視マニュアルというようなものを作成しまして全職員に説明会を開きました。これによって避難所に班体制で1班、2班というような形で班長を中心に配置して避難所を開設するという形をとったのですけれども、これと同時に避難所運営マニュアルというものも作成いたしまして、同時にこれを生かしていきたいのですけれども、まだ3回目というのは言いわけにはならないのですが、それぞれなれていないもので、今回も配布物をどのくらい持っていったいいのか、またペットの扱いはどうなのか、その場その場でやっぱり決めなくてはならないようなことが多くありまして、そのたびに見直しを図っていければと考えているところです。この回答にさせていただきましたとおり、今は職員が開設を中心に行っておりますが、いずれは自治会、防災会等が中心になってやっていただければ、行政はその後をフォローするというような形ができればいいのかなと考えております。

以上です。

○森　一人議長　第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員）　わかりました。この件につきましては、以上のことでよろしいかと思しますので、次の質問に移らさせていただきたいと思います。

○森　一人議長　どうぞ。

○3番（狛守勝義議員）　それでは、3番のいじめ・不登校の状況と「嵐山町いじめ防止基本方針」策定後の具体的な対策についてということで、子どもたちは、健全な教育環境の中で安心して学習できなければなりません。いじめを受けて心に傷を負い、不安な毎日を送るのはつらくて悲しいことです。私たち大人は、子どもたちにいじめのない健全な教育環境を整えてあげる責務があります。これもまだ少し前の新聞報道ですが、10月18日の新聞報道によると、10月17日の文部科学省の発表で、2018年度に起きた全国の小中高校などで起きたいじめの件数が過去最多の54万3,933件、年間30日

以上欠席した不登校の小中学生も16万4,528人で、過去最多となったというふうに報告されています。

(1) 番、子どもたちが、本来安心して学習できなければならないはずの学校という場で、6年間一貫してふえ続けているこの現実をどう見ているのか伺います。

(2) 番、「嵐山町いじめ防止基本方針」が策定されてから1年以上経過していますが、この間具体的にどのような防止対策を行ってきたのか、そしてその結果としての現在の嵐山町の状況を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 質問項目3の(1)につきましてお答えをいたします。

いじめがふえ続けている現実につきましては、何としても発生件数を減少させ、ゼロに近づけていかなければならないと考えております。ただ、文部科学省調査におけるいじめ認知件数の増加の背景には、いじめの早期発見・早期対応に重点が置かれるよう調査が変化してきたため、これまでいじめの定義から除かれていた「けんか」や「ふざけあい」などもいじめとして報告するよう、全国教育委員会に文部科学省から通達が出されたことも影響していると考えております。埼玉県におきましても年々いじめの報告件数は増加している状況でございます。その結果、全国的にもいじめの認知件数が増加いたしました。

いじめへの対応に関しましては、2011、平成23年に滋賀県大津市で起きた中学校2年生のいじめ自殺事件をきっかけとして、2013、平成25年9月28日、いじめを防止するための対策についての法律、いじめ防止対策推進法が施行されました。これを受けて、文部科学省から同年10月11日に、いじめの防止等のための基本的な方針、国の基本方針でございますけれども、が示されました。各学校におきましても学校いじめ防止基本方針を策定したところでございます。この法律では、いじめを児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にあるほかの児童生徒が行う心理的または物理的な影響、インターネットを通じて行われるものも含めますけれども、心理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義しているところでございます。また、学校設置者及び学校が講ずるべき基本的施策として、道徳教育の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備などが挙げられています。しかしながら、議

員ご指摘のとおり、現状として、いじめは根絶できていない状況でございます。

私も教育長就任後の議会でのいじめに関するご質問にお答えをいたしました。程度の違いはあるにせよ、いじめのない学校はないと考えております。児童生徒の周りにいる教職員をはじめとする大人たちが、常にこのような意識を持って接することがいじめをなくしていくために大切であると考えています。では、なぜいじめがなくなるのか。いじめには4層の構造があると言われていています。いじめっ子、いじめられっ子、周りではやし立てる観衆、見て見ぬふりをする傍観者の4者です。いじめをなくしていくためには、この傍観者を減らし、5番目の構造となる通報者、仲裁者をふやしていくことが不可欠です。厚生労働省の調査では、小学校から中学校にかけて、やめろと言って止めようとする仲裁者と先生に知らせる通報者が減少し、別に何もしない傍観者の割合が増加しています。この傍観者の割合が増加するということは頻繁化、長期化しやすい中学生のいじめがますます深刻化することにつながります。教育委員会としましては、学校における継続的で悪質ないじめを根絶できるよう学校と連携し、傍観者を減らし、仲裁者、通報者をふやし、一人一人の児童生徒が安心して明るく元気な学校生活が送れるよう努めてまいります。また、現在も行っていることではございますが、子育て支援課、小川警察署、川越児童相談所等の関係機関とも引き続き連携を密に図ってまいりたいと考えております。

次に、質問項目3の(2)につきましてお答えいたします。

2018、平成30年1月に嵐山町いじめ防止基本方針が策定されてからの教育委員会のいじめ防止対策としましては、先ほども申し上げましたことと重なりますけれども、人権教育・道徳教育の充実や教職員の資質能力の向上に向けた研修会の実施、児童生徒への定期的な調査の実施等があります。また、児童生徒、保護者、教職員の相談・支援に当たるスクール・カウンセラー、さわやか相談員、スクール・ソーシャルワーカーといった職員の配置も行ってきております。さらに、各学校では児童生徒のコミュニケーション能力を育む取り組みや、主体的に参加できる授業や行事の工夫、お互いを認め合える雰囲気づくりに努めるとともに、教職員による教育相談も実施しております。これらの取り組みを行う中で、嵐山町の現状としましては、2018、平成30年度は、小学校で8件、中学校で3件のいじめ認知件数の報告があり、そのうち小学校で6件、中学校で2件は同年度内で解消いたしました。2019、令和元年度につきましては、7月の段階までではございますけれども、小学校で1件、中学校で1件のいじ

め報告がありましたが、現在解消に向かっていると聞いているところでございます。今後も教育委員会としましては、機会あるごとに各学校を訪問し、実際に授業を参観することを通して児童生徒の状況を把握するとともに、日ごろから学校と連携し、学校におけるいじめが継続的で悪質なものになる前に解消できるよう情報の共有化に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 嵐山町では、非常によくいじめ対策ということを教育委員会を中心にやっているかなというふうに私は評価しております。ただ、そのいじめというのは、これは学校教育の範疇を超えるかわかりませんが、大人の問題というのが結構深刻なのではないのかなというふうに思っているのです。そのことがやはり子どものいじめにもつながるといようなことになっているのではないかなというふうに思うところがあるのです。それはどういうことかということ、10月に神戸市の学校の教員が同僚をいじめるというニュースが大々的に報道されました。要するに学校の先生が、教育する立場の人間が学校場でいじめをする。それは、やっぱり子どものいじめというのはなくなると。そういうことを考えたときに、やはりいじめ問題というのは子どもだけではなく、これは社会の問題というようにやっばりなるのだらうなというふうに思っておりますが、これは確かに学校教育から範疇を外れていると思いますので、教育委員会のほうに質問するのはどうかと思いますけれども、その点についてはどう考えているのか伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

私見になって申しわけないのですが、神戸市の問題は、神戸市教育委員会に問題があるというふうに私は考えております。校長が自分の気に入った教員を異動させるという制度自体が大きな間違いかなというふうに思っているところでございます。本町におきましては、いろんな方々に学校を機会あるごとに見ていただきまして、授業も参観をしていただければ一番いいのかなというふうに考えているところでございまして、その中で、やはり風通しのいい職場、いろんな方たちと話をし、いろんな意見を聞ける職場づくりが一番かなというふうに考えています。私も学校、幼稚園を

含めてたびたび訪問させていただきますけれども、校長先生、教頭先生、園長先生だけではなくて、一般の教職員とも話をさせていただく中で、風通しのいい職場づくりをしていくことが、先生方の意見もいろんな幅広く聞くことができますし、また子どもたちの様子も見られますので、そういうことを進めていけばいいのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 私の一般質問というのはここで終了させていただきます。非常にいじめ問題というのは根の深いもので、これからゼロに向かってやっていくためには時間、また労力いろいろかかると思うのですが、我々も一生懸命協力もしますし、またその兼務もしますし、そういったことをしながら、いじめゼロを目指して頑張っていっていただければありがたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時35分）

令和元年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

12月4日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第2番議員 山 田 良 秋 議員

第8番議員 長 島 邦 夫 議員

第4番議員 藤 野 和 美 議員

第9番議員 青 柳 賢 治 議員

○出席議員（１３名）

１番	小林	智	議員	２番	山田	良秋	議員
３番	狛守	勝義	議員	４番	藤野	和美	議員
５番	佐久間	孝光	議員	６番	大野	敏行	議員
７番	畠山	美幸	議員	８番	長島	邦夫	議員
９番	青柳	賢治	議員	１０番	川口	浩史	議員
１１番	松本	美子	議員	１２番	渋谷	登美子	議員
１３番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	新井浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝町	長
安藤	實副町	長
柳下和	之技	監
青木	務	参事兼総務課長
山岸堅	護	地域支援課長
村田	朗	税務課長
高橋喜代美		町民課長
前田宗利		子育て支援課長
近藤久代		健康いきいき課長
山下次男		長寿生きがい課長
内田恒雄		環境課長
杉田哲男		農政課長
藤永政昭		企業支援課長
伊藤恵一郎		まちづくり整備課長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第4回嵐山町議会定例会第3日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎発言の訂正

○森 一人議長 次に、12月3日の狛守議員の一般質問に対する答弁の中で、杉田農政課長より訂正の申し出がありましたので、この際、これを許可します。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 大変貴重な時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

昨日、狛守議員への私の答弁の中で、災害復旧事業の国の採択基準、こちらを60万円と答弁をさせていただきましたが、40万円の誤りでございます。

なお、埼玉県農業災害特別措置条例に基づきます補助でございます。こちらにつきまして、補助率2分の1と答弁をさせていただきましたけれども、県2分の1、市町村2分の1でございます。

おわびして訂正を申し上げます。大変申しわけございませんでした。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 山 田 良 秋 議 員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号3番、議席番号2番、山田良秋議員。

質問事項1の災害（水害）対応についてです。どうぞ。

〔2番 山田良秋議員一般質問席登壇〕

○2番（山田良秋議員） 議席番号2番、山田良秋です。よろしくお願いします。

災害（水害）対応について主に質問させていただきます。台風19号は、日本各地に甚大な被害をもたらしました。10月30日までの共同通信の集計では、死者は13都県87人、行方不明者は8人となっています。また、総務省消防庁によると、住宅被害は8万棟余り、全半壊が16都県4,700棟、床上浸水は17都県3万4,548棟、床下浸水は21都県3万7,803棟となりました。埼玉県では、11月1日現在、死亡3人、負傷者32人、床上浸水2,132棟、床下浸水3,183棟となっております。一方、嵐山町では、床上浸水は4棟、床下浸水は16棟という状況でした。これらは全て市野川及び粕川の氾濫によるものです。一番被害を受けた杉山地区の私自身も当日は家族を志賀小学校に緊急避難させ、私は一人家に残りましたが、家の周りの水が時間とともに増水したので、家族の安否と自身の不安を強く感じたものです。

さて、人災・自然災害等の危機管理の要諦は、予知・回避・対処と言われます。この観点で、初めに予知について伺いいたします。埼玉県内で洪水ハザードマップを公表している市町村は33%にとどまっているとのことですが、嵐山町では作成、公表しているのですか。これは既に狛守議員が質問しました。同じでしたら同じということでお答えをお願いします。再質問等を行いたいと思います。

（2）、また地産団地に居住する他地区の小学校の校長はその学校に詰め、台風経過後の翌々日10時に帰宅したそうです。その地区には、災害・震災時の職員緊急マニュアルがあり、各学校の災害対策本部長は校長、副本部長が教頭、災害時には複数の職員も対応を指定されているそうですが、本町ではどのようになっていますか。

（3）一方、嵐山町の避難先の学校では、役場職員の対応のみで、学校職員の対応はなかったと聞いております。体育館の入り口でつまづく町民も複数いました。聞いております。災害は今後も再び起こるかもしれないことを想定して、可能なことを準備する必要があると考えます。各学校との調整はどのようになっていますか。本町の現状と今後の方針について伺います。

（4）今回の被害は、市野川と粕川の氾濫によるものです。市野川の下流域の滑川

地区では、大きな氾濫はなかったようです。この地区まで行くと、川底の堆積物はなく、川幅も広がります。逆に市野川、粕川は川幅が狭く、川底には木が生えたり、ごみや土が堆積しています。まさに人の体に例えるならば、コレステロールや血栓の塊が血管内にあることになります。血管が弱ければ破裂し、命の危険を伴います。回避について、市野川、粕川の水が流れやすくなる対策は考えていますか。県への働きかけはどのようになっているのか伺います。

最後の５番目です。台風の翌日、地区の被害状況を確認するなど、区長の迅速な対応に感心しました。一方、区長の対応への不満もじかに聞いております。他地区です。災害時における区長の役割をどのように考えているのか伺います。

以上でございます。執行部、関係者の方のご答弁、よろしくお願いします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）から（３）及び（５）について、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えを申し上げます。

埼玉県のホームページによりますと、水防法により洪水ハザードマップの作成義務のある市町村は63市町村中49市町で、全て作成済みということでございます。当町には浸水想定区域に指定されている箇所がなく、洪水ハザードマップは作成しておりません。現在埼玉県が浸水想定区域を見直しております。来年度公表予定となっておりますので、それを踏まえ、洪水ハザードマップを検討してまいりたいと考えております。

質問項目１の（２）につきましてお答えを申し上げます。

平成25年３月策定の嵐山町地域防災計画の中では、児童生徒への災害時の対応、防災教育などの規定がありますが、避難所等に関する学校職員の活動体制等について規定されておりません。また、平成30年７月の西日本豪雨が発生したことを契機に、町では同年８月、災害対策の見直しについてを作成し、避難所及び職員体制などの実質的な運用を見直しましたが、この中においても学校職員の従事体制等を規定しておりません。

質問項目１の（３）につきましてお答えを申し上げます。

災害対策基本法第23条の２第６項において、災害対策本部長は教育委員会に対し、災害予防または応急対策を実施するため、必要な限度において必要な指示をすること

ができると規定されております。今回につきましては、志賀小学校及び菅谷中学校の体育館を避難所として開設させていただきましたが、(2)でお答えさせていただきましたとおり、災害対策の見直しについてを基本に、役場職員により避難所の運営などの対応をさせていただきました。今後につきましては、来年度地域防災計画の改訂を予定しておりますので、教育委員会及び学校との調整を図り、改訂作業を進めてまいりたいと考えております。

質問項目1の(5)につきましてお答え申し上げます。

災害時における区長の役割につきましては、地域防災計画の中で被害状況を的確に把握するため、地区の状況に詳しい区長等に依頼し被害状況の把握に努めると定められております。実際に今回の対応に当たりましても、それぞれの地区の状況の確認や、連絡がとれない方への情報の伝達などの役割を担っていただきました。また、町全体の被害状況を把握するため、台風通過後に区の状況を確認させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(4)について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1の(4)につきましてお答えさせていただきます。

市野川内の木の伐採につきましては、地区からの要望を受け、以前から河川管理者である東松山県土整備事務所に相談し、伐採を行っていただいたところでございます。今回の災害を受け、東松山県土整備事務所に確認したところ、今年度中に川袋橋から精進橋下流100メートル程度まで木の伐採及び土砂のしゅんせつを行っていただくとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番(山田良秋議員) 洪水ハザードマップ、嵐山町は来年度、県の動向を踏まえて作成するということなのですけれども、実際市野川レベルですと、洪水量3,000ミリ、30センチですね、くらは氾濫に耐えられるとされているらしいです。しかし、現実は大変な状況になりました。そういった嵐山町の現実の被害状況というのを県のほうに伝えてあるかどうかということを伺いたいのですけれども。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、答弁させていただきます。

市野川の氾濫というか、水がどう出たかというのにつきましては、写真等を含めて河川管理者である県土整備事務所のほうには伝えさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

〔「具体的にどうですか。聞かれたことにきちんと答えてください。質問になっていないのです。だから、山田さんもう一回質問…」と言う人あり〕

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） 嵐山町として、実際の被害状況を県のほうに情報提供してしっかりやっているかどうかということなのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 大変失礼しました。嵐山町の河川がどのような状況になったかという、水がどう出たかというものにつきましては、写真等含めて東松山県土整備事務所のほうに情報提供を行いました。

以上でございます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） それでは、2と3で関連して行います。

学校職員の緊急対応マニュアル、これからつくるとのことなのですけれども、周知徹底の仕方が非常に重要だと考えます。校長及び職員への周知徹底の方法というのを伺いたいと思います。教育長になると思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

今回の災害を受けまして、各学校の校長等と相談をさせていただきました。志賀小学校が避難所として開設された段階での問題点として、車での移動等も含めまして検

討させていただいているところでございますけれども、今現在避難所となった場合の体育館のレイアウト、あと校舎のどこをあけるか、妊産婦さんあるいはご高齢の方たちにとってはどこの部屋を使うのがいいのかという対応を今検討しているところでございまして、学校によりましてはもう既に体育館のレイアウト等も完成しているところでございます。今後でございますけれども、今回は学校の授業がない日であって、子どもたちが学校にいなかったということもありましたので、学校職員については招集等はかかっておりませんでしたし、今後につきましても体育館だけではなくて教室等も含めて、状況によりましては避難所として開設する準備を進めているところでございます。

また、今までは地震を中心とする対策が中心でありまして、水に対する対策というのがちょっとおくれていた学校もございましたので、それも含めて避難所開設マニュアル等も学校のほうは作成しておりますので、町の防災計画の中に位置づけていただきまして、円滑に開設できればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） よろしく申し上げます。

それから、これは学校職員の配置があると思うのですけれども、事務所から宛てがわれた職員を各学校に配置すると、これは町のほうの教育委員会だと思うのですけれども、こちらで近場の職員というのですか、これからは必要になると思うのです。管理職となれば、遠くの職員が配置されるのはやむを得ない状況ですけれども、近場の教職員をその学校に人事異動で配置するとかという方法というのは考えられないものなのかということでちょっと質問させていただきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 埼玉県教育委員会の方針の中では、広域における教育の機会均等、教育水準の維持ということもありますので、ある程度広い範囲での異動ということは考えていますけれども、大体西部管内、比企管内の異動が多くなっているところでございます。本町も管理職には本町在住の校長先生、教頭先生方を含めて配置をさせていただいておりますので、そんなに遠いところから管理職が来ているということもありません。管理職の中で、比企外からとなりますと、深谷からおいでの校長先生、教

頭先生はいらっしゃいますけれども、車で30分以内でいらっしゃる距離ですので、それほど問題はないかなというふうに考えているところでございます。一般教職員につきましても一番遠い者でも鶴ヶ島、坂戸近辺でございますので、そんなに時間はかからないかなというふうには考えているところでございます。今後も近場の職員だけでというのはなかなか難しいのですけれども、近場の在住の先生方を中心に子どもたちのための教職員配置を心がけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） 最後の質問ですけれども、区長さんの対応、温度差がある。

我が区の区長さん非常に機敏に、台風の後、メモ用紙を持ちまして各家庭、被害状況、想定されたところを回って、役場のほうにも多分報告したと思うのです。非常に感心しました。しかし、一方温度差があるところもあります。その辺の区長さんの不満もちょっと聞いております、じかに。先ほど区長の役割等を聞いたわけですけれども、今後どのように指導、徹底していくのかどうかというのをまた再度お伺いしたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 区長さんの役割ということでご質問をいただきました。先ほどご答弁申し上げましたとおり、今回につきましては情報を提供していただくということ、あと水位が上がってきてちょっと危険なお宅があったのですけれども、そちらに直接連絡がとれなかったものですから、その方に対して連絡をとっていただいたということもやっていただきました。被害状況の把握というのが今回の主なものでございました。ただ、今回は台風でございましたので、事前に避難所の関係についてもいろいろ準備をすることができました。これが地震の場合になりますと突然やってきますので、その準備をするいとまがありません。職員にしても例えば休日であるとか時間外、夜であるとか、そういったときに地震が起きると、職員がどの程度集まるかということも問題になってきます。そのときに、それでは避難所の運営をどうするかということが問題になります。そういったことからしますと、昨日も狹守議員のご質

問にお答えしているかと思いますが、今後は区長さんあるいは防災会長さんの役割というのが避難所の運営、こういったことにご協力いただいてやっていっていただくというようなことが重要になろうかと思います。そういうことがございますので、今後避難所マニュアル等も作成いたしましたので、区長さんあるいは防災会長さん、その内容をご理解いただくようご説明させていただいて、避難所の運営がスムーズにできるようにお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） 質問は以上でございます。どうも答弁ありがとうございます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号4番、議席番号8番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の町公共施設の管理運営についてからです。どうぞ。

〔8番 長島邦夫議員一般質問席登壇〕

○8番（長島邦夫議員） 議長から指名をいただきました長島でございます。今回の私の一般質問、全部で、大項目で3問でございます。通告書によりまして順次質問をいたしますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。

最初に申し上げますが、全般的には、大項目の1問、2問というのは住民からの声をもとにして作成をさせていただきました。3番目については、今いろいろ、昨日もいろいろ質問が出ていますが、千年の苑の関係について質問しますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、1番目から行きます。嵐山B&G海洋センター、嵐山町総合運動公園及び周辺の散策路は町民の体力向上、ストレス解消等に多くの町民が利用しています。以前にも体育総合施設の観点からトレーニング器具、健康器具等の設置について質問をしましたが、現況さらに多くの町民がさまざまな目的を持って利用が進んでいるというふうに思います。施設整備等について下記を伺います。

小項目の1つとしまして、体力増強、健康維持のためにもある程度のトレーニング

器具は必要というふうに思いますが、再度お考えをお伺いいたします。

2番目としまして、開設後、体育館等外観の補修等はなされていますが、内部のトイレ及び公園内のトイレ、器具は以前のままであります。便器の形状によっては、使用しない方、使用したくてもできない方、使用したくない方、いろいろいるというふうに聞いております。子どもも大人も町民全てが使用する施設であります。利用者ニーズを満たした必要性についてお伺いをいたします。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

平成25年第４回定例会においても長島議員から同様のご質問をいただいております。前回は答弁いたしました。B＆G海洋センターにおいては、夜間、休日を含めた一般開放の体育施設であり、多くの団体が多種多様な競技にご利用いただいております。当施設にはトレーニング器具等を置く専用スペースがないことから、器具等を常設いたしますと各種競技を行う上で支障になることから、現状ではトレーニング器具類の設置は困難と考えております。

なお、北部地区にある生き生きふれあいプラザやすらぎにはトレーニング器具が常設され、インストラクターも常勤しております。また、平成27年度には器具類の増設をしていることから、生き生きふれあいプラザやすらぎのご利用をお願いしたいと考えております。

続きまして、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

B＆G海洋センター室内トイレは、建設当初は和式のみでしたが、平成23年度に男女１基ずつではありますが、洋式化へ改修が行われております。屋外のトイレにつきましては、障がい者用のトイレを除いては、現状和式トイレのみであります。ご質問は、和式トイレの洋式化についてと察します。ご指摘のとおり、近年では各家庭においても洋式トイレが一般的であることも認識しております。現在町では嵐山町公共施設等総合管理計画が策定され、令和２年度末までに各施設の個別計画が策定されることとなっており、今後はその計画をもとに公共施設の改修等が行われることとなります。海洋センターにおきましては、計画の改修に合わせて、室内の多目的トイレ

レの設置も含め、洋式化を検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それでは、再質問させていただきます。

多くの方が利用しているのは皆さんご存じだというふうに思います。前回は質問した内容においては、トレーニング器具を常設であそこに置いてほしいということで、検討はその後幾らかでもなされたのではないかなというふうにと思いますが、これからはしていくということでございます。前向きな検討をしていただきたいというふうにと思いますが、さりとて、あそこで運動した人がそのままおうちに帰る。ただ歩くだけの運動になってしまうのです。体力増強というのは、やはりいろんな方法があるというふうに思います。あそこのスペースがないということでございますけれども、私が見る限りでは、入ったところに談話室というか、スペースもあります。奥の会議室については使っているのだから使っていないのかわかりませんが、さほど使用が多い部屋だというふうには思えません。そういうところに何台かでも結構なのです。そうすれば、あそこの使い勝手というのがさらにふえるのです、利用が。それは、北部にはありますよというふうなことは十分わかっています。わかっているのですけれども、やはりあそこに置いていただければ、私の利用勝手の中で少しでもプラスになると。県の健康マイレージの器具等も置いてあるわけです。そういう観点からも、あそこの利用勝手というのもさらにふやしていただきたいと。ただグラウンドゴルフをやって、午前中の練習が終わって、はい、さよならというふうな形もありますが、やっぱりその中で、またあそこで運動をした後、おうちに帰る方もいらっしゃいます。だから、いろいろな要素がこれから考えられるので、体力増強の一つの器具、一つのコーナーといいますか、できるところとして考えていただければというふうに思うのですけれども。北にあるから、南は要らないのじゃないかなというふうな考え方というのは、やはりあそこを利用する方にとっては、周辺を利用する方にとってはちょっと腑に落ちないのではないかなというふうに思うのですが、再度お聞きをしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

長島議員のご意見はごもっともだと思うのですが、ただ海洋センターには現在職員が常勤しておりません。施設の管理の臨時職員がおるだけで、器具等、有効に活用するためにはやはりインストラクター等、その人にとっていい運動はどのようにするのがいいのかとか、そういった面で、やすらぎのほうではインストラクターのほうをお願いして、一人一人に合ったカリキュラムで運動のほうをなさっているというものを聞いております。器具等につきましても、いろいろ研究はしてみたのですが、施設用の器具となりますとそれなりの高額なもの、何十万円から100万円を超えるようなトレーニング機器等もあるという中で、それを安全に利用していただくためにはやはりそれを管理する職員もおりませんと、置くことによってかえってけが等されても置いた意味がなくなってしまうということもありますので。ただ、施設を有効に活用していただきたいという議員のご意見はごもっともでございますので、現在の海洋センターのスペース、また総合運動公園、外のスペースも含めて、町民にとってよりよい活用ができるように研究のほうはしていきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 復興的なところですから、ご答弁はごもっともかなというふうには思います。より安全に使うというのが第一でしょうから、ありますけれども、やはりそういうニーズというものをある程度犠牲は払って、住民が求めるものについてはある程度傾けていただいて、さらなるあそこの周辺の実ができればというふうに思うのです。トレーニング器具使うほかにもいろいろ要素はあります。シャワー室もつけてほしいとかいろいろあるのですけれども、最低でもあの周りを使う人、散策をする人というのは近場な人でしょうから、そこまでは要望を私も書きませんでしたけれども、雨が降っているときに、おうちでは運動ができないと。では、B&Gに行っても、少しでもウォーキングマシーンとか多少なりの運動ができればベストなのだけれどもねと。そういうふうな話を聞くと、やはり何台かあってもいいのではないかな。それは指導者等々をつけると多額な費用がかかるかもしれませんが、少しずつでも前向きに考えていただいて、利用者のニーズに合ったものにしていただきたいというふうに思うのですが、ぜひご検討のほど、答弁は同じでしょうからお聞きはしますが、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次、行かせていただきます。トイレに限って質問をさせていただいたの

ですが、外壁等はかなり充実して、修理箇所等も万全に直って、これからここを維持していくのだというふうな前向きなところが見えたからよかったのですけれども、やはりトイレというのは何ともならないのです。あそこを使いたくないといたら、おうち帰らなくてはならないのです。ですから、やはり現在の家庭で使われている状況により近づけていただきたいと思います。ただ、中については洋式も設置されたのはわかっています。ですけれども、便器そのものというのは、そう高いものではないです。やはりこれも住民のニーズということで、使いたくないというふうな意向であると、そこでスポーツをしていても、おうちに帰らなくてはならない。何でおうちに帰るのだというふうな見方というか、され方もするのだというふうな話で、それは気の毒だねというふうな話を申し上げたのですけれども、やはりおうちに帰ってまで、そこまでする必要があるかどうかというのは疑問のところもありますけれども、やはり子どものこと、女性のこと、身障者の方については1台あるわけですから、それでいいのかもしれませんが、もう少しニーズに合った対応を考えていただきたいと思いますのですけれども、さらにもう一度聞きます。そう高額な器具ではございません。どうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

住民からのニーズの中でトイレの洋式化というのは、いろいろ我々も教育委員会としてお聞きしております。その関係で、昨年度は南部交流センターのトイレの洋式化のほうをさせていただきました。南部交流センターで男女のトイレを洋式化、またスロープ等をつけて、その工事費が124万2,000円という決算の報告もさせていただきましたが、できれば全て洋式化に、学校の教育施設ということでいえば、社会体育施設だけでなく、それこそ学校のトイレも洋式化にしたいところではありますが、その辺も含めて最初の答弁でもさせていただきました施設の個別計画、こちらが町全体でそろった上で、優先順位等の中で、できる範囲でトイレの洋式化というのは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 答弁いただいた中に、最初の答弁の中に総合管理計画がこれ

から令和2年の末で策定されることになっておりますということでございますので、ぜひそのところについては入れていただきたいというふうに思います。今100何万円というふうな話が出ましたですけれども、便器そのもの1個については、もう水が流れて水洗にはなっているわけですから、便器だけかえるのだって、最新式の便器にかえたって、そんなにたくさんするものではないです。1個について、私の頭の中では50、60万円だというふうに思います、最新式のやつでも。ですから、そういうことは少し住民のニーズに合わせていくということに、さらにあの周辺の使い勝手をよくしていくところの一つですから。そのほかにも夜間照明もつけてほしいだったり、何だかんだいろいろありますけれども、人間の生理的なものでやらぬのだということになってしまうと大変なことなので、ぜひこの計画の中には入れていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいというふうに思います。

それでは、次に行かせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 次に、町道の維持管理についてお伺いをいたします。町道には、車幅によりセンターラインを必要としない道路もありますが、白色、黄色のさまざまな形状の中央線が引かれています。全てに意味があり、センターラインが消えていたら、運転に大きな支障を来します。下記について、お伺いをいたします。

1番としまして、町はセンターラインの重要度は認識していると考えますが、町道には消えているところ、消えかかっている部分も多く見受けられます。どのように捉えているのか、お伺いをいたします。

2番目としまして、交通事故による死亡者数は非常に少なくなっておりますが、軽度の事故はふえているというふうにも聞きます。その軽度というのはどのようなことを言うのかわかりませんが、人命をどうこうということではないというふうに思います。ラインが消えていることは、事故の誘発を招くわけです。あるところで、ずっと消えていて、対向車が向かってきて、自分はセンターラインを超えているつもりはないのだけれども向かってくると、こういう状況の恐ろしさというのはわかりますかと言われて、いや、それは体験が余りないからよくわからないけれども、でもセンターラインが消えているということはそういうことなのですよと、そういうふうなことを言われました。死亡事故ゼロを目指す町として課題というふうに考えますが、お伺いをいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えさせていただきます。

長島議員ご指摘のとおり、交通の安全と円滑を図るため、道路の区画線は大変重要であるということは十分認識してございます。しかしながら、現実的には予算の制約もあり、区画線が消えているところ、消えかかっているところがあるのが事実でございます。現状におきましては、通行量の多い幹線道路を優先的に、地区からの要望を考慮し施工しているところでございます。また、舗装修繕を予定している箇所につきましては、修繕工事とともに施工することとしております。

質問項目２の（２）につきましてお答えさせていただきます。

道路の区画線が消えていることにより、通行に不安を与える場所があるかとも考えます。道路を管理する上で消えている、または消えかかっている区画線につきましては、施工する必要があることは十分認識してございます。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、予算的な制約がございますので、予算の範囲内で優先順位をつけながら施工してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第８番、長島邦夫議員。

○８番（長島邦夫議員） それでは、再質問させていただきます。

こういう箇所というのは、私が見る限りでも随分あるなというふうに、まるっきり消えてしまっているところもありますし。順次やってくれているというのはわかります。ですけれども、こういう状況をそのまま置いとくというわけには、非常に通行する人にとっては通行したくないと、そういう状況になってしまうわけです。この状況というのは決して放っておくというわけにいかなくて、予算がある限りではつけてやっていきたいということでございますけれども、１番と２番、まとめて質問させていただきます。

○森 一人議長 はい。

○８番（長島邦夫議員） それで、地域の要望というか、地区の要望というか、どのくらいあるものなのでしょうか、まずそこからお聞きします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今年度でございますけれども、地区の要望としましては7件ほどございまして、それにつきましては順次場所を確認して施工させていただく予定でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） その7件を総合すると、距離的にはどのくらいになるものなのでしょうか。ある程度地区を、どのようなところなのかを申し上げていただければありがたいですが。

○森 一人議長 しばしお待ちください。

それでは、再開いたします。

答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

距離につきましては、約でございますけれども、全体合わせて600メートル弱の要望があるというふうに考えております。区域につきましては、大蔵地区、川島地区、平澤地区、鎌形地区等々でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 市街地には町道で中央線が必要とされるところはそう多くないと思うのです。中心地外には、やはり中央線が引かれた立派な道路もあります。非常に交通量も多いのですよね、そういうところに限っては。通勤ですとかの人たちが、朝夕使う率が非常に大きいのです。地元の人が通るのではないのです。そこを通勤に使っている人が多く通るので、または営業用の車が通るので、非常に心配だというふうな方が多いです。道路の傷みも非常に激しいです。そういうところ、大蔵地区等なんかについては立派な道路です。よくあそこにあれだけの道路ができたなというふうな感じはするのですが、中心の交差点から將軍澤に向かっていくところ、全然ないのです。これは順番はいつごろにするだとか、いつごろやっていただけるかというのは、地元にお話はしてあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

大蔵の信号から將軍澤に抜ける道につきましては、区長様から要望していただいて、順次整備させていただくという話をさせていただきます。時期につきましては、また後日と話をさせていただいております、今現在発注に向けて準備をしております。今準備していますので、早ければ今年度中、遅ければ来年当初ぐらいには、業者の都合もありますので、施工する時期はいろいろ相談させていただきますけれども、それにつきましては既に発注の準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 今大蔵のところだけ区切ってお聞きをしましたですが、その要望が出ているところについては、随分前から要望を出されているところ、また最近出されたところ、いろいろだというふうに思うのですが、その都度要望について回答は返しているわけでしょうか、时期的なものは全てのところに返っているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

申しわけありません。区長さんに回答する場合は、基本的には順次施工してまいりますということをさせていただいて、時期については改めて申し上げますという回答をさせていただきます。というのは、やっぱり発注しても業者の段取り等ございまして、いついつというのが発注した後でないと時期がわからないということもございしますので、それについては順次電話等で連絡させていただいているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 地域の要望というのは、その区長さんが上げてくるわけですが、やはり区長さんは区長さんで住民の方から直していただかないと危ないですよと、学校橋のセンターライン、あそこについてはよかったなというふうに地元の人は言っていますよ。ですから、予算上のものでいろんな順番があるのですよというふうなことにすれば、地元の方はある程度は納得するかなというふうに思いますが、やはりある程度目安をちょっとつけていただかないと、ここは町が重要に考えて、こ

こは危険だなと思ったところをある程度話していただかないと、その要望を出す人は1年ないし2年でやめていくわけです、区長さんは。それはずっと残っているから町はそれを意識的にやるのでしょうかけれども、やはり気持ち的なものは要望した人が一番よくわかっているわけですから、そういうところの重要性というのは非常に重要なというふうに思うのですけれども、副町長にもちょっとお聞きをしたいというふうに思うのですが、ぜひその回答をいつごろまでにできるかというのをある程度の目安、要はこれは新しく道路をつくるわけではないですから、副町長にお聞きしたいのですが、町長がいいですか、ある程度の目安というものを区に話していただかないと、やっぱり出した責任もありますので、ぜひそこら辺のことだけぐらいでも出していただくように努力していただけないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

議員さんからのお話の内容というのは、全くすぐ飛んで行ってやらなくてはというような状況に感じます。センターラインだけでなく、道路のちょっとがたがたしているところ、それから穴ぼこがあいてここどうするというのは、すぐ行ってそこを塞ぐというようなことを、緊急のはこうやらしていただいているわけですが、長いスパンのところは順次というような形で答弁させていただいて、担当課のほうで危険度の高いところという、いろんな交通量の多いところ、いろんな判断の基準の中で予算の許す限り順番にさせていただいているという状況でございます。

それで、道路についてもそうなのですが、嵐山町の全ての道路、橋梁、建物、上下水道の管路もう全て、それから公共施設の建物もそうですけれども、経年劣化、老朽化がどんどん進んでおりまして、それらの対応がみんなおくれてきてしまっているわけです。そういう中で、どこのところをどうやっていったらいいのだというような、予算規模もありますので、いろんな全般的な判断をする中で予算を組んでいくわけですが、議員さんおっしゃるように、ここのところはいつまで、ここのところはいつまでというような形でしっかりお答えをして、地域の皆さんにお知らせができるような状況だといえるのですけれども、なかなかここのところはこうやってみて、それで入札をして幾らでできるというようなことで、もしそこのところが下回ったら、部分があったらまた、予算がですよ、というようなところがあったらほかのところも

というようなことにやっていますので、なかなか予算の範囲内の中で、ここのところはいつ、ここのところはいつ、なかなかできるだけ長くやりたいわけですので、それから照明灯もつけなければいけない、それからガードレールも壊れたところを直さなければいけない、いろんなところを道路の判断を担当でやりながら進めております。ぜひご容赦をいただいて、できるだけしっかり取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、全般いろんなところをお気づきになるところが多いと思うのですが、それでも、そういうような状況で町としても真剣に取り組んでやっております。そして、特におっしゃる交通に関することというのが事故がついてくるわけですので、何としても早い段階でそういうところを解消して、嵐山町に交通事故が起きないような体制を少しでも早くやっていきたいと思っております。

全般的に、先ほどその前の運動の関係のほうでもそうですけれども、こちらのところにも器具を整備してということでもありますけれども、なかなか片方のところに器具を整備すると、もうちょっとこういうのはないか、こういうのはどうだというような形でそこのところの器具を充実していく、そうするとこちらのところに改めて新たにつけていくというのも大変厳しい状況になってしまう。ですので、そういう使い勝手がいいような形の体育の中での健康づくりというような形を進めさせていただいておりまして、いろいろ不便といいますか、要求を満たせない部分が多いわけですが、ご理解をいただいてご協力をいただけるようお願いをしたいと思います。できるだけ頑張ってやっていきますので、よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 町長から精いっぱい頑張ってやっていきますというお言葉をいただきましたので、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。町ではできる限りのところを、私はわからないで聞くのですが、警察のほうから、ここについてはもう嵐山町さん随分こういう状況が続いているのだけれども、何とかしなくてはならないのではないのでしょうかという、そういうふうな警察からはないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

自分たちは、今年度に限ってでございますけれども、そういうような指導は4月からはございませんでした。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 警察の指導といいますか、そのようなものも多少交通のことに関してですから、いかに町道であってもあるのではないかなというふうには思うのです。ぜひ逆にこちらからどうこう言うわけではなくて、あった場合には早急に対応していただいて、何を先に置いても対応していただくようなことを考えていただかないとうまくないかなというふうに思うのですが、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、最後のほうに進ませていただきますが、今まで随分、昨日も佐久間議員のほうからラベンダーの関係については、千年の苑についてはいろいろ問題点が出ておりましたが、最初のほうから入ったのでよろしいのですか、質問項目だけ読み上げましょうか。

○森 一人議長 はい。

○8番（長島邦夫議員） 千年の苑の運営について、プレオープン、本オープンと成功のうちに終了したラベンダー苑であるが、植物の育成の難しさ、自然の猛威に多難な今後になってしまった。来年度に向けての進め方、課題を伺いますということで質問をさせていただきました。答弁書をまだ正確に読んだわけではございませんけれども、大方推測はできますので、再質問のほうに入っていきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） きこの質問等を聞いていまして、私は基本的にはこのラベンダー苑プレオープンについても、本オープンについても大盛会のうちに終わったというふうに認識は持っています。たまたま夏の暑さ、そして夏の蒸れ、湿気がある中でラベンダーが耐えられなかったというふうな結果があそこに出でしまったのではないかなというふうに思います。事業そのものの発想も素晴らしいですし、あそこにあれだけのものを誘致をしてラベンダーでまちおこしをするのだと、それは失敗するか失敗しないか、それは未知のものですから、わからない部分で出発したところがあったというふうに思いますが、今までの経緯を見ていると大盛会のうちに終わったというふうに私は思っています。ですけれども、その成功の一端というのが私も随分メディアの人とも、あそこに来た人ともいろいろ話をしましたが、発想ですよ、発

想がよかったというのと、やっぱりラベンダーというネーミングの中に来る方は大きな期待を持って来たのだというふうに話をしている中ではそのように受け取れました。

実際摘み取りしている方においても遠方から、それは車で何時間かかるのでしょうか、2、3時間かかるのでしょうか、こういうところがあるということで来ましたということで、それも雨の降る日の最後のほうでしたよ。もうおしまいなのですけどと本来なら言いたいところだったのですけれども、こういうところから来たのですよというふうなことを言われて、栃木のほうの、お国のほうの方だったというふうに記憶していますが、やはりそこに引かれるものというのが、ラベンダーの苑というのはどういうものなのかと見に行きたい、見てみたいと、そういうふうな一心で子どもさん大勢連れて来たのではないかなというふうに思います。ですから、発想もいいし、非常に来場者に対しては受けるものが、期待するものが多かったのだというふうに思います。ですから、実際7万近くの人に来てくれた。売り上げはともかくとしていい結果が出たなというふうに私は評価をしています。

ですけれども、ではこのままどういうふうに来期に進んでいくのか、同じことは多分不可能でしょうから、そこのところをどのように考えているのか。それはいろんな意見があります、ほかの草花をしたほうがいいだとか、ラベンダーではないものにしたほうがいいだとかいろいろあると思いますが、私はラベンダーは進んでいかなければだめだというふうに思います。それは大なり小なりね。今までと同じふうにはできないかもしれないけれども、やっぱり売りはラベンダーなのだと、そういうふうな考えを持っていかないと今までの構想がなし崩しになってしまいますし、何の魅力もない、どこでもあるようなところになってしまうかなと、そんな感じがします。ですから、そこのところを私が今再質問ですからしていますけれども、そういうふうに思っている人間もいるということで、町はこれからそこのところを来年、もう実情はこういう実情なのですから、どういうふうにしていくのか、まずはお聞きをしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは再質問からお答えさせていただきます。

答弁書のほうにもちょっと触れさせていただいてございますけれども、今回のラベ

ンダーにつきまして、異常気象等によりまして壊滅的なダメージを受けた状況でございます。それらのまずは原因究明を行っておりました。そういった中で先進地であったり、知見のある方々、そういったものを電話であつたり現地に赴いていただきまして調査をさせていただきました。そういった中で、ラベンダーにつきましては、こちらでもこれに取り組む当初から当然そういったものにつきましては研究も重ねてまいりましたけれども、まずは今回の原因といたしまして最重要期での降雨と日照不足が挙げられるかと思えます。続きまして、圃場の排水対策、また土壌中の酸素不足、この3点が大きな要因ではないかなというふうに指摘をいただいております。

ラベンダーにつきましては、シソ科の常緑低木というふうなところに分類されまして、昨日も答弁の中でお答えをさせていただきましたけれども、種ではなくて挿し木でふやすというものでございます。定植から一般的には5、6年は生育をするというふうに言われている植物でございます。それらを管理するポイントといたしまして、大きく3つ挙げられてございます。まずは、水はけをよくすること、蒸れない環境をつくること、適正な土壌のpH、弱アルカリですね、そういった土質を維持すること、そういったことが挙げさせていただいております。

それらを今後の、今回のことを反省点といたしまして、まずは土壤診断であつたり、圃場の排水対策工事、こういったものをさせていただきまして、やはりこのラベンダー、これにつきましては見るだけではなくて、オイルであつたり6次産業化、またお土産品等にも活用できるオイル等がとれる植物でございます。こういったものをマーケティングするために商品開発等プロジェクトチームを、昨日もお答えをさせていただきましたけれども、らんざんDMOプロジェクト、こういったものを立ち上げて見に来ていただいた方、多くの方にご来場いただきました。そういう方々にお土産品としても買って帰っていただく、そういったものも研究をするためにこのプロジェクトで今毎週1回、調査、研究を行っているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

再開の時間を午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時09分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

第8番、長島邦夫議員からです。どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） それでは、再質問を続けていきたいと思います。

原因究明についてはとことん調べたと、そのようなご返答だったというふうに思います。確かに私も申し上げましたですけれども、あれだけ雨が続いて、そしてそれ上がりに暑くなり蒸れたというふうなことは理解できます。ですけれども、水路等については、水はけをよくする等については随分やってあったような気がします。ですけれども、あれでも足らなかったのだというふうなことで今現状見ていると、畝と畝の間を広くしてみたり、畝を上げてみたり、いろんな対策を次年度に向けてやっているかなというふうに思います。水路の拡大は見ていますからわかるのですが、土そのものというものは、ラベンダーを作付するところだけでもあの粘土質、あれは影響しないのですか。多少入れかえたほうがいいような気もするのですが、いかがなものでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

ラベンダーのほう、事業導入当初からあそこに植えていく中で、いろいろ今までの利用形態によりまして、肥料が豊富に入っているところであったり、耕作放棄地等であったりという条件がさまざまございましたので、まず植える中で、圃場ごとに土を採取をいたしまして、東松山農林振興センターのほうに資材を送りましてpHのほうを測定をさせていただきました。その数値に基づきまして、ある一定のアルカリ質になるような形での石灰、そういったものを圃場ごとに数量を計算させていただきました。散布、耕うんという形で実施をしてまいりましたけれども、やはり年数たつ中で、雨等によりましてそういったものも外に流れ出てしまうという部分がございます。こういった中で、今回の被害を受けまして、再度もう一度土壌のほうを採取をいたしまして、また適正なpHに戻すということも行いながら、やはり通常の管理の中でも刈り取り後の圃場の管理の中で石灰につきましては根元等に散布をしてまいったわけでございますけれども、そこも再度確認をしながら土壌改良を行っているというところが現状でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 土壌改良、確かに必要だというふうに思います。場所場所によって違うのです、状況が。ですから、その状況に合わせた、あそこのところを今後全てラベンダーというふうなことはちょっと当面は難しいと、きのうそのような答弁もあったというふうに思います。理想的なところを選んで、ここだったら長年、通常家庭であっても大体かなりの大株になって、何も問題ないのだよね、ラベンダーなんてそんな難しいものなのかねという人がほとんどです。だから、何か地形的にもあるので、その地形の悪条件をクリアしたようなところを、あの中でもいいところはあるでしょうから、ここだったら大丈夫だということを見つけていただいて、それでも足らなかったら新しい土を入れるだとか何か対応して、基本的にはここだけはずっと残っていけると、そういうところを残していかなくてはならないかな、守っていかななくてはならないかなというふうに思うのですけれども、最低でもその部分のところにどのくらいのエリアが考えられますか。きのう、ここについては何ヘクタールするというふうな、ほかの草花等もこういうところで考えているというふうな話だったのですが、ラベンダーそのものについては、この面積だけはラベンダーで守っていくと、そういうふうな単位というのはどのくらいになるもののでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 この事業、28年度から実施をさせていただきまして、やはり場所等によりまして変える箇所が見られるということで、担当といたしましても暗渠排水工事であったり、いろいろなさまざまな対策を実施してまいりました。先ほども排水ということで課題の一つと挙げさせていただきましたけれども、畝を立てても、畝の周りのところから排水ができないと、やはり畝の間にたまってしまうといったところも一つの原因かなということで、今回の工事の中で植える圃場そのものを上げさせていただきまして、周りの見ていただく道路のところを掘り下げて高台にちょっとさせていただいて、速やかに圃場の外に水が流れ出るようにというふうな改修工事をさせていただきました。そういった部分で、まずは高台にあります畑のところ、約4ヘクタールございますけれども、そこのところにつきましてはやはり核となるラベンダー、こちらを植えさせていただきまして、昨日の答弁の中でグロッソというふうな品種も言わせていただきましたけれども、また暑さにも強く、多少なりとも先に咲くよ

うな品種も、銘柄を言わせていただきますとオーシャンブルーであったりヒドコート、こういったものはちょっと早咲きの品種でもございます。なるべく長く期間のほうを皆様に来ていただくような品種も交えながら、また多少なりとも水分、湿気に強いような品種、そういったものも考慮しながら、まずは4ヘクタール、ここの部分はラベンダーでいければなというふうに担当としては考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） グロッソのほかに、ロングホワイต์、白いものもございましたよね。非常に白い品種は珍しいのでしょうか。とってはだめだと言っても、盗み取るような感じでやっていた人もいましたですけれども。貴重なものなのですよと、ふだんないですよと言われた、そうですかというふうな返答をしましたのですが。試験的にいろいろ植えてあったのも記憶の中にあります。そういう中において、グロッソのほかに何種類かはこの地に合ったものが見つかったということでよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 前に答弁の中で試験的に植えさせていただいた箇所がございました。そういった中を参考にさせていただきまして、今年の秋植えにつきましては、グロッソ以外に5品種植えさせていただいてございます。先ほどお話をさせていただきましたけれども、オーシャンブルーであったりヒドコート、こういったものはグロッソよりも若干早目に咲くというふうなところでございます。まだ、こちらも面積的、株数的にはそんなに冒険をするような大きな株数を植えるというところではなくて、やはり試験的にという部分で植えさせていただくというふうなところで考えてございます。また、暑さに強い、寒さに強い、そういう品種の中で、先ほど議員ご発言の中でもありましたけれども、ロングホワイต์であったり、ミスドニングトン、そういったものは非常に耐暑、暑さにも強く、寒さにも強いというふうな品種でございます。また、早咲きといたしましては、非常にラベンダーの中で人気がございます、これは北海道のほうでも植えてございますけれども、ふらのぶる一、そういったものが今回試験的に圃場の中に植えさせていただきまして、長い時間皆様が楽しめるような園にできればということやってございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 非常に楽しみになるような状況が4ヘクタールだけであっても先が見えてきたということは非常に喜ばしいことかなと。失敗がないように、ぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。

そして、住民の方にラベンダーを作付して楽しんでほしいということでマイラベンダーというものが進んでおりますが、その4ヘクタールの中には当然その部分は含まれていないということですのでよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 ただいまお話しさせていただきました4ヘクタール、この中には含んでございません。ただ、今回9月にやはり同様な形で被害に遭われた方もいらっしゃいます。そういった方々にも苗等の配布のほうを実施をさせていただきまして、管理のやり方であったり、そういったものも一緒に勉強しながら管理をしていただいているというふうな状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） この成功事に終わっていたときは、第2次のラベンダークラブを募集をしますよというふうなお話だったですけども、今ある方も継続的に全ての方がやっているのだというふうに思っておりますが、そちらの進捗については、こういう事態になったからなかなか難しいのでしょうか、それともそのとおり進んでいるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 第2期のマイラベンダークラブのほうの募集でございます。今回の補植に合わせまして広報等で募らせていただきまして、希望者の方、ちょっと今大変申しわけございませんけれども、人数把握してございませんけれども、募集いただいた方につきましては全て希望数の株のほうを配布をさせていただきまして、栽培管理等も実施をしているところでございます。今後につきましては、このマイラベンダークラブ、こちらにつきましては昨年から実施をさせていただきまして、非常に圃場

の管理が一つは大変というところもやっぱり見られます。ただ、マイラベンダークラブそのものにつきましては、つくるだけではなくて、先ほどもお話をさせていただきましたオイルであったり、香りをクラブ員の方々が自分で楽しんでいただく、そういったところも必要ではないかなというふうに考えてございます。手芸のポップリであったり、ラベンダースティックであったり、そういったものも講座の中でお声がけをさせていただきますまして楽しむところも今徐々にではございますけれども、実施をさせていただきます。今年度、試験的にオイルも蒸留の機械を購入させていただきますまして、あの場でも絞っていただきまして、石けんであったり、そういったものへの加工も教育委員会との連携の中で実施をさせていただいてございます。そういったものもこれからは町民の方に、マイラベンダークラブの方は当然でございますけれども、そういったものに参加をしていただきましてラベンダーを楽しんでいただく、そういった機会も今後は手芸施設を拠点としまして多く実施ができればなというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） いろいろ説明していただきましてありがとうございます。先が見えてきたような感じでよかったなというふうに思うのですが、今度はちょっと観光的な面に目を向けてお聞きをしたいのですが、幾日か前に都内において手芸品の見本市というか、見本市というのではないですよ、嵐山町のコーナーがあって、そこで体験ができる、またつくったものを展示をすると、そのような機会があったというふうに聞いています。先週の日曜日あたりだったのでしょうか。今週の日曜日ですか、一番頭にね。それで、効果というか、どのようにそのあれを見ていますか。効果が十分あったような話を、多くの方がお見えになったという話も聞いているのですが。また、たくさんものをつくった方がいらっちゃって、そちらにも展示をしたという話ですけれども、そこら辺のところをちょっとお話ししていただけますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 今このラベンダー事業につきまして、今年のプレオープンの中でも東武鉄道の駅、池袋でPRをさせていただきました。そういったところから、多くの方が来ていただきまして、町内の方でも手芸に興味のある方々が今取り組んでいた

だいてございます。そういったものをやはり売っていく、また加工していただくというところがこれから6次産業化に向けて必要な部分であると考えてございます。当然好評でございます。また、嵐なびにおいてもこれは課内、また観光協会等ともご協力をいただきながら、やはりラベンダーに関するお土産品、そういったものが非常に好評でございますので、より多くの方々につくっていただきまして、やはりラベンダーの町というところも一つは認識をしていただければなというふうに考えてございます。そういった意味で手芸教室であったり、オイルを使った加工の講座、そういったものもこれからは実施をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 評価、随分都内でも展示場では非常によかったというふうな話を今もお聞きをしたというふうに思っています。継続的に嵐山の施設の中でもいろんな募集をして多くの方に体験していただく、つくっていただく、6次産業化に向けた一つのステップを上げていくというふうなことだというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思います。

そして、ちょっと視線を変えて、昨日課長の中にも、きょうの説明の中にもありましたですけれども、DMOプロジェクトというものを立ち上げて、課内の人ですとか各種団体の人たちがそこでいろんなものについて提言をしながらこれから進めていくのだというようなことをお聞きしましたが、余り意味がよくわからないので再質問にもなかなか入っていけないのですが、まず全体の嵐山の取り組みについてもう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

昨日、佐久間議員の中でもまずこの地方創生事業の取り組み、初期の段階につきましてお答えをさせていただいたかなと思います。その中でも中心となる農業者であったり、商工会であったり、観光協会であったり、地元の土地改良区、また地元住民の代表の方々、そういった方々を中心に協議会ということで今年度まで実施をしてまいったわけでございます。これらを継続的に組織づくりをしながら事業化を行っていくといった中で、先ほど答弁をさせていただきましたらんざんDMOプロジェクト、こ

ちらを発足をさせていただきまして、こういった法人がいいのか、またどういうふうなお土産品であったり、経済効果を上げるものについての商品開発をしていったらいいのか、そういったものを町内の関係する課局と、外部でございます商工会であったり観光協会、そういった方々のご協力を得ながら今調査検討をしているものでございます。

このDMOプロジェクト、DMOそのものにつきましては、これ観光庁のほうが進んでいる事業でございます。観光によります地域づくりの法人の形成、確立を目的とした事業でございます。先ほどの協議会のメンバー等々も当然こういった方々に加わっていただくということは念頭にあるわけでございますけれども、大きな違いといたしましては、やはりこのDMO、観光が目玉でございますので、当然そういったものを推進する中で、交通事業者であったり、また宿泊施設であったり、そういった方々もこういったものに加わっていただきながら、地方からの誘客であったり消費拡大に向けた組織づくりを行っていくということがDMOそのもの、観光庁が推進しているものでございます。こういったものがどうにかこの事業の中で、やはり嵐山町につきましては観光資源、千年の苑以外でも多くございます。そういったものも活用しながら多くの方々に来ていただける方法はないかなということで、プロジェクトの中で今調査研究をしている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 昨日の説明の中にも県ではなくて、国のほうからも大きなものが引き出されるようなちょっと説明があったように思いますが、それは事業に応じて、そのプロジェクトの中からある程度の筋道というか、こういうものをやっていきます、ああいうふうにやっていきますというような筋道がついてから、そこに対しての補助がある程度あるということなのですか。それともこのDMOの組織を立ち上げたことによって、調査研究機関ですから、そこに対しての補助ももうあるということなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 この事業につきましては、当然採択要件というものがございます。そういった中で、その要件に照らし合わせながら嵐山町としてこれから法人を設立す

るのにどういった形がベストなのか、そういったものを今プロジェクトの中で調査研究を行っているというところでございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） その法人を立ち上げたときに、その目的に、国のDMOの関連に合っていればそこで補助的なものもいただけると、そういうことなのですね。法人を立ち上げるということがまず基本になるわけですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 こちらにつきましては、最終的には法人のほうを立ち上げて、その法人が独立をしていく、そこが目標でございますので、それに向けた支援が採択されれば行われるというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） いろんな方が英知を出し合ってそのプロジェクトを立ち上げて今いるわけですよ。非常に今後の嵐山町の観光というか、いろんなものについて筋が通った、一本立ちできるような組織にしなくてはならない。これだけ大きいものを、私もきのうDMOの形成・確立についてというものをいただきましたですけれども、非常に多くの方が関連をして一つのを、プロジェクトを立ち上げていきましようよと、嵐山町の観光体制について立ち上げていきましようよというふうなところではないかなというふうに思います。ここにあったように飲食店の関係、または宿泊の関係、または商工会等々、また交通関係の方ですよ。ですから、いろんなノウハウを持った方が入っていった一つのを立ち上げていくのだというふうに思いますが、やはりこれも法人として立ち上がった場合に、課長の構想の中では、嵐山町で主体的になる方というのはどういう方がここでやっていくような感じになるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 どんな方がというふうなところでございますけれども、こちらにつきましては、法人格を持った組織というところになってございますので、リーダーとなるべき方につきましては、経営感覚を持った方が当然事業を実施していくという

ところになるかと思います。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 責任重大であり、そういうたくさんの方をまとめていくとなるとなかなか難しいなと。難しいなというか、やっていかなければ始まらないことなのですけども、やっぱり役所がリーダーシップをとって、最初については。法人格になったらまた別でしょうけれども、そこまでのあれについてはやっていく必要があって、お膳立てをしないとなかなか難しいかなというふうに思うのですけれども、課長でよろしいか、副町長、お答えいただけますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 実副町長 国の一つの流れが観光立国。オリンピック、来年には観光客を6,000万人、そんな大きな計画を立てながら、人口減、高齢化等で社会の経済の力が薄れていく中で新しい経済の活性化の方法として今のようなことを国が取り組んでいると。観光庁においても、観光推進室でDMOを全国的に展開していこうと。それについては資金面でバックアップしようではないかと、それが地方創生交付金のメニューの一つに入っております。そんなこともございまして、嵐山町は去年の3月に町長を先頭に観光推進室に行きまして、嵐山町のこのラベンダー園の経営の仕方とか、どういうふうにノウハウを進めていったらいいかというような相談に行きました。そのときに、まずはそこの中心になる人を探してくださいと、そういうふうに言われたわけなのです。それからお金ですよと。

そういうことがありまして、町では国の地方人材派遣制度というのでしょうか、国の公務員または大学の先生、民間のシンクタンクの研究員と、この3種類ですけども、そこに手を挙げたわけなのです。そうしたところ、埼玉県では、ただ一つ、嵐山町だけ採択になりまして、大手広告代理店の知見を持った方を派遣をしていただくことになったと。こういうことでございまして、その方が今課長が申し上げた、これから市場開拓をしていくマーケティング、それから規模だけ日本一ではなくて中身も日本一、そのブランディング、そういったものを請け負ってやっていただく方として、今派遣で来ていただいております。その方が大いに経験を生かし、力を発揮して、ラベンダー園千年の苑を、入場者が7万人ということですけども、希望は大きいほど

いいわけでした、秩父の羊山公園が44万人、今年の3月にオープンした宮沢湖のムーミン、これが100万人を突破したという、この間新聞だったですね。

こういうふうなことの中で、嵐山町も観光による地域の活性化、そして大きなお金を投じさせていただいておりますけれども、そのリターンは町民が受けると。商工業者であり、農業者であり、そういった方に大いに金もうけをしてもらう。そういうふうな仕組みづくりをやっていこうというふうな中心になっていくのがDMOでございまして、人材はそろったと。これからその設立に向けて、役場の中の英知を集めて、そして一つの組織をつくっていこうと、こういうことでございます。大いに頑張ってもらいたいと思いますので、ぜひその場面場面で、長島議員さん、観光協会の顧問でもいらっしゃいますので、大変経験もお持ちでございますので、ぜひアドバイスのほうもしていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 通常観光と言われると、ごく狭い部分の観光というふうなイメージが強いですが、これを見る限りは嵐山町の観光に通じるものは全てここに集結をしていって、一つの物の流れの中で法人格がそれをいろいろ動かしていくと、そういうふうには受け取れます。そういうふうになったときには、やはり引っ張っていく人が大変かな。ラベンダーのときも随分頑張ってその方やっていただいていたが、やはりこの地域に根差したものも見つけていくことができるのではないかなというふうに思います。観光の農業であったり、観光の商業であったり、観光についての新しくできる物産でもあったり、総合的にいろんな方が携わっていくかなというふうに思うのですけれども、やはり観光というものについて正念場が来たのかなと。これだけのものを県の中で、国の中で、埼玉県の中で1つだけ提案が認められたということはそれだけの要素は持っているということでしょうから、嵐山町におかれた、この嵐山町の観光の生かし方というのもその人たちは見ているのではないかなというふうに思います。あとは、やるのは町だよということでしょうから、その一角に認められたということは大いに拍手も送りたいところであるし、だめであればもうクレームもつけてさんざん文句言うような感じになりますけれども、ぜひ地域の発展のために頑張っていただきたいなというふうな感じには思います。

以上で私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 藤 野 和 美 議 員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号5番、議席番号4番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の子育て支援についてからです。どうぞ。

〔4番 藤野和美議員一般質問席登壇〕

○4番（藤野和美議員） 4番、藤野和美でございます。どうかよろしくお願いいたします。

まず初めに、町長はじめ執行部の皆様、そして職員の皆様、嵐山町の発展のために尽力されておられますことを、改めて敬意を表するものでございます。私も新人議員として、これから町民の皆様が未来に希望の持てる嵐山町をつくるために全力を尽くす決意でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それではまず、第1に、子育て支援について質問をさせていただきます。嵐山町の人口は、11月1日現在で1万7,904人でございますが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によりますと、2045年には1万2,128人、2060年には9,034人、年少人口に至っては2045年には918人、2060年には605人になってしまいます。嵐山町が作成しております嵐山町人口ビジョン及び嵐山町総合戦略では、5本の柱をつくっておられますけれども、この中で財政面、福祉サービス等を勘案し、嵐山町の総合戦略の効果的な施行及び国の総合戦略による効果により、転入の増加及び転出の減少により2,600人の純増加を図り、合計特殊出生率を1.80とすることにより2060年の人口を1万2,260人とすることを目標、このように書かれております。

そして、その総合戦略の基本方針の柱、5つございますけれども、その一つに「安心して結婚・出産・子育てができる社会をつくる」を掲げ、未来志向の子育て支援の充実、そしてその中に子育て世帯への経済的支援の充実の項目もあるわけでございます。私は、嵐山町の将来を見据えますと、子どもは町の宝と考え、子育て世帯への経済的支援を充実させることで子育て世代の町外流出を防ぎ、国1.43、県1.36、滑川1.69に比べ、1.07、これは県の発表で、平成29年の数字でございますけれども、と低迷している合計特殊出生率をアップさせることができ、子どもたちがふえていく展望が大きく開け、人口減少に歯止めをかけることができるという観点から、以下につい

てお聞きするものでございます。

(1) 学校給食費について。

ア、既に埼玉県内でも滑川町や東秩父村、神川町が完全無償化、その他14の市町が一部減免などを実施していますが、嵐山町でも実施する考えがあるでしょうか。

そして、実施すると費用はどのくらいでしょう。

そして、(2) こども医療費について。

ア、高校生までの医療費無料化を実施する考えはあるでしょうか。

そして、イ、実施すると費用はどのくらいでしょう。

(3) 国民健康保険税について。

ア、国民健康保険税の均等割の子ども分を補助する考えはあるでしょうか。

イ、実施すると費用はどのくらいでしょうか。

(4) 以上のような施策を実行し、給付もサービスも提供する日本一子育てしやすい町を目指す考えはあるでしょうか。

以上について質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小項目(1)について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目1の(1)、アにつきましてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、埼玉県内において学校給食の完全無償化、一部補助などは2017年の14自治体から現在は17自治体にふえております。給食で使用する食材に係る費用につきましては、学校給食法第11条第2項に保護者の負担と規定されております。嵐山町といたしましては、食費は個人の負担に帰すべきものと鑑み、また厳しい財政状況の中で多大な費用負担が毎年継続することから、現段階では給食費の無償化は適当ではないと考えております。なお、要保護及び準要保護児童生徒につきましては、全額を扶助費として支給しております。

続きまして、(1)、イにつきましてお答えいたします。

令和元年5月1日現在の児童生徒数をもとに試算いたしますと、小学校699人で3,283万7,000円、中学校412人で2,229万5,000円、町立幼稚園76人で310万5,000円、計5,823万7,000円となります。また、町内に在住し、特別支援学校及び私立小中学校等に通う児童生徒にも同様に同額の補助を行った場合の108万1,000円を加え、合計

5,931万8,000円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（２）について、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 質問項目１、（２）、アにつきましてお答えいたします。

こども医療費の助成の対象を18歳まで拡大する考えにつきましては、窓口払いの廃止により医療費の助成額が大幅に増加している状況の中、さらなる財政負担を伴うこととなります。そのため、現時点では拡大の考えはございません。

質問項目１、（２）、イにつきましてお答えをいたします。

こども医療費の助成の対象を18歳まで拡大した場合の費用につきましては、既に18歳まで拡大を実施している市町村を参考にいたしますと、拡大による予算額は年間約700万円から800万円程度の予算が必要になると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（３）について、高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 質問項目１、（３）、アにつきましてお答えさせていただきます。

国民健康保険税の算定においては、所得金額の多少にかかわらず、加入者１人当たりで負担していただく均等割があり、世帯員が多くなるほど負担していただく国保税が多くなる仕組みであることから、低所得世帯に対しては、所得金額に応じて７割、５割、２割の軽減制度が設けられております。このように世帯員の加入者数に応じた均等割額の増加については、法令に基づいた軽減制度で対応しておりますので、子ども均等割の補助を行う考えはございません。

質問項目１、（３）、イにつきましてお答えさせていただきます。

令和元年度の課税において、18歳未満の子どもがいる国保世帯は172世帯、被保険者数は274人です。均等割額は１人３万9,000円ですが、軽減制度に該当する方を考慮して計算いたしますと、費用額は763万2,300円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（４）について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 質問項目１の（４）についてお答えをさせていただきます。

給付やサービスの提供も子育てしやすい町の要件であると認識をしております。子育てしやすい町とは、給付やサービスだけではなく、子育てのための施設、保育園であるとか学校だとか病院、公園、また環境、治安のよさですとか地域の協力など、こ

れらも重要な要素であると考えております。限られた予算の中で、これらのさまざまな要素に対してバランスよく施策を実施をしていく必要があると考えており、そうした施策を展開をして、地域住民を含む社会全体で子育てに取り組んでいくということによって日本一子育てしやすい町、これを目指してまいります。

以上、答弁といたします。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 先ほどの学校給食費の問題で、学校給食法について触れられておりましたけれども、これは栃木県大田原市で学校給食費の無料化を実施した際に、文科省から学校給食法との整合性について回答がございました。それを参考として読み上げさせていただきますけれども、「学校給食法では、給食に係る経費の負担区分を定めている。学校給食費とされるのは食材料費及び光熱費となり、原則として保護者負担となる。しかし、これは経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は設置者の判断で保護者の負担を軽減（負担なしも含む）することは可能とされている。この解釈は、学校給食執務ハンドブックの質疑応答（学校給食の保護者負担）の中の説明にある、保護者の負担軽減を禁止する趣旨のものではない。また、負担軽減の手続論まで定めていないので、軽減の方法に制約はないと思われる」、こういう回答が返っております。これはご存じだったでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

給食費の保護者負担につきまして、保護者に補助すること等は禁止するという趣旨のものでないということは理解しております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、先ほどの実施しないという根拠は財政面だと考えてよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり財政的に非常に大きな負担がかかるものでございます。先ほ

ど答弁させていただきましたように年間で5,900万という額が町の負担となります。これを毎年続けていくという形になりますと、非常に毎年毎年多大な財政負担がかかるということになります。これだけの額を毎年町の教育費の中で財政負担をするということに関しまして、財政的余裕があれば当然こういった無償化、または一部補助等は子育て世帯に対する支援という意味で効果あるものとは存じますが、現状の嵐山町の厳しい財政状況の中で年間6,000万円という額を負担するのであれば、それは違った形で教育環境なり、子どもたちの教育に対する費用として負担するほうが有効であるというふうに町としては考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) その問題はまた後で質問させていただきますけれども、1つ、第3の国民保険税の問題ですけれども、これ具体的には1人負担額としては軽減策なしで行った場合、お幾らになりますでしょうか。

○森 一人議長 藤野議員に申し上げます。

(1)をまた後で聞き直すということは難しいものになりますので。今おっしゃっていたのは、先ほどは(1)のAとIを一緒になってお聞きしておりましたので、次に移りますと(2)に入るわけで(1)には戻れなくなりますが。

どうぞ。

○4番(藤野和美議員) 大変すみません、申しわけありません。では(1)のことでちょっとつなげさせていただきます。出生率の問題がこの総合戦略の中でも触れられておるわけでございますけれども、1.8を目指すということで、この因果関係でございますけれども、合計特殊出生率、これは県が平成29年のところで発表しているわけでございますけれども、これは母の年齢という表がございます、これは25歳から29歳、滑川町0.5556、嵐山町0.3680、30歳から34歳、滑川町0.6463、嵐山町0.3415、35歳から39歳、滑川町0.2242、嵐山町0.1803、こういう数字が発表されております。この学校給食費無料化、滑川町は実施しておるわけでございますけれども、これとこの出生率の因果関係、これについてはいかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 会議の途中ですが、この際暫時休憩いたします。

再開の時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時28分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村上教育委員会事務局長の答弁からになります。どうぞ。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

休憩前に藤野議員から数字でお示しいただきました年齢構成別の合計特殊出生率、表もいただきました。こちらを見ますと明らかに特に20代後半から30代前半にかけて、滑川町の合計特殊出生率、嵐山よりはるかに数値が大きいというのは一目瞭然かと思いますが、これが学校給食費の無償化がどう相関関係があるのかというのは、統計学上のそういった調査もしておりませんので、一概にこれがこうというふうな関連性があるとはお答えできないものと存じます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） その相関関係につきまして、今後またいろんな形で私も検討をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

それから、次に、第3の国民健康保険税についてですが、これ確認でございますけれども、負担額が均等割は年間3万9,000円ということでよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

国民健康保険の均等割につきましては、1人3万9,000円で間違いがございません。先ほど軽減世帯でございますが、軽減を考慮するとお答え申し上げましたが、2割軽減の世帯が23世帯、5割軽減の世帯が32世帯、7割軽減の世帯が45世帯、軽減なしの世帯が72世帯で、合計172世帯のご家庭に子どもさんが所属しております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） それぞれ、学校給食費、子ども医療費、国民健康保険税についての軽減についてお聞きしましたが、いずれも財政上の問題でできないという回答でございました。人口減少の中で、子ども世帯の子どもを持つ方々への数がある意味この嵐山町の将来を決定づけるという認識は共通できているかとは思っております

が、ただ残念ながら、現在子育て世代が町外流出をしているという実態を私は見聞きしておりますけれども、その認識につきましては、町長はお持ちでございましょうか。

○森 一人議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

給食費の無料について、財政的な問題かということでございますが、大きくはそれであるという課長答弁のとおりでございます。そして、そのほかの状況はないのかということですが、これも課長のほうから答弁をしていただいたように、ほかの状況も含めた感じで、財政の使い方、これをそこのところに一点集中ということではなくて、嵐山町では多角的に財政を使わせていただいて、そして子どもたちの教育に資する状況をつくっていくということで取り組んでいると、そういうような答弁をさせていただきますけれども、そのとおりでございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 財政上の問題というのが1点に集中するという答弁でございましたけれども、金額的には約1%の金額でございます。ほかの自治体を実施している自治体の規模も嵐山町とそう大きく変わる自治体ではないわけでございます。やはり総合計画にもありますけれども、人口をふやしていくと、これは本当に5年後、10年後というよりも今やらないと5年後、10年後にはつながっていかないという認識を私はしております。通常考えますと、どこに予算配分を重点的にしていくのかと考えますと、やはりその世代に、言葉はちょっとあれですが、民間でいえば資本投下するということがある意味では私は常識だろうという認識で質問をさせていただいているわけでございます。現にある町民の方から文書いただきましたけれども、この中には2の方が町外に転出していった経緯、それからもう一人の方が転入を考えていたけれども、嵐山町は子育てが充実していない情報を聞き、考えを改め、別の町に転入したという内容です。ある町民の方からいただいております。やはりこれは町政が本気で人口問題に取り組むのであれば、予算の配分を変えて、逆にこの分野に重点的に予算を投下していくと、配分していくと、こういう姿勢が求められている。それを今の実は子育て世代の方が注視していると、注目をしていると。正直申し上げまして、いろんな方にお聞きしますと、子育て世代からの嵐山町の評価は残念ながら低いわけでございます。選ばれない自治体になっているというのを私も実は危惧をしているわけで

ございます。今年度まで行われておりました転入奨励制度も今年で終了ということにもなりますと、いわゆる経済的支援の項目がありますけれども、この町で自主的に子育て世代への経済的支援、これは来年度から何かお考えがございませうでしょうか。町長、ご答弁よろしくお願ひします。

○森 一人議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えさせていただきます。

課長が先ほどから答弁しておりますように、嵐山町では現状では給食費の無料というのは考えておりません。そして、再三申し上げておりますように、教育というのも、その給食費、それからお話ありました医療費の何歳までという、そのこのところだけではないというのを嵐山町では考えておまして、いろんな形の子育て支援策を行っております。駅の2階にも子育ての支援の場所ありますし、健康増進センターにも今年から相談センターを開設をいたしました。小学校の庭には、家でも家庭でもないという施設で、学校だけでなく家庭のほうにも手、足が伸びるような施設もつくりました。そして、そういう中で特にお話をしておきたいのは、ここのところに新しくできました子育て支援のセンターの相談件数です。昨年度までは140件程度でございました。それが今年度このところまでも300件を超えているという状況でございます。これだけ相談をする場所がないというのか、少なかったというような状況で、そのこのところを活用していただいている。同じように駅の2階においても嵐山町の子どもさんだけでなく、ほかのところからも来て、あそこのところで一緒に遊んでいただいているというような状況で、嵐山町だけでなく、周りから見てもそのような形の嵐山町は子育て支援を多角的に捉えた行政を展開しているというような形で見られておるのではないかなというふうに思っております。そういう意味で、これからもそういうものをしっかりと伸ばした形で子育て支援をやっていった、日本一の子育て支援、子どもづくりの町にしたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私も日本一の子育てしやすい町、これを何としてもつくっていききたいというふうに考えております。当然、嵐山幼稚園の3年保育の問題も含めて今後も子育て世代の方がこの嵐山町に住み続けていただく。そしてまた転入していただくという取り組みを私も今後も継続してやっていきたいと思っております。今後と

もよろしくお願ひ申し上げます。以上で子育て支援については終了させていただきます。

引き続いていいですか。では、引き続きまして千年の苑ラベンダー園について質問をさせていただきます。今年は多くの関係者の尽力によりまして、成功をおさめました。しかし、今年度で国、県からの補助金が終了するとともに、全体が枯れる現象も発生し、多くの町民の皆様が今後の行く末を心配しております。見ごろ1カ月のラベンダーだけではなくて、ほかの花も展開して、周辺も含めて四季折々花を楽しめる場所として展開することが必要との観点から以下についてお聞きを申し上げます。

1番が全体が枯れた原因調査の結果と。これについては、長島議員の際にご答弁いただいておりますので、ご答弁は結構でございます。

2番、今年度当初予算で6,608万円の予算を組んでいますけれども、現在の執行状況はいかがか。

第3番目がかけたお金は外に流れないと9月議会で吉本議員の質問に町長が答えていらっしゃいましたけれども、秋に植えた苗の仕入れは町内からですかという質問でございます。これも回答はいただいておりますので、これは佐久間議員の質問でございましたでしょうか、回答いただいておりますので、回答は結構でございます。

今後は面積、株数にこだわらず管理しやすさに重点を置きと9月議会で吉本議員の質問に町長が答えていらっしゃいましたけれども、あいた場所にほかの花を植える、または種をまき、四季折々楽しめる場所へと発展させる考えはありますかと質問でございますけれども、この件についても各議員の回答をされていらっしゃいますので、回答は結構でございます。

5番目、(5)、来年度からどう展開するかを専門家や町民などが参加する検討会議を行う考えがありますか。

6番目、来年度の計画はできていますか。

以上でございます。

○森 一人議長 それでは、小項目(2)、(5)、(6)の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目2の(2)についてお答えさせていただきます。

令和元年度の千年の苑事業の当初予算6,608万円に対する現在の執行額は6,492万

円、執行率98.2%でございます。執行残は116万円でございます。執行残の主なもの
といたしまして、木製ロープ柵及び木製階段設置工事の請負残金60万円とラベンダー
商品の開発、そういったものにかかわります商標であったり、意匠登録の手数料、こ
ちらが34万円でございます。その他残りにつきましては、手芸施設の維持管理費の残
となっております。

続きまして（５）につきましてお答えさせていただきます。千年の苑事業につつま
しては、嵐山町総合戦略に位置づけられ、新たな産業と農業の活性化を図ることを目
的として、産業の新たな展開を行っております。この総合戦略の策定や改正において
は、産業界、教育界、金融機関、マスコミ、労働機関等、知識経験者等による総合戦
略策定委員会により検討しております。また、目標や重要業績評価指数、K P I でご
ざいますけれども、こちらにつきましても同様の組織において検証を行っております
ので、改めて検討会議を設置する考えはございません。

続きまして、質問項目２の（６）につきましてお答えさせていただきます。

長島議員のほうの答弁等にもお答えをさせていただきましたけれども、来年度以降
の事業の運営の方向性でございます。まつり開催につきましては、今年の被害により
植えかえしたラベンダーがまだ花穂が小さく、ラベンダーが開花をしても見学料を徴
収することは非常に厳しいと考えております。今年度の同様のイベントは開催せずに、
手芸施設のトイレの開放であったり、休憩場所の設置等簡易なものができるかなとい
うふうに予想がされます。

圃場に関しましては、来年度に向けて、残りの４ヘクタール、そういったものを暫
定的に春から夏に向けて楽しんでいただけるような草花、また稼ぐ力ができるような
農産物等も考えながら農地の有効利用を図っていきたいというふうに考えてございま
す。

以上です。

○森 一人議長 第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員） まず１番につきまして、長島議員の質問の中で、原因が降雨、
そしてまた日照不足、それから排水の問題、それから酸素不足だということで、これ
が今回の枯れた原因だとの回答でございました。今後改良工事で水はけをよくする排
水工事、それから蒸れないようにする、それからp H、土壤改良するという回答がご
ざいましたけれども、これは群馬県の玉原高原にやはりラベンダーが５万株ほど植わ

っておりますけれども、この玉原高原を見て来ていただいた方から、情報をいただいたわけでございます。この玉原高原の場所はもうこれ皆様ご存じだと思うのですが、いわゆる武尊山から続く山の斜面に植えつけをしていると。これは火山の土です。火山灰、火山の土。ということは、水はけがよいと、当然そういう場所でございます。それから砂地、そういう場所、要するに水分の多い場所は根腐れすると。ですから、粘土とか、そういうものは当然不向きだと、こういうお話をさせていただきました。私が知っているラベンダーの植えている場所も実は火山灰のところでした。そう考えますと、確かにこの改良はいろんな形で必要であると思っておりますけれども、抜本的にあの場所がラベンダーにふさわしいのかどうかという検討が、土壌ですね、地形もそうなのですが、この問題を少ししっかりと考える必要があるのではないかというふうに思っているのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

当然このラベンダーそのものは地中海沿岸のフランス地域が発祥の地でございます。先ほど議員ご指摘のとおり、石灰質のところということで、やはりラベンダーのpH、そういったものを土壌診断をさせていただきながら実施をしているというところでございます。あそこの圃場でございますけれども、pHをはからせていただきまして、最も低いところが5.26、最も高いところが6.66というところで、ラベンダーが生育するに適地といたしますか、そういったものがpH6.5から7ぐらいが標準的ではないのかということで、これは県の方の機関からご指導いただいております。そういった中で、まずはpHを調整をさせていただきながら、排水対策を行い、あそこがより枯れるものを防ぐというところでの今実施をしているところでございます。当然土壌等の性質といたしますか、そういったものもでございます。近隣でありますと、当然玉原、また久喜市菖蒲、そういったところが実施をしてございます。やはり菖蒲であったり、河口湖町であったり、そういったところも、やはりその圃場を少し高くして、水はけをよくしているというのが現状でございます。そういったものも参考にさせていただきながら圃場の改良を実施したというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 次に、（2）についてなのですが、当初予算6,608万ということでございますけれども、この中で一般財源からの支出は、結果として補助金、それから事業協議会から返金がありました。今回の補正に入っておりますけれども、そうしますと、町債が610万なされておりますけれども、そうしますと単純計算で1,408万が一般財源から支出されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 一般会計のほうの財源等につきまして今手元に数字のほうございませんので、明確なお答えがちょっとできない状況でございます。予算額につきましては当然協議会への補助金、そういったものが4,841万円執行をさせていただいているという状況でございます。それ以外につきましては、県、国から補助をいただいている残りが町からの一般財源ということでございます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 今年度の事業費の一般財源ということで私資料持っていますので、お答えしたいと思います。

全体の事業費については6,608万8,000円、うち一般財源は2,758万8,000円、特定財源が3,850万円。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、町民の皆さんの、私もそうだったのですが、今年は補助金が出ているので、町からの実際の支出はないのだと、安心していいのだという話があったのですが、そうではないということですよね。要するに一般会計から出ているということで、そういうことで理解していいわけですよね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 28年度からこの事業に取り組んでおりまして、これまで投下した財源は約2億5,000万円でございます。このうち国、県の補助金等の特定財源、これらが約1億8,500万円、一般財源が6,400万円、こういう内容でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ありがとうございます。そうなりますと、今回のラベンダー園を開設するに当たりまして、町の支出が行われながらこの事業が執行されてきたというふうに理解をいたしました。そうしますと、来年からの運営費用、これはどういうふうにお考えでございましょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 来年につきましては先ほど答弁をさせていただきましたけれども、イベント等につきましては、最小限の見学程度になるかなというふうに考えてございます。維持管理のほうにつきましては、今年度補正予算でお願いをさせていただいてございますけれども、こちらの協議会のほうから雑入という形で1,350万円、こちらを歳入として補正を計上させていただいてございます。そちらを財源に維持管理に充てていくというふうなところが中心になるかと思います。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ありがとうございます。そうしますと、来年からの費用は、おっしゃられた1,350万で済むというふうに理解をいたしました。来年度もそういう形でお祭りを強行するのではなくて、少しお休みというか、制御すると。これは当然であろうと私も思っております。これは質問ではないのですが、私はあの場所は、逆にもう少し広く展開する必要があると思っています。桜並木、非常にこれはレベルの高い、全国的に見ても、私が見ても、私が見てもということであれですけれども、レベルの高い非常に景勝地として相当高いポイントをとれるのではないかと私は思っているわけでございますけれども、ただそれに関係するところが、これは農家の皆様の協力をいただかないとできないことなのですが、やはり田んぼをやっぱり花の展開ができないだろうかと。あそこは花の展開をやりますと、非常に広大な花のエリアができると。田んぼから考えますと、今のラベンダー園の広さというのはそんなに実は広くないのです。やはりただそれがコストをかけるのではなくて、これはほかの私も知っている伊豆の松崎町ではやっておりますけれども、春に咲くように、花を秋からまいて、そこが今は大イベントになっております。桜と合わせて1カ月間のイベントが行われておると。これも発端は農家の方が種をまいたというところから始まっているのです。これは当然米をつくっている田んぼでございますので、これを緑肥と

して使ってしまうと。緑肥として使ってしまうということは、ある意味ブランド米がそこからできると。仮称ですけども、嵐山花舞とか、そういう展開も実はできるのだと。そうしますと、あの一帯が農地を農地のまま生かしながら、田んぼを田んぼとして生かしながら、大きな花エリアを創造していくことができると。そういう展望の中、今回のラベンダー園も位置づけている。そうしますと、まさに嵐山の次の展開が広がってくるという考えも私個人的には思っております。そういうことを今後の問題につきましては、さまざまな形でご提案もさせていただきます。ラベンダーについては以上ということで。

引き続きまして、高齢者外出支援タクシー助成制度について質問をさせていただきます。今年度も65歳以上に拡大するなど、制度の充実が図られてきておりますけれども、月4枚で、年48枚の交付では、往復で考えると実質月2回で終わってしまうことや、金額の不公平さなどの問題もあります。今後さらに免許証の返上者の増加も予想され、交通弱者の外出支援が大きな課題となってきます。そういうことで、以下についてお聞きするわけでございます。

(1)、タクシー助成券の交付が一月4枚で年48枚では少ないと思うが、ふやす考えはありますか。

(2)、乗車前に助成券利用者記入欄に住所氏名、利用目的の必要事項を記入させていますが、必要でしょうか。

(3)、迎車時に初乗り料金を超えている場合と通常利用の場合で、助成金に格差があります。町内どこに住んでも同じにする必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

(4)、負担を軽くするため、2,000円まで500円、2,000円以上は1,000円などにする考えはあるでしょうか。

(5)、回数制限なしで使えるようにするなど、今後改善していくつもりはあるでしょうか。よろしくお願いします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。

高齢者外出支援タクシー利用料助成事業は、在宅の高齢者が外出する際に利用する

タクシー料金の一部を助成することによって、高齢者の外出支援及び社会参加を促進することを目的として、平成23年7月より試行的に実施をしているものです。そのため、今日に至るまでに3回の制度の改正を行っております。29年度の改正では、一月3枚計算で、最高36枚の交付であったものを1月4枚計算で最高48枚の交付に改正をしておりますので、枚数をふやすということは今のところ考えておりません。

続きまして、(2)につきましてお答えをいたします。

この制度は、(1)でお答えをさせていただきましたとおり、現在も試行的に実施をしている制度です。そのため、タクシー助成券に利用者氏名、住所、利用目的等を記入していただき、大字ごとの利用者の状況や利用目的等を集計、分析することにより、今後のこの制度の最終的な実施に向けて参考とするためのものです。また、不正利用の防止ということもございます。利用者の皆さんにはお手数をおかけすることになりますが、ぜひともご理解、ご協力をいただきたいと考えております。

続きまして、(3)につきましてお答えをいたします。

タクシーを迎車した際に、駅周辺の方と駅から離れた北部、南部地域にお住まいの方では料金に差が生じます。そのため、利用料金が平等になるよう、迎車時に初乗り料金を超えている場合には通常利用の場合よりも助成額を多くしております。制度開始時には、町内どこに住んでいても助成料金は同じでしたが、公平性の観点から、25年度に見直しをしたという経緯がございます。町の南北に長い地形を考えますと、全くの平等にするということはなかなか難しいことだとは思いますが、少しでも公平になるようにということで現在の制度にしているものでございます。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。

29年度の改正により、定額の補助から現在の運行料金による補助に変更いたしました。改正後3年目を迎えておりますが、制度についての不具合や不都合ということは特にないというふうに思っておりますので、制度変更については今のところ考えておりません。

続きまして、(5)につきましてお答えいたします。

この制度は、現在も試行的な実施ということで実施をしています。したがって、町にとってはどのような制度としていくのがいいのか、この制度の財政面からの持続可能性や公平性を考慮し、今後も研究、検討しながら、さらにより制度とするため、必要に応じて見直しを行い、最終的な制度の実施をしていきたいと考えております。

それから、ちょっとこの答弁書の中で、(1)の試行的の試行の字が間違っておりますので、ちょっとご訂正をお願いしたいと思います。ごんべんに式といいましょうか、そういう字になります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 今ご答弁いただきましたけれども、これはあくまで今試行ということでおっしゃっているわけなのですが、そう考えますと、例えば(1)なのですが、考えますと、48枚、例えば病院へ通う、買い物に行く等々で利用されようとする方が当然多いと思うのですけれども、往復でいきますと月2日しか使えないわけですから、言ってみますと。病院月2回で終わり、買い物に行くにしても終わりと。これが果たして本来の外出支援タクシー、いわゆるデマンドタクシーとかいう言葉、言われておりますけれども、いろんな言葉ありますけれども、いうことから見ますと、本当にそういう意味では、これ試行という言葉であるのですが、順々にまたご質問させていただきますけれども、この枚数で今後もこれで事足りると思っていらっしゃるのでしょうか、将来的にも。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

確かに1カ月あたりにしますと、4枚で、往復で1枚ずつ使いますと、月2回の外出に助成ができていくというような形になりますが、これはあくまで高齢者、この事業名が示すように、高齢者の外出支援をするものでございます。それには少しでもというような形で考えておりまして、丸々全部を町のほうでこういった支援ができるかということ、なかなか先ほどからの話の中にもありますが、財政的にも大変厳しいものがございます。ですから、高齢者になりますと、なかなか外に出ない機会が多くなるということもございます。ですから、そういったことを少しでもなくして、外出してもらおうというようなことでこちらのほうの制度は始めたものでございます。先ほど申しましたが、29年度に1枚はふやさせていただいたということでございます。今後につきましては、また藤野議員のおっしゃるとおり、枚数的なことも検討していきながら実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう意味では、これ財政的に保障されればもっとふやしていくというお答えだというふうに理解をさせていただきます。

（2）に入りますけれども、この利用者記入欄に名前を書くというのが、当然分析をしていくということでございますけれども、これ何年も分析する必要もないわけで、非常に煩雑になっていると。不正使用でありましたら、名前1つで構わないはずなのですけれども、こういうものを来年度も同じようにいつまでも分析ということで続ける必要があるのかどうか私は疑問に思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えをさせていただきます。

確かに何年も続けてどうなのかなということもあるかともございますが、毎年毎年この辺につきましては申請をしていただいて、このタクシー券というものを交付させていただくものでございますので、毎年同じ方もいらっしゃるでしょうし、新たな方もいらっしゃるというふうに思っております。今結構、このタクシーの助成事業につきまして、議会のほうからもし指摘といいたほうがいいでしょうか、そういうことを言われていることは、なかなか北のほうの方だとか、南のほうの方がなかなか利用は少ないのではないですかというようなことで言われております。そういったようなことも分析の一つとして、南のほうの方、北のほうの方はどのようなことで利用しているのかなということは今後ももう少しは続けさせていただければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ちょっと補足をさせていただきたいと思うのですが、先ほどのあれで財政だけが問題なのかと、財政が豊かならどんどんというような言葉がどうか分かりませんが、そういう形ですよというふうに理解しましたとおっしゃったのですが、毎々話をさせていただいておりますように、公平、公正、平等にということを一番原点で考えております。そして、嵐山町の場合に大変地形が長いキュウリのような格好をしておるわけですので、中心部と両端、北、南のところではいろいろ状況が変

わってくるわけです。それで、去年だったかな、中心部の料金を上げたのが。初乗り料金というのが差が出てしまう、いろんなうちに来るまでに1回、2回分になってしまうというので調整をしてというようなことで、見直しをすると。そういうような状況があって、今までも試行ということでしているわけなのですけども、一番問題なのは使う人と、ご家庭の人、またはご近所の方をお願いをして病院に行ったり、友達のところに行ったりということをやっている。使う人と使わない人、この差というのはどうするのだろうかということも大きな問題の一つなのです。ですから、財政が豊かで、お金がこれだけまとまったらどんどん使う人には出しましょうと、そのかわり出さない人には全く出しませんよ。これでいいのかということもあるわけです。ですので、どここのところで線を引いたらいいのかということもこれも試行の中での皆さんのご意見の中でこの辺のところではないだろうかというところで現行続けている状況でございまして、それらも勘案をしながら、当面試行という、ちょっと余りよくないのですが、そういうような形で続けさせていただきたいというふうに思っています。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） いずれにしても高齢者の外出支援、高齢者の方だけではないですけども、私の近所の方なのですけども、親御さんを病院に連れていくのに会社を休まなくてはならないと。なかなか会社を休んでというのは非常に休暇をとるのが難しいという、何とかならないだろうかという話もお聞きしているわけなのですけども。現在は試行でこういう形でやっているということなのですが、必要とされる方は当然どんどん、どんどんこれからふえてくる。ほかの自治体でも、これも県が調べた平成30年4月1日現在の状況ですけども、これだけでも今18自治体で、いわゆるデマンド交通が始まっていると。例えば久喜市でありますと、均一性で300円と。幸手市でも500円と。小川町でも500円という形になっている。加須市でも300円。このように各自治体が非常に知恵を絞って取り組もうとしているわけでございます。これもいつまでも試行というわけには当然いけないと思うのです。免許証返上という形で逆にどんどんお願いをしている。ですから、そういう形、先ほど七郷地区、北部、南部という話が出ましたが、病院が非常に遠いわけなのです。それも町外だと。そうしますと、やはり車を運転する家族が中にいれば、ただ仕事を持っていると仕事を休まなくてはならない。まして、融通きかせれば何とかなるといっても当然いらっしゃると思うのですけれども、だんだんやはり一人住んでいらっしゃる方もふえてく

ると。それで、先ほど言った仕事に出てしまう。でも、病院には行かなくてはならないというケースが出てまいりますので、やはりこれはいつまでも試行ではなくて、本格的なデマンド交通の導入ということをぜひ決断をしていただいて、取り組みをお願いしたいわけでございます。それをお願いして、この件についての質問は終わらせてもらいます。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） それでは、次の4番の空き家について質問させていただきます。

人口減少に伴って空き家が増加しています。長い間放置されたことで周辺に環境問題を起こす空き家がふえている。以下についてお聞きをいたします。

- （１）町内の空き家の数は。
- （２）所有者は全部判明していますか。
- （３）周辺に環境問題を起こしている空き家の数は。
- （４）環境問題を起こしている空き家に対する対策は。

以上でございます。よろしくお願いします。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（４）の答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目４の（１）につきましてお答えをさせていただきます。

平成28年度に、町内の空き家実態調査を実施した結果は454件という状況でございました。

次に、（２）につきましてお答えをさせていただきます。

平成28年度の空き家実態調査の際、所有者情報は家屋台帳により確認しておりますが、家屋台帳の情報は、不動産登記情報とほぼ一致するため、相続登記が行われていない空き家もあることから、全ての空き家所有者が判明している状態ではございません。

次に、（３）につきましてお答えをさせていただきます。

空き家の管理が適正に行われていない等により、町に対して近隣住民等から苦情や相談が寄せられるケースの多くは、程度の違いはございますが、問題のある空き家と考えられます。このような相談、苦情件数は毎年30件前後ございますが、今年度は11月

未現在で28件の相談、苦情が寄せられております。

次に、(4)につきましてお答えをさせていただきます。

個人所有の空き家は、その個人の財産であり、所有者等、空き家の管理責任者に適正な管理をしていただくことが基本でございます。町内にある大半の空き家についてはおおむね適正に管理されている状況でございますが、一部の空き家については適正に管理されていないことで、周辺環境に影響を及ぼしている状況にあります。このような空き家に対しては、管理責任のある方に周辺環境に対する問題が発生していることを認識し、対応していただくため、電話や郵便のほか直接訪問してお伝えしている状況でございます。今後も環境問題を起こしている空き家に対しては、根気強く所有者等の管理責任者に対応を求めていきたいと考えておるところでございます。また、新たな問題発生を予防するため、その他の空き家の所有者等に対しては、固定資産税の納入通知書の送付時に空き家の適正管理に関するチラシを同封し、意識啓発を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) ありがとうございます。

これ実際に、例えば特に住宅地、地産団地の中にやっぱり何軒か実際に見受けられるわけでございます。実際に苦情のお聞きもしておりますけれども、やはり住宅地の中にありますと、最初は庭木で庭できれいにということで、いろんな木を植えて整然とされていたと思うのですけれども、それが10年、20年放置もされますと、もう大変な大木になって、草も生い茂って、それがすぐ脇にあると。こういうケースがもう出てきているのです。これはやはり実際には放置するわけにはいかないと。自分のうちにかかってくるものを切りますと、それだけでは当然済まないわけで、当然毛虫、その他獣がすみつくとか。これがすぐ脇で起こる。これは農家の場合というのは、意外とルーズなところありますけれども、その辺は。ただ、住宅地の中でこれが発生しますと、もう大変なことになっている。空き家等対策特別措置法というのが平成26年11月に成立しているわけでございます。この適用を検討したことがございますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

空き家等対策の推進に関する特別措置法の適用というのは、議員おっしゃっているのは、特定空き家に認定していくという、そういう手続のことをおっしゃっているのかと存じますが、特定空き家の認定につきましては、検討の前段階で所有者に対する、やはり現状の認識と対応というのを行うことが前提で、その上で最終的にその法の適用が適当だということをまず町が判断して、その上で協議会の意見を伺った上でということになろうと思います。今の段階では、そこまでの行く前の段階でとるべきものを町としてやっていこうというような段階というふうな状況でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） この空き家等対策特別措置法なのですが、まずは当然空き家の調査から始まるわけです。この法に基づく調査もまだ行っていないということで理解していいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 情報収集という形で、例えば所有者の特定であるとか、そういったことで所有者への接触、そういった段階が今の取り組みの状況でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは、まず空き家の、特定空き家に指定すると。これ見ますと、具体的に1年間を通して人の出入りの有無や水道、電気、ガスの使用状況などから総合的に見て空き家かどうか判断するということなのです。これは、ですから今空き家何軒という形で把握されておりますけれども、当然これに該当する空き家はあるのではないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

空き家の実態調査の際にはそういったものも調べた結果での軒数でございます。それを全て特定空き家というような形になる、直接つながるものではないというふうと考えられます。当然空き家でも適切に管理されている空き家もございます。そういった中で管理状況、それから危険の度合い、そういったものを総合的に勘案した上での特定空き家の認定云々という検討に入るのかというふうになりますと、ごくごく一部のところに対して果たしてすぐにそういったことになるべきなのか。その前に所有者

の今後の活用方法等も含めて意向の確認等も行いながらやることが、特定空き家になると、結局はいろんな制約なり、いろんなことが発生しますのでそういったことも含めて慎重に進めていかななくてはならないということを前提に所有者との接触をまず第一に、意向確認を第一にということで今対応している状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今のお話を聞きますと、所有者とは連絡をとりながらということでおっしゃっているわけなのですが、私の実際に見聞きした現場につきましてとはとても所有者と連絡がとれている状態ではないというケースで申し上げているわけなのです。やはりしっかりと特定空き家に指定をして、そこからまだ助言、指導、勧告、命令と手順があるわけです。行政代執行に行くまでは随分手順があります。やはりこれは特定空き家にしっかりと指定をして、そして助言、指導、勧告、命令と、この手順を踏んでいきませんと、ほっておいて5年、10年というのは、木がどんどんほきてきますので、周りに住んでいる方から見ますと、もうほってはおけないわけです。ですから、その辺を特別措置法適用を考えないとすれば、やはり個別にしっかりと対処をしていただきたいというふうに思っているわけでございます。それについていかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 おっしゃるとおり、個別で本当に一番重篤なものについては法の適用というのも視野に入れた形の動きをすることが近々には必要なのかなというふうな認識を持っております。ただし、対象となる重篤なものについては関係者が余にも多いというような、そういったケースもございます。そういった中での、まだ接触できていないところについてのすぐすぐできる対応をお願いできることも今何とかならないのかということでお話をさせていただいているところでございますので、当然法の適用も視野に入れながら合わせた動きをしていければというふうに考えているところでございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） では、個別にしっかりと対処していただくということと、あわせてこの空き家等対策特別措置法を、これも視野に入れた取り組みもしていただく

という答弁をいただきましたので、これにて私の質問は終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、この際休憩いたします。

再開時間を午後２時４０分といたします。

休 憩 午後 ２時 ３０分

再 開 午後 ２時 ３９分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号６番、議席番号９番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項１のこれからの水害対策についてからです。どうぞ。

〔９番 青柳賢治議員一般質問席登壇〕

○９番（青柳賢治議員） ９番議員、青柳賢治でございます。議長のご指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

１番目の項目でございますけれども、これからの水害対策ということを質問させていただきたいと思います。令和元年の台風１９号は東日本に甚大の被害をもたらしました。嵐山町においては初の特別警報が発令され、床上浸水、床下浸水、谷川橋の破損など、多くの被害が発生いたしました。総雨量２８０ミリは、今後も発生するとの思いは町民で共有することが大切だと思います。今回の台風１９号を教訓として、次のことについてお聞きしたいと思います。

これについては、既に多くの方がきのうときょうを通しまして一般質問されておりますので、答弁のほうで省略するべきことは省略していただいて結構でございます。

（１）でございますが、台風の１９号によります被害の総額はいかほどでございましたか。

（２）として、広報紙に掲載されました経過と対応、これについては適切だったのでしょうか。

（３）といたしまして、今後の避難所のあり方や運営方法について。

そして、(4)になりますが、各地区、さらには各地区の防災会との連携は。

以上についてご答弁いただきたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目1の(1)につきましてお答えを申し上げます。

台風19号による被害総額は約1億800万円となっております。橋脚、護岸破損や道路破損に関する復旧事業費が6,279万1,000円、武蔵嵐山駅東西連絡通路エレベーター修繕費12万2,000円、農地、農業施設被害復旧の事業費が2,158万3,000円、作物被害が93万2,000円。水道関係では、第1水源と第2水源の電気施設の故障や土砂流入、倒木撤去等の費用が20万7,240円、観光資源の被害に対する復旧費が1,998万2,100円となっております。なお、床上床下浸水、住宅以外の被害額等につきましては把握しておりません。

質問項目1の(2)につきましてお答えを申し上げます。

気象庁が発令する各警報及び気象情報、雨量計のデータ、消防団から送付される写真による現地の状況等を勘案し、土砂災害警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始、土砂災害警戒レベル4、避難勧告、浸水害警戒レベル4、避難勧告を発令いたしました。その間、自主避難所3カ所を午前10時に開設したほか、3カ所の避難所を開設いたしました。避難所の開設は、町民の皆様の安全を考慮し、当初の予定時間を前倒しし、開設いたしました。しかし、雨が強くなってからの避難があったこと、志賀小学校体育館の避難者が多くなり、菅谷中学校体育館を避難所として増設したことなど、今後の課題も残りました。しかし、人的被害がなかったことは重要であったと考えております。

質問項目1の(3)につきましてお答えをいたします。

今回につきましては、避難所の開設が短期間であったこともあり、避難所の運営等を町職員が対応いたしました。今後につきましては、防災会、区、自治会の皆様に一層のご協力をいただきながら、避難所の運営体制を整備してまいりたいと考えております。

質問項目1の(4)につきましてお答えを申し上げます。

現在12の防災会が組織され、その会長が区長を兼務されている防災会が7組織ございます。今回の対応では、3カ所の区で自主的に集会所等を避難所として開設してい

いただきました。今後につきましても各地区及び防災会の皆様との連携をより一層図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 被害の総額が約1億800万ということで、大変な額になるわけでございます。その中でも、この東松山市やよそのところに比べますと、嵐山は人的な被害もそうなく、床上、床下ありましたけれども、非常にこの台風19号、教訓とすべきことが多い台風だったというふうに私は感じております。その中できのうからも伏守議員の質問に対しても農業被害額等含めて町としてできる、いわゆる災害救助法による罹災証明、さらには見舞金、そのようなことは全て一応手だてとしてその被害に対してやられてあるということですのでよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今青柳議員ご質問いただいたとおり、災害対策救助法の適用、あるいは見舞金等手続は済んでおります。ただ、災害対策救助法の適用についてまだ申請中ということですので、手続を進めているというところでございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この被害額をいただきますと、護岸の破損、それから道路破損復旧事業、これがほぼ6,270万ということでございます。私、この被害額この程度で済んでいるのだというふうに今お聞きしまして、これから町の予備費やいろんなものを使って国、また県のほうからもお願いしなくてはならないことだろうなと思っていますところでございますが、この今回の被害額そのものは、特別警報が発令された中で、担当課としては、この被害額というのはある程度、きのうも避難所マニュアルもできていたというようなことを聞きました。その辺についてはどのように今思っているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 これまでの台風に比べて今回の台風19号については全く初めての経験ということで、避難された方も多かったということです。初めての経験が多かった中で、被害額についてどうかということですが、この被害額についてはなかなか

か想定するのは難しい部分であろうと思います。ただ、こちらについては、先ほど各担当課から答弁あったと思いますが、災害復旧事業ということで、その手続を進めているというところでございまして、そういったところで復旧していければというふうに考えております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今課長にお聞きしましたら、町のできる災害救助法の申請はこれからだと言いつつ、手だてをしてもらっているということが確認できましたので、（1）についてはこれで結構でございます。

続いて、11月号でした、嵐山の経過と対応が載りました。この経過と対応が載る前に我々の議会の全協に対しましても町からの報告はいち早くございまして、我々もまさか約300人を超える人たちが避難所に行っているというのは、あの報告があるまで私は実際存じ上げませんでした。これは大変なことだったなと。やはりあのときの対応としては、まず自分の身を守ると。そして、次に自助から共助の流れが、あの台風19号は求められておるのだらうなと思っておりました。それで、私がこの経過と対応、さらには区長さんなどにはさらに細かいような町の対応のような内容も出されているようでございますけれども、この広報紙に載った経過と対応の中で何点か課長のほうに確認しておきたいのですけれども、避難場所、地震等のハザードマップには22カ所、それから最近公表されました避難所と言われるところは町、それから地区というものを含めると、1カ所があれしていますので、47カ所あるかと思うのです、ホームページに載っているのは。その中で、今回まず自主避難所ということで北部交流センター、ふれあい交流センター、知識の森図書館という3カ所が住民の方から問い合わせもありつつ、自主避難をしてもらったというような形になってくるのだと思うのですけれども、そのようないわゆるここにありますが10時ちょうど前倒しをして、自主避難所3カ所開設と、これはどのような形でここまで至ったのか、その辺ちょっとお尋ねしたいのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 平成27年に発生しました西日本豪雨を契機に、町には地域防災計画がございしますが、避難所の運用等、災害対策の見直しということで、27年の8月に策定をいたしました。その中で避難所の見直しを行ったわけですが、今年度にな

りましてその見直しの中身をもう一度見直しまして、時間を早く避難をしたいというご要望が以前出たということがございました。そういう中で、避難準備情報、あるいは避難勧告が出なくとも、高齢者の方で1人でお住まいという方はやはり不安があるというお声もありますので、そういったことから自主避難所を設置して運営していこうという考え方になりました。台風15号のときは自主避難所、まだ2カ所ということで設定をしていたのですが、やはり早目に避難してきていただけるという方も現実的にいらっしゃいましたので、19号が来る前に自主避難所を3カ所ということで設定をいたしました。時間についてはこちらにありますとおり、既に午前4時6分に大雨警報が発令されたということで前倒しをしていったということでございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この避難所については過去も何度か、2度ほど、嵐山町本当少人数でしたけれども、経験していました。今回は私も志賀小学校の体育館にあれだけの人数が避難したというのはちょっと意外で、びっくりしまして、それでこの経過と対応の中で触れておいたほうがいいと思いますので、確認しておきたいのは、いわゆるこの10月の12日はどの段階で災害対策本部が立ち上がったのか、そして今その自主避難所を開設したと言いつつ、警戒レベルの、いわゆる地域防災計画のレベルの2というようなところで動かされたのか、その辺だけちょっとかぶってしまってすみません、警戒レベルの2のぐらいのところで動き出していたのか、当初は。それをちょっと、そこからお尋ねいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 1点目の地域防災計画の中のレベルでいいますと2の段階で動き出したということです。

もう一点、災害対策本部招集したのがどの段階かということでご質問いただきました。12日土曜日の15時35分に課長全員を招集をさせていただいたということでございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この時間帯ですとかかなりの、警戒レベルが4になっていますから、相当の雨も降っていました。それで、今の時間はわかりましたけれども、そうすると、15時、その辺を境にして災害対策本部が立ち上がっていたというふうな確認

でよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 そのような考え方になります。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） きょうの課長の答弁の中でもこれが地震であったら、100人を超える参集の皆さんが来れるような状況ではないと。今回は風水害ということで、電車なども計画的に前から休んでいたということで、電車に乗れなかった人たちがあ
る程度あふれたというようなこともこの後ニュースに出ていました。ただ、この経過
と対応の中で、もう一つここを確認したい箇所があります。それは大雨の特別警報が
発令されたのが15時30分、そして18時に菅谷中学校の体育館の避難所が増設されて
いるのです。このときはまだかなり雨も相当降っていた。それから風もこれから強まっ
てくるというような気象庁の警報だったはずですが。私が申し上げたいのは、前倒しに
避難所を準備したのだということが、この菅谷中学校の体育館までもう少し早い判断
でキャパを広げる、そういったようなことはある程度、避難者が多かったからと言っ
てしまえばそれまでかもしれないけれども、この菅谷中学校の体育館、これについて
はどうなのだろうなというふうに私は思っているところでございますが、いかがです
か。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 1回目のご答弁で申し上げましたが、菅谷中学校を避難所と
して増設したということが反省点の一つということでご答弁をさせていただきました。
経過を申し上げますと、志賀小学校の体育館が16時の段階で約100名いらしたと。
18時の段階で200名いらしたと、避難者の方がいらしたということで避難所運営に当
たっている職員から連絡がありました。しかし、志賀小学校に運営に行っていたとい
っていた職員が2名という体制でした。これは台風15号のときに同じように避難所をあ
けて、4人が1グループになっているのですが、15号のときには、4人1グループと
いうことで4人の方、最初に行っていたいたのですが、その15号のときの状況を考
慮すると、初めから4人というのはちょっと多過ぎたと言ってはあれですけども、
避難者の方が余りいらっしゃらなかったんで、4人という状況がどうかということも

ございました。それから、一晚運営していくという中で、やはり交代も必要だろうということもありまして、19号のときは最初は2名ということで行っていたという状況です。結果的に志賀小学校は多くの方がいらしたということで、その後職員を追加で行っていただいたのですが、そういった状況もあって、6時の段階では正確な人数というのは把握できなかったということです。ただ、概算200名ぐらいいらっしゃるという報告がございました。19時の段階になりまして、171名ということである程度正確な人数が把握することができました。最も避難者が多かったのが20時、22時の段階で、志賀小学校は174人ということです。そういった中で、その状況を勘案しまして、菅谷中学校について18時に増設をさせていただいたという経緯でございます。青柳議員ご指摘のとおり、雨の状況を見ると、18時の段階では、時間雨量が13.5ミリ、これは役場の屋上に雨量計が設置しておりまして、そのデータなのですが、18時の段階で13.5ミリ。ただ、16時の段階では、時間雨量44.5ミリということで、この時間経過見ますと最高の雨量になっております。こういう状況の中で、避難所を増設せざるを得なかったというところは反省する点だというふうに考えております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） やっぱ早目早目の対応というのはもうこれから先、2人から、4人だからというようなことを言っているような役場の中の職員数が少なくて、各地区の区長さんや防災会の力もかりなくてはならないと思いますけれども、そういう動きは、これからは求められるのではないかと思いますので、十分避難所マニュアルもできたのだという中で動いたわけですから、次に生かしていただきたいと思います。

それで、避難所の運営のほうに入ってまいりますけれども、私がちょっと疑問に思っているのは、この避難所の収容人員なのです。例えば志賀小学校だと、こちらのほうの前提されている避難所というのが約600人という、防災計画の中にも載っている、それからB&Gは500人、この辺の人数が私も志賀のところのあそこが多くて、菅谷中学校開かなくてはならなかったところに、なぜそのような収容人員の大きないわゆる誤差というのでしょうか、発生してきているのかということはちょっと今回お聞きしておきたいと思いましたので、お尋ねします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今青柳議員ご指摘いただいたとおり、そういった誤差が出ているということで、そういったことも含めて平成27年に災害対策の見直しということで避難所の見直しを行ったということです。こちらについては来年度地域防災計画の改訂を予定しておりますので、その中で今回の教訓をそれこそ先ほど議員がおっしゃったように、今回の教訓を踏まえて、来年度地域防災計画予定されておりますので、その中で見直していきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ぜひ、その辺の例えば情報としてこれからしっかり持っているかなくてはならないわけですから、ここに600人行けるから、町民の皆さんはそう思っている。そしたら、200人か何百人でいっぱいだったというようなことになると、その辺はしっかりと、まだ町の報告だと600人ぐらいの収容人員で出ていると思います。しっかりその辺見てもらってお願いしたいと思います。

それで、避難所の中の運営に対する協力というようなことなのですけども、4番目になるのですけれども、避難されてきた方は本当にずぶぬれになりながら、市野川沿いだとかのところで危険を感じたりしながら来た方もいるだろうし、車で来れた人もいるでしょうし、その避難所の運営ということに対しては全くその来た、そこに避難されてきた町民の皆様というのは、私たちは避難をしてきたのだというようなニュアンスなのか、それとも何かできることは、自分で健康体でできることを何かやろうとか、そういったような避難所の中の状況というのはどんな状況にあったのですか。一番多かった志賀小体育館ってどんな状況にあったのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 細かな状況については把握できておりませんが、やはり避難というのは住民の皆様も初めてのことで、役場の職員も初めてのことでいうことになるかと思います。そのような中で、大きな混乱が起きなかったということは皆様協力的に動いていただいたのではないかとというふうに思われます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） その避難所の開設、最終的に相当な箇所になったわけですけども、これからだから私が町の職員の皆さんにも申し上げていきたいことは、避難所にやっぱりどういうふうにそこで過ごすか。短期間で今回はその後解除命令が出て

いますから、動きもあったのでしょうけれども、これが長期に及んだりとかした場合、そして今回のようにさらには時間の、1週間ぐらいの台風19号はこれぐらいになってくるのだというような前触れの宣伝がありました。そんな中で我々一人一人の町民がそういった中でどういう動きをしたらいいのかということなのです。それがやはり大事になってくるわけです、これから。ですから、避難所に持っていくものは、こういうものを持ってきてくださいねというようなこともこの次に書いてあります。そして、全協で町長が説明されたときもこれから皆さんのところに防災の袋が1つずつ行っているのだから、その防災の袋を1つしよって、そして出てくるというぐらいのやはり自分の身は自分で守るという、そこをやはり嵐山町の一つの自然災害、気象災害にはぜひ町の町民の皆さんに事あるごとにこれから訴えていくということも大事だと思うのです。その辺については、課長でいい。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今青柳議員おっしゃっていただいたとおり、防災に関しては皆様の意識が一番防災に役立つということになるかと思います。東日本大震災のときに釜石の奇跡という、そういった事実があったかと思えますけれども、釜石市で99.8%だと思いましたが、小中学生が無事に避難ができたということだったということです。なぜそれが現実的になったかといいますと、議員さんご案内のとおりだと思いますが、当時群馬大学の教授の方が釜石市と協力して小中学生に防災教育を続けたと。その結果、そういう結果が生まれたということがございます。このことから今議員おっしゃったとおり、事あるごとに防災に関して情報を発信していくということが一番大事なところというふうに考えております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私も細かいことはちょっとここでは、避難所がどうあるべきだろう、そしてそこに避難する気持ちの持ち方はどうあったらいいだろうというようなことで取り上げさせてもらっているのですが、いつ何どき、今NHKでもやっていますけれども、ああいった都市直下型の地震が今起きるかもしれない。そういう毎日のように我々は接しているのだというやはり思いを持ちながら、避難すべきときにはどういう避難が一番いいのだろうというようなことをお互いに啓蒙しながらやっていかなくてはならないだろうと、そういう時代に入っているのだろうという

ように思っています。

それで、避難所については避難所のマニュアルができた中でも、こういう状況でしたので、さらにここにどういった事態が必要であるか含めて、今後また検討していただきたいと思いますけれども、避難所に今度来る、次のほう行きます。各地区の防災会だったり、各地区の区長さんなのです。これも質問が出ていましたのですけれども、実は私のところにもある人から川島の天沼が下にうちがある方がいて、やっぱりあの雨量は心配なので、聞いてはいるけれども、水量はちゃんと流れるのかなという心配されて、電話でしたけれども、電話で私のところに電話来ました。直接それに関連する地域の水利組合をやっていらっしゃる責任者の方等含めて確認したら、大丈夫なのだというようなことでございました。今回も自主的に自主防災会で避難所つくったところありました。ここの、町と、それから各地区、各防災会との連携、これがきのうの答弁を聞いていてもいま一つしっくりいっていなかったような。確かに川沿いのところの根岸だとか、あの辺のところは皆さん話ができたり、町とも連絡とれていたのでしょうけれども、大体余り必要のないような場所もあると思う、地域によっては。その辺のいわゆる地域支援課の担当官と、それから各地区の防災会とかの連携についてはどうだったのですか。ある程度、この点の部分がもう少し必要だったなとか、そういったようなものについては特には今回はうまくいったのだというように思っていざいます。どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今回の台風につきましては避難所の運営、避難所の開設の期間も短かったということもありまして、職員で対応できたという状況です。防災会の皆様との連携でございますけれども、被害状況の確認等は連絡させていただきました。また、3カ所自主的に避難所をあけていただいたということもあります。それから、先日議員さんにもお願いしましたが、嵐山町からメール、防災メールに関して、専門的に議員さん、あるいは区長さん、防災会長さんに情報を発信していくという手だて、手段、それをとらせていただくということで、そういったことも考えてまいりました。何度も同じお答えになってしまいますが、今回のそういった教訓を生かして今後も一層連携をしてまいりたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9 番（青柳賢治議員） それがやはり濃厚というか濃密に行われていることはきっと被害を最小限にとどめていくのだろうなというふうに思っているところでございますので、これからいろんなことが各町民の皆様からも、また各地区の防災会や各区長さんからも出てくると思うのです。その辺しっかりと捉えていただいて、次のまた、来年もわかりません。狩野川台風並みだということで私たち、私はちょっと狩野川台風というのは存じ上げなかったですけども、その次に伊勢湾台風が来ました。ですから、そんなことは、これから恐らく毎年起きてくるのだろうなというように思いも持ちながら、その担当に当たる地域支援課の職員の皆さんなかなか忙しくて大変だと思うけれども、そこら辺を十分、町の町民を安心安全守りながらやっていただきたいなというふうに思います。今回は台風19号、ご苦労さまでございました。

次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9 番（青柳賢治議員） これもきのう佐久間議員が質問していますので、答弁のほうでもし同じようなことは結構でございますけれども、よろしくどうぞお願いいたします。嵐山町、今回の町会議員の投票率の改善についてということでございますが、嵐山町議会議員の一般選挙は8年ぶりの選挙となりました。平成23年の投票率より約8.6ポイント低い投票率、投票結果となってしまいました。そこで、選挙管理委員会に見解としてお聞きいたします。この投票率低下の原因、要因ということを佐久間議員のときには話されましたけれども、この点をどのように選挙管理委員会として分析がかけられているのかどうか、それと投票率向上の方策ということなのですけども、お尋ねいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えをさせていただきます。内容的には昨日の佐久間議員と同一でございますが、確認のため申し上げます。

9月29日に執行された町議会議員一般選挙の投票率は53.54%であり、8年前の平成23年に執行された同選挙の投票率62.15%と比較をし8.61ポイント低下いたしました。その要因といたしましては、近年における全国的な傾向と同様、若者の政治に対する関心度の低下によるものが最も大きいものと考えられます。なお、今年度行われ

ました近隣の自治体の選挙においても前回選挙から投票率が低下しているところが大半でございます。また、投票所の再編が投票率の低下の要因となっているかという点での分析も行いましたが、再編された投票所の投票率が低下したという顕著な数値はあられず、再編が行われなかった中心市街地の投票所において投票率が大きく低下したために全体の投票率を押し下げてしまったものと考えられます。

次に（２）につきましてお答えをさせていただきます。

将来を担う若年層が政治参加の意義や選挙制度について関心を高め、理解を深めることは極めて大切なことであります。町選挙管理委員会では、将来有権者となる小中学生に対して選挙啓発ポスターや選挙標語の募集を行うなど、選挙啓発に努めているところでありますが、こうした啓発事業に加え、より一層の若年層へのアプローチが不可欠と考えております。このため、SNSを活用した選挙の周知やデジタルサイネージの利用をはじめ、模擬投票などの体験型カリキュラムの開催など、政治や選挙への関心を高めるべく啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ありがとうございます。投票率の低下ということで、きのう佐久間議員の答弁がございまして、10代のいわゆる今回の町議選への投票率が19.27%だった。20代は22.91%だったと。これはもう嵐山の53.何%の平均よりも相当の低い数字なわけですね。それで、またショックだったのは7月に行われた参議院のときには、10代は29.46%、20代は31.75%だったと。この違いもきのう私も帰って一晩中悩んで考えました。それで、何とかしてこの投票率を上げないと、では10代の人10人に2人しか選挙に行っていないのだよと。そんなことを我々が、議会もそうだけれども、許容していくというような形の嵐山町でいいのかどうかと、相当やっぱり私は考えさせられました。それで、ここだけは申し上げておかなくてはならない。そして、やっぱり結論的には投票したくなるような選挙をするということなのでしょうけれども、有権者の皆さんが投票したくなるような選挙をするということなのだというふうに思うのです。それで、今再質問という形でやらせてもらいますけれども、そのような事態というものを選挙管理委員会としてはどのように捉えられているのですか、今の10代の投票率の低さというのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今回7月の参院選と9月の町議選、比較をした数字を申し上げました。私もこの数字を見て大変正直大きな衝撃を受けたわけでございます。若者の投票率が低い、若者が選挙に行けないということは、やはり今の民主主義、この制度を大きく揺らぎかねないと、そういったことかなというふうに思っております。投票者の年齢による大きな差異があるということは、そういったいろんな世代の方の意見が政治に反映されにくくなる、ある部分の世代の方の考えが反映されにくくなると、そういった面が大きくあるというふうに思います。選挙管理委員会としましては、やはり先ほどもご答弁をさせていただきましたが、今既に有権者である若い方のみならず、将来有権者となっていく皆さん方、こうした方に対して、できる啓発活動を行っていくと。先ほど答弁の中で模擬投票ということでご答弁をさせていただきました。平成30年の3月に町内の高校におきまして、町の選挙管理委員会の職員が出向き、授業の一環ということではございましたが、午前中の3時間、時間をいただいて、200名、300名ぐらいでしょうか、300名ぐらいの生徒さんに参加をいただいて、実際に選挙を体験をしていただいたと、そうしたことを行いました。実際に模擬投票で投票を行うと、こうした経験は必ずや将来に役に立つと。そういった経験がいざ自分が有権者となったときに選挙に行こうと、こうした気を少しでも誘発できると。そういった取り組みを今の高校生ということで申し上げましたが、もっと若い方たち、子どもさんであってもそうだと思います。そういった方々に対して啓発をできることをしっかりやっていく、こういった取り組みを行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 選挙管理委員会の分析は大体わかりましたけれども、この状況でいくことは非常にどうなのだろう。私は過去に18歳の選挙年齢引き下げのときに、嵐山式の選挙の未来ノートのようなことつくったらどうだということを提言させていただいたことがありました。ただ、そういったことも一つの入り口のところで新しくできたことを、いい数字ができれば嵐山のものとして売れるわけですよ、評価高まるわけです。ですから、それがこの状況ですから、これはもうそんなことよりもこの数値を上げていかななくてはならない。

投票率向上策のほうに入りますけれども、議長、投票率向上策のほうに入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 今若い人だけに限らず、例えば投票所において投票率が出てきています、その地域、地域の。これはひとつ今どうなのでしょう。いろいろな投票所、共通投票所だとかいろいろあるのですけれども、その地域で投票率を上げることに取り組みたいというような地域がまずあったとしたら、A地区ならA地区ですよ。そして、ではそこに2,000人の有権者がいると。そして先着の1,000人の皆様には例えば100円ぐらいの何々のようなものをあげようと、それで投票率が上がるかどうかやってみようかというようなことをその地区で決めたとしたら、それはそれで公職選挙法にはどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今議員さんから地域でこのような取り組みをということでご提案をいただきましたが、正直申し上げて今のご提案が法に触れるか否かということはちょっと申しわけございませんが、即答しかねるところがございます。ただ、今いろんな選挙管理委員会の中で投票率を向上するために取り組みが行われています。今議員さんから共通投票所ということでお話をいただきましたが、例えば大型ショッピングモールの中に共通投票所を設けるだとか、こういった取り組みを始めているところもあります。あるいは、例えば先ほど小さいお子さんというお話もしましたが、お子さん連れで投票に訪れた方に対して何か、例えば割引券なり、そういったものを選挙管理委員会のほうでご用意をさせていただくとか、あるいは過去には入浴施設の割引券をどうと、こんなことも選挙管理委員会によっては実行しているという例もございますので、そういったものから鑑みれば、まんざら難しいわけではないかなと。ただ、先ほど申し上げましたが、正式にどうこうということは差し控えたいというふうに思います。申しわけございません。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ある地域の方の話も聞いたりすると、非常に何かそういうことをどういうふうに捉えたらいいのだろうと、答えの出ないような捉え方をしている方も実際にいらっしゃいました。その中で、今そんな話もさせてもらったの

ですけれども、やはり投票率の低下が続くということは、一つの民主主義が果たして正当性があるのかどうかぐらいも疑われてしまうというところに行き着くのではないかという思いもあります。そんな中で、今課長が話してくれたように、熊谷市なんかでは今回のしし年の選挙で選挙がいっぱいあるから子ども連れで選挙に行った人に4つの選挙があったと、県知事だとか、参議院とか、市議だとか、それに何か子ども連れのお母さんたち、お父さんたちをターゲットにしたようなやり方もあった。ですから、何か少し若い人たちの意見もしっかり、さっき高校に行ってそういった出前授業やるのもいいのだけれども、もう少し何なのか、投票に行かないことは何なのかというようなことがやっぱり突き詰めてもらって、やはり投票に行かないことは普通ではないですよ。投票に行くのが当たり前ののだと。やっぱり風潮で、空気でないとうなのかなと思いますので、これ難しい問題なのですけれども、私も考えたところ、今地区の投票率を上げる方法なんかを具体的に出してしまったほうがいいのではないかって発言させてもらったのですけれども、そんなこと含めて、投票率を上げるということについてはいろいろなことをやっぱり考えていかなくتهはならないのだろうと、我々一人一人の者がこれからの若い人たちに対してもそうだと思います。

その程度にここはさせていただいて、次に移ります。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 1つ補足をさせていただきたいと思います。

議員さんおっしゃるように何としてもこの投票率を上げたい、それで若い人がという話ですけれども、つくっていただいた資料の中に、これ言ったかもしれませぬけれども、埼玉県選出、埼玉県選出議員選挙ではない、これ、参議院選挙が7月21日にありました。ちょっとこのパーセントが51.39でした。それから、埼玉県議員補欠選挙、議員選挙、これが10月の27日、26.25でした。埼玉県知事選挙、38.52%でした。それから町議会の議員が先ほどからお話あるように53.54%でした。こういう数字なのです。これが、この数字の高い、低いがこうあるわけですけれども、これが何なのだとしたことだと思うのです。投票率を上げるためにこここのところでどうやったらどれだけ上がるかというのは大きな問題なのですけれども、この選挙自体がどういふうに選挙民に受け取られているかということがあると思うのです。それが51.39%、26.25、38.52、53.54。こういうふうな差に出てきていると思うのです。ですので、

投票率上げるというのも選管でも本当に真剣に取り組んでいますし、いろんな形で広報もやっているわけですが、片や外の香港のほう見てみると、とんでもない投票率に若い人の投票率上がっているわけです。ですので、ここの数字を見たときに本当に難しいなというのを改めて感じるのですけれども、こういう中でどう投票率を上げていったらいいのか。これは若い人だけではなくて、これ全体の数字ですので、大人も、だから家族の中でどういう状況になっているのかということも考えたときに非常に奥が深い問題かなというふうに感じました。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 町長から奥が深いというか、言葉いただきましたけれども、非常に我々議会もその一翼を担っているわけでごさいます、しっかりとこの4年間取り組ませていただきたいと思います。

次、移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 3番目でごさいますけれども、公道にはみ出した樹木や生け垣についてでごさいます。私有地から公道へはみ出したその樹木、さらには生け垣などについて、その所有者に対してどのような指導が町としては行われているのでしょうか、お尋ねいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3につきましてお答えさせていただきます。

私有地から町道にはみ出した樹木等があるなど通報等あった場合は、土地所有者を調査し、通知等により樹木の剪定、伐採について依頼しているところでございます。さらに定期的に道路に隣接する所有地の適正管理について広報紙に掲載し、注意喚起を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） これも私町民の方から言われまして、そして実際に、しょっちゅう通っている道路ではないのだけれども、結構住んでる住居の方がいらっしゃっても伸びているなという程度で私もいたのですよ。ところが、やっぱり隣の隣の隣ぐ

らいの方から見ると、違うのだよね、道路にはみ出したはみ出し方が。4.5メートルとかといういろいろ決まりがあるのだけれども、そんなの超えているような状況なの。それで、これはやはり町としても町道上にはみ出したものが例えばある程度、大きなトラックではないけれども、通って行くと高いから、普通の乗用車なら下だから大丈夫だけれども、高さがあるようなトラックが通っていったときに、いろいろなものが壊れたとかということになったときは、これは町にもいろいろなことが及んでくるのではないかという思いもあったものだから、今回質問させてもらっているのです。

それで、町にはいろいろと調べると、これはまちづくり整備課とまた離れるかもしれないのだけれども、町の美化の推進というようなことでさっき空き家の話も出ました。そこの丁字路がある道路のところで停止線が、停止の道路標識があるのです。それがすっぽりその樹木に隠れてしまっているような状況。これはやはり見逃してはいけないだろうと。私、そこまで言われていなかったの、そんなにあれではないだろうなと思ったのだけれども、実際見てみたらそういう状況なのだ。これはやっぱり今回町民の皆さんから、1人、2人ではなかったものだから、町としてもどういう対応するのかなということで聞いたのだけれども、嵐山町には、ちょっと課長と離れるかもしれませんがけれども、環境保全条例というのがあるわけです。その中に、いわゆる指導助言という空き地とかそういったことに関してのものがあるのではないかなと思うのだけれども、そういった条例の中から厳しい対応は、その所有者に対してとれるのではないかというように私思ったところなので、いかがなものでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 議員さんおっしゃる、適正に管理されていない空き家であったり、空き地であったり、そういったものの関係の対応ということだと思います。毎年、例えば適正に管理されていない空き家で草木が伸びているだとか、そういった相談が大体80件弱、夏場が主になのですけれども、来ております。定期的な、毎年のように来るところに対しては早目に通知を出して対応という形もとりながら、相談いただいたものに適正に対応してくださいよという、まずは通知が主なお知らせの仕方ということになりますが、それでも何の反応もないというところに対しては、先ほど藤野議員のご質問でも空き家の関係で答弁させていただきましたが、可能な限り接触をして、状況を理解していただき、そしてそれプラス場合によったら、これ民法における損害

賠償責任が発生するだとか、いろんなそういったこともお知らせして、そういったことを理解していただいた上で早期の対応をお願いしたいというふうな、まず対応を中心に行っているところでございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を午後 3 時 50 分といたします。

休 憩 午後 3 時 3 9 分

再 開 午後 3 時 4 9 分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第 9 番、青柳賢治議員、どうぞ。

○9 番（青柳賢治議員） 今環境課長のほうからも答弁いただきましたけれども、この答弁書にもありましたように、定期的に道路に隣接する所有者の適正管理、広報紙に掲載して注意を喚起していくというようなことになっていきますけれども、やはりその民家の方が男の方で頑丈な方でもこんなになってしまうと、ちょっと 1 人ではもうできないだろうなというような状況です。やはりそういった状況に対しては本当に面接ですけれども、しっかりとやっていただいて、それがやはり道路法ですか、道路法にも触れてくることになりますので、そうした場合にはこちらの町に対してもそういったことも発生しかねないのだというようなことをよくわかっていただくように説明していただいて対応していただかないと、そのの近くに住んでる人たちはやっぱり不快なわけです。そういった状況というのは環境関係やっている、この温暖化の計画がある、そういう中であってしっかりと町が言っていくことは言うていくのだよと、話しているのだという姿は見せてもらいたいと思いますけれども、もう一度課長答弁いただけますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 では、お答えさせていただきます。

青柳議員の申しますとおり、道路からはみ出した木等は大変危なくて、特に青柳議員さん話したとおり、カーブミラー等が隠れた場合は本当に大変危険な状況だと思います。民法717条におきまして所有者の関連、はっきりと明記されておりまして、町の道路責任の管理もでございます。今後もしっかりと対応してまいりたいと考えてい

るところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 小さなうちに摘んでおくということも大事ですから、よく、あんなにまでなるのではなくて小さなうちに摘むということもまめにやっていただきたいと思います。

次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 4点目でございますけれども、埼玉中部資源循環組合の解散についてでございます。中部資源循環組合は、管理者の辞任により正副管理者会議で組合の解散を決めたという報道がなされました。この決定に至りました町の見解をお聞きいたします。

（1）といたしまして、用地買収目前でもあったわけでございまして、こういった事業が中止になるということは異例の決定だと思います。解散の選択をした町の方考え方について。

（2）といたしまして、将来のごみ処理が白紙になったわけでございまして、今後のごみ処理についてどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

3点目といたしましては、拠出金の回収ということでございますが、この基本的な考え方について伺いしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、質問項目4の（1）につきましてお答えをいたします。

埼玉中部資源循環組合では、事務レベルで意見の一致が図れない事項について、正副管理者の政治的判断で合意形成を図り、事業を進めることとしておりました。しかし、臨時に開催された正副管理者会議の冒頭で、組合管理者である吉見町長から辞意の表明があり、その後数回にわたり正副管理者会議が開催されましたが、構成市町村間の合意形成のための協議の前提となる吉見町の主張が変わらず、具体的な協議が行われることなく組合を解散することとなりました。この間の会議では、副管理者である他の構成市町村長から管理者に引き続いて組合の先頭に立って事業を進めることを希望すること、協議による意見調整を望む等の意見が出されておりました。嵐山町も

他の副管理者と同様に埼玉中部資源循環組合で今後のごみ処理を行っていくという考え方に変わりはなく、管理者に対しては引き続き組合の先頭となって事業を進めることを希望しておりました。しかし、吉見町の主張との隔たりを埋める努力はかないませんでした。最終的には、吉見町が事業を推進していく上で地元の調整が困難と判断したことは事業そのものの達成が困難と考えざるを得ず、解散やむなしという結論に至りました。

次に、(2)につきましてお答えいたします。小川地区衛生組合の焼却施設は、埼玉中部資源循環組合の施設稼働開始まで運用する予定でしたが、埼玉中部資源循環組合が解散することとなり、改めて将来のごみ処理について検討しなければならない状況となりました。現在のところ、今後のごみ処理については具体的な検討に着手しておりませんが、早急に小川地区衛生組合の中で検討を始めたいと考えております。

次に、(3)につきましてお答えをいたします。埼玉中部資源循環組合の解散に当たり、組合が保管している基金や現金は決算見込みに基づいて各構成市町村に返還される予定でございます。嵐山町には施設整備基金に積み立てた負担金分の3,664万円と、その他保管現金等1,849万5,000円の合計5,513万5,000円が返還される予定でございますが、これらは決算見込みに基づき算出された金額であり、財産の処分方法、割合も含め妥当なものと考えております。

なお、埼玉中部資源循環組合令和元年度決算による剰余金は事務承継団体に引き継がれ、国庫補助金返還金、未払い金、事務費等に充てられる予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） （1）のところから再質問させていただきます。

我々もこの中部資源循環組合の組合の議員として、私もその設立含めて4年ほどかわりました。町長がおっしゃっていたことは、小川の地区がかなりもう厳しい状況で大きな工事ができないということの中で、こういう方向へ進んでいくということについては私も大賛成でございました。そしてこの8月にも全協でこのような方向になっていくのではないかという報告もいただいたり、それから今回での話も、この基金のものもありましたし、議案も出ております。私の提出したのはその前でございましたので、当然今出てきている内容わかりませんでした。新聞報道等で出たことしか私もわかりませんでしたけれども、この構成する市町村の議会の一議員としても、非常に

やはり残念なことでありまして、このようなことがやっぱり起きてしまったと、解散の方向に向かって議案が上程されているという今日でございます。

その中で、私が今答弁いただいた中で嵐山町も他の副管理者同様に、今後のごみ処理も行っていくという考え方には変わりはないということの中で、事業を進めてもらうように希望してきたけれども、吉見町の主張、隔たりが埋まる努力がかなわなかったというようなことであります。この点で今回もいろいろな新聞報道の中にもうたわれているのは、中部資源循環組合の正管理者としてのいわゆる責務、職務、そしてご自分が担当される一吉見町の町長としてのいわば職責といたしますか、そういった2つのものが利益相反をしたというような説明が載っておりました。これは利益相反するということは、自分が有利になった場合には相手が不利になるわけです。そういう中で、この中部資源循環組合という中で正管理者である人が辞任をするということは、当然この中部資源循環組合のこちらに対して不利益がこうむるということになるわけです。これは非常にやはりどうにもならないことなのだろうと私自身は思っているところでございますが、この辺のところについては答弁いただけるようであれば答弁いただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 まず、私のほうからこれまでの小川地区の衛生組合がこの吉見町等が考えているものに参加した経緯のところからお話をして、これまで取り組んできた経過も含めてまず説明をして、町の考え方については町長からご答弁を頂戴したいというふうに思います。

この吉見町と鴻巣市、それから北本市で構成をする埼玉中部環境保全組合、ここが経済的な効率的なごみ焼却をどう進めていくかということを真剣に考える中で、周辺の市町村に大きな規模のごみの焼却施設構想をして話しかけを始めたという経過がございます。その中で小川地区衛生組合は施設が老朽化をして新たな建設方法、建設場所についてもなかなかうまい話がなくて、組合として今の中部環境保全組合のほうに参加要望というのを出しました。これが平成22年のことでございました。その後、東松山市、行田市、桶川市、川島町、続々と参加要望を出していった、川島町は途中でまた辞退をして、さらにまた組合に参加するというふうな形をとっていますけれども、最終的には9つの市町村がこの組合の設立に向けて共同してごみ処理を行うというこ

とを進めてきてまいりました。議員さんおっしゃられますように、協議会を設立して6年半、それから組合を設立して4年半が経過したわけでございます。いろいろな協議する事項を一つ一つ積み上げて建設方法等も決まって、負担も構成市町村でどういう負担をするかということも決まって、いよいよ附帯施設、地元が望んでいるプールですとか、温浴施設ですとか、地元の活性化施設ですとか、そういったものの検討に入りました。そのこのところで大きく吉見町と他の市町村との意見の隔たりがございました。副市町村長会議では、正副管理者の意向を踏まえて29年の8月から1年9カ月、回数にして10回、もう真剣に本当に夜も遅くまで議論をしてまいりました。

その中で、吉見町は当初吉見町が構想した32億5,000万円、この規模の内容は譲ることはできない。他の構成の市町村は、当然事業が進む段階で地元の議会にも相談していますから、いろんな地元の意見を聞きながらそれぞれの市町村が考え方を述べてきたのですけれども、小川地区衛生組合管内市町村は、最初申し上げました、この組合に加わるのは個々の市町村で加わったわけではなくて、小川地区衛生組合として参加要望していますので、小川地区の中では意見調整を図りながら、連携をしながら、連携することによって8万人の人口規模になりますので、その3分の1近い発言力を持つわけでございまして、その辺については内部で調整をしながら検討に参加してまいりました。しかしながら、今申し上げましたように意見の一致が見られず、副市長村長会議ではこれまでと、これ以上は事務レベルの話は難しいだろうということで政治的な判断を仰ぐべく正副管理者会議にその結論を持って報告をしたと、こういうことでございます。我々とすれば、議員さん同様、大変残念な結果であること、それから管理者の辞意表明という突然の、唐突な発言によって今申し上げました具体的な政治的な合意を図る努力がなされないまま解散に至ってしまったと、こういうふうな結果でございまして、まことに残念、これに尽きるというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 続いて答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 私のほうから追加の答弁をさせていただきます。

今詳細について報告をさせていただきました。全くそのとおりでございまして、これを始めるときの各市町村の信頼関係というのはどこへ行ってしまったのだというような状況になってしまいました。この前もちょっとお話をさせていただきましたけれ

ども、16年9月からお世話になったのですが、16年9月に吉見町に行ったときに、挨拶に行ったときに、前の町長のお父さんが町長で、そのところに行ってお茶をどうぞということでしたところに、前の町長さん、立ったり座ったり、立ったり座ったりして、お茶も出てこないから帰ろうかななんてな感じがしたのですけれども、そしたらおもむろに、今ちょうど東松山市議会の代表が来るところなのですというところだったのです。これが東松山市と吉見町で最後の決裂になる報告が来る、そういうところでした。これが私が16年9月お世話になって一番最初の、町長にこれからお世話になりますと挨拶に行ったときですから、そういうことでした。まさにそういうことなのかなと、今度つくづく思いました。みんなで信頼をし合って、そして町民の、あるいは市民の、村民の皆様が喜ぶ焼却施設をつくっていかうということでかたい気持ちを持ち合いながらスタートしたわけですから、今のような結果になりました。

そして、この会ですけれども、事務担当の会議、それから副市町村長の会議、それから管理者会議、市町村長の会議、この3段階の会議になっておりまして、事務レベルで審議をして、決定をして、そうすると副市町村長のところに上がってきて、そのところで練って、できたものが管理者会議に上がってくると、こういうような流れで行きましょうということで決めてやってきたわけですので、副市町村長のところに上がってきたときには、もうそのまま管理者の会議に上がってくればそのまま通るといような、下でそれだけ練りに練って上がってくるわけですから、そういう状況で行くものだというふうに誰もが思っていたわけです。

それが副市町村長の今も話ありましたけれども、いろんな附帯施設の整備の会議の中で地元の意見を聞いて上げてくださいというようなことでお願いをしていたわけですが、遅々として上がってこなかったのです。それで、私はそういうものはちょっとおくらしているけれども、上がってくるのだろうな、上がってきているのだろうなというような感じを持っていましたので、粛々と進んでいますと、議会の中ではそういうふうに答弁をさせていただいてきたわけです。それが、そういう形で副市町村長のところにきちっとしたそういう地域の意見というのが上がってこず、それが1年たち、2年たち、時間が経過をしてしまった。そして、最後の最後のところに来て、それでは政治的な判断といいますか、話し合いでというようなときに、私の考え方、吉見町の考え方と、それと中部の考え方と、議員さんおっしゃるように意見が反してしまう。吉見町の町長として管理者をやっているわけにいけないのでやめさせてもら

いますというのを唐突に出てきました。ですから、管理者会議の中でも話し合いの場というのは持てないで、そういう状況になってしまったということです。

それで、この会が話し合いにならなくて割れるというのが9市町村で5対4とかいうことであると、大変な状況だなということですが、そうでなくて吉見町の意見で一やめたというようなことで、あぁっというような状況でこんなところまで来てしまったと、こういう状況でございます。その先頭に立って皆様方をお願いしてきた嵐山町長として本当に残念至極であるわけですが、皆様方に、そして嵐山町民の皆さんに本当にご迷惑をかけてしまったことを申しわけなく思っているところでございます。この後は粛々とできるだけ早く解散をして、事務費用もかかり方が少なくなるように早い段階でどうにかしたいというふうに考えております。大変皆様方には長い間ご協力をいただいてここまで来たわけですが、本当に申しわけございませんでした。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今町長から町長のお話を聞かせていただきました。正副の管理者で政治判断をされるわけですから、今の町長の言葉、本当に重たいものがありますと、私も受けとめさせてもらいました。それで、通常であれば、やはり自分の今の吉見の町長さんが本当の姿とすれば、私はやはり正副管理者を辞任する、さらには吉見町の町長も辞任をする、そして選挙をするぐらいのところでしたらいいかなとは思っています。ただ、今こういう状況になってしまったということは、やはりそこまで費やしてきた町民税というものを使っているわけですから、その点はしっかりと我々も町に戻りながら説明責任を果たしていかなければならないというふうに思います。

それで、このところはもうこれ以上私も申し上げても、町長の話で十分今私は理解しましたのでわかりました。それで、この後のことも今小川地区衛生組合がある程度1つの意見集約、統一されながら進んでいきますので、今後はもう少ししっかりと見守って、炉の状態もあぁいう状況ですので、その辺はやっぱりしっかりと捉えた動きを、この小川地区衛生の組合員の皆さんに対してやっていってもらいたいと思っています。

（3）になるのですけれども。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 今答弁いただいた中で、今回議案にも出てきているのですが、一つ私が申し上げておきたいのは、28年から29、30という形で委託費の中に環境影響評価業務委託料というのが、これは測量調査はちょっと含めませんが、3カ年にわたりますと約5,718万1,680円という金額が計上され支出されているわけです。決算書からこれは出させていたのですけれども、今基本的な拠出金のことは理解したのですけれども、この辺がこの中に含まれてはいないのではないかというふうに私は思っているところなのですけれども、どうなのでしょう。支出されている、今支出された状況になっているというだけで返還、こっちへ戻ってくる嵐山のものとかにはそういったものは含まれていないのではないかと思うのですが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

業務委託料で28年から30年度までに環境影響評価業務委託料を執行しております。こちらはもう決算が済んでおりまして執行済みということでございまして、返還されるもの、そういったものは、まず1つは施設の整備基金として29年度と30年度、2カ年、額を定めてそれぞれの自治体でこれだけという形で積み立ててきた基金、施設整備基金の積み立て分、それから毎年の執行残を積み立ててきた分であるとか、今年度の決算見込みによって執行予定がないもの、決算見込みに基づいて総額でこれだけ返還可能ですよというものを含めた決算見込みを出していただいたものが返還になるということでございます。業務委託料につきましては、執行済みのものについては既に執行しておりますので、施設整備基金の定額の積み立て分と、あとは残の部分という考えでの返還金ということでございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） これ、私も嵐山町の町会議員ですから、嵐山町の町民の利益ということを考えなくてはなりません、ここまで来ると。それで、業務委託料ですから委託料として出ているのは当然わかります。ところが、途中で話がこういう解散に至っていくと、これから各構成団体で審議はやられるのでしょうか。これは吉見の財産になってしまうわけです、考え方とすると。通常の企業が大規模開発します、そしてそれだけの環境アセスメントをとった。そこにはそれだけの例えば5ヘクター

ルの開発ができるような調査が行われて、もう終わっているわけです。それというのはやはり一つの土地の付加価値を上げたり、そういった試算になるものなのです。そういったものが吉見のままに置いてくるという状況はどうなのかなということで、私は今ここで疑問があるものだから、発言をさせてもらったのです。副町長、どうです、これ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 ご懸念はごもっともだというふうに思います。この環境アセスの成果は確かにその利用の仕方によっては同一の地域の今後の開発において大いに参考になるのだというふうに思います。ただ、具体的にこの環境アセスがどのくらいの今後においてどの時点でどうなのか。いろんな環境面での時代が変わっていく中で具体的にその議論をするのは極めて難しいのかなというふうに思います。各副町長のレベルも含めて、このことについては議論をなされませんでした。ただ、今まで進めてきた、例えば人口減社会に向かっていく中での人口の捉え方、嵐山町は一円でも安くという町長の考え方でございまして、人口、施設の建設が、供用開始が後になれば後になるほど人口減進みますので、今現在でも当初の推計と9,000人ぐらい乖離が生じております、9市町村で。そうすると、もうちょっと小規模なものでいいのではないかとかという議論って必ず出てくると思うのですけれども、そういったことが今回のこの施設の整備計画を推進するに当たって本当に肝に銘じる、今後を進めるに当たっては肝に銘じていかななくてはならないなというふうに感じました。また、地権者への接し方、これも本当に何かお土産を持たせるような考え方でいくのではなくて、やはりきちっとした説明の中でご理解をいただいて事業を進めていくべきだろうと、そんなことも強く感じました。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） その辺は見解もいろんな考え方があるのだと思いますけれども、私としてみればこういうふうな形の中に、今回議案も出てきますので、この後審議に入りますから、ぜひ一般質問の中でもしっかりと嵐山町に戻してもらえる分は戻してもらえるように町長にも頑張ってもらいたいというふうに思います。

終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時21分)

令和元年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第4号）

12月5日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第7番議員 畠 山 美 幸 議員

第12番議員 渋谷 登美子 議員

第6番議員 大 野 敏 行 議員

第10番議員 川 口 浩 史 議員

○出席議員（１３名）

１番	小林	智	議員	２番	山田	良秋	議員
３番	狛守	勝義	議員	４番	藤野	和美	議員
５番	佐久間	孝光	議員	６番	大野	敏行	議員
７番	畠山	美幸	議員	８番	長島	邦夫	議員
９番	青柳	賢治	議員	１０番	川口	浩史	議員
１１番	松本	美子	議員	１２番	渋谷	登美子	議員
１３番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	新	井	浩	二

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長
安	藤	實	副 町	長
柳	下	和 之	技	監
青	木	務	参事兼総務課	長
山	岸	堅 護	地 域 支 援 課	長
村	田	朗	税 務 課	長
高	橋	喜 代 美	町 民 課	長
前	田	宗 利	子育て支援課	長
近	藤	久 代	健康いきいき課	長
山	下	次 男	長寿生きがい課	長
内	田	恒 雄	環 境 課	長
杉	田	哲 男	農 政 課	長
藤	永	政 昭	企 業 支 援 課	長
伊	藤	恵 一 郎	まちづくり整備課	長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第4回嵐山町議会定例会第4日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○森 一人議長 本日、最初の一般質問は、受付番号7番、議席番号7番、畠山美幸議員。

それでは、質問事項1の防犯対策自販機設置についてからです。どうぞ。

〔7番 畠山美幸議員一般質問席登壇〕

○7番（畠山美幸議員） おはようございます。議席番号7番、畠山美幸。議長のご指名がございましたので、今回は3項目についての質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず最初、ナンバー1です。防犯対策自販機設置について。防犯対策自販機とは、自販機に防犯カメラを設置した1台2役の自販機サービスです。防犯カメラを単体で取りつけしようとする、カメラ代に加えて別途取り付け工事費がかかり高額なコストになりますが、カメラ本体、取り付け・維持費用が無料で、すぐに始められる防犯対策です。お考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目 1 につきまして、お答えをいたします。

防犯対策自販機設置につきましては、平成30年第2回定例会においてご質問をいただいております。防犯カメラは、安全安心なまちづくりを目指すために地域と町と警察が連携を図りながら、日々パトロール等を重ねていく上で、その防犯活動を補完していくものと考えておりますと答弁させていただいております。カメラ本体が自販機に取りつけてあり、維持費用が無料ということは、コスト面ではとても魅力がございましたが、個人のプライバシーの侵害や監視社会の危険性等、個人情報保護の観点からも運用については細心の注意が必要となります。

しかし、先日、国内大手飲料メーカーの方が来庁され、安心安全なまちづくり協定に基づく、防犯・防災・安心安全なまちづくり応援自販機の提案がございました。この提案は、町及び埼玉県警、飲料メーカーによる協働の取り組みということでございまして、既に三郷市において協定が締結されているということでございます。内容の詳細は把握できておりませんが、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 以前、私、防犯自販機ではなくて、防犯カメラを設置してくださいという質問をしておりました。しかしながら、先ほど課長が答弁していただいたとおり、警察との連携をとっていくからということで、万が一また何か犯罪とかがあった場合には、警察からのカメラのレンタルもあるような答弁をいただいております。しかしながら、今回は、自動販売機にもう防犯カメラが設置されているというものなので、本当にこれは願ったりかなったりかなと思っております。一切の費用負担をかけず、毎日の安心安全を見守るということで、飲料メーカーさんが来て、お話を伺ったというお話を今聞いて、よかったなと思いました。検討していくということですが、私もこれは知らなかったのですが、今回、桶川で選挙があったときに、町でそういうものを設置して、安心安全なまちづくりをしていくのだというものがちょっと目に入ったものですから、ぜひこれは嵐山町でもやっていただきたいなと思いました。

飲料メーカーさん、さまざまございましたけれども、私が拾ったものは、昨今の未

成年者に対しての痛ましい事件の数々、政府のインバウンド政策による海外からの旅行者や労働者の増加など、今後ますます身の回りの治安問題が発生していきます。治安問題のために録画装置付きの防犯カメラを設置しようとしても、高性能なものには非常に高価、なかなか普及に至っていない現状があると。大手飲料メーカーとタイアップし、自動販売機と防犯カメラをセットにして設置することで、自動販売機での売り上げを防犯カメラの維持費として充てていき、お客様、こういう自治体とかでつけた場合には、費用の負担は一切かからない防犯カメラだということが書いてありましたので、安心安全なまちづくりのためには、やはりこういうものを設置していく必要があるのかなと。

設置の実績ということで、自治体なんかでは、駐車場や駐輪場や公園、体育館、公民館、市民会館とか病院、役所とか、そういうふうに書いてあったり、また一般企業さんは駅とか、スーパーとか、そういうところにもつけてありますよと。あと、不動産物件とかですとマンションの1階につけているとか、そういうことをして、安心安全なまちづくりを、地域づくりをしているということを見ましたので、ぜひこちら、何かオプションもあるみたいなのですけれども、普通にカメラをつけていただければ、いつも監視という言い方はあれなのですけれども、これは誰でも見られるものではなくて、大阪市では防犯カメラつき清涼飲料水自動販売機における防犯カメラの設置及び画像データ運用管理に関する要領とかもつくっておりますので、そういう取り組みもしながら、ぜひ嵐山町も、嵐丸君のついた自販機もございますけれども、やはりコンビニが駅周辺にないのです。ちょっと郊外にはあるのですけれども、やはり小学校、中学校のそばに、自販機は割と道、通学路とかにもございますので、何か子どもたちに危険が及んだというときには、それが役に立つのかなと。

実際問題、私の今住んでいる分譲地の中で、ナンバープレートを盗むという事件がございました。私のご近所の方で、うちの真ん前の駐車場に止めていた車がナンバープレートをとられたということがございまして、私の住んでいるところは入り口が2カ所しかございませんので、入り口のところに、どこかのお店様が自販機を2台設置しているのですけれども、あそこにカメラがついていたら、もっと早く犯人が捕まっただろうなということもございました。そういうことから、やはりさまざまな地域で、防犯カメラをなかなか個人でつけているお宅も、こちらやっぱり田舎というか、皆さんそういう大らかな方々が多いものだから、そういうところで監視機能があるといい

のかなと思っておりますので、ぜひこのお話を進めていっていただきたいと思いますけれども、検討するとありますけれども、町長はどのようにお考えになりますか、検討するという……

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、課長答弁のとおり進められるといいと思っております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひ進めていっていただきたいと思います。

それでは、2番目に移りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 台風19号で今後につながる防災対策。10月12日の台風19号は、今まで安心安全な災害の少ない嵐山町と思っていましたが、多くの被害をもたらしました。この教訓を次の災害で生かしていかなければいけません。そこで伺います。

（1）、今回、床上床下浸水の被害に遭われた地域の今後の対策については。

（2）、水害で町内農業被害について、また就労農地が、これ青年就労の意味だったのですが、農地が被害に遭われました。今後の支援について伺います。

（3）、雨が大量に降っているときの防災無線が聞こえづらく、町の防災無線電話応答サービスに電話をしてもつながらない状況がありました。今後の対策について伺います。

（4）、避難所について、今回の台風では多くの町民の方が避難されました。避難所での過ごし方が認知されておらず、食事の用意がないことの周知が足りていなかったようです。あんしんメールの登録をしていれば確認ができますが、登録者数は何件ですか。また、雨の中の車で避難した方が近いところから駐車をするため、志賀小のグラウンドを早い段階から駐車場にすべきだったとの意見を伺いました。今後の駐車場のあり方について伺います。

（5）、ハザードマップを確認した方から、地震のハザードマップになっており、水害のハザードマップが嵐山町にないと指摘されました。しかし、埼玉県では水防法により洪水浸水想定区域に指定された市町村は作成が義務づけられておりますが、嵐山町は義務づけがされておりました。しかし、今回被害に遭った区域がありましたので、今後は作成のお考えがありますか。今まで、初日、2日目でさまざま質問

が出ておりますが、一応答弁いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小項目（１）及び（３）から（５）について、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目２の（１）につきましてお答えをいたします。

今回の台風19号で、床上浸水４件、床下浸水16件の被害が発生してしまいました。町の対応といたしましては、床下浸水の世帯につきましては、消毒用石灰を配布、浸水によって出た災害廃棄物を受け入れいたしました。床上浸水の世帯につきましては、同様に消毒用石灰を配布、浸水によって出た災害廃棄物を受け入れました。また、現地を確認し、罹災証明の発行、税の減免、見舞金の支給、NHK受信料の免除に関して取り次ぎ等を行いました。住宅の応急修理につきましては、災害救助法が適用されるよう手続を進めております。もし再びこのような風水害があった場合には、命を守ることを最優先に、速やかに、かつ安全に避難いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

質問項目２の（３）につきましてお答えいたします。今回、防災無線電話応答サービスが落雷により故障し、そこに台風が重なり大変ご迷惑をおかけいたしました。住民の皆様への周知につきましては、消防団に協力をお願いし、避難対象地区に拡声器で避難を呼びかけ、あんしんメールとホームページにより情報発信をいたしました。また、土砂災害警戒警報につきましては、該当区域の世帯に電話で避難を呼びかけ、連絡がとれない場合は、職員や消防団が直接お宅にお伺いし、お知らせいたしました。今後につきましては、周知する手段の日ごろの点検と費用対効果を含め、よりよい方法を研究してまいります。

質問項目２の（４）につきましてお答えいたします。あんしんメールの登録者数は、11月25日現在で1,655人でございます。過去５カ月間の新規登録者数は、７月７人、８月８人、９月36人、10月246人、11月83人と推移しております。嵐山町では、今回のように多くの方が避難するということは、これまでになかったことと思われます。特に志賀小学校につきましては、急遽校庭に駐車いただくことで対応させていただきました。この経験を踏まえ、来年度改訂を予定しております地域防災計画の中で、避難所の見直しを含め検討してまいります。

質問項目２の（５）につきましてお答えいたします。現在、県において浸水想定区

域を見直しております。来年度公表される予定となっておりますので、それを踏まえて洪水ハザードマップについて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（２）について、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目（２）につきましてお答えさせていただきます。

台風19号による災害で、嵐山町は埼玉県農業災害特別措置条例に基づく特別災害地域に指定されました。指定に伴い、農作物緊急対策事業といたしまして、嵐山町が認定する被災農業者は、事業費20万円以上で、１といたしまして病虫害の防除用農薬購入費、２といたしまして代替作または次期作用の種苗及び肥料購入費の助成が受けられます。負担割合は埼玉県と嵐山町の折半となるものでございます。

なお、台風19号の直接被害として、農作物の減収量が平年収量の３割以上であった農業者が対象となります。嵐山町では１名でございます。ただし、あくまでも被災した農地における次期作の支援に限るものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第７番、畠山美幸議員。

○７番（畠山美幸議員） （１）から順次再質問させていただきます。

今回、床上浸水、ずっと今まで皆さん、ご質問されてきましたので、いろんな対応をいただいているのは、もうわかっておりますので大丈夫なのですが、今後の対策についてということで、私、今回書かせていただいたのですけれども、石灰を早い段階で配っていただいて、まいて、地面の消毒はできたかなとは思っているのですが、家の床上浸水４件だったのですが、床上浸水になっても、本当に近所の皆様がお手伝いに来て、もうすごく早い段階できれいにしていただいたのは存じ上げているのですが、その後に私のほうに電話がかかってきて、「畠山さん、家の消毒はどうするの」という電話がかかってきたものだから、どうするのだろうと。

私も初めてのことで全然わからずに、あの日は日曜日、12日が土曜日でしたか。13日の日でしたので、どこも、役場もお休みですし、困ったなと思ひまして、休みかもしれないけれどもと新埼玉さんにお電話したら対応していただいたのですが、外用の消毒をできるのだけれども、家の中というのが、いまいちちょっと違っていたようで、それでおくれをとってしまったのですが、そうしたら環境課のほうで、

その後、対応していただいたわけなのですが、しかしながら私もたまたまNHKの「あさイチ」という番組で、家の床上浸水、東松山が取材されていて、床上浸水に遭ったときの消毒の仕方というので、テレビでやっていたのです。それがもう遅かった、もうやっていた後だったのですけれども、家屋の消毒にはベンザルコニウム塩化物というものを使い、食器などには次亜塩素酸ナトリウムを使うということで書いてあったのですが、ちょっと別の日に様子を見に行ったら、消毒したのだけれども、白い跡が床についてしまったということで、では私もちょっと手伝うわなんて言って消しに行ったのですけれども、全然力が足りず何の役にも立たないで帰ってきたわけなのですが、そういうことがあったので、今後、家の家屋の消毒についてどのように対応されるか確認しておきたいと思います。

○森 一人議長 答弁求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

消毒の経過につきましては、今議員さんお話しいただいたとおり、13日の日、台風が去った翌日に、敷地内の消毒は、基本、原則厚生労働省からも不要ですというような文書が出ているのですが、ご心配の方もいらっしゃるということで、お使いくださいということで、消石灰を対象の床下・床上浸水の家屋に配布をさせていただきました。その後の対応等もございまして、家屋の消毒については、すぐに対応できるかどうかはつきりわからない状態ですということで、ちょっと今の段階ではということで、実際には翌週になってからの対応になったわけですが、消毒をするに当たりまして、どういったものを使ったらいいかということがまず第一で、近隣の状況を伺ったりして、あとは厚生労働省から出ております浸水した家屋の感染症対策というものが出ておりまして、その中で示されている消毒薬、これが1つが次亜塩素酸ナトリウム、これを0.2%に希釈するという方法、それから消毒用アルコール、これは希釈をせずに原液のまま使用するという方法、それから10%塩化ベンザルコニウム、これは0.1%に希釈して使用するというこの3つが示されておりました。

まず、浸水した家屋はどうしたらいいかということ、これも書いてあるのですけれども、ドアと窓をあけてしっかり換気して、土砂等を取り除いて、しっかり乾燥させてということで、やはり水害に遭っていますから、乾燥して、すぐに乾いたほうがいいだろうという考えで、希釈して使うよりも、アルコール、入手も市販のアルコール

で全く問題なく、濃度が70%以上のアルコール濃度のものということで、市販の手の消毒用のアルコールが72%程度の濃度ですから、これで全く問題ないということで、すぐにそちらのほうを購入して消毒したと。結果、1軒のお宅については、フローリングにワックスがかけてありまして、アルコールがワックスに反応して白く固まってしまったということで、そちらについては、こちらも認識不足だった面もあって、おわびをしながら、ワックスの剥離剤のほうを後ほどお持ちして、それで剥離、取れるということを確認した上で、そちらで対応いただくような話で、お願いしたわけでございます。

結局、今後のことについては、どういう方法でというのを改めてここで経験を踏まえて、まず消毒するもの自体も今回、急遽購入したような形でございました。ですから、そういったものの備蓄もしておく必要があるのかなと。散布する機材も含めて備えておいて、定期的にこういうふうに更新していくような形はとっていく必要があるのかなということ。それから、それを実施していく体制、やっぱり職員、環境課4名しかおりませんので、もろもろの対応をしていく中でどういう形でやるか。その辺を業者に任せるとか、そういったものも改めて対処の検討もしていく必要があるのかなということで、まずは備蓄であったりとか、何を使うのがいいのかということを中心に方向性を決めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひ、今回いい教訓になったのかなと思いますので、ワックスとアルコールが化学反応を起こして、ああやって白く残るとというのが私も知らなかったもので、本当に大変な作業だったのですよ、消すのが。なので、そういうことがないような対策ができるように、ぜひ今後よろしくお願ひしたいと思います。

それと、今回のこのところでは、では（2）に移ります。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 今回、水害で町内の農業者に対しての先ほど課長から答弁があったとおり、また前日、前々日と続けて答弁でございますので承知しておりますが、今回につきましては青年就労のところでもちょっと確認をさせていただきたいと思います。決算、昨年の決算のときだったと思うのですが、今年だったかしら、青年就労のあそこ見させていただいて、あのとき3名の方がいて働いていらっしやったかなと確

認しておるのですけれども、今回は嵐丸塾の方々は何名の方が被災されたのか、お伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 嵐丸塾のほうで杉山地内の研修補助ということで、今現在、2名の塾生の方がそこで研修をされておりまして、1名の方が3月に新規就農というふうな形で就農させていただきました。今回の被害につきましては、その塾のハウスの中の浸水であったり、保冷库であったり、農機具、そういったものも被災されました。その対策といたしましては、これあくまでも塾で保有している資材等でございますので、リース等々の保険にも入っております。そういったものを活用しながら、塾生に負担なく復元ができるようなという形で、当然研修でつくっている農作物、これにつきましては被災に遭われたわけでございますけれども、こういった補助の対象には、研修ということでございますので該当にはならないということで、非常に残念なのですけれども、町としてはできる限りの応援をしていきたいというふうを考えてございます。

新規就農者につきましては、先ほど答弁させていただいたような状況でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） あそこに、この間見に行ったときは3名いらっしゃったのですけれども、では2名の方は嵐丸塾の方で、1名の方はもう卒業されたというのか、方があそこで就労されていたのかなと思うのですが、今回、やっぱりさっきもハウレンソウの保冷库が流されて、収穫したものがその中にたくさん何か入っていたらしいのですが、すっかり水にやられて、電源も抜け、また水も入ってしまったために売り物にならないという、その方に対しては何か補償とかはあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 研修生の方のものにつきましては、先ほどちょっと答弁をさせていただきましたけれども、あくまでも研修期間ということでございますので、農業者が保有する、例えば米であったり、そういったものについて、被害が遭ったというものについては国の事業の中でも再開という部分の中での補助がありますけれども、研修生につきましてはあくまでも研修期間ということでございますので、補助等の対

象にはならないというところでございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） あれだけの被害があったわけですがけれども、あその場所で、また農業を続けるという、2人いたわけですがけれども、今回補正予算ではマイナスが出ているわけですが、続けられる方はいるのでしょうか、2人続けてくれるのかどうなのか。

○森 一人議長 答弁求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 こちらにつきましては、近年、今までにない水害というところで、やはり地域の方々につきましても、ここまで水が上がったことはないというふうなところで考えてございます。あその用地を選定する中でも、雨につきましては検討させていただきましたけれども、今までそういう例もなかったというところで選定をさせていただきました。研修生もこれにめげずに、そのところで実施をしていきたいということで考えてございますので、優先をさせていただきまして、実施をしたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 何か何度もすみませんけれども、あその場所が今後大丈夫であればいいのですが、また同じような、あそこで被災された方に話を聞くと、「杉山城の木が伐採されて、あそこから水が流れてきたのよ」とか、あと川がすぐ隣に流れておりますから、粕川ですか、あその川があふれてきたと思うのですが、あそこ割と粘土質ではないですか。今後、あそこに土砂も入ってきているでしょうから、全部土を掘って、新しい土を入れ直してやるのか、ほかの場所に移すのか、いかがいたしますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 研修圃場につきましては、今現在、あそのところで実施をしたいということで答弁をさせていただいたかなと思います。ハウス内の土壌改良、こういったものにつきましては、消毒であったり、土壌改良剤であったり、そういったものは、塾の研修費の中で賄っていきたいということで考えてございます。

また、でき得る排水対策、ハウスの周りの排水であったり、そういったものにつきましては、これからも実施をして、そういう被害に極力遭わないような形で進められればというふうに考えてございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひ本当に農業というのは、災害と自然との闘いだから大変だと思うのですが、あそこで就労をせっかくやっていた方がおりますので、よろしく願いしたいと思います。

次に移ります。

○森 一人議長 はい。

○7番（畠山美幸議員） （3）です。今回は本当に雨と風がすごいことになるという、風速70だったか、何だったでしょう。割と風も強い台風になるということで、大体のお宅は、うちなんかもそうですけれども、雨戸を閉めてしまったりするものですから、カーテンも閉めて、もしかしてガラスが割れたら大変というのでカーテンも閉めたりするものですから、余計に聞こえが悪かったと思うのですが、そうではなくて、雷が落雷して、これは違うか。音声のほうだ。聞こえなかったと思うのですけれども、今回、きのうも青柳議員がこれ出していましたけれども、私も、とにかく皆さん、あんしんメール登録してよと、私もちょっと自分の支援してくださる方には申し上げているところなのです。あと、聞こえないときはフリーダイヤルもあるのよということも伝えてはあるのですけれども、そうしたら表紙が何とこれになっていたの、すごく画期的と思ったのですけれども、本当にQRコードを登録していただければ、逐次いろんな情報が流れているわけです。

今回、私の資料の中に、嵐山町あんしんメールの、これスマホに入ってきたものをコピペしたのですけれども、こういうふうにちゃんと逐次流れてくるわけです。もうあそここのところに自主避難所ができたのだとか見られるわけなので、自主避難所とはという、ここにもちゃんと自主避難所とは避難勧告等を発令する際に開設する指定避難所とは異なり、自分の判断で事前の避難を希望する方が、親戚宅や知人宅などで安全な避難先を確保できない場合に利用できる一時避難所ですよ。一時避難所というのは、食料も何もありませんよと、ここに書いてあるわけです。これを見れば、がっかりすることもないのだけれども、中には、行ったら何も用意していなかったとかおっちゃんもちょっといたのですけれども、いや、そうではないのだよと、こ

うということなのだよというのは言ったのですけれども、やっぱりテレビなんかで見ていると、避難所に行くとか物資が置いてあるのかなという勘違いをされていていらっしゃる方が多々いたなと。

ですので、ぜひ今回、このあんしんメールを皆さんに登録してもらいたいということで、どんどん周知してほしいということで、これを入れたのですが、先ほど答弁の中で、大分登録者数が台風があったときには、ちょっと3桁にふえているなということで、やはり皆さん危機意識を持たれたのだなということが見受けられました。ですので、どんどんこれをいろんな場所で周知していただきたいと思います。

今回、避難された方からのお話だったのですけれども、キャンプに行くつもりで荷物を詰めて行ってしまったと。そうしたら、結局お湯とかがないからカップラーメンとか持っていても役に立たなかった。だからピクニックに行くようなつもりで、お弁当を持って、お菓子持っていけばよかったのだなというふうに反省したことをお話しくださった青年がいたのですけれども、親御さんに避難しようよと言ってアドバイスして、後押しして、志賀小にしぶしぶ親たちは行ったけれども、行ってよかったねって言うていたらしいのですけれども、そういうお話も伺ったので、これを周知していただく。

この間、課長のほうからは、議員とかにも、ぜひ登録をしてくださいということで、別のツールも、区長、防災会長、町議会議員専用のあんしんメールの登録も促していただきましたので、もうこれは本当にしっかりと登録をしていくべきかなと思いました。今後も引き続きあんしんメールの登録に頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に移ります。

○森 一人議長 はい。

○7番（畠山美幸議員） （4）で避難所なのですけれども、今回、志賀小に本当に多くの方が避難されたわけです。きのう、おとといの答弁だったか、本来、学校がやっているときであれば、学校長がやるわけだったのでしょうけれども、今回土曜日ということもありまして学校がお休みでしたので、職員が2人ついてやったという、きのう、おとといの答弁がございましたけれども、今回、本当は避難所というところは、車で行かないで歩いていくというのが何かルールらしいのだけれども、避難していく時間帯を見ると8時がすごくピークになっているわけです。

これでは雨がすごいから、もう避難しなければだめだと最後の最後に皆さん、わっ
と行ったのかなと思われるのですけれども、そうしたときに、志賀小に行ったところ
が、志賀小は学校の門のところに駐車場がありまして、あとはほとんど路駐、坂道の
ところに路駐するような形になるのかなと思うのですが、さっきピクニックで行くつ
もりで行けばよかったと言った地産団地に住んでいる青年の話によると、この方も8
時ぐらいに避難したと言っていたか、7時と言っていたか、そのころに行ったら、も
う駐車場がいっぱいになってしまって、あれで何か体育館の中で緊急事態が起こった
ときは救急車も入れないような状況だったから、校庭をあけてくださいって言うてお
願いして、やっとあけてもらって、校庭に駐車をするようになったという、そういう
お話を伺ったのです。だからもっと早い時期に何で校庭をあけなかったのかなとおっ
しゃっていたのですけれども、どういう体制だったのかお伺いいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 昨日の答弁の中でも申し上げたかと思いますが、志賀小学校
の避難者が想定として、それほど大きくなるということは、その時点では予測できな
かったというのが一つの原因だと思います。その前に台風15号もありまして、そのと
きは避難者が一桁台だった。3世帯4人ぐらいの方だったということもあって、これ
までの嵐山町の経緯を見ると、やはり大変喜ばしいことなのですが、災害が少ないと
いう実情がありました。今回19号では、こういったことになったということで、本当
に多くの方が避難したことが初めてということで、そういったこともあって対応がお
くれてしまったということになろうかと思います。

多くの方が志賀小で避難していただいて、状況はそういう状況だということで、対
策本部といいますか、役場のほうとも、現地と連絡をとらせていただいて、そのよう
な対応をさせていただいたということでございます。

それから、先ほどあんしんメールの登録について広めていただいているということ
でございました。大変ありがとうございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今後、来年、防災のそういう仕組みを考えるということす
ので、そういう中には、避難所は本来であれば車では来てはいけないと何かで見たの
ですけれども、でも高齢者だとか、足の悪い方とか、そういう方はどうしても車で行

かなくتهはいけない。雨がよつぽどひどいと車でないと行けないという方もいますので、そういうときの対応をよく考て、早い段階で校庭をあけるとか、そういうことを検討に入れていただきたいと思いますので、お願いします。では、こちらについては、(4)は大丈夫です。

次、(5)のハザードマップを確認した方から、だからこれもやはり地産団地に住んでいる方からお電話いただいたのですけれども、ここはどうなのだろうというのを確認したくてハザードマップを見たというわけです。そうしたところに、これ地震だけで、土砂災害のことは書いてあるけれども、水のは書いていないのだということで私のほうに電話があったのです。

私もいろいろ調べてみましたら、皆様に資料を配らせていただいた埼玉県のホームページに、こちらの埼玉県内洪水ハザードマップ作成市町村ということで、この黄色く点点点と書いてあるところが義務づけられていて、白いところは作成の対象外ですよと。きのうもさんざん答弁されておりましたから、やっぱりそうだったのだなというのはもうわかっているのですけれども、次の裏面を見ますと、東松山市は対象になっておりますので、こういうハザードマップができているわけです。さんざんっばらテレビにも出ましたピオニワークのところの早侯、そして、この間、会派のメンバーで行きました葛袋も、これを見ると真っ赤っかなところで、まさしくちゃんと合っているなというのがこれでわかるのですけれども、きのうのお話だと、町独自ではつくれないという、やはりいろいろと水の流れだとか調査が必要なわけですから、でも来年度はいろいろ見直しをかけていくということで、検討するという答弁ございましたので、ぜひとも今回、嵐山町、小川町も大変な被害を受けておりますので、多分この辺も色が、ときがわも塗られてくるのかなと思いますから、ぜひとも皆さんが安心できるようなハザードマップをつくっていただきたいと思いますので、よろしく願ひしたいと思います。つくれる、つくる方向になるのでしょうか、一応確認。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 1回目のご答弁でも申し上げておりますが、県が浸水想定区域関係を見直しております。その内容としますと、少し浸水想定区域を想定するには、やはりいろいろな調査をした上で、その区域を指定していくということになるのですが、今来ている情報ですと、県がもう少し簡易な方法でその区域を設定していくとい

うようなお話もお聞きしております。そうすると、浸水想定区域は、初めに洪水のおそれのある河川というのを指定した上で浸水想定区域を設定するのですが、その洪水のおそれのある河川以外の部分も、県のほうで、もしかすると簡易な方法で見ただけなのということがあるかもしれません。そういったこともありますので、県で公表されるものを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

ハザードマップも大変大事なことでございまして、ただ昨日のご答弁もさせていただきましたが、やはり意識というのが防災には最も重要であると思います。ハザードマップがあっても、それを見ないと役に立たないということになります。ですから、その防災意識というのですか、そういったことを徹底してまいりたいと思いますし、先ほどの避難所の関係でも、早目の避難、風雨が強くなる前の避難をしていただくことによって、車を使わずに避難ができるということもありますので、そういった意味でも防災意識というのを徹底してまいりたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） もう本当に安心安全な嵐山町と思っていたのが、こんな台風で、ちょっとこんな被害になってしまって、本当に残念というか、だからいろいろ対策をしっかりとやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 最後の質問です。乳幼児用液体ミルクの啓蒙について。常温で保存できる乳児用液体ミルクを啓蒙するために、子育て行事に合わせてメーカーを招いての講習会の開催のお考えはありますか。

○森 一人議長 それでは答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをいたします。

乳幼児用液体ミルクは、昨年8月に国内での製造、販売が解禁となりました。現在は国内2社が製造、販売しており、常温で保存できて、お湯で沸かす必要がないという利点から、災害時の備蓄品として徐々に認識され、県内では秩父市や上尾市などで導入されております。しかしながら、子育て中のママやパパの認知度はまだ3割程度とのデータもございます。

メーカーを招いての講習会の開催でございしますが、何千人規模の行事等であればメ

一カ一に協力をお願いするということも可能ではないかということでございますが、現在、町で行っている子育ての行事の規模では、協力は難しいと思われます。しかしながら、災害時の備蓄品として徐々に認識されておりますので、例えば防災訓練などの機会を通じて、防災用品業者と協力しての啓発活動が可能ではないかと考えております。防災担当課とも連携して、啓発活動について研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 本来であれば、防災備品にしてくださいねという質問がしたいところなのですが、ちょっと胆振東部地震、北海道の胆振東部地震で、昨年9月に北海道で地震があったわけです。その際に政府が、8月に今答弁いただいたとおり、北欧などで普及が進む液体ミルクの国内での製造、販売を解禁したわけです。この胆振東部のほうに液体ミルクを都内のほうで送ったらしいのです。ところが、認知度が、まだ1カ月たっていないぐらいだったので、認知されておらず、5町に配布されたのが1,050本配布されたにもかかわらず、1本は使われたみたいなのですけれども、それ以外はみんな廃棄処分されてしまったという記事がありました。

そうになってしまうと、せっかくコストをかけてやったものが無駄になってしまったらしょうがないなと。今、大分1年たちましたし、テレビなんかでも何かの折には見せているのだけれども、やはりこの商品を使うニーズのある方、たった1年ぐらいしか使わないわけですよ、乳児用ミルクは。飲んでも1歳半年、1歳6カ月ぐらいまで飲むかな、ぐらいまでしか飲まないわけですので、うちは人数が、出生率も少ないですけれども、でもお金かけて無駄にしてしまったらもったいないなという気持ちがあったので、啓蒙活動をしてほしいなと思ったのです。

それで、ママたちが、これはすごく便利なのだ、やっぱりいいものだったのだというのを認知してもらって、お母さんたちが、ぜひこれを備品にしてほしいという声が上がってくれば備品にしたほうがいいかなという考えで、私は今回啓蒙をしてほしいと。何千人規模ではなくても、メーカーさんは多分協力してくれるのではないかなと思うのですけれども、だめですか。出産する病院なんかでは、すごく手厚いのです。おむつもこのを使ってもらいたいから、メーカーさんが競い合う。あとミルクも、もういろんなものをプレゼントするということがありますので、ぜひそういう形で協

力依頼したらいいのではないかなと。絶対メーカーさんは自分ちの商品使ってもらいたいの、お手伝いしてくれると思うのです。だから余り消極的にならず、課長、どんどん、うちでこういう行事があるので、ぜひメーカーさん、来て話してみてくださいませんかと言っていたらどうかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

実は、この液体ミルクの使用の仕方がご存じかどうかというところなのですが、この液体ミルク、そのまま飲めないのです。今、2社が販売しているのが紙パックのものと缶のものなのです。量が紙パックのものが125cc、缶のものが240ccだったと思います。それで、飲むときには、紙パックだったり、缶の液体ミルクを哺乳瓶に入れて、それを飲むのです。そうすると哺乳瓶を煮沸消毒をしたりしなければいけないという手間があって、このパックだけ配っても飲めないのです。そういうのがあって、多分前回の災害のときには、そういった使用状況だと思うのです。

ただ、つい最近、CM、NHKかどこかのテレビでやっていましたけれども、そのパックとか缶に直接飲み口をつけるようなアタッチメントと一緒に販売するようになったということで、それを同時に買ってもらえれば、パックにつけるだけで直接飲めると。缶もそうなのですが、直接飲めるようなものが出たということで、それを一緒に、パックとアタッチメントも一緒に備蓄すれば、多分それを配っていただければそのまま使えるというふうになると思いますので、だんだん使い勝手も変わってきているというのもありますから、それは子育て支援課のほうで、増進センターで、子育て包括支援センターとしてオープンにしているような健診とか行事やりますので、そういう場面では、当然いろんなそういったお話もさせてもらっています。課としてはしていますので、ただメーカーさんと呼んでというのは、これから災害時の備蓄としてやるということも非常に有効だと思っていますので、あと値段が高い。紙パックのほうは125ミリで200円、缶のほうは240ミリ、215円。飲み切りなのです。残ったものは、また飲めないのです。なので、子どもさんの月齢によっては量違いますから、200円のを赤ちゃんですと5、6回は多分1日飲みますから、1,000円ぐらいかかってしまいますね、全部液体ミルクにしようと思うと。そういった面もありますので、非常にコストの面もあるし、使い勝手の面というのもありますので、それも上

手に啓発をしながら、全部が全部液体ミルクでなくてもいいと思うのですけれども、そういった災害時ですとか、お出かけするときですとか、そういったときには使うのは非常に有効だなと思っています。

補足になりますが、さっき北欧のほうで利用率がという話がありまして、ちょっと調べてみたのですけれども、フィンランドだと粉ミルクと液体ミルクの割合が、92%が液体ミルクだったそうです。スウェーデンが47%が液体ミルク、スペイン、フランス、ロシアとかが3割ぐらいが液体ミルクを使っているというようなメーカーさんの調べがございます。そういった面では、値段の面が多分一番大きいのかなと思っていますので、そういった面が安くなれば普及をしていくのではないかなというふうにも考えていますので、ご質問があったようにメーカーさんとかそういうところの協力をお願いしながら啓発はしていきたいと思っています。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 私が消極的に、備蓄というところをお願いしたい気持ちはあったのですけれども、まずは啓蒙して、よくこの商品をわかっていた上で、ステップアップしてもらおうと思っていたのだけれども、課長のほうから備蓄も災害対策として考えていくみたいな答弁がありましたので、一歩進んでくれれば私はありがたいと思っていますので、ぜひそういう方向でやっていただければと思っていますので、お願いしたいと思います。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号8番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1のアライグマの対応についてからです。どうぞ。

〔12番 渋谷登美子議員一般質問席登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） それでは、渋谷登美子ですけれども、アライグマの対応について始めます。

私は、この質問をするに当たっては、平沢2区を歩いているというか、そのときに

非常にアライグマが多いので、困っていること、それから空き家にアライグマの跡があったり、実際に住んでいるらしいのだけれども、そのことがよくわからないということもあったので、アライグマというのを一般質問に入れてみたのですが。

アライグマのことについて言いますと、11月21日に埼玉県のエコ系保護協会がソニービルで大きな勉強会をしまして、そこに参加して、ちょっと質問内容は決していいものではないなと思いながらつくったのですが、後になってわかったのですけれども、通告書の後に聞いたものですから。ですから、ちょっと後で再質問という形で、また出ていくと思うのですが。

アライグマへの対応についてです。(1)として、平成29年からのアライグマの家庭への侵入、農業被害等の現状について伺います。

(2)です。アライグマの被害を減らす嵐山町の取り組みと課題を聞く。

(3)として、近隣市町村との連携について聞く。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(3)の答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。アライグマによると思われる被害につきましては、捕獲器設置に当たり町民の方にご記入をいただきます捕獲依頼書の中で被害状況を伺っております。これによりますと、平成29年度中の家屋被害は185件、農業被害は188件、合計373件でございました。また、平成30年度中の家屋被害は205件、農業被害は126件、合計331件でございました。

続いて、(2)につきましてお答えをさせていただきます。アライグマによる被害を減らすためには、個体数を減少させることが重要です。町では、県が策定した埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、住民等からの依頼により設置する捕獲器と町が設置する捕獲器による計画的な捕獲を実施し、個体数の減少による被害の減少に取り組んでいるところでございます。

また、被害を減らすための課題でございますが、収穫後の残渣や誰も収穫しない果実などは無意識なエサやりになります。また、すき間の多い古い物置などは、すみかになってしまいます。これらをなくすことを地域全体で取り組み、捕獲と組み合わせで取り組むことがアライグマによる被害を減らす対策につながることを、これを広くご

理解いただき、地域が一体となり取り組むことが重要であり、そのための啓発が今後の課題と考えておるところでございます。

次に、(3)につきましてお答えをさせていただきます。質問項目(2)でお答えしましたが、アライグマの被害を減らすため、計画的な捕獲を行っているところでございます。近隣市町村においても同様に捕獲を中心に取り組んでおり、県内自治体が一体となり連携して個体数の減少に取り組んでいるところでございます。また、捕獲に効果的なエサなどについて、近隣自治体と適宜情報交換を行っているほか、東松山環境管理事務所管内市町村で構成するアライグマ等防除対策連絡協議会において、情報共有等を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時09分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の再質問からです。どうぞ。

○12番(渋谷登美子議員) 捕獲数と、あと被害の届け出のある区域というのは、どこがあるのか伺うことと、それから1については、そういうふうなことでお願いし、それとあと捕獲した後のアライグマをどのようにして処分していくのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

まず、捕獲数でございます。平成29年度の捕獲数が212頭、平成30年度が199頭という状況でございます。被害区域ということでございますけれども、先ほど最初の答弁でもお話しさせていただいた捕獲器の設置に当たりまして出させていただきます捕獲依頼書、こちらで被害が遭ったということで依頼書が出てくるということでございます。そのほかにお話があったところに対して、町が設置するのも含めて箱わなの設置をしているところで、被害区域という形で、そんな形で答えさせていただきますと、平成

29年度中の設置が一番多かったのが、大字で言いますと將軍澤、56基ですか、それから2番目に多かったのが鎌形と、55。3番目が古里42、次に多かったのが吉田の40、そして5番目ぐらいまでいきますと越畑の39と、29年度がそういう状況です。

次に、30年度の状況ですけれども、一番多かったのが鎌形54、その次が吉田の44、次いで古里の43、そして平澤の36、5番目が將軍澤の32と、設置の状況としましては、被害の状況とある程度リンクするのかなということで、そういう状況でございました。

それから、処分でございます。処分につきましては、現在捕獲したアライグマを囑託員、もしくは町の環境課の職員が炭酸ガスで殺処分するという方法で殺処分した後、業者に持ち込んで、最終的には可燃ごみという形で衛生組合のほうに運搬をして処分するという流れになっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 設置できるおりというのは、個人の被害が遭ったときの貸し出しできるおりの数というのはどのくらいあるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 貸し出し可能な今の保有数です。大体59です。59基を保有しているという状況でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、2番目に行きます。2番目、アライグマの被害を減らす嵐山町の具体的な状況というのは、さっき計画的な補助という形でなさっているみたいなのですが、このアライグマというのは高坂のパーキングエリアからばあっと広がっていったというのが現状らしいのです。一旦、アライグマを飼って、それをうまく飼えないから離していくという形でどんどん広がっていったということで、吉田のほうにもあるということは、今の関越のインターもあって、そっちの北部のほうからも来ているのだらうなと思うのですけれども、それでやっていくときに、計画的に防除と被害防除と2つあって、計画的な防除というのは被害が起こるだらうという、アライグマがいるだらうというところをある程度ポイント、目をつけて、おりを置いていくという形になって、被害防除というのは、被害が起きたから、そこでアライグマをとろうという形の被害防除だと思うのですけれども、それでよろしいのでしょうか

か。

それと、計画的防除というのは、やはり先ほどの被害が多かったところにやっているということではないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 基本的には箱わなの設置の依頼があつて、被害があつたということとを前提に、そこにしかけるわなと、被害が多かったところ、このあたりだろうということで町が設置するわなと両方でございます。例えば農業被害であれば、農業被害のあつたその畑、一番効果があると言われているのは、例えばスイカをつくっているところの周りに柵を設けて、その外側にスイカを食べに来ているアライグマでしょうから、それを捕まえるのに一番効果があるのはスイカを餌に仕掛けるということで、まず守るべき作物は守って、その外側にそれを食べに来ているアライグマを捕まえていくと、それが一番効果があるということを言われていますので、そういったやり方も含めて、農業者の方には周知していく必要がまずはあるのかなということで、ちょっと先の話までしてしまいましたけれども、被害のあるところ、被害がある程度予測されているところを中心に設置しているというような状況でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、アライグマは埼玉県内で5,455頭捕獲されているのですけれども、そのうちに東松山地域が2,172頭という形で、実に埼玉県内の40%がそこにあつて、多分嵐山町は埼玉県内の40%のうちの212頭だから、全体的に埼玉県内のうちの5%、4%ぐらいが捕獲されているという計算になるわけなのですけれども、多分今、これからもう安定期に入ってきているのかなと思うのですけれども、アライグマというのは1頭いたら、それが急増して、そしてそれから安定期になってきて、安定期になってきているから平澤などの住宅街にも入ってきていたり、千手堂のほうにもどうもいるらしいのですけれども、そういった被害になってきていると。まず最初に、どこからやっていくかということになっていくわけなのですけれども、嵐山町自体の計画的な防除計画というのは策定されているのかどうか伺いたいのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

計画自体は県の計画に従って、嵐山町内で全域を対象に捕獲していくという計画で
ございます。すみません。計画というか、計画は持っております。県の計画で対応し
ているという状況でございます。

失礼しました。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それは近隣市町村の連携という形にもなると思うのですけ
れども、3番に。でも、やり方として自治体の中で計画防除をしていくことが一番大
切らしいのです。それも自治会の方たちに協力を求めて、おりを置いていくという形
が必要らしいのですけれども、私はほかの地域というのは、まだ文化村とか廣野2区
とかそういったところの住宅街と山が接しているところの被害というのはよくわかっ
ていないのですけれども、最初に農村もあれなのですから、家の中に入ってくると
大変なことになってくるので、平澤2区かなんかは区を挙げてやっていただくとい
う形で、空き家に対してどうやって空き家の中に被害があるかということをまず調査
をしていく。すごく1平方キロメートルぐらいの間隔というのですか、ある程度の間
隔でメッシュにしていって、その中に、どこに持っていくかということをやってい
かなくてはいけないらしいのですけれども、集中的に3年間ぐらいで全部アライグマを
退治していく、個体数をうんと減らしていくという形で、最終的に子どもが生まれな
い。だから雄と雌とか全然離れてしまうような状況にまで持っていけないとアライグ
マの被害はおさまらないということがわかりましたので、どうしても嵐山町町内のア
ライグマの駆逐の計画が必要だと思うのですが、それについては埼玉県のみどり自然
課ですか、それと相談してつくっていくということがまず必要だと思うのですが、い
かがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 計画までの話は、今のところは具体的な検討の研究もしていない
状況でございますが、アライグマの対策、今、捕獲を中心の対策ということで、答弁
書の中でも書かせていただきましたけれども、捕獲だけでなく、組み合わせで行う
ことで効果があるというのが、やはりまず無意識なエサやり、これをなくすこと。そ
れから、すみかになっている、そういったことをなくすこと。要は無意識なエサやり

というのは、議員さんもセミナーのほうでお聞きになったかもしれませんが、例えば庭になっている柿の木であるとか、畑に残った収穫の残渣であるとか、そういったものが全て無意識なエサやりというような状況になってくるということで、そこで味を覚えたアライグマが寄ってくると。それを少しでも片づけていただくなり、果物の収穫をしていただくことによって、そういったものに寄ってくるアライグマを少しでも減らす。あわせて捕獲もしていくということで、効果が上がっていくのだというふうにもいろんなところでも、セミナーでもお話があったかもしれませんが、いろんなところにも書いてあるということで、町としてもそのためにはどうしていったらいいか、議員さんおっしゃるとおり地域との連携、地域がそういった意識を持っていたいて、捕獲だけでなく、そういった組み合わせて行うべきものを一緒にやっていただくような考えを町としても働きかけてやっていくということが重要だと思っております。

ちょっと計画というところまでの話はなかなか今ちょっとそこまで考えていなかったのですが、具体的な取り組みとしては、そういった取り組みをしていくことによってアライグマの個体数の減少ですとか、あとは嵐山町のほうに寄ってくるアライグマを少しでも少なくすることが今後やっていくべきものなのかなと、それにどうやっていくかというのが課題だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 鳩山町なのですが、獣医さんが8カ所おりをかけていて、毎朝それを回って、見るのだそうです。そして、時によってはおりを3つぐらい一緒に重ねて、そして子アライグマというのですか、それも親も一緒に入っていくような形で捕獲していく。そういった取り組みが必要なので、嵐山町にも獣医さんがいらっしゃると思うのですが、そして捕獲した個体年数というのですか、それから体長とか全部はかって、あと菌があるかどうかというのも全部調査して、チェックして、それをメッシュの中に入れていくという操作が必要なのですが、これは多分もう蔓延しているのだろうなというふうな感じがするのですが、そういうふうな形のものを埼玉県と一緒にやっていると、埼玉県のほうでは補助金が出てくるということなのです。

ですから、そのところは、みどり自然課だから環境になるのですよね。農政にな

るかわからないのですけれども、そういった形のを同時に、農業被害とそれから住宅侵害とやって、空き家管理がとても大切なので、そのところをどう。空き家には入っていけないというふうなこともあると思うのですけれども、空き家の持ち主と話し合いをして、そのすぐそばにおりをかけていくとか、そういった形で3年間で撲滅するとか、5年間で撲滅するとかいう計画が必要だと思うのですが、その点についてはいかがでしょう。特に獣医さんの協力が必要なようです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

獣医さん、動物に関する専門的な知識をお持ちの方の協力は得られるにこしたことはないというふうに考えております。また、個体の詳細につきましては、現在のところ捕獲した段階で個体数の調査を行っている関係でいくと、身長、体重、それから雄、雌、それからおおよその年齢、それから捕獲したところ、要は箱わなを設置したところの緯度、経度、そういったデータは収集して管理をしていると。県のほうに報告をして、県のほうで取りまとめているというような状況でございます。

空き家の関係が、特にやっぱり今後心配されるところでございまして、昨日、藤野議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、空き家の適正な管理を行っていたくということが一番大事なことであって、管理されていない空き家もそうなのですが、今管理されても、今後のことがございますので、そういった方に管理をしていただくことが、アライグマ等が住み着くようなことを防ぐのにもつながりますので、そちらの取り組みもあわせてやっていくということが必要とは考えております。

計画ということについては、ちょっとまたどういうやり方が、今課題として持っているものは先ほど申し上げたとおりでございますので、その辺をどう取り組んでいくかということは再度検討していく必要があるのかなというふうに考えています。

それからもう一点、申しわけございません。先ほど箱わなの保有数59と答弁させていただきました。すみません、数字が間違っておりました。71です。申しわけございません。訂正のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 箱わなは個人で借りることが難しいというか、借りたとし

でも2つも3つも借りられないという状況があるらしいのですけれども、一旦2つ、3つ並べてやっていくほうが効果があるときもあったり、またすみかになっているところと食べるもの、餌場のところと両方おりをかけなくてはいけないらしいのですけれども、そういった体制というのはとるべきではないかなと思うのですが、いかがなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 状況等を伺った上で、可能な限りそんな形がとれればというふうには考えております。例えば設置する場所によって、エサというのは基本的には変わってくると思います。嵐山でいうと、個人の方は個人でこういったものがということで、いろいろなエサを使っているようですけれども、嵐山の場合は今までいろいろ試してきて、今はウインナーをエサとして、日持ちもしますし、それが一番今のところ、これまでのところで効果があるということで使っていますので、いろんなことを状況に応じて、なるべく臨機応変に対応できるような形ではやっていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、3番との関係なのですが、計画をつくるに当たって、嵐山町の捕獲計画という、アライグマ抹消計画というのですか、それをつくっていかなくてはいけないと思うのですが、それと近隣との関係をつくっていくのに、やっぱりアライグマ対策委員会みたいな、例えば話を聞いた中では、神奈川県だったら三浦半島全体でやっていくとか、横浜だったら横浜市全体でやっていくとか、そういったやり方をやっていて、撲滅させなくてはいけないという形でやっているらしいのですけれども、そういった形の計画を立てていかななくてはいけないのですが、これはアライグマ対策委員会のようなのを広域で、小川地区衛生組合とか東松山ぐらいでやれないものですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

（3）の答弁の中でも上げさせていただきましたが、アライグマの防除、そういっ

た対策のための連絡会議として、現在は東松山環境管理事務所管内の市町村でアライグマ等の防除対策連絡協議会という組織をもって、さまざまな情報交換であるとか行いながら有効な対応を図っていくというような体制をとっているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 情報共有という形ではなくて、一緒に計画を立てていくということが3年とか5年とかで撲滅というのですか、させていかないといけないというのがアライグマの問題らしくて、それはアライグマというのは鳥ウイルスとかいろいろなものを持っているので、保菌しているので、人間にとっても感染症になっていくので、そういった問題があって、生態系も実際に壊していくという問題があるので、緊急的にそういったものをつくっていくべきだと思うのですが、嵐山町で声を挙げてやって、こうしてほしいというのをみどり自然課に行くと、多分緊急的にできるのではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 何と申しましょうか、どこもいろんなアライグマの関係では対応に苦慮しているという中での現状でございますので、意見なりそういったことを伝える場では、議員さん、そういった声も上がっているということで、どうでしょうかということで投げかけをすることはやっていければなというふうには考えておりますので、具体的にそれがどういうふうに進むかというのは、またほかとの関係もございまして。ちょっと相談のほうを一旦はしてみてもよろしいのかなというふうに今考えておりますので、県とも相談はしてみたいと思います。まず、その前に環境管理事務所のほうに話をしていければというふうに考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） よろしくお願ひします。

次は、2番です。保育園の状況についてです。（1）、町内、町外における保育園の各年齢児の状況と待機児童の状況を伺います。

（2）、各年齢の通園子ども数と幼保無償化の対象にならない子ども数は。

（3）、保育園申請時に正規雇用、非正規雇用の把握はしているか。また、育休は

2年までの延長が可能とされている。育休はどのように取得されているか。

(4)、一時保育の利用状況及び緊急時の育児保育についての利用状況を伺います。

(5)、嵐山町で利用している保育園の保育士、処遇の把握はという形でお願ひします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、質問項目2の1から5まで答弁のほうをさせていただきます。

まず、(1)につきましてお答えをいたします。10月1日現在の状況になりますが、町内保育園入所のゼロ歳児21人、1歳児37人、2歳児47人、3歳児53人、4歳児61人、5歳児53人、合計で272人でございます。町外保育園の入所のゼロ歳児が1人、1歳児が4人、2歳児が7人、3歳児が7人、4歳児が6人、5歳児が10人、合計で35人でございます。町内、町外の入所児童を合わせると307人でございます。

また、まだ国からは公表されておりませんが、令和元年10月1日の最新の待機児童数になりますけれども、ゼロ歳児が3人、1歳児が3人、2歳児が3人、3歳児が2人、4歳児が1人、5歳児がゼロ、合計で12人でございます。

続きまして、(2)につきましてお答えをいたします。無償化の対象にならない児童でございますが、10月1日現在、保育園入所中の児童数が、ゼロ歳児が22人のうち無償化となる児童はゼロ人、1歳児41人のうち無償化になる児童はゼロ人、2歳児は54人、そのうち無償化となる児童はゼロ人、合計で117人が無償化の対象とならない児童でございます。

続きまして、(3)番につきましてお答えいたします。保育の必要性の認定の際に、就労証明を提出していただいておりますので、正規雇用か非正規雇用を把握しております。また、育児休暇を取得している方につきましては35人おります。そのうち1年以上2年目に入って取得している方は、9人でございます。

続きまして、(4)につきましてお答えをいたします。一時預かりの利用状況でございますけれども、平成30年度の実績でございますが、延べ人数で1,296人、開所日数は244日ございました。緊急時の育児保育につきましては、ファミリーサポートセンターの事業を活用していただいております。その利用者につきましては、平成30年度の実績でございますが、13件ございました。

最後になりますが、(5) 番につきましてお答えをいたします。町内認可保育所 4 園につきましては、児童福祉行政指導監査実施要領に基づき、指導監査を県で実施しております。指摘事項とかないことや、毎年、賃金改善実績報告書の提出によりまして確認をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 要は、再質問で1 番のところなのですが、ゼロ歳児はもととなのですけれども、1、2 歳児は、その年齢の3 分の1 が保育園に入園しているという形でよろしいのでしょうか。そして、3 歳から5 歳の子どもは、総数のうちの大体2 分の1 が保育園を利用しているというふうな形で見ていいのでしょうか。子ども総数のうちの保育園実数というのは、見ていると3 分の1 ぐらいにはなるのかなと思うのですけれども、3 分の2、どのくらいになるか伺いたいと思います。大体未就学の子どもたちは、どの程度保育園を利用しているかという形で伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 10月1 日のゼロ歳から5 歳児までの入所状況が調べてございまして、それをちょっと参考にご紹介いたしますと、ゼロ歳児につきましては児童総数が78、保育園に行っているお子さんが町内、町外合わせまして16、地域型の保育施設に行っているお子さんが6 人ということで、家庭での保育をしているお子さんが56名、大体71.8%のお子さんがゼロ歳児については家庭で保育をしていると、養育をしているということでございます。

1 歳児につきましては、児童総数は95人、そのうち町内、町外の保育園に行っているお子さんが36人、その他地域型保育ですとか企業主導型の保育園に行っているお子さんが7 人ということで、実際の家庭で保育をしているお子さんが52名です。率といたしましては54.7%、大体半数近くのお子さんが家にいらっしゃる。

2 歳児につきましては、児童総数が99人、保育園に町内、町外行っているお子さんが47人、地域型保育ですとか企業主導型に行っているお子さんが9 名いらっしゃいます。私立幼稚園に行っているお子さんが1 名ということで、家庭での保育をしているお子さんが42名、おおむね42.4%、5 割弱、ちょっと5 割欠けますけれども、4 割ぐらいのお子さんが家庭で養育されているということでございます。

3歳児につきましては、児童総数が127人、町内町外保育園に行っているお子さんが全部で60人、企業主導型の保育施設に行っているお子さんが4人、認定こども園が7人、私立の幼稚園に行っているお子さんが10人ということで、家庭での養育をしているお子さんが46人、率でいきますと36.2%、4割ちょっと欠けるお子さんがまだ家庭で養育されていると。

4歳児につきましては、児童総数が126人、町内町外の保育園に行っているお子さんが67人、企業主導型に行っているお子さんが2人、認定こども園が2人、嵐山幼稚園に行っているお子さんが44人、私立幼稚園に行っているお子さんが10人ということで、家庭で養育されているお子さんが1人ということでございます。

5歳児につきましては、児童総数が109人、町内、町外の保育園に行っているお子さんが全部で63人、認定こども園に行っているお子さんが3人、嵐山幼稚園が33人、私立の幼稚園に行っているお子さんが9人ということで、家庭での養育をなさっているお子さんが1人ということでございます。全体では児童総数が634人ということで、そのうち家庭で養育をされているお子さんが198人ということでございます。

以上が状況でございます。以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、次に行きます。2番目、各年齢層のほとんどの子どもが、ゼロ歳から2歳の子どもさんは無償化にならないということで、保育園の対象の方は、非課税の方は保育園に入っていないというふうに考えていいということですね。伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 無償化の対象になるのは3、4、5歳のお子さんとして、無償化の対象にならないのが、さっきお答えしましたけれども、ゼロ、1、2歳。ただ、ゼロ、1、2歳につきましても非課税世帯については無償化の対象になるということでございますが、嵐山町の場合には非課税世帯、無償化の対象になるゼロ、1、2歳のお子さんはいないということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 育休をとっている方が、1年の方が35人で、1年以上2年

の方は9人ということですが、この待機中で1年以上2年の方の9人は、ご自分の都合で保育園に行かないでいるのか、それとも自分の希望する保育園にうまくいかないのか、待機中なので入っていないのか、育休をとっているのか、そのところの状況はわかりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 この調査した資料が、申し込みのときに出していただいている就業証明でして、その就業証明の中に育休はいつからいつまでとりますよというのがございます。それに基づいて集計をさせていただきました。渋谷議員さんおっしゃるとおり、保育園の都合で育休は1年とりましたが、保育園の都合で待機になってしまった場合には、申し出ることによって6カ月育児休業期間が延長できるということがありまして、それはございますけれども、先ほど答弁した中のものにつきましては、申請の段階で記載してある育児休業の期間ということでございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 保育園の都合でというのは、ではカウントされていないということですね。保育園の待機の都合で育休を延ばしているという人のことは、調査していないということですよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 申しわけありません。ちょっとそこまでの調査は今回調べてございませんので、もし必要であれば、後日、データのほうはお渡しできると思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、4番目に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 4番目は、一時預かりについては、どのような事情でというふうなことはなく、緊急時はファミリーサポートを使うということで、一時預かりの方たちはどのような状況で一時預かりを利用されているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 一時預かり事業というのは、基本的には保育園、幼稚園に行っていない方が家庭で保育をなさっているお子さんについて、お母さんのリフレッシュですとか、冠婚葬祭ですとか、そういった場合に預けるというような事業なのです。ただ、今、嵐山町、待機児童が結構いますので、そういった待機児童のお子さんが定期的に使うというような使われ方をしているという現状がございます。なので、緊急に使うという場合が、なかなか定員がもういっぱいで見られないという状況もございますので、嵐山町としてはファミリーサポートセンターの事業がありますから、そちらで緊急時には保育のほうをしていただくようなお願いをしているという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山の場合、幼稚園がなかなか3歳がないので、3歳児のプレ保育という形で利用している方とか、2歳児のプレ保育という形で利用されている方という方が結構いらっしゃると思いますが、そういった把握はされていないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 基本的には一時預かり事業というのは、先ほどもお話をしましたが、短期間でお母さんのリフレッシュですとか、もしくは冠婚葬祭で急に預けることになったとか、そういったことで使うというのが基本的には考えておりますので、保育園の代替でというのは、ちょっと使い方が本来の趣旨とは違っているというところもありますけれども、実際にその使っている内容までは今把握はしてございません。自由に使えるというところもありますので、気軽に使っていただくというのがありますので、内容までは確認をしながら申請をもらっているということがございますので、もし必要であれば、そこまで今度申請の段階で書いてもらうかということになりますので、申しわけありません。現在はそこまでは把握はしておりません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、ファミリーサポートが緊急事業で、そして

そのほかの一時預かりについてはどのような状況で使われているのかというのは確認はされていないということで、それについて確認する必要があるということですけれども、私もそのところまで確認していただいたら、お母さんたちが使いにくいかなと思うので、それはいいのですけれども、話を伺っている中では、プレ保育としてそういったものを使っている状況があるということをいろいろ聞いていますので、そのことは次の質問につなげますので、それで結構です。

次ですけれども、嵐山町で使っていらっしゃる保育園の処遇の把握なのですが、一応よいということですが、実際にどの程度保育士さんが入れかわっているのか、おわかりになりますか。これはかなり保育士さんやめる方が多いという形で、どこの保育園も苦勞なさっているみたいなのですが、それを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 答弁書の中でお書きしたのは、認可保育所につきましては先ほども言いましたけれども、県が認可をしますので、その認可している監査を県のほうが定期的に、3年に1回ですか、実際に入って、給料面ですとか、処遇面ですとかいろんな監査をしています。また、処遇の面につきましては、平成28年からですか、処遇改善の加算というのがつきまして、その申請書をいただいていますので、給料面については町のほうでも確認をしておるところでございます。ただ、職員の方がおやめになったり、新しく入ったりということまでは、細かい内容につきましては把握ができていないところでございます。ただ、年に1回、名簿までもらいますけれども、その段階では勤務年数等も確認をしていますので、どのくらいの頻度でということまでは調査しておりません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次に行きますね、3番に行きますので。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 幼保無償化後の幼稚園の利用状況についてです。まず、本年度の3歳児保育の利用状況の把握について、先ほどお話ししていただきましたけれども、伺います。

2、次年度の他市町村民間幼稚園の申し込み状況についての把握を伺います。

3ですけれども、次年度のさくら教室希望児童の利用の把握を伺います。

次に、幼保無償化後の対応として、さくら教室の実施回数をふやすことが必要であると考えますが、その考え方を伺います。

5番目として、嵐山町の未就学の子ども現状より、町立幼稚園を幼稚園型認定こども園への移行が望ましいと考えているのですが、それについての考え方を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目３の（１）から（５）につきまして順次お答えいたします。

初めに、（１）についてお答えいたします。本年度の10月１日現在の施設入所状況ですが、３歳児127名のうち、町内の保育所入所が53名、町内外の保育施設入所が4名、町外の保育所入所が7名、認定こども園入所が7名、町外私立幼稚園入所が10名と把握しております。

続きまして、（２）についてお答えいたします。次年度の他市町村民間幼稚園への申し込み状況につきましては、願書の受け付けが10月中旬から通常11月中と伺っております。幼児教育無償化に伴って、私立幼稚園においても認定こども園と同様に子ども・子育て支援法の給付に係る事前の認定申請が各自治体に対して必要となったため、1月中には申請が済み、支給認定の処理を行う2月上旬には他市町村の私立幼稚園の入所状況は確定に近い人数が把握できるものと考えております。

続きまして、（３）についてお答えいたします。さくら教室は、例年4月広報で周知を行い、以降翌年3月まで随時入室の希望を受け入れ、5月中旬から翌年3月にかけて実施しております。例年2月から3月にかけて電話によるお問い合わせが数件ありますが、家庭での養育をされている方の8割から9割近くに当たる4歳児からの嵐山幼稚園入園を前提とされている保護者がさくら教室に申し込まれている状況であり、次年度につきましても同様な状況が見込まれると考えております。

続きまして、（４）についてお答えいたします。３歳児に幼稚園での生活の体験、集団生活になれる機会とともに、子育て中の保護者の交流を図ることを目的として、さくら教室は平成25年度から実施し、当初は年10回の開催を平成29年度から20回、30年度からは25回と回数をふやし、今年度は実質24回の予定で実施しております。現在の嵐山幼稚園の人員体制においては、安全を確保した上での実施可能な回数としては現

状が最大と考えており、次年度のさくら教室の実施回数も今年度と同様な回数と考えております。

続きまして、(5)についてお答えいたします。平成29年第3回及び平成30年第1回定例会においても、渋谷議員から認定こども園への意向についてご質問をいただいております。その際にも答弁しましたが、幼稚園型認定こども園については、よりよい就学前教育の場として、教育と保育の質的向上を推進するためにも有効な手段の一つではありますが、現状の嵐山幼稚園の人員体制及び就園状況においては、3年保育の実施と幼稚園型認定こども園への移行は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 町長にお伺いします。全部、1はもういいですし、2、3、4、5ですか、3、4、5になるのですか、町外の私立幼稚園については把握できない、さくら教室の子ども数についても把握できない、そういうお答えですね。伺います。

今、いろいろな幼稚園では、私もびっくりしたのですけれども、プレ保育といって2歳児から既に幼稚園教育が始まっています。なぜ文部科学省が、子育て法はゼロ歳から2歳、3歳から5歳と分けたか、その理由というのをご存じでしょうか。町長に伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 理解していません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、3歳から5歳までの教育がどのように大切かというので、集団でお友達と遊ばなくてはいけないということの法律的な根拠になるものも理解していないで、民間保育園や、それから町立幼稚園、そして民間の教育機関、私立幼稚園への援助というものを町長としてそれを行っている、経費を支出しているというふうに考えてよろしいのですか。町長に伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 理解していません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私、ちょっとこういう答弁だと困るなと思うのですが、3歳から5歳の子どもとゼロ歳から2歳に分けて、そして3歳から5歳の子どもに幼児教育無償化として全額国からの補助金、ものが出てくるという形のを、なぜそれをなしにして法的なものを執行できるのか伺いたいと思うのですが、町長に伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 幼児教育ではなくて、その幼児ですね。ゼロ、1、2、それから3、5、これは子どもの育て方、状況によって違うということで、教育の上ではゼロ、1、それから3、5というのが分かれているわけです。そして、今回の場合には、3歳、5歳の無料化ということで、ゼロ、1に関しては低所得者階層ということで応援をするという形で、国のほうでは取り組みを始めました。その中で、3、5が中心で行われた中で今度の税改正が中心に行われたわけですので、ゼロ、1については、それに何て表現したらいいのでしょうか、ついた形、附属というとおかしいですけども、そういうような形でなったものであって、行政のほうのやり方というのは3、5が中心で行っているわけですので、それらについて嵐山町でも対応をしているということでございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 前々から伺っているのですが、3歳児教育というのはとても重要なものなのですが、嵐山町では3歳児に関しての町長の姿勢というのがずっとないですね。そして、それについては、プレ保育もないし、プレ保育でやると月に2回やっているけれども、これも拡充するつもりがないということですよ、3歳児のさくら教室も。従来から男性というのは、母親が3歳までは育てればいいという3歳児神話というのがあるのですが、町長はその考え方の方なのですか、伺います。

○森 一人議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ゼロ、1の子どもを育てる、その内容、内容というとあれですけども、育て方の主たるものと3歳児との違いというのは、前々から議員さんもおっしゃっておりますように承知をしております。そういう中で、ここのところにゼロ、1と

3、4、5が違う状況になっておりますので、3歳の状況というのは議員さんが再三おっしゃるように、私はそれなりの理解をしております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それなりの理解ということがよくわからないのですが、要するに3歳までは母親が見て、そして4、5歳は何とか集団保育へやればいいだろう、そういう感覚ですか。

9月24日に若い女性たちの署名をもって、町長と教育長にお会いになったということです。それも、時間は、最初はとれないと言われたそうですけれども、署名を集めてきた以上、町長と教育長には会って話をしなければならないということで、3人の方が行ったそうなのですけれども、そして3歳児については、嵐山町は全く考える気はない、そういうご答弁でした。そして、その理由というのは、まず財政がないということだったのです。その財政がないということの中で、私もちょっとこれは事実と違う答弁をして、若い女性と、それから署名を集めて来た人たちをごまかしているなと思ったのですけれども、保育園は民間保育園だから、国から交付金が出る。だけれども、町立幼稚園は全部自前でやらなくてはいけないから、そのために財政が困難になってきているというふうなお話を受けたそうです。実際に、そういうふう聞いたという方、自分たちはそういうふうを受け止めたというふうに言われました。

そして、幼稚園をこれから希望する人はどのくらいいるのですか、こういう考え方を持っていらっしゃることは少ないのではないですかというふうにおっしゃったそうです。若い女性の意見を取り入れないといけないというふうな形のことをおっしゃっているにもかかわらず、こういったことが平然と行われる。私は、これは議会報に出そうと思って質問をしているのです。なぜこういった事実と違うことを皆さんに説明なさったのか伺います。町長です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 あのときにお話しした内容は、嵐山町の現状について話をさせていただきました。そして、何としても嵐山町には3歳の幼稚園がないということで、お願いをしますという状況のお話でございました。それらの状況について、教育長は教育長の考え方、私のほうは町のほうの考え方としてお話を申し上げさせていただいた、そういう状況でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ほとんど統合する新しい学校のことについての話で、実際に3歳児についてどういうふうな形をしていただきたいかということに関しては説明もなく、自分たちは、ただ財政がないから、それができないという形でされたということです。

そして、教育長に伺います。新しい教育委員の方に関しても同じように民間の保育園には交付金が出てきているけれども、町立幼稚園は全部自分のお金でやらなくてはいけないというふうにお話をなされたようで、そのために新しい教育委員さんは町立幼稚園3年保育を絶対にやっていかななくてはいけないと思っていたのだけれども、この財政ではしょうがないかもしれないねというふうに言ったというふうに私は聞いています。こういった間違っただ説明をどうしてするのか伺います。

そのほかには、なぜ幼稚園のこの話をしに来ていながら、学校のことに話を切りかえていくのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

まず第1点でございますけれども、3歳児保育をやることに関しましては、3歳児を幼稚園として受け入れる段階での安全面の管理というところで、責任を持つことはなかなか難しいという点があります。

もう一点は、無償化になった場合に、公立の幼稚園の場合には10分の10、市町村の持ち出しであるということをお話しただけでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時28分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の再質問からです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 教育長に伺います。

町立幼稚園の利用料については10分の10、町が負担するというふうに住民の方に説明したということです。その間に、地方交付税で参入するという事実は話されていないということですか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 本年度につきましては地方交付税の措置もあるということですが、来年度以降については私は触れておりません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ということは、一部の事実を伝えると事実自体が変わってくるというレトリックがあるのですが、相手によって。それを教育長さんは、住民の方に使って説明なさったということですか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 教育委員会の中で本年度についてご説明を申し上げまして、来年度以降についてはまだ細かく説明していないところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、では住民の方は、例えば若い女性を代表して署名を持ってきた方に関して、町が全額負担しなくてはいけないというふうに思わせるようなレトリックを使われたわけですね。それで、実際にそういうふうに言われて、えっ、それは違うのだけれどもという話をしたのであるけれども、そういった誤解なされるような話し方をなされて、そして、では全部嵐山町が負担するのだっただろうと大変だねという思いを町民の方に持たせたということですよ、教育委員の方にも。そういうことですよ、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上伸二教育委員会事務局長。

〔「教育長が」と言う人あり〕

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島宣幸教育委員会教育長。

○永島宣幸教育長 そういう誤解を与えてしまったことはあるかもしれませんが、その

時点ではそういうことは承知しておりませんでした。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、9月24日の段階でそういったことを話をしたら、当然そういうふうになるというのはわかったことではないですか。それは行政の立場にある人がやることなのですか。

次へ行きます。それで、そのことで、認定保育園と町立幼稚園の問題ですけれども、来年度の2歳児と3歳児の保育園の予定というのは、どの程度になっていますか、希望。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 新年度の申し込みが11月末で締め切りがありまして、今のところ2歳児の申し込みが、純粋な新規の申し込みが19人、3歳児の新規の申し込みが15人でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。そうすると、ちょっと私がすぐ計算できないのですけれども、2歳児が36名と19名で55名、3歳児の希望が54の15で69名という形になりますか。ちょっと計算がうまくいかないのですけれども、そうするとそのほかのもの、3歳児に関しては、町外の私立の幼稚園に行く可能性もあったり、それから家庭で育てる可能性も、そのままいっしょな家庭もあるということで考えていいのですか。どういうふうな、ちょっと計算がうまくいかないのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 先ほど答弁で、家庭で保育をされるお子さんの数を申し上げましたけれども、実際来年度2歳児ということは、先ほど答弁した中の1歳児が2歳児になりますので、52人今保育を、家庭にいますから、そのお子さんの19人が来年新年度で申し込みがありますので、全員入るとすると33人が2歳児については家庭での保育になると。

3歳児につきましては、先ほど答弁で42人が2歳で、家庭で保育しているという話をさせてもらいましたので、42人から来年度、新年度の15名を引いてもらった27名の方が家庭で保育をするということになると思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は、町立幼稚園というのはとてもいい場所にあるし、先生方のお母さん方の評判もいいし、私もあその場所で町立幼稚園が存続していくということ、とても大切だと思っているのです。そのために認定こども園にしたり3歳児保育をずっと続けて、もう既に入っていないと難しいのではないかなと考えているのですけれども、町立幼稚園を自然消滅させるのか、それとも公立の幼稚園として存続させていくのか、そのときにどのような方向があったら存続できるとお考えか伺いたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 教育委員会といたしましては、町立の嵐山幼稚園は存続をさせていくつもりでございます。当然分母となる子どもの数が、年々この後減っていくという現象が想定されますので、入園希望者数も当然減っていくことは考えられると思いますけれども、嵐山幼稚園としての教育をさらに充実させていく中で、現在も選択肢としては、町外の3歳児の幼稚園を選択する保護者の方はできるわけですが、そうしないでさくら教室等に参加した上で、嵐山幼稚園を選択して、入園していただいていると。この流れの中で嵐山幼稚園は存続していきたいと。さらに言えば、当然、今も申し上げましたように、入園希望者数が減ってくる中で、現在年長、年少ともに2クラスで行っているわけですが、それらがクラスが減っていくような状況が想定されることができた場合には、3歳児の教育も含めて嵐山幼稚園を今後も公立幼稚園として小学校就学につなげていく公立の幼稚園として存続していくという考えでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 来年度の3歳児の家庭にいる子どもが27人ですね。そして、次の年の3歳児の子どもが今のところ33人という形になりまして、もうすぐにあと1年か2年で、それは3歳児保育というのを用意していくというふうな形に実際なってくると思うのです。施設はあるわけですから、施設はあるというご答弁を町民の方に説明されたというふうな話です。そうするとそういうふうな形になっていくとい

うことを、もう嵐山町としてそれをある程度皆さんに理解していただくように説明していくということが必要だと思うのですけれども、いつまでも2年保育という、実際には制度的な欠陥なのです。3歳から5歳の子どもに幼児教育を与えているのに、嵐山町は4歳と5歳しかない。これはどんなにいい教育を4歳と5歳でしたとしても、3歳児が欠けるということで教育制度として欠陥なのです。そのところ、その欠陥を補うために、1年後、2年後には3歳児保育を進めていくというふうなある程度の展望を持っていったまちづくりが必要なのですから、その点についてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

渋谷議員のおっしゃるとおり、この後、恐らく入園希望者数、今と同じような比率であっても減収していきだろうと。そのことについて、教育委員会また幼稚園等々とも話し合いをして、近い将来、想定し得る中で、入園希望者数が減ったときにはどういう状況が考えられるか。3歳児保育を受け入れる場合には、どういうカリキュラムを組まなければいけないかということは、もう既に何が必要になるかということは想定してほしいということで検討していただいております。

ただ、ではいつからというふうに年を区切って、あと2年後からはやりますとか、そういう形ではまだ現実ではないと思います。やる限りは、きちんと教育というものが保証され、また子どもたちの安全も保証された上での受け入れというのが前提となりますので、いつからやるというような形での答えは、現在ではできないと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ここで余り時間としては次に行かれないのですけれども、町外の幼稚園に今現在の3歳児というのは10人行っているわけですよね。そうすると、次の3歳児に関しても、当然無償になっていくわけですから、10人は、その程度の人数は行くと考えると、17人ぐらいになるのではないですか。そういうふうな計算というのは、予防的措置というか、ちゃんとした行政計画を組む上には、そういうふうな計算をしながらやっていくのが本来だと思うのですけれども、そういったところにま

で行かないのですか。

そして、学校のことはやるけれども、幼稚園のことは放っておく。未就学児のことは全く自然の流れに流して、自然消滅しそうになったら、慌ててそういった展開に変えていくというふうな方向なのですか。私はきっちりした幼稚園教育に関して、未就学児の教育に関してのビジョンがなければ教育の町というふうには言えないと思うのですが、その点については町長はどうお考えなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 就学児童だけでなく、未就学児についても当然将来的なことを考えながら行政を行っております。それには、このところで嵐山町は大変残念なのですが、申しわけないわけですが、待機児童が近隣の町村より多く発生をしているというような状況があります。そういうようなもの、そして保育園のキャパ、幼稚園のキャパ、そういうような状況を勘案をしながら、1年後、2年後、3年後、5年後、10年後、どういう方向で子どもたちの人数が推移をする中で、今ある施設がどういう状況になるのかというのは当然考えた上で、教育委員会でも議論をしていたというふうに思っておりますし、そういうような報告も受けております。ですから、考えがないというようなことは全くなく、将来を考えた上でしっかりやっています。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 先ほど、3歳児から5歳児の教育については全く理解しておりませんという答弁でしたけれども、実際に、では私は学校統合以前にもそういったことを考えていかないといけない時期になっていると思うのですけれども、特に緊急ですよ。幼児教育無償化になって、その部分が全く目に入らないで今までと同じことをやっていくという形ではいけないと思うのですけれども、それについての検討会議みたいなもの、教育委員会で早急に開くべきだと思うのですが、いかがですか。しかも、財源もしっかり説明してやっていくべきだと思いますが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

今、町長のほうからも話がありましたけれども、幼稚園教育を含めて学校教育全般

について教育委員会としてもこれまで検討してきているところでございますし、また今後の就学以前の子どもたちの人数についても、既に推計しているところでございます。

それと、教職員の人数、また安全面等を考えながら、教育委員会の中で今、検討を進めているところでございますので、今現在、新たに検討する会議を設ける考えはありません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 教育長さんはなかなかレトリックのすばらしい方だということがわかったので、そういうふうな形で説明責任を逃れていくことができるという力をお持ちだということがわかったので、新たに教育委員会としてしっかりした検討会を持つべきだと思いますけれども、教育委員会だけでやっていくということではなく、皆さん、住民の方も含めてやっていって、それで若い女性の意見を取り入れていくということが一番必要なのですが、若い女性もそういう教育長のレトリックで、そのところの説明をうまく逃れているというふうに私は見えていますので、その点注意していただきたいと思います。

次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 焼却ごみの今後についてです。埼玉中部資源循環組合解散後の焼却ごみのあり方の考え方を伺います。私は、当面は小川地区衛生組合の焼却炉を維持し、他の民間機関及び他自治体の焼却炉へのごみ焼却を委託しながら、ごみの焼却処分から脱却する方法を模索し、焼却量を減少させ、最終的には脱ごみ焼却を目指す方法を確立していくことが必要だと考えていますが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、質問項目4につきましてお答えをさせていただきます。

小川地区衛生組合の焼却施設は、埼玉中部資源循環組合の施設稼働開始まで運用する予定でしたが、埼玉中部資源循環組合が解散することとなり事業が白紙となるため、改めて将来のごみ処理について検討しなければならない状況となりました。

現在、今後のごみ処理については具体的な検討に着手しておりませんが、まずは小

川地区衛生組合の枠組みで早急に検討を始めたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 昨日の青柳議員の答弁を聞いておりますと、平成22年から小川地区衛生組合、いきなり中部資源循環組合に加入して、それでやっていくという形になっています。でも、市町村のごみ処理というのは、自区内処理が原則です。その自区内処理を初めから焼却炉もうそこに入ってしまうよという形で、9市町村でやったのだから、それでもうこれ以外の方法はないという形ですと町長は私に説明をしてきました。そうですね。

ですけれども、ごみというのは、先ほども言いましたけれども、市町村で自区内処理するのが原則なのです。今、計算してみたのですけれども、塵芥処理費というのは、人件費やそれから全部のごみを含めて1トン当たり4万1,321円になるのです。ごみ処理費が8億8,718万だったのです。そして全部のごみです。2万1,470トンで1トン4万1,321円、そうするとオリックスに現在、平成30年度に委託した金額が3万円なのですね、焼却費が。そして、今年度は江南が1万8,000円でしたか、そういうふうな形でやっていきますと、実際には焼却炉を建設するという形ではなく、それぞれの自治体でやっていくほうが金額的には安いのではないかなというふうな感じがあるのですが、例えば東秩父村なんかは、もうこちらの焼却施設に入らないで、直接オリックスに持っていくとか、小川町もそういうふうな形で持っていったほうがいいだろうし、嵐山町は嵐山町で別にし尿処理とごみ処理を一緒にして、大木町のバイオマスセンター、そういったものもつくることもできるし、いろいろあるのです。そういったことに対しての検討というのは、どこでなされるのか伺いたいと思うのです。これは環境課がやるのか、それともリーダーシップをとる町長がやるのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

まずは、今の枠組み、小川地区衛生組合として令和5年度稼働までの間ということで進めてまいっておりますので、その間にどうするか、どうしていくのが一番いい方向なのか、そういった方法も含めて、民間委託も含めて、自前でつくるのも含めたあ

らゆるところを事務レベルであったり、判断するべきところのレベルであったり、勉強といいますか、いろいろ情報を集めたりとかした上での検討をしていくと。手順としては、まずはいろんな選択肢を、情報を得て、それをもとに検討していくというふうな流れになっていくかと思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 先日、小川地区衛生組合のほうに情報公開の関係で行ってきたのですが、そういった段階にはまだなっていないですね。そして、それは私もいろんなところでやっているのを見ていて、北本市なんかはもうみとよバイオマスセンターというのに議会も市長も見に行っていて、みとよバイオマスセンターというのは民間のバイオマスセンターなのですが、1.2ヘクタールぐらいで6万人の生ごみ、一般ごみが処理できるというふうな形になってきています。そういったものをどこがリーダーシップをとっていくか、小川地区衛生組合の中で、そしてそれも、住民も含めて小川地区衛生組合と同時に、嵐山町もそういった形のものを検討する住民レベルの委員会が必要だと思うのですが、今まで廃棄物処理検討委員会を設置するというのをさんざん言ってきたのですが、全て否決されておりますけれども、実際にそういうふうな形のことをこれから進めていかないといけないと思うのですが、いかがなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

やはり住民の意見というのも当然交えながらというのは必要だというふうに考えています。まだ、前段階で、今後小川地区衛生組合でということ、いろんな施設も見学していくことも必要かというふうに考えておりますので、まずは最初の場面で、こういったこと、考え得ることについては積極的に発言をしていって、よりよい方向にいくような形で進められればいいのかというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私、いつも期限が切れているもので、もし令和5年までという形だったら令和2年か3年の間に、小川地区衛生組合の2年ぐらいの間にどういうふうな形でやっていくか話し合いがあって、それから自治体がどのように加わって

いくか、住民がどういうふうな形で加わっていくか、同時進行でも必要なのだと思うのですけれども、小川町だったら環境基本計画策定委員会とかそういうのがありましたよね。100人レベルのものが昔あった。でも嵐山町の場合は、そういった形のもの今ほとんどないですよ。住民参加でいろんなことをやっていくというものの自体がもうなくなってきているので、それをごみ処理に関しては日常生活のものですから、とても大切なもので、女性も加わって入ってやっていっていただく必要があると思うのですが、この点についてはどのようにお考えなのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 これは、この前の青柳議員さんの質疑の中でも申し上げたのですが、今中部資源循環組合が解散の事務に入っております。まずはそれを切りをつける中で、新しい方策を見出していくという、こういうことになると思うのですけれども、議員さんが前々からおっしゃっているのは、地球規模での環境問題に、ごみの焼却という点でどう対応していくのか。それは大変大事な視点でございまして、今までのごみ焼却については、全て焼却をして熱エネルギーを利用していくというふうな考え方でございましたけれども、議員さん前からおっしゃっているバイオマスの取り組みをどうしていくのか、課題は尽きないわけですが、これからつくるごみ処理施設は、地球規模の視点まで持ちながら、いかに効率的に、経済的にごみの処理ができるか、そこもあわせ考えながら進んでいくのだろうというふうに思います。

議員さんがおっしゃっていることは大変よくわかる視点でございまして、これまでと同様、小川地区衛生組合の管内でいろいろ研究をし、知恵を出しながら新しい方向を見出していききたいと、このように考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 花見台工業団地及び川島工業団地についてですけれども、

（１）、花見台工業団地拡張の進捗と事業者の決定について伺います。

（２）、川島地区工場誘致の進捗及び都市計画道路について伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、質問項目５の（１）につきましてお答えいたします。

花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業の進捗でございますが、埋蔵文化財の発掘調査、立ち木の伐採が完了しており、都市計画法や森林法に基づく開発協議のための打ち合わせを実施しております。今後は、これらを含め、必要な調整を行った上で、造成工事に着手してまいります。

企業の立地につきましては、エントリー&オーダーメードにより募集を行い、３社の企業が選定されている状況となっております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。川島地区につきましては、産業団地整備に向けた権利調査、道路、上下水、排水を含む基本計画の作成、そして農地の課題を解決するための資料作成を柱とした業務委託を実施しております。あわせて、農地の課題を解決するために県関係部署との打ち合わせを実施している状況です。

なお、都市計画道路につきましても、産業団地整備を行うに当たり、有効な道路となるよう検討を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 昨日、花見台工業団地の造成事業のところを見てきたのですが、環境アセスメントのとき出した意見とかパブリックコメントというのは、あの中にどういうふうにかかされているのかなと思うと、全然生かされていないのだろうなというふうな感じで見てきたのですけれども、ほとんど木が伐採されていて、そして土砂が崩れないようにフレコンバックがずっと並べてある状況ですよ。

それで、打ち合わせを実施しているということですが、これだけの開発をして、もう空から見たらほとんど嵐山町には緑がないような状況になってきているなと思っているのですけれども、これでなおかつ土砂災害等に耐え得るような事業になっているのかどうか伺いたいと思うのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 土砂災害、そういったような災害の関係でございますけれども、今回、造成工事の計画のほうの作成に当たりましては、埼玉県林地開発許可の技術基準、こういったもののほかいろんな基準がございますけれども、それに基づい

た安全性を確保した計画というふうにはさせていただいておりますので、基準のほうは満たしているというところでご了解いただければと思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは土砂災害ではないのですけれども、東松山のピオニウォークなんかは、土砂災害ではなくても初めから浸水地域だったですよ、ハザードマップで。でも、そここのところが許可されていく、そういうふうなものが今の都市計画のあり方です。

土砂災害の基準というのは、どこに持ってくるかという非常に難しいなと思うのですけれども、企業局は企業をやりたいために、特に嵐山町の場合は花見台工業団地を拡張したいという非常に強い町長の思いがありましたから、そこまで行ったわけなのですけれども、そういったものが今の現在の基準の中で無視されているのではないかなと思うのです。特に生態系保護という形では、アセスメントでパブリックコメントを出したとしても、それは全く生かされていない状況で、そういったパブリックコメントの意見というのはどこに生かされているのですか、造成工事の中で。伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 環境調査、そういったものにつきましては、県企業局のほうで発注をし、調査結果報告書等も出ております。その調査結果に基づきまして、動植物関係、いろいろございましたけれども、全てにおいてパブリックコメント等で発言をしたような内容では、企業局のほうでは対応しているというふうに私のほうでは認識しておる次第でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 企業立地でエントリーオーダーメードによって、それでもう既に3社決まっているということですのでけれども、3社は製造業ということは聞いているのですけれども、具体的にもう企業名を出されてもいいのではないかなと思うのですけれども、その点いかがですか。もう隠すことはないですよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 3社のほうが、選定のほうはされているというふうには私のほうも認識しております。こちらのほうの公表に関しましては、企業側からの要望等

もあるようですが、県企業局の見解のほうでは、まだ契約というのが済んでおりませんので、その段階まで行くまでは、まず何も一切公表しないという方針だということで回答いただいておりますので、企業名含めて、こういった業種なのかとか、それがわかってしまうようなことは、情報公開のほうはまだ契約するまではやめていただきたいというふうに回答されておりますので、まだ発表する段階でないというふうに私のほうでは思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、これはオーダーでやっていくので、契約をしていない段階でも造成工事をやって、そして発注をするという形なのですか。それとも、契約をしたから造成工事が始まっているというふうに私は認識していたのですが、契約はしないけれども、オーダーの会社が決まっているから、そのニーズに合わせて造成工事を始めているということなのですか。これはちょっと何か順番が違うと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それではお答えさせていただきます。

まず、契約の時期になりますけれども、企業局のほうから聞いているのは、今、先ほどこっと答弁のほうさせていただきましたけれども、法的な手続、今それを進めております。開発許可、そういったものがおりてから契約をすると。契約と同時に造成工事のほうは進めていきたいというふうに聞いております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ちょっとこのところであれなのですが、開発許可というのは造成工事の前にやるものではないのですか。造成工事の後に開発許可が出てくるものなのですか。それは順番が違うのではないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 開発のほうは、今現在、進めていっている状況でございます。詳細設計がこのほど12月、今年、年内には終わる予定だというふうに聞いており

ます。その詳細設計が終わり次第、開発協議のほうに許可のほうの手続をとるというふうな順番になるかと思います。

今、造成というのは、実際には木を切って伐採、これは林地開発関係で、そちらのほうは許可というのでしょうか、そういったものはとっての対応をしておりますので、造成工事に関しては、これからやるという状況でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 造成工事というのは、土を動かしますよね。それで、今見ているとフレコンバックがぱあっと並んでいて、多分土砂崩れが起きないようにしているのだけれども、それは開発許可の中にならないのですか。これは森林法の開発許可になって、そここのところの順番がおかしいなと思うのですけれども、オーダーメイドでやっていくのに、どこまでがオーダーメイドで、そしてどこまでが、何ですか、すごく順番が不確かですよね。開発許可は造成工事の開発許可ではなく、森林法の開発許可をやって、森林は全部伐採してもいいという形になった。森林は伐採しました。でも、造成工事の開発は都市計画の開発許可になるのですか。こここのところがなくて、そしてその開発許可もオーダーメイドでやっていくから、それも出せないという状況なのですか。おかしいな。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 今回、泥、要は雨が降ったときに土砂の流出を防ぐために置いて、道路のほう等土砂が流れないようにそういう措置をしているというふうに聞いておりますけれども、その辺の土砂につきましては、造成工事にかかわるそういった形の泥を使ったものではなく、文化財の調査等で発掘したりで掘ったりしておりますので、そういったものを使ってやっているというふうに思っております。ですから、開発許可の前に、法的な、違反するようなそういった造成工事というのはやっていないという状況でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。私よくわからないのですけれども、あれだけの工事をやっておいて、開発許可をとっていないということ自体が問題だと思うのですけれども、開発許可が出る前に、それだけのことができるような法体系なのだなということがわかったのですけれども、そういうことなのですよ。それだけ何って、

次に行きますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 今回、今、現状では開発許可をとらないとできないという、法に違反するようなそういった行為ではないというふうに私のほうでは認識しております。木を伐採したりとかそういったときに、どうしても根のほうだとかそういったものとれば、少し泥が崩れたりだとかというのははしてしまっているとは思うのですが、それは林地開発、そういったものの許可を得ての対応でございますので、それについても法に抵触するようなことはないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 言ってもしょうがないので、企業の名前も出せないということなので、次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 川島地区の工場の進捗なのですけれども、これ今やっているということなのですけれども、今回の台風の中で、さまざまな工業団地が河川敷にあって、非常に工業団地自体が崩壊が大きいというふうに記事が出ていますけれども、こういう問題に対してはどのように対応されるのか伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 川島地区につきましては、先ほど答弁しましたように今業務委託を出しまして、いろいろ調査研究も含めて、どういった計画にしていっていいのかというのをずっと協議をしながら進めている状況でございます。当然市野川につきましては、今区域に入っている矢崎橋というところが、常に台風だとか降雨量がありますと水がちょっと道路にたまってしまうというのが毎回のように見られる状況になっておりますので、そういったものも含めて、災害に対応する排水関係、それについても業者のほうには指示を出しておりまして、それに耐え得る排水設備、施設、そういったものの計画のほうを今依頼しておるところでございますので、まだ最終的なものではできておりませんが、一応考慮した計画のほうは今現在、進行しているというか、進めておる状況でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 千年の苑ラベンダー園についてですけれども、（１）として千年の苑ラベンダー園の嵐山町職員経費を含めて収支を伺います。

（２）として、次年度の取り組みと予算の考えを伺います。

（３）、６月、７月の収入で１年間の収支を賄うのは難しいと考えますが、今後の方向を伺いますという形で、２についてはいいかな。１と３をお願いします、今までのことを聞いて。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目６の１につきましてお答えさせていただきます。

本年６月のラベンダーまつりの収支でございますが、補助金1,851万円を含めまして、収入6,117万5,580円、支出4,456万5,667円、差し引き1,660万9,913円でございます。職員配置といたしまして、今年度に千年の苑推進室を設置し、一般職１名、その他の職員２名で合わせて３名が従事しており、人件費といたしまして約1,800万円でございます。これに対し、特別地方交付税の要望額として930万円を申請してございます。

続きまして、質問項目２をお答えさせていただきます。さきの藤野議員への質問でも回答させていただきましたけれども、今年のようなイベントは開催せず、手芸施設のトイレの開放であったり休憩施設の設置等簡易なものと予想されます。圃場に関しましては、残りの４ヘクタールは当面暫定的に春から夏に向けて楽しんでもらえるような草花を播種するなど、農地を有効活用してまいりたいと考えてございます。近い将来にはこの千年の苑に10万人、15万人の方が来ていただき、農業者や商業者等の多くの方の稼ぐ力の拠点となるように取り組んでまいります。

予算につきましては、今年度の祭りの収支等での残金1,350万円を町へ繰り入れ、その資金を来年度の予算として予定をしてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「２番……３」と言う人あり〕

○杉田哲男農政課長 失礼しました。質問項目3につきましてお答えさせていただきます。

さきの藤野議員への回答と重複する部分もございますが、現在、新たな運営体制を検討している「らんざんDMOプロジェクト」でもラベンダーを活用したオイル等の商品開発、販売に向けた調査研究をしてございますが、今後は嵐山町総合戦略の重要業績評価指標であるラベンダー園の来場者数10万人を目指し、将来的には20万人程度の方が、四季折々に来園くださる嵐山町の魅力を見て、食べて、買っていただき、町の農業者や商業者など多くの方の稼ぐ力の拠点としていただけるような内容を考えております。

来年に向けては、現在の空き圃場の収益を上げられるような作物を考慮しながら作付を行います、その後につきましては「らんざんDMOプロジェクト」とよく協議し、理想と収益のバランスがマッチし、魅力ある園となるよう検討してまいります。

以上です。

○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。残り時間3分ほどとなりました。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ラベンダーの問題、さまざま皆さんがおっしゃっていたのですけれども、私は次のものにはDMOプロジェクトという形を立ち上げてやっていくということなのですが、あそこで手芸館や何かで働いていらっしゃる方、それから実際に個人で自分のマイラベンダーをつくっていらっしゃる方、女性の方が多いですし、ハーブの好きな方がとても多くて、そしてラベンダーというのはイングリッシュガーデンというのですか、その象徴みたいなので、まず私自身はターシャ・テューダーの庭とか、ビアトリクス・ポターのイギリスの大きな庭園ですか、そういうふうなものを目指したほうが嵐山としてはよいのではないかなと思っていて、特にこのDMOプロジェクトの中には、そういった女性のメンバーは入っているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

役場の中の関係する部局の方、また商工会、観光協会、そういった方々から、このプロジェクトの中に参画をしていただいております。その中にも女性の方おりますし、先ほどちょっと答弁をさせていただきましたけれども、当然このラベンダー等を

活用しながらオイルであったり商品開発、そういったものも今後に向けた展開、そういった方には女性の方の意見も反映をしながら検討してまいるような形をとってございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ガーデンデザインというのですか、ガーデナーというのですか、それに女性が入ってこない、今の女性の思う庭というのか、そういうものはいくれないのではないかなと思うのです。それで、特にああいうふうにラベンダーという形でぼんぼんぼんというように、今庭園のつくり方としてそういうのがはやっていますけれども、野趣あふれる庭園というかイングリッシュガーデンとかそういったものとは、今のラベンダー園のあり方とは全く違うものですね。そういったセンスのある方が入ってこないといけないと思うのですけれども、日本で唯一岐阜にあるのです。「ターシャの庭 in Gifu」とかいうのですけれども、あと北海道に1カ所ぐらいあるらしいのですけれども、10ヘクタールぐらいかな。

そして、ビアトリクス・ポターの20ヘクタールなのですか、嵐山町の規模としてはそれなりにいいものができるかなと思うのです。そういった形をもう少し職員の方ではなくて、そういった目線を持ったガーデンデザイナーというのが必要だと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 こちら別途の工芸等の中で、手芸の体験教室であったり、そういったものを参画していただいた方々が、ほとんどの方が女性の方でございます。そういった機会をいただきながら、この事業の中に女性の意見も反映ができればというふうに考えてございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 女性の意見というのではなく、実際のデザインの中にそれを女性が入っていくということなのです。意見ではないのです。

○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。一般質問の持ち時間が過ぎましたので、これにて打ち切らせていただきます。

◇ 大 野 敏 行 議 員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号9番、議席番号6番、大野敏行議員。

それでは、質問事項1の町内河川内の立竹木伐採対策についてからです。どうぞ。

〔6番 大野敏行議員一般質問席登壇〕

○6番（大野敏行議員） 6番議員、大野敏行です。議長にご指名いただきましたので、通告書に準じまして一般質問をさせていただきます。今回、私は大項目2つにつきましてお尋ねをしたいと思います。

まず、1番目としまして、町内にはいろんな河川が流れております。町内河川内の立竹木伐採対策についてお尋ねしたいと思います。想定しない大雨が、毎年降ような状況となってしまいました。町内を流れる1級だか2級だかちょっと調べずに1級と書いてしまったのですが、1級河川から町及び各地区（土地改良組合）が管理する堀に至るまで、シノダケ、立ち木の生えている状況を目にします。一旦大雨が降り出すと、そのことにより越水の危険性が増大をいたします。当面しなければならぬ課題をお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目1につきましてお答えさせていただきます。

1級河川につきましては、東松山県土整備事務所が河川管理者となっております。東松山県土整備事務所に確認したところ、河積阻害となる木の伐採は優先順位をつけて行っていくとのことでございます。普通河川においては、町の管理となっております。当然、河積阻害となるものにつきましては除去する必要があると考えておりますが、現在財源がございません。それが最大の課題であるというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 再質問をさせていただきたいと思います。

洪水が起きて川が氾濫したり、川に水があふれていくというような要因、原因になるものはたくさんあると思うのです。今回、私は、この河川内の立竹木の伐採をどう

していくのか、今優先課題があって、順位に応じて予算内で、それはその対策をしていくと、こういう答弁になるだろうなということは最初からわかっておりました。ということで、河川内の立竹木に関してのみ私は絞った中で、今回、この質問をさせていただきます。

これは町には槻川、都幾川、市野川、そしてそれに注ぐ、それぞれ名前がついていますがけれども、支流の川と言っていいのか堀と言っていいのか、そういったものが結構流れております。まず、槻川、都幾川、市野川につきましては、きのう、おとといでしたか質問があったときに、市野川については川袋橋から精進橋までは東松山県土整備事務所のほうで、その対策をするというような形が決まっておりますよという話がありました。この管理をする槻川、都幾川、市野川に関しては、管理母体は東松山県土整備事務所なののでしょうか。そこに嵐山町も、嵐山町がこれ管理してくれよと委託はされているのでしょうか、その辺のところをまず先にお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたとおり、槻川、都幾川、市野川につきましては1級河川でございますので、1級河川につきましては東松山県土整備事務所が河川管理者となっております。いろいろ河川については要望が来た場合は、東松山県土整備事務所の河川担当のほうに要望内容を伝えて、その都度、要望の事項等を伝えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 実は、それ以外の堀と呼ばれるところで、志賀にも志賀沢川というのが流れております。この間、山田議員の質問の中にも粕川の問題で提起されたこともございます。粕川のことを含めた地域が管理しなければいけない堀と言われる川について、少し課題を一緒に探っていきたいなというふうに思うのですが、その前に台風19号で都幾川が大変な氾濫をしてしまったわけなのです。堤防は決壊して、その調査を田中規夫さんという埼玉大学の教授が調査をされているのです。これは県から依頼があったのか、国から依頼があったのかわかりませんが、台風19号による堤防が決壊した県内の河川を現地調査した田中規夫埼玉大教授（水工水理学）

が24日、毎日新聞の取材に応じ、都幾川の堤防決壊については堤防の内側に生えていた樹木が影響した可能性があるという見方を明らかにしたと。

田中教授によると、いずれも決壊地点周辺の堤防上にゴミなどが残っていたと。また、堤防下流に砂などの地層があって、水を通したことによるパイピングの痕跡がないことなどから、地盤の問題による決壊ではなく、越水による決壊だったと見ているというようなことなのです。ですから、この川の中に生えている木がいかに流れをせき止めて、流れを変えて、そこから越水に移行していくかということなのです。

私ども志賀地内には、志賀沢川という川が流れておるのですけれども、その志賀沢川の中に大変な立ち木が何本も立っているのです。実は10年前に志賀の水利組合の有志で、その川の立ち木を切って、外に運び出して処分したことがあるのですが、それはあくまでもユニック車がつけやすいところで切って運び出せということで、それ以外の運び出せなかった、ユニック車が近づけないところについてはそのまま残っているものですから、根っこのところは1メートルぐらいあるのです。1メートルあって、1回切ったのです。その上から3本、4本生えてしまっているのです。根はこんな大きくて、そこから3本、4本生えている。こういうのが面積をとるものですから、みんなゴミや何かがひっかかって、そこが越水になる原因になっていくわけなのですけれども、そういう木を処理する役目はどなたがしなければいけないのでしょうか。町が考えたときに、それはどなたがするのだよというような規定みたいなものはございますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

議員さんがおっしゃっている志賀沢川につきましては普通河川となっておりますので、これは町の管理となっております。堤防、砂防指定もされますので、砂防については県の管理なのですけれども、維持管理につきましては町の管理となっております。ただ先ほど議員さんもおっしゃったとおり、木が大変植わっているという状況は確認しております。なかなか木の伐採等は予算もかかりますので、今まで実施できていないという、その辺は課題として受け止めておりますし、今回の災害もございましたので、また研究してまいりたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 研究をしてまいりたいと。その前に答弁があって、今財源がありませんと、なかなか手がつきませんということなのです。やっぱり私たちも自助、共助、公助とある中で、公助だけでそれを解決してもらうなんていうことは思っていないし、私も議員として地域に対して、それだけではないよという言葉も投げかけてもおります。手助けできるものはしながら、みんなで共助していかなければいけないかなというふうに思っております。今の堀の形状がどういう形状かといいますと、砂防工事もしたりなんかしてコンクリートで高く堀みたいに積み上げていただいて、深さが2.5メートルから3メートルあります。それで、その上に今度は、地上を歩く人が転落しないように転落防止の網がやっぱり2メートルぐらいかかっているのです。人力でそれを切って運び出そうとしても、とても無理です。3.5メートル、4メートルの高さまで木を運び出すということは、できません。そこには、当然機械を使わなければいけないということがありますよね。

例えば、今の志賀沢川が市野川に注ぐところ、その周辺にも木が生えておるのですけれども、反対側、一方側は遊水地があります。志賀の水田用の遊水地があります。一方の側は、田んぼになっています。そこにユニック車を入れたとした場合に、どういう手続が必要でしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

町が整備をする場合は、その方の承諾を得てやっていくという手続をとりますので、その工事については業者のほうで手続をとりながらやっていくという、現実にはそうなっていくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） この水田用の堀、流れている川ですから、その水は水田に使いたいのので、3月から9月いっぱいぐらいまでは、その工事はできないわけです。やるとすれば、11月から2月いっぱいぐらいまでにそれをしていかなければいけないと、この時期に伐採対策をしていかなければいけないと。今言ったところ、なぜ今言ったかと。今言った遊水地のほうには、ユニックが入らないのです。田んぼ側に入れよう

とすると、大豆がまだ刈り取らないで真っ黄っ黄になっているのです。ブロックローテーションの中で、今年そこは大豆つくったのですけれども、大豆が収穫できないのか、もしくはまだ共済のそこいらの調査を受けていないのか、そのために刈り取らずにいるのか。その辺は農政課のほうでわかりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 大豆の生育ということでお答えさせていただきます。

今年は、播種時期に非常に雨が多い状況でございました。そのために播種の時期がおくれたということもございまして、例年であればもう刈り取りの時期ではございすけれども、今現在はまだ刈り取りが、播種時期がおくれましたので、刈り取りの時期もおくれ込んでいるというふうに聞いてございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 今言ったように、そういったところがあります。あそこは嵐山営農さんがつくっているのです。ですから、それが刈り取らないと、なかなかユニック車も入っていけないと。そこで耕作しているのを許可を得なければ入っていけないので、そんなことも手続もしたりなんかしていかなければいけないとなると、早く、早めのうちにそういうお話をしっかり振っとなかなかできない。

それで、例えばとても今年は間に合わないからできないよと言われると、最初私が申したように毎年大雨が降る状況になってきました。ここの志賀沢川の橋のたもとにあるうちは、あと数センチで水が入ってくるという状況でした。そんな状況もあって、当然区長さんを通じて町のほうにもそこら辺のところをお願いが、書面で上がっていると思います。私のところにも来ました。とにかくぐずぐずしてられないので、そこら辺の対策をお願いしたいと。場合によったら、人の手助けが要るのであれば、私も出ますけれども、志賀の水利組合の皆さんも下におりて、のこぎりで切ったりすることは手伝っていただけますかという話がありました。それはしますよと、幾らでもしますよと。ただし、人力では、さっきも言ったようにそれは表に運び出せないというようなことがあるので、そこいらも含めてしっかりと早いうちに対策をしていただきたい。

もう一つ問題がありまして、10年前やったときには、切った木をどこで処理するの

だと。前は遊水地の一角に全部集めていって、そこでみんなで細かく枝も落したりして、そこに集めて、枯れてから燃やしました。まだ10年ぐらい前までは煙が出ていても、そんなに苦情がなかったのです。今、農地でもどこでも煙を出すと、本当にすぐに文句が出てくるわけですよ、煙出すと。だからそういう伐採した木をどこに集めていって、どこで処理するのだというようなことも確立していく必要が私はあるのではないかなというふうに思うのですけれども、その点についてはどうお考えですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

議員さんご指摘のとおり、河川の工事というのは、先ほど出た出水期を避けてやるとか、基本的には河川のほうは道路がない場所もたくさんありますので、工事というのは大変難しく、また期間もかかるというのがどこの河川も同じかなと思います。

工事につきましては、工事の中で積算をして、伐採をしたものはどこに持っていかというちゃんと積算をして行いますので、もし町が工事をする場合は、その工事を出したときの業者がちゃんとした場所を選定して行っていくという状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 全て業者がやってくれば、町が窓口でやってくれば、こんなありがたいことはないのですけれども、それには大変な予算がかかってしまうので、より金を使わないで処理するためには、やっぱり皆さんの協力が必要であるかなというふうに考えます。前は、B & Gの近くに木を持っていけば、チップーか何かにして処理をして堆肥にするとかいう施設がありましたけれども、今駐車場か何かになってしまったので、あの設備みたいなものはまだ生きているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 今現在、B & G海洋センターのところにシルバー人材センターが受託で持ち帰ってきたもの、処分を依頼されたものをチップーで処分して、会員さん等が堆肥として活用していると。今現在、鎌形地内の別な箇所に移動させていただきまして、チップー2台、同じような形で稼働はさせていただいてございます。ただ、

シルバー人材センターのほうで作業をしているというところで承知してございます。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を午後 2 時 40 分といたします。

休 憩 午後 2 時 3 0 分

再 開 午後 2 時 4 0 分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大野敏行議員からの再質問からです。どうぞ。

○6 番（大野敏行議員） 先ほどシルバー人材センターさんが管理しているチップを処理するところが、鎌形の別なところに移られたよというお話ですけれども、具体的にはどこの場所に移られたのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 そちらにつきましては、鎌形の千騎沢橋の近隣のところと承知してございます。

○森 一人議長 第 6 番、大野敏行議員。

○6 番（大野敏行議員） それは有料なのでしょうけれども、事前にお話をして志賀の水利組合がそこに運び入れたいといった場合には可能になるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

シルバー人材センターの件でございますけれども、私のほうでもちょっとその辺まで把握をしていないものでございますので、この場での答えのほうはちょっとできないということで、申しわけございません。

○森 一人議長 第 6 番、大野敏行議員。

○6 番（大野敏行議員） その場所が民間というか、地域のそういうものも受け入れて処理もできますよというところであれば大変助かるので、その辺のところは後で調べてください。きょう返事もらわなくも結構ですから、調べていただきたいと思います。

そして、なかなか先に持っていけない話なのです。ですから、例えば川の中に入っ

て、川というか、沢というか、堀というか、中に入って地元の水利組合が木だけは切るよと。切るから、持ち出すだけ町のほうで何とかそういうユニック車か何か用意して持ち出してくれよと頼んだ場合には、それは可能なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

地域の方のご協力のもと、いろいろなさまざまな事業ができるというふうに考えておりますが、ちょっと今ここで、予算もありましてどうこう言えませんが、なるべく地域の方の期待に応えられるように研究してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） こういったものを訴えてきている地元の人から見れば、死活問題なのです。とにかく冬のうち、大雨が降るような状況でないうちに、来年の大雨には早く備えておきたいと、それは志賀沢川だけではないと思います。嵐山町内において、そういったところを抱えているところは幾つもあると思います。ですから、そこに関しては、公助、役場が全てやらなければいけないのだという考えではなくて私はいいいと思います。もっと地元も一緒になってやれよと、やってくれよと、そうすれば町でも優先してできるからと、手を挙げてくれるところがあればできるからというような形になっていただければありがたいので、その点につきまして町長、副町長、ご見解なりありましたら、ちょっと一言いただきたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 地元のご意見として、ここのところまで、こう言っていただける、町とすると大変ありがたいことであるわけです。こういうような状況が全町で、町の広いところで生まれてきて、そして自分たちの地元、嵐山町を守っていこうと、守り隊がまさにあちこちにできていくというのは、本当に町とするとありがたいことで、できることについては、町のほうでも努力、協力をしていきたいというふうに思っております。

ただ、全てやりたいわけですがけれども、一番最初に話が出るように、大変財政が困窮をしております。そのところだけでしたらすぐできるわけですがけれども、きのう

から再三言っているように、道路、橋梁、それから建物、上下水道の管路等々、いろいろ劣化が進んでおりますので、そういうところを勘案をしながら、全町を見ながらやらせていただいておりますので、そういうふうには地域で応援をしていただけるところについては、できるだけ町のほうでも優先してやれるように努力をこれからもしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 私に上がってきた要望書と同じものが、伊藤課長のところにも住民から行っているのではないかなと思うのですけれども、ぜひそういった本当にお困りになっているところがあった場合には、優先順位を高くしていただいて、よきご検討がしていただけるようお願いを申し上げます、次のほうに進ませていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○6番（大野敏行議員） 2番、町内農地における太陽光発電設置基準について。農地として使用されていた畑地に太陽光発電設備が設置されています。恐らく雑種地への用途変更がされたものと推察されます。

そこで、（1）、変更を許可する基準は何ですか。

（2）、町内に用途変更をして設置された基数は何基ですか。

（3）、農地のまま設置されている基数は何基ですか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（3）の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えさせていただきます。

農地に太陽光発電設備を設置するためには、農地法の許可を受ける必要がありますが、事前に農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に設定されている農地、いわゆる青地の農地につきましては、農用地除外の手続が必要となりますが、原則として除外できる要件にはございません。

また、農地法上、農地区分の第1種農地、甲種農地につきましても原則許可しないと定められてございます。第1種農地とは、土地改良事業等実施済みの農地、または集团的に存在する10ヘクタール以上のまとまった農地で、甲種農地とは特に良好な営

農条件を備えた10ヘクタール以上の規模の一団の農地で、土地改良事業を完了して8年以内の農地となります。

したがって、設置可能な農地区分につきましては、第2種農地以下の農地となります。第2種農地とは、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地に隣接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある農地、または農用地区域内にある農地以外の農地であって、おおむね10ヘクタール未満のまとまり内の農地、さらに駅、市町村役場等の公共施設から500メートル以内にある農地となります。農地区分の判断につきましては、事前に許可権者である農林振興センターに判断を仰いでいるところでございます。

続きまして、質問項目（2）につきましてお答えさせていただきます。農地転用許可を受けて設置された箇所数は、13カ所でございます。

続きまして、質問項目（3）につきましてお答えさせていただきます。農地のまま設置されている箇所はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 再質問を（1）からさせていただきます。志賀地内にも、私が町内を回ってみまして、畑だったかなと思われるところに太陽光発電が建っているのは、古里にもいっぱいあるのですけれども、それは山林だったか畑だったかよくわからないのですけれども、古里、吉田、志賀、鎌形、この地域には太陽光発電の設備がかなり設置されているのかなというふうに思います。

そして、志賀1区の地内に、もう10年以上前に、あるところに太陽光発電の設備が設置されました。それは志賀の菅谷から寄居のほうへ行く県道沿いにありますけれども、かなり広いところで、その中の道路に面した一部だけが宅地で、あとは全部農地なのです。宅地の部分だけは、そこは建てられた。申請者は宅地と農地が一緒になってしまっているものですから、農地も含めて申請したら却下された。宅地には建てられるけれども、農地には一切無理ですよと言われたと。

ところが、3年ぐらい前に同じ志賀地内で、農地で一生懸命畑を耕して、いろんな作物をつくっていた方が、お亡くなりになってしまったと。その後、すぐに太陽光発電が設置された。下もしっかり雑草が生えないようにシートが敷いてありますので、畑地に建ったのではないのだと。畑地に建つときには、太陽光発電の下のところを

作物なんかつくらないとできませんから、ということは、これ畑つくっていたところを農地転用されたのだなと。

そこのところが農地転用された基準、10年前はもっと道路に面したところが許可されなかったのに、今、少し入った志賀の八宮神社というところに行く途中の高台の畑、日当たりのいいところが太陽光発電になって、それは有効利用するとすれば、すぐく私は太陽光発電したほうがよっぽどいいかなと私も理解するのですけれども、同じ近くにありながら、ここは転用になったと、前のところは転用にならなかったと、その理由は、区分はどういうことなのかなと、それをちょっとお尋ねしたいなというふうに思ったのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

まず、その農地が、先ほど冒頭、答弁の中でさせていただきましたけれども、農業振興地域の整備に関する法律の中で定められている農用地、いわゆる持続的に農地を農地として活用する、そういったエリアに入っているかどうか、そこがまずポイントとなるかなというふうに考えてございます。まず、この農振地域、青地から除外する要件といたしましては、太陽光発電、そういったものに対しての要件というのはございません。定められている要件といたしまして、分家住宅であったり、公共用の施設であったり、農業用施設であったりということでございます。

例外的に認めているものは、山林に用途すると囲まれているようなところでの、昔開墾したような田畑で、もう山林化しているところ、これは非農地判定という部分はございますけれども、そういったところは認められる部分がございます。また、そういう山林に囲まれているエリアの中で、ある一定の割合以下の農地、そういったものにつきましては転用のほうができるかなというふうに考えてございます。基本的にそれらを踏まえまして、先ほど答弁をさせていただきました第1種農地であり、甲種農地であり、そういったところにつきましては基本的にはできないのかなというふうな形を考えてございます。

ですので、太陽光発電のほうの申請に基づきましての農地転用が必要になってくるわけでございますけれども、これにつきましては第2種農地以下の市街化に隣接しているところであったり、そういったところが該当になってくるというところでございます。

ます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 皆さんのお手元にもお配りしてあると思うのですが、一般質問の資料1と2と裏側にとございます。資料1のほうは、志賀地内の土地を持っている地主のところは何回となく、ご所有土地売買（賃貸）のお願いということで、あなたの持っている土地を買いたいよと、もしくは貸してほしいよと、こういう依頼が志賀の1区には何回も入っています。

ちょっと読まさせてもらいます。「このたびは、突然のご連絡失礼いたします。弊社、太陽光発電事業の会社で株式会社エコスタイルと申します。弊社の詳しい事業内容につきましては、同封の会社案内をご確認いただければ幸いです」。

これは裏面でございます。「さて、本件についてですが、弊社は太陽光発電設置業者であり、遊休地を全国から探しております。と申しますのは、弊社が現在、太陽光事業をされたい顧客を抱えており、現状土地が大変不足しており、今回のお手紙を送付させていただきました」。

「このたびの」、黒塗りしてあるところは私の母親の名前でございます、「のお持ちの土地をぜひ弊社に売買もしくは賃貸させていただければと思います」と。「このたびの個人の情報に関しましては、現在インターネットで登記情報の閲覧が可能で、そこからの情報でご連絡差し上げた次第です」ということで、地主に関してはどんどん、どんどん調べ上げて、また航空写真も撮ったりして、ここだったら、さっき課長が言ったように、この埼玉県嵐山町大字志賀字松原、この後ろに番地が書いてあるわけですが、山林に囲まれた畑です。こういったところを買いあさっているのですね、業者は。

今は、正直言いますと、お年寄りの方が土地を持っています。なかなか若い人に譲るとなると、生前贈与になってしまいますので税金が高くなるから、やっぱり相続という形で渡したいということで年寄りが持っているのですが、余りこんなつまらない土地を子や孫に譲りたくないよねと。できれば現金化してしまって、現金を子どもや孫に渡したいよねというお年寄りが、正直言いまして6割、7割です。今、嵐山町の住民の中でも、そういう声を多く私聞きます。そこは狙いどころですよ、業者にとってみれば。

こういったところがどんどん、どんどん買われてしまって、今のような農地転用されてしまったのは、それこそ嵐山町の山林に近い農地なんかは、ややもすると10年たったら、あそこも太陽光発電、ここも太陽光発電、ここも太陽光発電と、そういう地域になってしまうのかなというふうな懸念をするのですけれども、このことに関してはどのように町のほうはお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 農政サイドの側からお答えをさせていただきますと、まず集団的な農地、こちらにつきましては先ほどの法律にもございますけれども、これからの農業に必要な農地を確保していくという観点から、網かけをさせていただくというふうなところになっているかと思えます。

それ以外の農地等につきましては、これは今、県のほうが農地転用許可の許可権を持っているわけでございますけれども、申請者がどのような形で来るのか、それについての事業の実効性があるのかどうか、そういったものを加味しながら、農林振興センターのほうに判断を仰いで、不足なものは不足、だめなものはだめ、そういう形で申請のほうを判断をしていると。申請の受理のほうにつきましては、こちらで書類のほうを見させていただきまして、判断を仰いだ中で申請者のほうに補正があれば補正をさせるというふうな状況で、今、事務手続を取り扱っている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 農地について、農業について、農業の活性化について、いろいろ農業については、埼玉中央農協もそうなのですから、農林振興センターさん、県の施設です。農林振興センターさんにいろいろご相談かけてご意見を仰いで、そして決めていくというような傾向があります。

それが必要なんでしょうけれども、私は、この自治体、うちの自治体については、うちの町はこういうまちづくりをしていくのだというようなことが絶対必要であるかなというふうに思っておるのです。それは地権者の権利が第一なのですから、地権者の権利が第一なことは私もわかっています。なのですから、でも下手な開発はさせませんよと、これは県がおっしゃっているから、そこに準じていだけでなくて、町のほうも、この地域のこんな小さな開発については、とてもではないけれども

許可しませんよというぐらいの、そういう制度といいますか、条例化みたいなものをしっかりとつくっておく必要が私はあるのかなというふうに思うのですけれども、そこまでのお考えは今のところありませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

以前、6月の定例会だったでしょうか、そのときにも大野議員からご質問いただきまして、この件に関しましての条例化のご質問だったかと思います。先ほど議員さんおっしゃったとおり、地権者の権利であるとか考え方、そういったものもある一方、周辺の土地を持っている方、お住まいの方、それから周辺で水利権だとか持っている方、いろんな関係者がございます。事業をやる上で危険が発生するなり、そういったことがないようにやるのが、やっぱりそういうふうにできれば、できればというか、そうしなければいけないというのがございます。

そういった中で、今の状況で、前もお答えさせていただきましたが、条例化をする上では、一番の大きな問題になってくるのが行政界、町境のところの太陽光の計画、そういったものがそういった課題が大きいのかなという中では、嵐山町単独でそういったものを整備していくよりも、近隣とやはり歩調を合わせて、一体となって対応していくということが一番効果があるのかなというふうに考えておりますので、一度あの後も近隣の自治体の担当課長にも投げかけておりますが、実際のところは具体的な方向性というのはまだ見えてこないと、現在のところは、そういう条例化というふうな動きにまでは行っていないということでございまして、もし制定する方向で考えるのであれば、やはり近隣と歩調を合わせて制定していくような形が効果的なのかなという考え方については変わっておりませんので、もしそういうことになれば、協議を少しでも進められるようであればしていきたいと思いますが、近隣の反応としてはいま一つなのかなという状況でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 諦めることなく、そういう投げかけはしていただきたいと思います。この比企郡という地域には、まだまだ太陽光発電の基数が少ないです。ほかの地域いっぱいあります。だから狙われているので、そういう太陽光発電銀座にならないうちに、しっかりとそこいらのところを検討していただきたいというふうに

思います。

あと、(2)の農地転用許可を得て設置された箇所は13でございますという回答を得ています。どの地域に何基なのかだけお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 13カ所の内訳でございます。大字吉田6カ所、古里1カ所、鎌形5カ所、志賀1カ所でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番(大野敏行議員) このそれぞれの地域、大体どこであるか、よく私の頭の中には入っております。太陽がよく当たるところもあれば、そう当たらないのではないかなと思うようなところもあります。ここに地主の考えと、これを許可せざるを得ない条件とかみ合った中で、こういうふうに設置されてきているのかなというふうに思います。ぜひ太陽光発電に関しては、ただ申請書類がそろえば仕方ないよねではなくて、やっぱり将来のまちづくりのためにも、余りそれが乱立してしまっておかしな町にならないようによく注意をして、承認をされる行政のほうはしっかり見定めてやっていただきたいというふうに思います。

以上にて私の一般質問を終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森 一人議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号10番、議席番号10番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の台風19号被害についてからです。どうぞ。

[10番 川口浩史議員一般質問席登壇]

○10番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行ってまいります。

1つ目として、台風19号被害についてです。台風19号は東日本に甚大な被害をもたらし、本町でも大きな被害となったわけです。

そこで、(1)としてどのような被害があったのか。

(2)、避難者への情報の伝え方は。

(3)、志賀小は避難者がいっぱいになり、ほかへの移動を強いられました。風雨

の強い中、ほかへの移動を強いることは改善が必要ではないかと思います。また、移動するにしても、町が車を手配するなどして送迎すべきでないかと思います。

(4)、避難場所と避難地区の見直しが必要ではないか。

(5)、図書館に避難しようとした方が、区が違うからと断られたという、改善する考えは。

(6)、防災無線が聞こえにくい地域の対応として、電話で聞くことができるが、つながらなかった。情報が伝わらないのは、危険なことである。対策は。

(7)、遠山地区とときがわ町を結ぶ谷川橋の改修はいつごろになるのか。

(8)、前議会において、区画整理地内に調整池がないことを指摘した。対応は。

(9)、平沢区画整理地内の調整池は水をため込む構造になっているのか。

(10)、役場に電話したら、区長を通して連絡してくれと言われたという。緊急時にはすぐ対応すべきではないか。

(11)、大雨特別警報が発令されたが、避難指示は出したのか。

(12)、近隣自治体は、川島町にある防災倉庫から毛布などを持ってきたという。本町は。

(13)、災害廃棄物はどう処理したのか。

(14)、精進橋に水位計を設置した。太郎丸地区の床上浸水が発生したときの水位計はどうだったのか。

そして、最後、(15)、市野川には木やシノが多く生えている。これらが氾濫をより招いたのではないか見解を聞く。また、水害シーズン前に伐採する考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小項目(1)から(6)、(10)から(12)及び(14)について、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 質問項目1の(1)につきましてお答えをいたします。住宅被害状況は床上浸水4件、床下浸水16件でございます。床上浸水は、杉山3件、太郎丸1件、床下浸水は杉山3件、太郎丸12件、川島1件でございます。

道路の被害は、町道遠山127号線の道路損壊、相生橋北歩道表層損壊、その他土砂崩れが9件でございます。橋脚等の被害は、谷川橋の護岸及び舗装の破損、班溪寺橋及び千騎沢橋の護岸の破損です。

水道施設は、第1水源の電気施設の故障及び土砂の流入、第2水源の浸水、土砂の流入がありました。

農業用施設の被害は、水路のり面崩落等が9件、揚水機場のポンプ及び分電盤水没による全損が1件、田んぼ畦畔崩落が1件、パイプハウスのビニールが破れた被害3件でございます。また、農作物被害が2件、山林被害として民地ののり面崩落がありました。

観光資源の被害は、嵐山邑溪谷プラザ施設の浸水及び浄化槽への汚泥の流入、ブローア及び電気制御盤などの浸水により浄化槽が使用できない状況です。また、甌穴駐車場のフェンス倒壊、舗装の剥離があります。

そのほかの被害は、武蔵嵐山駅東西連絡通路東口エレベーターの浸水、活き活きふれあいプラザやすらぎ、健康増進センターの雨漏り、教育施設では嵐山幼稚園、菅小、菅中、図書館、B & G海洋センター、日赤社屋の雨漏り、杉山城跡の崩落などがございました。

質問項目1の(2)につきましてお答えをいたします。避難所開設の情報につきましてはホームページとあんしんメール、避難勧告等につきましてはホームページとあんしんメール、該当地区には防災行政無線と消防団車両により周知をいたしました。避難後につきましては、避難所にラジオを1台ずつ設置、またホームページとあんしんメールにより情報を発信いたしました。

質問項目1の(3)につきましてお答えをいたします。志賀小学校体育館に避難された方が174人となり、急遽菅谷中学校体育館を避難所として開設させていただきました。その際、菅谷中学校体育館に移動していただいた方がいらっしゃったかもしれませんが、志賀小学校体育館まで来ていただいた方の全てが避難できる体制になかったとすれば、反省すべき点でございます。また、その移動について町が車で送迎をすべきだったというご指摘でございますが、今後の課題とさせていただきます。

質問項目1の(4)につきましてお答えをいたします。避難場所と避難地区、避難所につきましては、平成30年8月に策定した災害対策の見直しについてにより見直しを行いました。その後、自主避難所を新たに3カ所指定し、台風19号では早い段階で、不安を持つ方に避難いただけるよう対応いたしました。来年度改訂を予定しております地域防災計画の中で、今回の経験を踏まえ検討してまいります。

質問項目1の(5)につきましてお答えをいたします。避難所までいらした方につ

きましては、全ての方が避難していただけるよう体制の整備に努めてまいります。

質問項目１の（６）につきましてお答えをいたします。今回、防災無線電話応答サービスが雷により故障してしまい、大変ご迷惑をおかけいたしました。当時の対策といたしましては、消防団にご協力をいただき、消防車両で避難対象地区に呼びかけていただきました。また、あんしんメールやホームページを利用して周知を図りました。今後につきましては、費用対効果を含め、よりよい方法を研究してまいります。

質問項目１の（１０）につきましてお答えいたします。緊急時は災害対策本部等により対応することが、基本であると考えております。

質問項目１の（１１）につきましてお答えいたします。町では、１０月１２日の１１時２４分に土砂災害警戒区域に避難勧告を発令し、１４時１５分に浸水被害のおそれのある地域に避難勧告を発令しておりました。大雨特別警報は、県内４０市町村に対し１５時３０分に発令されました。大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではありません。災害が既に発生している蓋然性が高い情報として、警戒レベル５相当情報として運用されております。ただし、市町村長は警戒レベル５の災害発生情報の発令基準としては用いないこととなっておりますので、大雨特別警報の発令がそのまま避難指示ということではないと考えております。

質問項目１の（１２）につきましてお答えいたします。今回、３８６人という多くの方が避難しましたが、毛布につきましては各避難所に配布した後も、まだ在庫がある状態でございました。毛布の備蓄数は現在５１０枚で、十分とは言えませんが、今回の避難により使用された枚数は１７８枚でございました。不足する場合は、埼玉県に依頼いたします。

質問項目１の（１４）についてお答えをいたします。太郎丸地区の浸水時刻は厳密に確認できておりませんが、最終的に精進橋の水位は橋桁の下まで達しておりましたので、水位計は見えない状況でございました。避難勧告を発令した１４時１５分時点での水位は、水位計の上から３０センチ付近でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に小項目（７）から（９）及び（１５）について、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目１の（７）につきましてお答えさせていただきます。谷川橋は、台風１９号時において水位が橋より上昇するなどの影

響がございました。そのため橋台が破損等した場合、公共土木施設災害復旧事業により改修する方針としておりました。しかしながら、橋台を調査した結果、破損していないことが判明しましたので、11月19日午前10時より幅員約2メートルにて通行止めを解除したところでございます。大型車におきましては、引き続き通行止めを行っております。

なお、谷川橋への接続部分及び下流の護岸改修につきましては、公共土木施設災害復旧事業により実施する予定でございます。

質問項目1の(8)につきましてお答えさせていただきます。土地区画整理事業におきましては、県河川砂防課と協議しているとのことでございます。

質問項目1の(9)につきましてお答えさせていただきます。平沢土地区画整理事業地内の調整池につきましては、県河川砂防課の協議に基づき必要容量を満たしておるところでございます。

続きまして、質問項目1の(15)につきましてお答えさせていただきます。東松山県土整備事務所に確認したところ、河川内の木につきましては河積阻害となるため、優先順位をつけて伐採を行っているとのことでございます。

なお、市野川につきましては、今年度中に川袋橋から精進橋下流100メートル程度までは、木の伐採及び土砂のしゅんせつを行っていくとのことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(13)について、内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 質問項目1の(13)につきましてお答えをさせていただきます。

台風19号で発生した災害廃棄物につきましては、主に10月14日と15日の2日間で、健康増進センター東側駐車場内の一角で受け入れを行いました。その後、受け入れた廃棄物にブルーシートで飛散防止対策を行い、10月16日水曜日から小川地区衛生組合の受け入れ態勢を確認しながら順次搬出を行い、11月18日月曜日に全ての災害廃棄物の搬出を終えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 台風19号関係は、私の前、5人の方が質問していますので、既に答えが出ているものがありますので、その点はもうお聞きすることはしないようにしたいと思います。

それで、避難者への情報の伝え方、先ほど何か直接行ってお伝えしたということがありましたけれども、ここには書いていないですよ。それは忘れたので、ここに書いていないのですか、ちょっと確認したいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 実際に連絡がとれなかった方については、役場の職員あるいは消防団員がお宅に伺って、情報をお伝えしたというケースがございました。こちらの第1回目の答弁書のほうには、それが記載しておりません。記載漏れでございます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。とりあえず私のほうに情報が伝わりにくかったと、大雨だったから。それはちょっと後で出てきますので、(3)の件について伺いたいのですけれども、志賀小体育館まで来ていただいた方の全てが避難できる体制になかったとすれば反省すべき点ですと。なかったとすればというのは、担当課としては、これは確認ができていないということで、こういう表現しているわけですよ。ほかに回ってくださいという、そういう事実は、ではご存じないということなのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 直接そういったお話を承っていないということでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これはちょっと私も間接的に聞いているのですけれども、あの風雨の強い中、ここに来て、ほかに行ってくれと言われても、また歩いていくわけですからというので、それはないだろうということをおっしゃっていたというのです。そこで、今後の改善点を課題とさせていただきたいということで、それでいいのですけれども、どうなのでしょう。若干の方が来た場合に、受け入れ態勢として体育館が仮にいっぱいだったら、教室の開放というのも、教育長、きょうの午前中の答弁でも、教室を開放していきたいというようなことを答弁していましたけれども、これはそういうせば詰まったというか、そういう時点で、すぐ教室の開放というのはできない

仕組みになっているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 そういったことも含めて、来年度改訂が予定されております地域防災計画、その中で山田議員のご質問にもお答えしたかと思いますが、教育委員会等と調整を図って、そういったことも含めて対応していきたいというふうに考えております。

現状については、今回の19号に関してはすぐに教室を使うということで、そういう対応ができればよかったわけですが、そういったことまで含めて、その時点では対応ができなかったということで、菅谷中学校の体育館を増設させていただいたということです。これは青柳議員のご質問にもお答えしましたが、反省点の一つということで、今後対応してまいりたいと考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、体制が整えば教室の開放もできたというふうに受けたのですけれども、そうすると体制ができなかったというのは、職員の全員に招集かけたわけですね。それでどうしてできなかったのかという疑問が残るのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 施設、人的対応ということではなくて、やはり校舎を使うということは、校舎内に生徒の個人情報、こういったものが恐らくあるのではないかなというふうに思います。そういったことを考えると、その個人情報等を守る手だてをした上で、やはり校舎を使うなら使うという形にしないといけないというふうに考えております。台風19号の時点では、そこまでの体制が整っていなかったということでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですね。教育委員会にちょっと聞いて、「やっぱり子どもたちの個人情報は守っていくことが大事だ」ぐらいは、やっぱり答弁していただきたかったなというふうに思うのです。私も無理してそこへ入れろとか、そういうふうに申しているのではなくて、可能性があるならそういうことをやっていただきたかつ

たと。ただ、人的なものなのかなと思ったら、そうではなかったということなので、ぜひ今後よろしくお願ひしたいと思います。

それから、(4)は結構です。(6)の関係なのですから、そうですか、これ先ほど畠山議員さんでしたか、雷の件で、雷が落ちたのか、それで使えなくなったのかというのが初めて合点がいったのですけれども、もう雷の心配は、これからはないという対策はとられているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 落雷による被害というのは大変特定するのが難しく、今回の被害についても、いつ、どこで、どういう落雷があつて、この被害に及んだかというのが特定できておりません。実は、いろいろ落雷がそういった意味で電気設備に対して影響を及ぼすのですが、その辺が本当に特定できない難しさがございます。そういったことから現時点では、もう二度とこの電話サービスが落雷によって使えなくなるという体制ではございません。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) そうですか。費用対効果を含め、よりよい方法を今後、研究したいということですから、これを研究してやれば雷の件は解決するということでもいいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 1回目のご答弁をさせていただいた費用対効果を含め、よりよい方法をとすることは、町民の皆様へ情報を伝達する方法として、防災行政無線あるいはあんしんメール、ホームページ、こういったもの以外に何かいい方法があればということです。

これを採用するということではないのですけれども、一つの例がございました。11月21日の朝日新聞の記事なのですが、「防災ラジオ全戸無償貸与」という記事が載っておりました。これは加須市で、災害対応の補正予算を約5億円組んで対応するということです。市内の4万7,000世帯に対して、約1万円する防災ラジオを無償貸与、希望があればするということです。

なぜ加須市がこういった対応をするかということ、加須市が13日の午前1時に利根川

左岸の北川辺地区に避難勧告をしないまま、いきなり避難指示を発令したと。それによって、避難する方が一気に移動があって、車列が10キロに及んだということになったそうです。こういったことがあって、加須市はこの防災ラジオを無償貸与するような制度を創設するという方向になったということでございます。

災害対応だけで補正予算を5億円ということですので、嵐山町の財政規模からすればとても難しいことなのですが、一例としてこういったこともありますので、情報を収集して、よりよい方法を検討していきたいと考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど、そうですか。情報が伝わらないというのが一番危険なことであると思いますので、危険が迫っているところに住んでいる方にとっては、ぜひよりよい方法を研究していただいて、実施していただきたいというふうに思います。

それから、(11) の大雨特別……

○森 一人議長 川口議員に申し上げます。答弁書では、山岸課長は所管の中でお答えをしておりますが、通告書どおり（7）をお願いしたいところでございます。お願いいたします。

○10番（川口浩史議員） ちょっとこっちで飛んでしまうので。

（7）なのですが、そうですか、谷川橋は通れるようになったわけですか。わかりました。それで、大型車は引き続き通行止めということなのですが、大型車の通行はどのくらいを見込んでいるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

答弁書に書かせていただいたとおり、谷川橋の接続部分、こちらがちょっとまだ通行できる部分はございませんので、今現在は2メートルということで、車両規制というか、車両の徐行をお願いして、大型車の入るのを規制というか、来ないようにしているところでございます。

これが先ほど答弁で申しましたとおり、公共土木施設災害復旧事業を行って、今回も補正を出させていただきましたけれども、それに基づきまして工事をして行っていくところでございます。補正後、また査定を受けまして工事発注となりますので、そ

のことなどもございまして、早くても来年になってしまうかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか、わかりました。区画整理事業地の調整池の件なのですが、県の河川砂防課と協議をしているということなのですが、具体的にちょっとどんな協議をしているのか、待てよ。しているとのことというのは、ちょっと私ひっかかったのです。だって担当課でしょう。担当課が、とのことというのは、ほかがやっているわけなのですか、ちょっとその件も含めてお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

この河川協議につきましては、区画整理事業でやっております、町も事務局でございましたけれども、区画整理事業でやっておりました。特に駅東につきましては、もう既に終わっております、資料等ない状態でございます。それによりまして行っているというのは、確認はとれませんでしたので、行って事業費は終わったというふうに考えているということで、このような表記にさせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。それで、東原はそういう協議をして、調整池がないわけですね。あそこはどのくらいの大きさですか、3ヘクタールちょっとですか。当然1ヘクタール以上ですから、あそこは設置が必要なところです。これ前回の、もう一回読み上げてもいいのですけれども、指摘した点ですけれども、協議をしているからなくてもいいという、そういう理解をしているわけなのですか。

やはり今回、東松山で都幾川が越水して決壊してしまったと、あれだけの被害出たと。多少なりとも嵐山町の東原の水もあそこで止まっていたら、もう少しおさまっていたのではないかという、私はやっぱり頭を働かせる必要があると思うのです。そういう点も含めて、どこに設置したらいいかは、私も前回申し上げましたけれども、悩みますけれども、いかがですか。あそこにやっぱり設置が必要だったという、そういうお考えはありませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 前回、駅東でやったかなと思うのですが、東原でよろしいのですか。

〔「両方で」と言う人あり〕

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 東原につきましては、調整池、東原公園を考えているかなと思います。今、現在、集水施設等しかなくて、そのまま山王沼下水路に流れて都幾川に流れていると思います。区域も少なく市街化区域等になっていることあると思いますので、それほど都幾川に大きな影響を与えたとは考えられないかなと個人的には思っているところでございます。あくまでもときがわ町が大変な雨量があったおかげで、都幾川の水量が上がったかなと考えておりますので、それが全てではないかもしれませんが、あそこが都幾川の氾濫に大きく影響したというのは、ほとんど私は考えていないところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そういう理由で、多少は申しわけなかったという気持ちがなく、それで設置必要ないようなことにつなげていくというのは、それはいかがなものかなと思います。要するに課長の責任でも、町長の責任でもないわけです。その前のことですからね、東原の件はね。ただ、当時は、これは必要だったのではないかということをやっぱり言うべきではないですか、あれだけの東松山の被害を出して。多分同じだと思うので、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回のこっちの地域の19号については、いろんな反省点というのは出ていると思うのですが、国のほうの、政府のほうで、今度の19号の被害拡大を踏まえ、国内全てのダム1,460基の運用の基本的な見直し、これを水害時に活用できる貯水量を大幅に引き上げる方針を固めた。今、国でもそういう状況なのです。ですからいかに想定外、想定外は言うなという話ですけども、想定外であったかということだと思うのです。

それで、全国には治水機能を持つダムが562基あるのだそうですが、これを発電や

上水道、農業用水のある利水目的でやっているダムは898、それでこういう利水目的を兼ねた多目的ダム、これを水害時の水位調節に使える貯水量を全貯水水量の約3割にまだ今のところとどまっているというのです。これを運用見直しを図っているというような状況が、国のほうで動き出したのです。こういう状況なのです。

ですから、全部のところいろんな形の見直しというのは、もう県のほうにも流れてくるでしょうから、すぐ来ると思うのですけれども、ここのところはどうしなさいと。この沼の話もこの前出ましたけれども、これも利水のための貯水地ですから、そういうものをためておかなければいけないわけですが、それをどこのところまで、どうしなさいという基準ができるのだと思うのです。そういうような形で、今までにない体制が日本全体の中で、政府がと書いてありますから、そういう方向に流れていくのだと思うのです。

それと、何としても今度のあれについては、嵐山町でも初めてと言ってしまえば逃げになりますけれども、ソフト面での防災対策というのは全くいろんなところで課題が出ました。これは嵐山町は嵐山町でしっかり対応していかなければいけないことですが、水の方のマップなんかにしても上とつながっていることですので、そういうようなものを情報を早くとって、嵐山町の中でも整備を一刻も早くやっていきたいというふうに思っております。

○森 一人議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を午後3時50分といたします。

休 憩 午後 3時41分

再 開 午後 3時50分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口浩史議員の再質問からです。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 河川課、砂防課と協議して、ああいう区画整理になったのだと、そういう説明ですよね。それでも認可は5ヘクタール未満は町長の認可だというふうに、この仕組みを知っている方が私に教えてくれたのですけれども、どうしてこういうことになったのかは、国が今も……国も随分いいかげんなどころがあるのだよと。これから手をつけなければいけないというのが、そういうことでここもなってしまったのか、大変問題の多い区画整理であるなというふうに思うのです。わからない

でしょうから、今後いかにあそこを流さないで済ませるようにできるか、ちょっとぜひ研究していただきたいと思うのです。

それで、むさし台は、これから私ちょっと言おうと思っていたのですが、前回で私の通告というか、新田沼の話は何も書いていなくて話をしましたから、ああいう答弁になったのだと思うのですが、新田沼が調整池の役割を果たしているのだと。

それで私、10月25日、台風21号の影響で、もう千葉と福島では、たしか翌々日の新聞では8人が死亡とか、千葉と福島あたりではすごい雨が降ったのだと思うのです。こっちも降りました。それで私も見に行ったのです。それで新田沼はどうだったかという、これは調整池の役割を果たしていないなど。入ってきた水が全部流れているという状況ですから、これは調整池の役割を果たしていないという認識、まず一緒でないはずなので、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

私もその後、調査させていただきました。駅東につきましては調整池の計画がなく、それも先ほど言いましたとおり調査させてわかったことでございますけれども、雨水排水については管渠に集中し、地区外に流すという計画で終わっておりますので、調整池は駅東にはなかったということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ないですね。なくていいのかなと考えると、今回、精進橋付近があふれてしまったと、床上が起きたということです。あの新田沼の水はどこへ流れるかといったら、精進橋の下流50メートルぐらいのところですよ。あっちがいっぱいになれば、上流から流れてきた水が当然流れにくくなるわけですから、精進橋、その手前があふれてしまうというのは、もう当然の原理だと思うのです。そういう面では、今回の床上だとか床下の影響は、新田沼というかむさし台も影響しているなと思えるのです。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

駅東につきましては、新田沼都市下水路を通じて市野川に流れていきます。基本的に市野川がいっぱいになると、やっぱり流れ込まないというのが一番の原因でございまして、先ほどからいろいろ議員さんご指摘いただきましたけれども、市野川につきましてはいろいろ町も都幾川、市野川水系の同盟会を通じて市野川の河川改修を行っていただいて、より治水対策をしていただきたいというふうに要望を行っております。基本的に市野川が流れるように、引き続きこれからも要望を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 少しはむさし台に降った水をちょっと貯留しておくことが必要だなというふうな考えにならないのかな、どうですか。一時的に貯留して、ああいいう雨が今後も、何人も議員が言っていましたけれども、今後も予想されるということであるわけですから、何か貯留のシステムをつくっておく必要があるのではないかということぐらいはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

〔「技監から」と言う人あり〕

○森 一人議長 そうですか。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

幾ら調整池をつくっても、それ以上の雨が降れば貯留施設から水が流れます。やっぱりどうしても河川を改修していただいて、より多くの河川を水を流していただくというのが、それが一番の効果だと思います。先ほども言いましたとおり、うちも同盟会に入って県、国に要望させていただいて、市野川の改修を早く進めていただきたいと要望しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 市野川の氾濫は、上流部の櫛引の部分で越水が起きて、あの田んぼの中に入っていったと、あれで助かったという声があるわけです。あれが堤防がもっと高くして全部流れていったら、市野川の付近はもっと氾濫が起きていたと、こ

ういう見方をしている方もいるわけです。

ですから、総合的な見方をしていかないと、当然あそこの木の問題やりますけれども、やっていますから1問だけ私も質問したいのですけれども、あるいはしゅんせつをするというのはそれは当然です。でも、それだけで十分なのか。流れる水を少し抑えるという、ピーク流量を抑えるという、その役目が調整池の役割でしょう。それが必要ないという考えなのか、担当課の課長として。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

むさし台、旧の駅東の土地区画整理につきましては、先ほど申し上げましたとおり、そのまま都市下水路で放流するという計画でございまして、そのとおり今施工させていただいております。

市野川につきましては、先ほど何回も申し上げましたとおり、同盟会で降雨に対する治水対策ということで要望しています。具体的には、今一番要望しているのは、東松山の諏訪堰というところがございまして、そこが河川の流入を阻害しているというか、また吉見町の用水にも使っておりますので堰があるのですけれども、それを早期に改修していただいて、流入を早く流していただきたいという要望を何年もかけて県、国に要望しているところでございます。これがふえれば1.8倍の流量ができますので、かなりの治水機能が発揮できるというふうに考えております。基本的には下流から整備をしていただいて、早く水を流すというのを要望しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それだけで事足りるのかというのは、私はちょっと危惧をいたします。私の質問は、新田沼をあそこの公園をなくしていいのかという問題もあるのですけれども、あそこに調整池をつくっていくことが、今、むさし台ないわけですからやっぱりつくって、ピーク流量を抑えるということをやっていく必要があるなというふうに思うのです。その考えはないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 お答えさせていただきます。

繰り返しになってしまいますけれども、やはり下流から流れないと、幾ら上流でためても限界があるというのが河川の考え方かなと思います。まず下流を整備していただいて水をいち早く流していただく、それが一番の治水対策というふうになっております。

先ほど申し上げましたとおり、町も同盟会をつくって国、県に通して、早目にこの諏訪堰の改修をして、多くの水を流していただくというのを行っておりますので、引き続き国、県に対して要望していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） その改修というのは、見通しはどのくらいでできる予定なのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちら県が行っている事業でございますけれども、補助金を使って行っております。なかなか改修が進まないのが事実というようにございまして、今年度におきましては諏訪堰の半分を、新しい堰をつくって、そして古い堰を壊していくという工事でございます。今現在は、新しい堰を半分をつくっている作業でございまして、それが令和3年度中までに終わると。それが終わった後、今度は測量設計をして古い堰を壊して、今、堰があって、ちょっと川の流量を止めているのですけれども、その工事を行っている。ちょっと見通しはなかなか立たないのですけれども、早目に先ほど言いましたとおり国、県に要望して、国から補助金をいただき、県が速やかに工事を行っていくよう、引き続き強く強く要望活動を行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そういう下流を幅広くすればいいということで、そうすると東京なんかに行くと、荒川は隅田川に流れるのかな。かなり広いですね、何百メートルあるのかな。やっぱりあれだけの広さでも大雨が降るといったいだったり、これはテレビでやっていましたけれども、雨の量とその改修とがどこまで追いつくのか、今の時代。やっぱり町がやれるところはやっていかないとならないなというふうに、私

は思うのです。ちょっと頭の中に入れておいてください。

それから、平沢の調整池なのですけども、これも下流域を直せばどうのという話になってくるのかもしれませんが、10月25日に見に行ったのです。朝、もう雨降っていましたよ、ある程度の10ミリ以上の感じでは雨が降っていました。ですから、ゴーゴー流れていました。でも、たまっていないのです。紅葉堂のところの調整池、あそこを見に行ったのですが、あそこが一番見やすいので。雨がやむような午後3時ごろ、やっぱりたまっていないのですよ、降った雨がほとんど流れてしまっているという。この平沢の調整池というのは、たまる構造になっているのかという私は疑問を持ったのですが、これはたまったの見たことがありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

現実に見たかという、ちょっとその台風19号のときは違う対応をしていましたので、厳密に実際見てございません。調整池につきましては、基本的にはため池ではございませんので、水がたまるということは通常はないものでございまして、調整池は約500ミリの管があいて、それがどんどん、どんどん、その先は100だったり800だったり、そういう管につなぎ込んでいます。ですから、通常であればどんどん、どんどん水は流れていくということでございます。

この500ミリ、その前にオリフィススクリーンというものがあって、それで堰を止めたり調整しているのですけれども、その500ミリの管の流量をオーバーすれば、どんどん水がたまってくるといような構造になってございます。流量、河川の流れによつては、その500ミリ流れても問題ないような流れであれば、どんどん、どんどん流れて都市下水路に行くというのが調整池の構造でございますので、雨の降り方とか水の流れ方によつては、たまるのがなかなかできない場合もあるかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 500ミリの管をオーバーする雨というのは、時間雨量でどのくらいなのか。

○森 一人議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時06分

再 開 午後 4時06分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 大変申しわけございませんでした。それでは、答弁させていただきます。

どれぐらい降ったかというのではなくて、流速のほうで数字が出ています。こちらにつきましては、1秒当たり3メートルの流速以上になるとたまってくるといふふうに構造ができています。でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） だからその雨が、どのくらいの雨が降ればたまるのかということは、想定以上に私は下で流れるのが多いのではないかなと、オーバーフローするようなところは、それは管が太くて、間口は大きくていいと思うのですよ、これはいっぱいになってしまっはしょうがないですから。だけれどもたまるまでは、まずそんなに大きな間口であつたら、これたまりようがないわけですから、それで台風21号の余波を受けて、この辺もかなり降りましたけれども、あの雨でたまらないのですから、では一体どういう雨ならたまるのだと私は疑問を持ちましたよ、ほとんどそのまま流れてしまっているということで。

あのとき市野川、当然見に行っていると思いますが、あれ私が見に行ったときは、でもまだ堤防から1メートルぐらいあつたのかな。あの雨では、そのぐらいなのだなと思いました。でも、あと1メートルは、もう時間も、降る強さもあればふえてしまうわけですから、そこを抑えていくのが調整池の役割ですから、それが流れてしまっているわけですから、ちょっとこれは調べておいてくださいよ、これ調整池の本当に役割を果たしているのかと。下流をそれは直せば、課長の言う論理では流れるかもしれませんがけれども、わからないですよ、またどういことが原因になってあふれてしまうか。

あそこはいつ、精進橋のところは、もう私が議員になって初めての台風のときにも

ういっぱいであふれてしまうので、避難所をどこかつくってくれということを私とちようど三村議員さんとが会って一緒に行って、それで役場に来て話をしたということがあるのですけれども、あそこは前から水が出るところで、もう警戒場所ですから、その場所に流れ込むわけですから、その調整池の役割をしっかりと果たせる、果たしている調整池なのかどうかというのを調べておいていただきたいと思います、また質問いたしますので。

これで10番に戻っていいのかな。11番、大雨特別警報で避難指示を出さなかったわけですが、なるほど、こういうことなのですか。それで大雨特別警報、私が見たあれでは警戒レベル5に相当すると。避難情報は災害発生情報の発令に当たる。市町村は大雨特別警報の発令を受け避難指示を発令すると、こういうふうに来ているのですけれども、こうでないこともできるという理解なのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 大雨特別警報につきましてはレベル5相当ということで、今議員がおっしゃったとおりでございます。ただ、市町村長が出します避難指示、レベル5の避難指示です。こちらについては大雨特別警報、あるいはほかの各気象情報、それから現状、そういったことを総合的に踏まえて避難指示を出すという形になろうかと思います。

埼玉県内の状況を申し上げますと、特別警報の発令市町村が63市町村中40市町村に特別警報が発令されました。その中で、避難指示を出した市町、23市町でございます。特別警報が40市町村に出され、23市町が避難指示を出したということで、17の市町村については避難指示を出さなかったということでございます。近隣の状況を申し上げますと、避難指示を出さなかったのは嵐山町、滑川町、ときがわ町、鳩山町、東秩父村、避難指示を出した市町については東松山市、小川町、川島町、吉見町となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、床上4件、床下16件というこの程度では、避難指示までには結びつかないと、いかないという、そういうことで出さなかったわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 床上浸水が4件、床下浸水が16件というのは、台風が去った後、確認できたことでございます。その時点では、避難指示を出すか出さないかという判断の時点では、まだ確認はできなかったという情報でございますので、それをもって避難指示を出さないということではございません。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今回、消防団の方が大変昼夜にわたって活動していただいて、町の職員より頑張ってもらったなという、そういうことをおっしゃっている方がいるのです。その消防団、防災会の方が、水があふれていて、多分話の感じからして相生橋の感じがするのですけれども、何か町のほうに連絡して、ここはもう通行止めにしなればしょうがないということで、それで通行止めにしたと。もし、消防団が気づいたのか、防災会が気づいたのか、ちょっと私は今混同してしまっているのですが、それを通行止めにしなかったら車は知らないで行ってしまっただろうと。エンジンが止まって、あの水の量ではドアがあかないのではないかとことを言っていたのです。ひざの上だとかという話なので、ももあたりというか。そうすると死者が出たかもしれないなんていう、こういう話をしていたのですけれども、そういう状況でも指示というのは別の問題なのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 避難指示に関しては、そういった現状、あるいは気象情報、それ以降の雨量、そういったことを勘案して出すか出さないかを判断するということであろうと思います。

床上浸水された方がいらしたというのが初めにわかったのが、私、台風通過後4時ごろ町全体を巡回したのですけれども、先ほどおっしゃっていた櫛引のあたり、あそこ嵐山から小川に向かって櫛引道をずっと行くと、左側の田んぼがもうずっと水びたしになっていました。まだ暗い状況だったので、ちょっと恐怖感も覚えたのですけれども、ずっとそれで小川のほうまで抜けていくと、奈良梨の交差点では車が2台流されていました。

そういう状況もあって、なおほかにも見回ったのですけれども、そのときに地産団

地の太郎丸の部分、今回、床上浸水に遭われた場所の方なのですからけれども、そちらにちょっと伺ってみましたら、それはその後もうちょっと時間がたってからなのですからけれども、そのとき初めて床上まで水が来たのだというお話を私直接伺ったのです。それで環境課のほうにお願いをして、石灰を用意していただいたりとか、そういう対応をしていただきました。

杉山地区の方については、防災会長さんから、そういう事実があったようだということで報告をいただきまして、対応させていただいたという状況です。

避難勧告を出して、そういう状況でございましたので、避難指示についてはいずれにしても、そういったことを総合的に勘案して判断して、発令するかしないかを決定していくということであろうと考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今回の件で発令をしなくて、結果的にはよかったというふうには言えるのですけれども、人的被害がこれで出ていたら大変なことではなかったかなと、今後の教訓にさせていただきたいと思います。今回、それを含めてご検討いただきたいと思います。

それから、12の川島にある防災倉庫の件なのですが、志賀小、ほかもそうなのでしょう。ブルーシートを敷いて、北部交流なんかは畳の上だということで聞いていますけれども、ブルーシートでその上に横になってくれということであったということですよ。そうすると、毛布が余っていたというのは、そういう方のためには毛布は配らなかったということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 毛布を全員の方が必要とするか、しないかという問題になるかと思います。その現場で毛布が不足していたということはございません。結果的に使っていただいた毛布が188枚ということでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。ただ、そういうブルーシートの上に横になればと言われて、もう少し気を使ったほうがいいかなと思ったもので、毛布持参が基本だということでは書いてありますけれども、ただ雨風の強い中、若い人でも大変だなというふうな話は聞いていますので、ちょっと今後のご検討いただきたいというふうに思

います。

水位計はちょっとどうしようか、時間があれなので水位計はちょっと飛ばします。

15の市野川の木の関係なのですが、先ほど答弁で今年度内にしゅんせつと木の伐採をするということで、そうするとあの相生橋のところのシノがいっぱい生えていますよね。あそこは対象にならないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

ここでも申し上げましたとおり、東松山県土整備事務所に確認したところ、優先順位をつけて河積阻害をするものについて行っていくと。基本的には木のほうが河積阻害が大きいの、木の伐採を優先して行っていくということでございます。シノは雨が降ると倒れている場合もございますので、優先順位としては木の伐採のほうをしていくと。その中で市野川につきましては、今年度は川袋橋から精進橋の下、下流100メートルまでということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） シノに木くずやわらくずがたまってしまうと、もう堤防のような役割をしていたと。余計だからそれが氾濫をあそこでさせたのではないかということを行っているのです。そういうことは言えないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

相生橋につきましては、町道のところに欄干というか、それがあまして、そこに大きな木がついて、そこにわらが来て、かなり浸水したというふうに考えております。堤防ではなくて、町道の防護柵に、その太い木が固まって、そこにわらがついて水が出たのかなというふうに、その後その木については、次の日ですか、撤去させていただいたので、それを長くは置いていなかったのですけれども、そういう現状はあると思います。

先ほど申し上げましたとおり、伐採、しゅんせつにつきましては、必要なところは必要かもしれませんけれども、優先順位もありますし、予算もでございます。東松山県

土整備事務所に確認したところ、木の伐採をまず行っていく。それが優先順位として上ということでございますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） いや、ご容赦願いたいと言っても、床上になったところですよ、あそこは。その人たちにとって、ここを放りっ放しで、また1年過ごすのという、そういうことになると思うのです。これは放っておけないことだと思います。木があったというのは、私も聞いています。でも、シノも大きな役割を果たしたのではないか、シノにとにかく絡まっていたのだということを近所の方がおっしゃっていましたから、やっぱりあの密集ですから、当然そうなるだろうなと想像つきます。それを切らないというのは、私はいかがなものかなと思うのです。

それで、多分同じ答弁ですから、それで年度内、精進橋と川袋橋はやるということなのですが、これ前の清水議員も何回もこういう質問をしていて、それでやっとやってくれるというような状況でした。県がやらないのだったら、これ町民の安全のためですから、私は町がやるべきだと思うのです。そのシノの刈り取りと、今後また生えて、県がどうしてもやらないのだというのであれば、私は町がやるべきだと思うのですけれども、多分やらないと言うでしょうから、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 大変これ言うのは簡単なのです。だけれども、それが今、日本中でできない状態のところが多いわけです。それでこういう先ほども言ったように国のおくれた政策というのが、このところで動き出すというようなところもあるわけですから、議員さんおっしゃるような形が私も早くとれるといいと思うのですけれども、そのところでないところ、もっとやらなくてはいけないところも、ちょっとおくれかげんのところもありますので、しっかり慎重に考えながら、議員さんのご指導をいただけるように取り組んでいきたいというふうに思っています。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ぜひこれも重要な位置づけとしてご検討いただきたいと思います。

災害廃棄物について、これもう一つあった。

○森 一人議長 お戻りになりますか、13に戻るといことですか。

○10番（川口浩史議員） 13に戻ってしまう。戻ってしまうのか。では、いいです。ちょっと整理がつかなかったな。次になってしまうのか。そうだね、わかりました。では、次に行きます。本当はちょっとここで……

それで消防団の、先ほど申しましたように昼夜にわたって活動していて、ある方が夕方になっても食事の用意が、せめて食事くらい用意してくれてもいいのではないかということ saying 言っていたのです。いかがですか。そういう計らいというか、頭になかったのか、できないシステムになっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 消防団が活動されているときに、直接その食事代、そういったことを町の予算から出すという仕組みにはなっておりません。ただ、そのときは恐らく消防後援会の皆様も来ていただいておりますので、後援会のほうで、もしかするとその食事の用意とかもしていただいたかもしれません。そこは確認しておりますが、そういったことになっておると思います。

川口議員おっしゃるように、本当にそのときに消防団、役場のロビーに本部を置いていただいて、町内各地を見て回っていただいて、随時写真を送っていただきました。先ほどもお話の中にありましたが、避難勧告あるいは避難指示等を出すときに、本当にその写真が基礎的な資料になって判断ができたというふうに思っております。

あと、毛布等の、その避難された方が体育館でブルーシートの上でというお話がありました。町がどこまで用意すればいいのかという問題があるかと思ひます。備蓄品については、災害対策基本法の中で、町が備蓄しなければいけないという義務があります。ただ、それをどこまで用意するかという問題が出てまいります。

伏守議員のご質問の中に、想定外、そういったことがないようにということで質問をいただきましたけれども、今、公式といひますか、想定されている最悪の事態というのは、関東平野北西縁断層地震、これが来ると約2,600人避難者が出るという状況です。これが今想定されている中で最悪の事態ということになると思ひます。そうすると、この2,600人に対して、例えば飲料水、1日3リッター必要として、3日分とすると約2万3,000リットル必要になります。町でどのくらい現在備蓄しているかというと546リットル、約2万3,000リットルぐらい不足しているといひことです。こ

ういう状況の中で、何を、どこまで準備しておくか、これは本当に今後の課題というふうに考えております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。ちょっと毛布の話まで出してくれて、確かにそこは悩ましいところだと思います。ただ、避難した方は、そういう思いをしてしまうわけです。そこをどうすり合わせいくかというか、向こうに理解をしてもらうのか、皆さんが理解してやっていくのか、私もどうだということは、ちょっと今こういうふうにもらって申しかねるのですけれども、これからいずれにしても研究していただきたいと思うのです、この問題についても。

それで、消防団に対しての後援会、そこで出したということらしいのです。そうすると皆さんも招集かかったわけですから、皆さんの食事もなかったのかなと思ったのですけれども、これはなかったわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 当然自己負担でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうなってしまうわけ。今聞いて、そういうこともこれからちょっと検討課題かなと思ったのですけれども、検討に値しないですかね、こんなものは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今回の場合は、台風なのです。それでいつ来るぞ、いつ来るぞというので、テレビ、ラジオで大きな声を出して注意してください、自分の命は守ってくださいという警報を出していたわけです。それで、千葉でうちのほうの前に大きなあれがあったり、それでほかのところに北海道があり、九州があり、いろんなところであって、避難をしたときの状況がテレビで流され、そういう中で自分の命を守りながら、水は幾日分、食糧は何日分確保してくださいというのは、もうテレビでもラジオでも言っているわけです。

それで避難をするときには、町のほうでお願いをして、町民の皆さん、多くの皆さんにご協力いただいてリュックができました。このところに何を入れていくかとい

うのは、自分の判断なのです。だからリュックをしょって行って、これが当たり前で普通なのです。なしで行った場合には、急いで行った、慌てて行ったということになるわけですが、台風なので今度はそういうことでなくやってもらいたい。

地震で真夜中にぐらぐらぐらっと、さて逃げろと、取るものもとりあえずということであつたら、そういうようなことになるかもしれませんが、そうでない場合には自分の命は自分で守るのが大原則ですので、そういうようなところで何を持っていくのか、それでこのところに行ったら暑いのか寒いのか、自分の着物はどうするのだというようなことも考えてやってもらいたい。

それと、その避難所に、今、話出ていますけれども、避難所もうちのほうのときには2人、事前の計画の中で、このところは2人ということだったわけです。それでそのところ足りなくて、後で招集かかって集まってきて、行ける分の人数がふえていったわけですが、これがもし地震で、夜、しかも大きな地震だった場合には何人役場に集まれるかわからないわけです。そうすると、避難所を開設します。志賀小学校だ、どこだ、開設しますということになっていても、そのところに職員が行けるか行けないかわからないのです。そういう状況ですので、その避難所の中には、地域で避難する人たちが積極的に自分たちで、このところを避難場所として、みんなが避難できるような体制をつくっていただかないとできないわけです。そういう状況というのが、今度のソフト部分で足りなかったかなという感じがするのです。

ですから、広報をしっかりと議員さんはおっしゃられますけれども、そういうのをしっかりと町のほうでは広報をして行って、町民の皆さんがそういう考えのもとにみんなリュックを。そうすると水を入れてくるのか、その中にビスケットが入っているのかわかりませんが、そういうような状況ができると。毛布が足りない、ブルーシートが何枚だというようなことも含めて、いろんな形で防災対策がだんだん整備がされていくのではないかなというふうに思うのですけれども、ぜひいろんなご指導をいただきたいと思います。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。いろいろな教訓が今回の災害ではできたなと思います。一緒になって考えていきたいというふうに思います。

それで、次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 焼却場についてです。

（１）、中部資源組合に支出した予算は幾らでしたか。

（２）、中部資源組合は和解をほごにして進めてきた。猛省が必要ではないか。

（３）、町民の貴重な税金を無駄にした責任がある。どう考えているのか。

（４）、新しい焼却場建設の進展はあったのか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

まず、小項目（１）、（４）について、内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 私のほうからは、小項目の（１）、（４）につきましてお答えさせていただきます。

埼玉中部資源循環組合に対して嵐山町が支出した負担金の総額は、9,345万4,000円でございます。このうち組合が解散することとなり、今年度決算見込みに基づく返還金が5,513万5,000円となる予定で、これを差し引いた3,831万9,000円が嵐山町の実質の負担金総額となる見込みでございます。

次に、（４）につきましてお答えをさせていただきます。埼玉中部資源循環組合が解散することとなり、現在のところ新しい焼却場建設を含め、今後のごみ処理について具体的な検討等の進展はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（２）、（３）について、安藤副町長。

○安藤 實副町長 質問項目２の（２）につきましてお答えをいたします。埼玉中部資源循環組合による事業は、吉見町から用地確保が可能と話があったことから始まり、埼玉中部広域清掃協議会が設立をされ、新ごみ処理施設に関する検討が始まりました。和解条項があることは、協議会設立後の会議において内容を認識したものであります。埼玉中部環境保全組合は別団体のため、問題ないとの説明を受けておりました。また、現在の組合管理者も事業を推進すると明言していたことなどから、これまで事業を進めてきたものでございます。

しかしながら、組合が解散することとなり、関係市町村住民の利益の向上につながる結果を得られなくなることは、反省すべき点と考えております。今後は、この経験を踏まえ、住民の利益につながるよう、ごみ処理について検討を行いたいと考えております。

次に（３）につきましてお答えをいたします。埼玉中部資源循環組合の事業は、ごみ処理に関する課題解決のため、広域化によるスケールメリットで得られるプラス効果を前提に進めてきましたが、組合は解散という大変残念な結果となります。これにより町が負担した費用は形になりませんでした、ここに至るまでに検討、協議した経験を踏まえ、今後のごみ処理等に生かすことが町の責任というふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。それで、（１）はいいとして、（２）もいいです。

やはり3,831万9,000円、これが無駄になってしまったということです。やはりこの話に乗ってしまったのが、私は一番問題だというふうに思うのです。その和解というのも過去何度もやっていますからご存じでしょうけれども、新しい議員さんもおられますし、ちょっと和解の第10項には「債務者は、吉見町飯島新田地区、同町江和井地区、同町荒子地区、同町大串地区及び川島町内に、ごみ処理施設を新設または増設しない」という和解が結ばれているわけです。

これ通常考えたら、この付近には焼却場は建てられないのだと、こう考えるのが普通です。法曹界にいる人は、いやそうではないのだということで、別人格ということを確認に言っています。この裁判記録、去年質問したときも、吉見の戸谷議員の、ここの裁判長の言い分でも、厳密な上での法律論を見れば議論の余地はあるだろうと。多分、法律論として議論の余地はあるだろうというこのことは、別人格という問題が言えるのだと思うのです。

でも、そんなことは一般の人はわからないです。我々、普通感覚を持っているわけです。町長もそうですよね。法律のことはわからないということを渋谷議員さんが裁判所に提出した中で、前に答えているわけなのです、こういうふうに。ちょっと長いので途中からにしますけれども、司法にかかわる人の意見を聞いてやったと。私も知識がないから、それに沿って行政を進めると、こういう答弁をしているわけです。つまり町長も、こういう知識はなかったということで答えられているわけです。それが普通なのです。だから普通感覚で、この和解を見なかったらまずいわけで、それに乗ってしまったから3,831万9,000円、この損害を出してしまったということではないですか。これ出した以上、やはり町長は一定の責任をとらないといけないとい

うふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 実副町長 お答えをいたします。

この問題については、昨日もご答弁申し上げましたけれども、吉見町にはごみ焼却場の建設用地が確保できると、そういうお話があって、小川地区衛生組合は、ごみの焼却場の老朽化等の課題を抱えていて困っていたわけなのです。そこにそういうお話があったので、管理者が相談をして、平成22年に小川地区衛生組合として参加の申請をしたと、こういうところが出発点でございまして、その後いろいろなことがわかってくるわけですが、問題は、ごみの焼却場の建設を9つの市町村が力を合わせて建設をしていこうと、いろいろな問題、課題があったにしても、それを乗り越えてごみの焼却場を建設していこうということで、一致協力して進めてきたわけでございます。それが、きのうのような結果になって、まことにその点については残念というふうに思っておりますし、町長についても町長のお考えを述べられたというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これがまともな場所で、和解にも触れない、法にも触れない、そういう場所で頓挫したのだったら、私もこういうことは申しません。和解を無視して、これで無理やり建てようとしたのですから、当然地元の方は大変な思いをしたわけです。やっとこれで解散なのかということではっておりますけれども、それまでの苦労というのは大変な苦労だったわけです。そういう気持ちもわかってあげないと、やっぱり行政の長としてはいけないのではないかなと私は思うのです。

町長は、そういう住民のお気持ちを十分、今までの町制をしいている感じを見ていて、立場が違って私もいろいろ暴言というか厳しいことを言ってきていますけれども、そういう点では、町長はよく町民の気持ちをわかっている町長だなというふうには私は思っています。だからこそ町民に3,831万9,000円損害を出しているのですから、これはきちんと責任をとって町民にはわびて、新しい枠組みでやっていくという、そこに皆さんのご協力をくださいという、それが一番いいと思うのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 この議会、ほかの議員さんからもご質問をいただいて、その都度、副町長が、そして私が答弁をさせていただいてきております。大変、きのうも申しましたけれども、こういう結果になってしまったことは本当に至極残念ということで、ご迷惑をかけたことを本当に申しわけなく思っております。

それで、当初、このところができるよとさっき説明で話したように、それで組合として参加をした。そして、その都度、いろんな予算化については議会のご承認を得て、こういう形で、こういうふうに使わせてもらいますよ、こういうことでございませうということで、嵐山町の議会でもご承認をいただき、そして吉見の中部のほうの議会でも、各地区から出てきた議員さんの中での議会でも承認をいただいて、そういう中で進めてきたわけです。

それが、きのうも話したように、事務担当の会議、副市町村長の会議まで上がってくるべきものが上がってくるというふうに待っていて、副市町村長会議でもそうなのです。ずっと待っていて、もう出てくる。もうこういうところまでやっているようだというような状況だったわけですがけれども、1年たち、2年たちというような状況になってしまったわけです。それで、最終的には吉見の町長のほうから、ここでやめさせてもらいますと。話が何もない中で、突然そういうことになったわけです。結果はそういうことですからあれですけれども、ただそのところまで議会の皆様にもぜひご協力をお願いをしたいということでお願いもし、そういう形で来たわけですので、責任とすると、きのうも言ったように全く責任を感じておりまして、申しわけなく思っております。

そういう状況でありますので、ぜひ今言いました一千何百万ということですがけれども、そういう状況でなくて、もっと2,000万も3,000万も町民のためになると思って始めて、皆様方もご協力をいただいて一緒に進めてきたわけですので、そちらのほうもご理解をいただきたいというふうに思います。

この後は、今回の経験を生かして、組合でまた小川地区の組合の仲間とも相談をしながら、ほかのところがどういうことになりますか、そういう中で次の最善の策を見つけ出して、町民のためになるような形の結末を迎えたいというふうに思っております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。3,831万9,000円、この損害を出しても責任はないと、そういう表明であったわけですね。大変残念です。つくってはいけないところを無理やりつくって、結局だめにして、町民に損害を与えたわけですから、普通だったら何らかの責任をとって町民にわびるというのが、私は長のとるべき態度だというふうに思います。それがとれないということでありますから、大変残念です。

新しい焼却場については、具体的な検討は進展していないということであるわけですが、さっき誰でしたか、これ副町長が答えたのですよね。解散まではこれに力を入れて、その後、新しい枠組みでやっていくという、こういうお考えもあるわけなのですか。そういう考えで進めていくわけなのですか。

○森 一人議長 川口議員に申し上げます。一般質問の残り時間、5分を切りました。

答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 今、中部資源循環組合の解散に向けて、その清算について事務を進めている段階でございまして、これをしっかり整理をして、間違いのないような形で解散をしていくと。残ったもの、残務事務については、それを継承していくと。そして、これまでの経験を踏まえた事柄、施設の規模の決定に関すること、それから焼却をした、その焼却の熱エネルギーの利用に関すること、その他さまざまな経験で得られた知識がございまして。そういったことは、今後の新ごみ処理場の建設になるのか、あるいは民間委託になるのか、あるいは焼却をしないでバイオマス等になるのかということも含めていろんな経験をさせていただきましたので、それを今後に生かしてまいりたいと、こういうふうな考え方でございます。

それから、誤解を恐れないでお話をさせていただくとすれば、ここで解散ができずに、今、新施設の建設の検討に入っておりますので、その設計に入っていたのです。それから用地の取得にも入る直前だったわけなのです。それで、施設の建設費が約240億、それから運営費も委託も一緒に発注をしますので、合わせると四百四、五十億の大きな金額を発注をして、それが御破算になると、嵐山町の例でお話しすれば、契約の違約金というのが発生してまいります。そういったことが発生すると大変なことになったなというふうに感じておりますし、用地を取得してしまうと、その地権者との関係において大変なことになったのだろうなというふうなところでございまして

て、今申し上げましたように誤解を恐れないでお話をするすれば、ぎりぎりのところで立ち止まることができたのかなというふうにも、私、個人的な意見でありますけれども、そういうふうにも思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ちょっとその点では見解の相違がありますけれども。

副町長は、この5カ町村で今後考えていきたいような答弁をしましたよね。そういう方向で今後は考えていくわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤副町長。

○安藤 實副町長 昨日も、また、きょうも町長からご答弁ありましたけれども、まずは5カ町村の枠組みの中でしっかり話し合って方向を見出していきたいというふうなことでございますので、第1段階はまず5カ町村で話し合いをしていくのかなというふうに思っております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 時間が余りないので、これで終わりにしたいと思います。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした

（午後 4時54分）

令和元年第4回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第5号）

12月6日（金）午前10時開議

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 7 号 | 専決処分の報告について |
| 日程第 2 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 3 | 議案第 5 1 号 | 嵐山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて |
| 日程第 4 | 議案第 5 2 号 | 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第 5 | 議案第 5 3 号 | 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第 6 | 議案第 5 4 号 | 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第 7 | 議案第 5 5 号 | 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第 8 | 議案第 5 6 号 | 嵐山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて |
| 日程第 9 | 議案第 5 7 号 | 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定について |
| 日程第 10 | 議案第 5 8 号 | 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第 11 | 議案第 5 9 号 | 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第5号）議定について |
| 日程第 12 | 議案第 6 0 号 | 令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第 13 | 議案第 6 1 号 | 工事請負契約の変更について（防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事） |
| 日程第 14 | 議案第 6 2 号 | 埼玉中部資源循環組合の規約変更について |

- 日程第 1 5 議案第 6 3 号 埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分について
- 日程第 1 6 議案第 6 4 号 比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同委員会の規約変更について
- 日程第 1 7 議員派遣について
- 日程第 1 8 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について
- 追加
- 日程第 1 9 発議第 2 7 号 幼児教育・保育無償化について全額国負担を求める意見書の提出について
- 日程第 2 0 発議第 2 8 号 防災省ないしは防災庁の創設を求める意見書の提出について
- 日程第 2 1 発議第 2 9 号 すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出について
- 日程第 2 2 発議第 3 0 号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出について
- 日程第 2 3 発議第 3 1 号 「教職員の変形労働制」に反対する意見書の提出について
- 日程第 2 4 発議第 3 2 号 安倍政権は「桜を見る会」の疑惑について説明責任を果たすことを求める意見書の提出について
- 日程第 2 5 発議第 3 3 号 嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会を設置することについて
- 日程第 2 6 嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 2 7 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○出席議員（１３名）

１番	小林	智	議員	２番	山田	良秋	議員
３番	狛守	勝義	議員	４番	藤野	和美	議員
５番	佐久間	孝光	議員	６番	大野	敏行	議員
７番	畠山	美幸	議員	８番	長島	邦夫	議員
９番	青柳	賢治	議員	１０番	川口	浩史	議員
１１番	松本	美子	議員	１２番	渋谷	登美子	議員
１３番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書記		新井	浩二

○説明のための出席者

岩澤	勝	町	長
安藤	實	副町	長
柳下	和之	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
山岸	堅	護	地域支援課長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	子育て支援課	長
近藤	久代	健康いきいき課	長
山下	次男	長寿生きがい課	長
内田	恒雄	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長

山	下	隆	志	上下水道課長
金	井	敏	明	会計管理者兼会計課長
永	島	宣	幸	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。

第4回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第4回嵐山町議会定例会第5日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので報告いたします。発議第27号 幼児教育・保育無償化について全額国負担を求める意見書の提出について、発議第28号 防災省ないしは防災庁の創設を求める意見書の提出について、発議第29号 すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出について、発議第30号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出について、発議第31号 「教職員の变形労働制」に反対する意見書の提出について、発議第32号 安倍政権は「桜を見る会」の疑惑について説明責任を果たすことを求める意見書の提出について、発議第33号 嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会を設置することについて、以上の7件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案7件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第1、報告第7号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 報告第7号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第7号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についてに基づく専決処分をしましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、報告第7号の細部につきまして説明をさせていただきます。

専決処分書をお開きください。損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和元年10月25日に専決処分を行ったものでございます。

別紙をごらんいただきたいと存じます。損害賠償の相手方でございますが、嵐山町大字川島2295番地3の根岸千穂子様でございます。

損害賠償の額は14万1,334円でございます。損傷を受けた車両の修理に要する経費といたしまして賠償を行うものでございます。

次に、事故の概要でございますが、本年9月25日に嵐山町が埼玉県から借り受けて使用しております女性教育会館内のテニスコート駐車場におきまして、駐車していた相手方所有の車両に植栽樹木の枝が落下し、ドアに損傷を与えたものでございます。

損害賠償額につきましては、町が加入しております総合賠償補償保険から後日全額補てんされるものでございます。

なお、当該施設及び同所の施設の状況の緊急点検を行い、再発防止に努めているところでございます。

以上、報告第7号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 この際、何かお聞きしたいことはありませんか。

10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これ自治法の180条で出ているのですけれども、ちょっと私、調べていなかったの、確認をしていなかったのですけれども、179条で出てきたものではないですか、こういう損害賠償に関するものは。ちょっとそこを確認させていただきたいと思います。

それから、嵐山町は女性会館のどの辺の部分まで借りているわけなのですか。

それと、駐車場、私もこれを見て、見てきたのですけれども、どの辺の枝が落ちてきたのだろうと。今、緊急点検をしたというのですけれども、何も切り取ったという部分はないように見えるのですけれども、どういう点検をしたのかをちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、1点目の根拠法令の関係でございますが、自治法の180条第1項につきましては、議会の委任による専決処分の規定でございます。こちらについて損害賠償については議会から委任をされており、町長が内容を指定しているというものでございます。従前と同じでございます。

2点目の借り受けをしている場所でございますが、面積で申し上げますと2万5,604平方メートルございまして、平成24年4月から県から借り受けをしているというものでございます。

場所でございますが、テニスコートを含めたその東側の草原運動場、この一帯を県から借用しているというものでございます。

3点目の点検でございますが、これは担当課のほうで点検のほうをしていただいたものでございます。内容的には目視による点検ということでございます。

以上です。

○森 一人議長 10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。ちょっと点検はどういうふうにしたのか、どの辺の枝が落ちたのかというのはわかっているのですか。わからないよね、総務課でわかるの。

〔「場所はわかります」と言う人あり〕

○10番（川口浩史議員） 場所はわかる。私も見てみて、折れそうな枝はないなと思っ

てはいたのですけれども、あのままでもいいのかなと。少し切るところは切っておかないと、必要もあるのではないかなと思ったのですが、あの状態でいいという判断をしたのはそっち、どっちなのですか。ちょっとその2点を伺いたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 駐車をしていた場所でございますが、テニスコートのすぐ南側ということで伺ってございます。

以上です。

○森 一人議長 続きまして、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

以前にもB&Gの海洋センターの駐車場でも枝が落ちたということもございましたので、担当職員のほうでぐるっと全体見て、すぐ枯れているとか落ちてきそうかどうかというのは目視で確認させていただきました。女性教育会館だけでなく、社会体育施設いろいろ樹木、植栽の場所がございますので、そういったところも通常管理の中で必要な部分のところは伐採等もシルバーセンターのほうに委託しておりますので、それで対応しているところでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○村上伸二教育委員会事務局長 すみません、失礼いたしました。現状では、特に大がかりに伐採をするほど危険というような箇所は見られなかったもので、現状ではそのままでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） お聞きします。今、説明がありましたけれども、落下する木々等の確認はしているということでございますけれども、以前もB Gにあったという話ですが、その下については多少なりとも規制をするというような話もあったような気がするのですけれども、そのような対応はしていないように見えるのですが、木を全部切るわけにもなかなかいかないですから、やはり危険なところは「危険」の看板

だとか、落下のおそれがありますのでというふうなことはしないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

以前、B & Gの駐車場のところで落下があった際には、処理をするまではコーンとか置いて止まらないようにしておいたのですけれども、その後、若干枝落とし等もして、その後は特に落下の危険ということの指示はしてございませんが、また通常点検の中で危険なところに関しては、先ほどもご答弁させていただきましたように、日常管理の中で処分をしていくという形を日々とっているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） やはりきのうもいろいろ台風19号のことが出ていましたですが、雨というより風の部分で大きな被害が出ることもあるのです。今年の19号では、山の中では相当倒木がありました。あれが、そういうところで起きれば、当然そういう事故になるわけですから、やはりその時期に危険だと思われるところは、冬場と夏場のそういう時期については相当注意なさったほうがいいかなというふうに思いますので、ぜひ対応をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、質問させていただきますけれども、もちろん町の管理ということですから町に責任があるということで、今回の賠償という形にもなってきたのかなというふうに思っては理解しておりますけれども、こちらの駐車場の関係につきましては、あくまでもテニスをしに来られた方、あるいはそれ以外の方でも駐車ができるというふうになると思うのですけれども、今回はテニスをなさっていた方の車に木が落ちてきて壊れたということではよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今回の件につきましては、テニスでご利用の方が駐車をしている最中に起こった事

故ということでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任による専決事項の報告でありますので、これにて終わります。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第4号））の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 承認第6号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第6号は、専決処分の承認を求めることについて（嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第4号））の件でございます。

公共下水道施設の緊急修繕工事等に伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、承認第6号の細部説明をさせていただきます。

裏面右側にございます令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）をごらんください。花見台第5幹線の下水道施設の緊急修繕工事及び仮排水処理に伴い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,770万円を追加し7億2,436万円とし、あわせて地方債の追加3,770万円を行うものでございます。

これにつきましては、川袋橋付近の緊急修繕工事が完了をしました直後の去る10月

17日の昼ごろになります。花見台工業団地から広野地区へ入った直後の町道下に埋設されておりました下水道管の一部が破損をいたしまして、花見台工業団地内の汚水立下に支障を来したことによりまして、仮設ポンプとホースによる仮排水処理を行うという緊急対応と、破損箇所を含む下水管の入れかえ工事を緊急に着手させていただいたことによるものでございます。

なお、現地につきましては、花見台工業団地の全企業と杉山、広野等の近隣地区への回覧によりましてお知らせをさせていただきましたが、警察協議を経まして片側交互通行の措置をとらせていただきました。

嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第4号）に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

最初に、歳入につきましては、第8款町債、1項1目下水道事業債3,770万円の増額補正を行うものです。

歳出につきましては、第1款公共下水道費、2項2目維持管理費の委託料へマンホールポンプ仮排水委託料として2,500万円、また工事請負費といたしまして1,277万円をそれぞれ増額補正をさせていただき、不足額の7万円につきましては予備費を取り崩すものでございます。

地方債に関しましては、第2表にございます地方債補正のとおり限度額3,770万円、利率4%以内とするものでございます。

一番最後のページにございます当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご高覧をお願いできればと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今、説明いただきましたのですけれども、この直接の原因というのはどのように担当課としては捉えられているのかが1つです。

それと、川袋橋のところが終わった後だったものですから、また同じようなものが出てきてしまったなということで、台風が12日にありましたから、川袋橋の工事をやっているようなことが要因になっているようなことはないのかどうかということです。

それと、どうなのでしょう、この下水管の耐用年数、できてきてからどのくらい

経ているものなのか、その辺が川袋橋の工事のような同じような年数なのかどうかというようなことです。あわせてお尋ねしておきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

今回の案件につきましては、川袋橋付近の過日の専決処分をいただいて、工事が完了した直後に起きたわけでございます。台風が過ぎまして何日かたった後でございましたけれども、直接の原因に関しましては、管自体がヒューム管をやはり使っているところでございます。川袋橋付近に流下させております管につきましても、ヒューム管の口径350ミリを使用しております。こちらのほうの修繕が終わりまして今回の案件になったわけでございますけれども、こちらにつきましてもヒューム管で、口径はワンサイズ小さくなりまして300ミリのヒューム管でございました。

原因につきましては、やはり管の上部に亀裂が起きまして、上部の土圧によって、やはり埋め戻しをした砂等が内部に入りまして、管の中の閉塞をやはり同じようにしてしまった。川袋橋につきましては近くにポンプがあったものですから、それを大量に吸い出したということでございましたけれども、今回の案件につきましてはポンプがございまして、自然流下をしている部分でございました。幸いなことに管が閉塞をして、そこで止まっていたわけございまして、吸い出しというふうなことでは量的にはかなり少なく済んでおりました。

原因に関しましては、やはり耐用年数が、法定の耐用年数としましては50年と言われておりますけれども、この場所の施工時期につきましても平成5年でございました。逆算をしますと25年がやはり経過をして、このような事故が起きております。今回の路線に関しましては、口径が300の路線で、場所でございますとエコ計画さんのほうから下ってくるルートでございまして、もう1ルート、県道の歩道をずっと通って関越道をくぐるルート、2ルートございまして、どちらもヒューム管を使っているような状況でございます。やはり工業団地からは、さまざまな業種の企業さんがおりますので、市街化等で出てきます生活系の排水とは大分内容も違ってきております。上部に結果的に滞留するガスの影響をかなり受けているものと推測をしております。

直接的には硫化水素が、このコンクリートの腐食を招いているものというふうに推測をしております。今回、川袋橋付近が終わって2カ所目起きたわけでございますけ

れども、この川袋橋付近の工事が要因であるかという内容が２点目だったと思いますけれども、こちらにつきましては距離もございまして、路線も２路線に分かれている最上流部に当たる部分でございますので、直接影響したというふうには考えてございません。やはり管内部の全体的な老朽化、腐食によるものというふうに考えてございます。

３点目の耐用年数の関係につきましても、先ほどお答えしましたように法定年数に関しては５０年でありますけれども、その半分で既に老朽化がかなり進行しているというふうな状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第９番、青柳賢治議員。

○９番（青柳賢治議員） 大体わかりました。いわゆる工業系の管になりますから、そうすると花見台から来ている２路線のところの部分というのは、常にそういう心配が出てくるという箇所になってくるのかなという感じがするのですが、それに対しての何らかの対策のようなものは、特にはやれるわけないのかなと思うけれども、なかなかその都度、その都度一緒に３,０００万が２回ぐらいぼんぼんと同じ年に出てきましたので、我々としても多額の金額になりますので、何らかの手だてのようなことは今後は考えていらっしゃるかどうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

今後の対策でございますけれども、今回２件目の管の破損が起きます１件目のときに、内部の状態、ほとんどのマンホールをあけまして目視では確認をさせていただきました。ほとんどのマンホールが、ほぼ似たような状態になっておりますので、距離にしますと約４キロあるわけでございます。この辺の対策を早急に講じないと、今回のような事態が頻繁に起きるということを懸念しております。

この後、補正予算等にも上げさせていただきましたけれども、長期的にこの改修計画をつくりまして、改修に対する補助金もいただきながら、今後は計画的に入れかえを進めていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第4号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、議案第51号 嵐山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第51号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第51号は、嵐山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについての件でございます。

地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴いまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定を定めるため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第51号の細部につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして、会計年度任用職員制度が創設をされることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するための条例を制定するものでございます。

本条例制定の背景でございますが、これまで各地方公共団体によりさまざまな形で任用されてきた非常勤職員等は、改正法の施行によりまして会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行するものでございます。

会計年度任用職員とは、1つの会計年度を超えない範囲で任用される職員でございます。まして、地方公務員法において規定された専門的な知識や意見等に基づき助言、調査及び診断等の事務を行う特別職非常勤職員を除きまして、本町の非常勤職員等は原則として本制度へ移行することとなるものでございます。

それでは、条例をごらんいただきたいと存じます。本条例につきましては、全25条で構成をさせていただいております。

まず、第1条でございますが、本条例の趣旨を規定しております。

第2条につきましては、この条例の中で扱う給与の定義を規定しております。まして、会計年度任用職員にはフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員と、この2つに分かれるというものでございます。それぞれ支給ができる給与等規定をしてございまして、フルタイム会計年度任用職員については給料、通勤手当、時間外勤務手当等々と、パートタイム会計年度職員につきましては報酬及び期末手当を給与として支給をするということを規定しております。

第3条から第13条までにつきましては、フルタイム会計年度任用職員についての規定でございます。

まず、第3条でございますが、フルタイムの給料について規定をしてございまして、一般職の給料表を準用することを規定しております。

第4条につきましては、そのフルタイムの職務の級でございまして、その職務の内容と責任に応じ職務の級に分類をするということで定めてございます。

なお、その職務でございますが、本条例の末尾に別表ということで規定をさせていただいております。少しごらんをいただきたいと思います。

別表等級別基準職務表（第4条）関係ということで表のほうを規定させていただいておりまして、職務の級、1級と2級とそれぞれ基準となる職務ということで規定を

するものでございます。

それでは、条例にお戻りください。第5条でございまして、フルタイムの職員の号給について規定をするものでございます。その者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定をするということでございます。規則の中に具体的に職務別の基準表のほうを規定しまして、そちらの基礎号給等々を定めていくというものでございます。

6条につきましては、給料の支給の方法について、次ページでございます7条につきましては通勤手当についてです。8条については時間外勤務手当、9条は休日勤務手当について規定をしてございます。

11条でございますが、フルタイム職員の期末手当について規定をしてございまして、基本的には一般職の給与条例、これを準用するわけでございますが、フルタイム会計年度任用職員につきましては、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用するという規定でございます。よって、6月未満の期間の定めフルタイム会計年度任用職については、期末手当の対象外という形になるものでございます。

第12条につきましては、勤務1時間当たりの給与額について、13条については勤務をしなかった場合の給料の減額について規定をするものでございます。

次に、第14条から第21条につきましては、パートタイム会計年度任用職員に関する規定でございます。

まず、第14条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額の算出基準について規定をさせていただいてございます。この第14条第4項でございまして、パートタイム会計年度任用職員につきましても、その方の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして本条例の第3条から第5条まで、要はフルタイム会計年度任用職員の規定を適用して算出をするというような形でございます。

15条につきましては、パートタイムの時間外勤務に係る報酬の算出について規定をするものでございます。

次ページの第16条は休日勤務の報酬の算出の方法、17条は報酬の端数の処理の関係、18条は期末手当についての規定でございます。期末手当でございまして、こちらも一般職に準じてやるわけでございますが、任期の定めが6月以上の方が、まず対象ということでございます。これはフルタイムと同じでございます。ただし、1週間の勤務時間が著しく少ないものとして規則で定めるものを除くという規定でございます。6

月以上の方であっても、1週間の勤務時間が少ない方については期末手当の対象とならないというような規定でございます。

なお、規則の中では、週20時間未満の方を1週間の勤務時間が著しく少ないものというふうに規定をする予定でございます。

19条につきましては、パートタイムの方の報酬の支給の方法について規定をしてございます。

次ページの20条につきましては、勤務1時間当たりの報酬額、21条につきましては勤務をしなかった場合の報酬の減額について規定をするものでございます。

22条でございますが、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与ということで規定をするものでございます。今、フルタイム、パートタイムと規定がございましたが、それぞれの規定に合わせるものが、これに合わせにくいと、そういった職があった場合には、別途定めるといような規定でございます。

第23条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償ということでございまして、フルタイムの方については通勤手当は支給がされるわけでございますが、パートタイムは報酬及び期末手当ということで、先ほど給与ということで申し上げさせていただきました。それ以外に、通勤手当に相当するものとして、費用弁償として支給をするといような規定でございます。

24条につきましては、パートタイムの方が公務のために旅行すると、出張した場合の費用弁償については、一般職員の旅費の例により費用弁償を支給をしますといような規定でございます。

第25条につきましては、委任の規定でございまして、この条例の施行に関し必要な事項については、規則で定めるといことを最後に規定をしてございます。

附則でございますが、本条例の施行の期日を定めるものでございまして、令和2年4月1日から施行すると、このような規定を定めさせていただいております。

細部説明につきましては以上とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 初めに、条例のつくり方なのですけれども、2条はフルタイム、第2号のほうが先で、1号が後というのは、これどうなのかなというふうに思っ

たのですけれども、ちょっとご説明いただきたいと思います。

それから、18条の1のほうの下から2段目の、「以前6か月」の、ここには「か」というのが入っているのです。わかりますよね。それで、ほかは6月という「か」が入っていないのですけれども、この違いは何か伺いたいと思います。ちょっとそこが気になったのですけれども。

それで、先日、いいですか。朝日新聞に、これはパートのほうです。ボーナスを支払うかわりに月額を減らす自治体……パートもあれか、あっちも同じか、フルタイムも同じか。そういうことが書いてあって、名前も出ている自治体、出ているわけです。ここは、もうそれではやめますよというので、結局それは、そうはしなかったというところもあるということなのですが、ただ私も知っているところでは、減額をして、今までと同じ総収入では1円もふえないという、1円、2円はふえるのかもしれないけれども、総額ではそんなに変わらないという、そういうことがあるということなのです。嵐山町はその点はどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、フルタイムというのは非常に使い勝手が皆さん方にするといいのかなと思うのです。そうすると、正規職員を減らしてフルタイムにしていくという、そういうこともちょっと念頭に置いているのかどうか伺いたいと思います。

それと、これで一旦、今、臨時、非常勤の方をやめてもらって、募集をかけて、ここにこういう募集を応募した人が、その中からとるわけですよね。基本的にどうなのですか、仕事を覚えてもらったという人は、それなりの優先度というのは高いのかどうか伺いたいと思います。

それと、今書くの忘れてしまって、とりあえずいいです、ちょっと思い出すの大変だからいいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の第2条の規定の順でございしますが、通常は確かに根拠法の順に規定をするのが一般的かなというふうな感じをいたしておりますが、今回の条例につきましては、まずフルタイム会計年度任用職員のそちらを基本的なものということで規定をさせていただく。パートタイムについては、先ほどの説明の中で申し上げましたが、本条例のフルタイムの規定を適用してパートタイムをやりますよと、こういった条例

の流れからして、最初にフルタイムのほうを第2条では規定をさせていただいたという考えでございます。

このつくり方についても既に9月議会で、先日、報道を見ますと、全国の自治体の大体3割ぐらいが9月の議会でかけたと、そんなことも情報ではございましたが、他の自治体の例も参考にしましたし、あるいは全国町村会のほうからも資料提供をいただいておりますので、そういったものを参考にしながら条例のほうはつくらせていただいております。

2点目でございますが、6月と6カ月の使い分けをということでございますが、この「か」が、こちらについては、以前6月以内の、ここは期間を定めているというのでしょうか、少しほかの任期が6月というところと私は使い方は違うのかなというふうに、あくまでも一定の期間働きましたということで、ここは6カ月というところで使っているのかなと。これについても先ほども申し上げましたが、全国町村会のほうからいただいた条例制定例と、そういったものを参考にしながらつくらせていただいておりますので、これは正しいものというふうに思っております。

3点目でございますが、朝日新聞の記事のお話をされました。私もその記事、読ませていただきまして、そういった自治体もあるのかなというふうに思ったわけですが、嵐山町は、その記事の考え方とは違ひまして、基本的には例えば時間給です。時間給に換算した場合の金額というのは、現行の額、この額を下回らないというのでしょうか、現行の額をもとに格付をしていくということでございますので、減るということはないというふうに思っております。かえって、期末手当の支給の対象となるような方であれば、当然その分はふえてくるというようなことでございます。

次は、正規職員を減らしてフルタイム職員と、そういったものに変えていく考えがあるのかというようなお話でございますが、そもそも会計年度任用職員と正規職員の役割であるとか、そういったものは異なるものというふうに考えてございます。今、議員さんがお話しになったような考えは持っていないということでお答えしたいと思います。

最後に、今回の制度は、先ほど冒頭の細部説明のところで申し上げましたが、全国で統一した制度に基づいた新しい職員ということでございます。国からマニュアルというものも示されておりまして、その中では広く今回の新しい制度の運用については改めて広く募集をきちんとしなさいと、こうしたことがうたわれているところでござ

います。全く新しい制度ということでございますので、一から募集をかけて、そこに応募していただいた方を等しい目で見て採用していくということでございます。ただし、こちらが必要とされる職、その職にはこうした知識が必要です。こうした経験が必要です。そういったものは当然持って募集をかけるわけでございますが、その応募してきた方が、これまで例えば役場で臨時職員として働いた経験だとか知識だとかそういうものを持っているということであれば、当然そういったものを評価して任用していくということは当然であろうかと思えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか、わかりました。

ちょっと忘れてしまったところをいいですか。これはどういう募集をしていくのか、どういう形でしていくのかをちょっと伺いたいと思います。

それと、今、臨時の場合、通勤手当が出ているわけですが、事実上。それは、この中に、これを見ますと報酬と期末手当というだけしか書いていないわけですね、パートは。通勤手当については削られてしまうのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

まず、募集の方法でございますが、これも国からこういった方法でということで、一つの標準例ということで示されております。先ほどご答弁申し上げましたが、広く募集をなさいということでございますので、その中では、町のホームページ、そういったものを通じて募集をなさいと、こうしたことがうたわれてございますので、そういった方法はとっていきたいというふうに思います。期間的なことも実際ございますので、できれば広報等も使いながらやっていききたいと、こういうふうに考えてございます。

2点目でございますが、通勤手当の関係でございますが、現行、今、臨時職員さんについては、通勤手当ということではございませんで、通勤手当に相当する額を賃金として上乗せをして、決まった時給に上乗せをしてお支払いをしています。今回の会計年度任用職員につきましては、フルタイムについては通勤手当として支給ができます。パートタイムについては、23条をちょっとごらんをいただきたいと思いますのですが、

一番最後のページになります。

23条で、パートタイム会計年度任用職員が支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給するというところでございます。ですから、通勤手当として支給することとはできませんが、費用弁償として報酬のほか支給をするという考えでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか、わかりました、通勤手当。

募集を広報にできれば載せたいと、このできればというのは、できなければ載せないよということでもあるわけですよね。どうなのですか。年齢的には、そんなに高い人は来ないかもしれませんが、これ何歳ぐらいまで任用していくのかもわかりませんが、それでもホームページだけで募集をかけるというのは、まだ多くの人が…多くの人は知っているかもしれないけれども、見られない人がいるのではないかなと思うのですけれども、それだと不十分だなと思うのですけれども、ぜひこれは広報に載せるべきだと思うのですけれども、その辺ちょっと確認したいと思いますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

答弁がちょっと悪かったなというふうに思うのですが、広報につきましては、広報の記事として載せるのは時間的な制約がございまして、実際無理だというふうに思っております。例えば既に広報2月号の原稿の締め切りももう近々でございますので、その記事の中に載せるのは、恐らくこれは困難だというふうに考えておりますので、そうした場合には別途作成をして広報に差し込みだと、こういった方法も現行とれますので、そういった方法については十分検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） すみません、何点か質問させていただきます。会計年度の任用職員ということで、今度はフルタイムと、あるいはパートタイムというような形に2つに分けるといふようなことの説明の条例のようでしたけれども、こちらにつきましてはフルタイムで働く方の関係、あるいはそれぞれのパートの方につきましても、

担当課の場所にもよりますけれども、まずはどのくらいの人数を予定しているのでしょうか、それが1点。

それから、6カ月以内なのだというような説明のようでしたけれども、これにつきましては再任という形が前にもとられていたようですけれども、今回もそのようなものがあり、最高は何年ぐらいまでは採用をしていくというような形でしょうか。

それから、正規職員が現在では140人ぐらいだということですがけれども、こちらのフルタイムと、あるいはパートという形の人数がはっきりしてきていないので、今何とも言えませんけれども、どのくらい見込んでいるのでしょうか。

それと、採用場所の職務につきましては、例えば学校の用務員等、あるいは図書館とかいろいろなところがあるのだらうというふうに思いますけれども、現在予定しているところをちょっともう少ししっかりと教えていただければというふうに思っています。

それともう一点は、いよいよ来年度の新入の正規の職員さんの関係が、採用時期が来ているというふうに思っています。こちら等のかみ合いはどうなっていくのでしょうか、お尋ねします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、順次お答えをしたいというふうに思います。

まず、会計年度任用職員として採用を考えている人数というようなご質問かと思いますが、実際まだ確定は当然してございません。また、今、予算編成の時期でもございます。そういったことの中で、ある程度が見えてくるのかなというふうには思っております。

大変恐縮ですが、おおよそということで申し上げますが、現行の臨時職員さんであるとか、嘱託さんであるとか、そういった方の数から出しますと、大体100名強の方が会計年度任用職員として任用する必要があるのではないかなというふうに思っております。

次は、最高何年までと、できるのかというようにお話でございます。今回の制度につきましては、まず1つの会計年度ですから、4月から3月までの1年間の中で任用すると。年度が変われば、また新たに1年度が始まるという考え方なのです。

今回の決まりの中では、それが何回までと、これは定められておらないのです。年

齡的なことも全く定めておらないのです。国は考えていないのです。主要都市を見ても、そういったものについてはないと。あくまでも、例えば町であれば町が必要な方、それに対して応募してくださる方、その必要な方を任用していくと、こういった考え方なのです。その必要な職が丸々1年度であるのか、あるいは6月必要なのか、そういった内容によって、その任用の期間が変わってくるということでございます。

例えば、年度当初、6月ということで任用した方がいるとします。その方が、その同じ会計年度内に一旦6月が終わりました。やめられます。その後、例えば町がどうしても必要だということがあって、同じ方を再度、その会計年度内で任用すると、これは可能なのです。あとは、先ほども申し上げましたが、年度が変われば、また1から始まると、そういった考え方でございます。

それと、どここの場所に配置をということでございますが、それは最初の答弁の中でも申し上げましたが、現状、確定をしているものでございませませんが、基本的には現行いらっしゃるようなところには、やはり必要だというような判断はしてございます。現行で申し上げれば、臨時職員さんの全体の大体3分の2は教育委員会部局に関係するところということでございますので、そういった形になろうかなというふうには思っております。

申しわけございません、もう一点。最後に、正規職員の採用との兼ね合いというご質問でございますが、こちらに関しましては先ほど川口議員のところでも答弁させていただきましたが、あくまでも正規職員と会計年度任用職員がその役割異なりますので、どちらがこうだからこうということは考えてはございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、任用職員の関係が人数的なものもフルタイムになるのか、パートになるのか、少しはっきりは現在では確定はしていないということのようでしたけれども、おおよそでは100人ぐらいになってくるだろうというような答弁だったと思いますが、そうしますと来年度の予算というようなものにもかかわって、今、予算もこれからだというようなことですけれども、大まかで結構ですけれども、ある程度はわかるでしょうか。現状でも非常勤嘱託がふえ、特別職、一般事務職とかいろんな人たちが使っているわけですから、総費用がふえたり減ったりというようなことではなければ、ある面では増の分ぐらいはわかってくるのかなというふう

に思ってお尋ねをしましたけれども、わかる範囲内で結構です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

予算的なことでございますので、具体的にこのくらいだということはちょっと現段階では申し上げられませんが、恐らく経費的にはかなりふえてくるのかなと、こういった状況は考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、今までの質疑を聞いていて、ちょっと私が持っている資料とはかなり違う感覚だなというふうに思っているのですが、会計年度任用職員は正規職員と役割が違うということではなくて、今後は同じような職種のものも、会計年度職員も1会計を切ってやっていくということであるために、今まで一般職と非常勤職員とで役割を全く別々にしていたものが、そうではないというふうな形で、私の読んでいますのは「会計年度任用職員の制度と概要」というふうなものなのですが、ちょっと全く違う感じがするなと捉え方が違っていて、単純に会計年度職員に手当をつけたという形だというふうな捉え方で、一概に一口に嘱託員とかいろいろなものをまとめてフルタイム職員と、それからパート職員というふうに分けたということではないと思うのですが、現状でパート職員になっていらっしゃる方とフルタイム職員になっていらっしゃる方はどのくらいいらっしゃるのですか。

それともう一つ、これはわからないのですが、私、今までの臨時職員の体制だと組合に組織されていないから、組合の組織とは関係ない。だけれども、これから組合のほうも、この処遇改善に向けて組合が会計任用職員と一緒に入れて、その処遇改善に向けての動きをしていくかどうかについては、組合の組織の問題にかかわっているけれども、これ非常に大切なことであるというふうなことが書かれておりまして、そして国会の附帯決議では雇い止めをしないというふうな形になっているので、雇い止めというのが何年間もそれを同じ形でやっていくために、これは2級職員ですか、それで一応号給もあるでしょうけれども、2級職員は2級職員のまますっとそこのと

ころで何年間も続けることができるような感じなのだけれども、これでは号給が低すぎるなというふうな感じで今見ているのですが、そういった問題。

それと、今までは4月補正で、4月の当初予算で大体出しておいて、そして6月補正で各場に組合、職員を、職員の臨時職員の形を出していくというふうな形が嵐山町では一般的だったのですけれども、当初予算の中に初めからそういったものを組み込んでいくということが必要なのかなというふうに今考えているのですけれども、それも一つの問題ではあるというような逆に今の問題点として書かれていること。

それと、パート任用職員の問題なのですけれども、期末手当が出るために、これはパート職員の問題で扶養の範囲内で働こうとしている人の逆に時間数が少なくなってくるので、その部分が、扶養の範囲内で働く人が多いわけですね。なので、逆に職員数というか、時間数が少なくなってくるというふうな問題が書かれているのですけれども、それについてはどうなのかということと、もう一つ、決算統計で、国に出す決算統計では非常勤職員というものは、人件費ではなく物件費として上げてきましたよね。それが今回からは会計年度任用職員という形で、人件費というふうな形で上げていくことになると思うのですけれども、その場合は今まですごく人件費を抑えるために、物件費にするために多様の、ごめんなさい、非常勤職員を多くしてきているなというふうな感覚があったのですけれども、人件費をこれからは上がっていくというふうな形で見ていいのかどうか伺いたいと思います。

○森 一人議長 会議の途中ですが暫時休憩いたします。

再開時間を午前11時20分といたします。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時18分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

青木参事兼総務課長の答弁からです。お願いします。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目が、フルタイムとパートタイムはどのくらいの人数かというようなご質問かというふうに思います。先ほどのご質問の中でもございましたが、まだ現行では決まっていないということで申し上げましたが、今年度の方がそのままということであると想定をした場合の人数でございますが、フルタイムが今年度であれば16、パー

トが100名、こういった人数でございますが、令和2年については、これとはまた変わってくるかなというふうには思っております。

それと、これまでの予算の組み方ということでお話をいただきました。確かに議員さんおっしゃるとおり、正規職員の配置が決まらない段階で、なかなかそれぞれの費目に組むことが難しいという側面も当然ございます。そうしたことから、これまでは6月に大きく変えていたわけでございますが、予算編成の最中ではございますが、今進めている中では、極力組めるところについては必要な費目に組んでいこうと、こういった方針で進めている最中でございます。

ただ、今申し上げましたとおり、正規職員の配置が決まって、配置をする会計年度の方も当然いらっしゃいますので、当初にある程度組んだとしても、6月の補正というのは、これは当然行う必要はあろうかというふうに考えてございます。

それと、扶養の範囲内というお話もございました。現行でも扶養の範囲内という方はかなりたくさんいらっしゃいます。そういった方々の希望と雇う側の町、こうしたものの合意を持って任用していくということになろうかというふうには思っております。

それと決算統計のお話もいただきました。確かにこれまで賃金については、物件費ということで区分をしてございましたが、今後につきましては給与あるいは報酬に区分がされますので、当然人件費として区分がなされていくということになりますので、人件費の総額としては間違いなく上がっていくと、こうした傾向にあるというふうに思います。足りない点がありましたら、ご指摘いただきたいと思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今、私が一番問題かなと思っているのは、扶養の範囲内で働くというやり方でやっていくと2.2カ月分、何カ月分か、期末手当が出るのはとてもいいことなのですが、期末手当が出ることで2.2カ月分ですか、2.2カ月分がその中から消えていくので、その金額の時間数を減って働く方もいらっしゃるのかなと思うのです。

そうすると、その場合に、職員の方を過剰勤務になるのか、あるいはまたパートの方、これは会計年度任用職員をふやしていくという形になるのか、穴があかない形になるのか、実際に扶養の範囲内で働いていらっしゃる方はかなりいらっしゃると思うのです。その計算というのはなさっているのかどうか、伺いたいと思うのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

具体的に、では今の方がどうだからこうなるところまでは、そこまでまだ見
てはおりませんが、あくまでも会計年度任用職員として、こちらが必要だという、例
えば時間数です。過当たりの時間数、この時間数に必要な方、あるいは必要な人数、
こういった方をお願いをしていくということになるというふうに考えています。これ
でよろしいでしょうか。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号 嵐山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を
制定することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、議案第52号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を
改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第52号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第52号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについて

の件でございます。

令和元年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する給料及び期末勤勉手当等の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第52号の細部につきましてご説明を申し上げます。

議案第52号は、令和元年人事院勧告に準拠いたしまして、一般職員の給料及び期末勤勉手当等の改定を行うものでございます。

まず、参考資料をお開きいただきたいと存じます。この参考資料でございますが、今回の給料改定の概要をお示ししたものでございます。まず、本年の人事院勧告の内容でございますが、民間給与との格差を埋めるために、初任給及び若年層の給料月額を平均0.1%改定すること、特別給のうち勤勉手当の支給率を0.5月分引き上げ、期末手当と合わせた支給率を年間4.50月分とすること、及び住居手当の支給上限を引き上げること等でございます。

資料の月例給の改定率でございますが、嵐山町職員に当てはめた数値でございます。平均改定率は0.13%の引き上げとなり、また初任給につきましては大卒で1,500円の引き上げとなるものでございます。

実施の時期でございますが、給料表の改定は平成31年4月1日にさかのぼりまして施行し、特別給は本年12月から、住居手当につきましては令和2年の4月から改めるものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんをいただきたいと存じます。本条例につきましては、2条立てにより構成をされておりまして、第1条では勤勉手当の支給割合を12月の支給にあっては100分の92.5から100分の97.5に改めるもの、並びに別表第1の給料表を改めるものでございます。

第2条では、住居手当の支給対象となる住宅を月額の家賃1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、また支給の上限額を2万7,000円から2万8,000円に引き上げる

もの、並びに勤勉手当の支給割合を100分の95に改めるものでございます。

附則につきましては、第1項では、第1条の改正規定は公布の日から施行し、適用を平成31年4月1日とするもの、第2条の改正規定を令和2年4月1日とするものでございます。

附則の第2項でございますが、給与の内払いを規定し、附則第3項は規則への委任を規定するものでございます。

以上、議案第52号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、議案第53号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第53号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第53号は、嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

令和元年人事院勧告に準拠して、一般職の任期付職員に支給する給料及び期末手当の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第53号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

議案第53号は、令和元年人事院勧告に準拠いたしまして、一般職の任期付職員に支給する給料表及び期末手当の改定を行うものでございます。

新旧対照表をお開きいただきたいと存じます。本条例は2条により構成をされておまして、第1条では給料表の一部の改定及び期末手当の支給割合を100分の167.5であったものを、12月の支給にあつては100分の172.5と改めるものでございます。第2条では、期末手当の支給割合を100分の170と改めるものでございます。

附則につきましては、第1項では、第1条の改正規定は公布の日から施行し、適用を平成31年4月1日とし、第2条の改正規定を令和2年4月1日とするものでございます。附則第2項は、給与の内払いを規定し、附則第3項は、規則への委任を規定するものでございます。

以上、議案第53号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 給料が1号給が引き上がっているのですが、これ説明があつたのかな、私が聞いていなかったのか。説明なかったような気がしたのですけれども、なぜ説明しなかったのか。もししてないのであれば、ちょっと伺いたいと思うのです。

それから、これ1号給だけ引き上げたというのは何か、どういう理由なのか伺いたいと思うのです。

それから、嵐山町は今、任期付職員というのは何人いるのですか、号給ごとで何人というのを教えてくださいたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

細部説明の中で、本条例新旧対照表の第1条の中で、給料表の一部改定ということでご説明をさせていただいたところでございますが、こちらの第1条中第7条、特定任期付職員の給料表の改定につきましては、1号給から5号給まで規定がなされているわけでございます。このうち今回の人事院勧告においては、1号給の改定のみが勧告がなされたと。内容につきましては、人事院勧告に準拠して、嵐山町においても特定任期付職員の1号給について1,000円引き上げると、こうした改定を行うというものでございます。

それと2つ目のご質問でございますが、任期付職員の人数ということでございますが、任期付職員については2つ職があるわけでございます。特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員と、この2つがありまして、今回の人事院勧告の中では、特定任期付職員については勧告がなされたと。一方、特定業務等従事任期付職員については人事院勧告がなされなかったと、改定はないということでございます。

なお、嵐山町においては、特定任期付職員については5級職が1名在職と、特定業務等従事任期付職員、こちらにつきましては1級から5級まで格付があるわけでございますが、1級が4名、2級が3名、3級が2名、5級が2名、計11名、特定任期付職員と合わせまして計12名が在職をしているということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号 嵐山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第6、議案第54号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第54号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第54号は、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

令和元年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する期末勤勉手当の額を改定することに伴いまして、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第54号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。本一部改正条例でございますが、2条構成になってございます。まず、第1条でございますが、期末手当の額の改正でございまして、12月の支給の割合を100分の227.5と改めるものでございます。

第2条の改正でございますが、期末手当の額を100分の225と改めるものでございます。この改定によりまして、従前、年間で申し上げますと4.45月であったものが、4.50月という形になるものでございます。

附則につきましては、この条例の施行適用の日を定めてございまして、公布の日か

ら施行し、令和元年12月1日から適用するというものでございます。

なお、第2条の改正規定につきましては、令和2年4月1日の施行ということで規定をさせていただくものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 議会の議員の報酬などを人事院勧告に基づいて上げていくということは、どういうことを意味するのか伺いたいのです。

それともう一つ、今、嵐山町の平均所得というのは人事院勧告とどのくらい、平均所得というのは前年度に比べてどの程度上がっているのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

議会の議員の議員報酬等と、これを人勧に基づき改定する意味ということでございますが、こちらにつきましては嵐山町では過去から同じような形でやってきております。また、他の地方公共団体においても、人事院勧告に準じたような形で改定をなされているということでございます。

それと、2点目の平均所得がという、申しわけございません。ご質問の内容がちょっとわかりかねるのですが、申しわけございません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 税務課になるかと思うのですけれども、1人当たりの平均所得は上がっているのかどうか伺いたいと思うのです、年間の、昨年と比べて。人事院勧告に準じてやる必要があるのかということを伺いたいと思いますので。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

平均所得の件ですけれども、現在、今手持ち資料がございませんので、何とも言えない状況です。

以上です。

○森 一人議長 続いて、青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私のほうから1点、今回の人事院勧告の内容につきまして若干申し上げたいと思うのですが、国は人事院勧告を出すに当たって、これは議員さんご承知かと思いますが、民間給与とどう公務員の給与が違うのかと、こうしたことを実地に調査をして、官民格差を是正をしていくということで人事院勧告がなされるわけでございます。

今回の勧告の中では、約1万2,500事業所の55万人の個人別給与について実地調査し、その結果、民間給与と公務員が0.09%格差があったと、公務員のほうが0.09%低かったと、こうした結果に基づきまして勧告がなされ、国の国家公務員についても既に決定しているところでございますが、人事院勧告どおり改定がなされると、嵐山町においても国の人勧と同様な改定を行うと、それだけ国が調査をした結果では、格差があったのだということだというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると報酬審議会にはかけていないということ、ちょっとこれ確認だけです。

それから、これによる、ふえる金額はどのくらいになるのか、計算できていますか。

以上ですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

町では嵐山町特別職報酬等審議会条例、こういった条例を制定しておりまして、報酬を改定する場合には、こうした審議会に諮って改定をするということで決めておりますが、この設置に関しては、町長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長、教育長の給料の額について審議をいただくと、こうした内容でございます。今回の改定につきましては、期末手当の支給の月数を変更ということでございますので、この報酬審議会の設置の内容とは異なるというような解釈でございますので、審議会のほうはかけておらないということでございます。

また、2点目の今回のこの条例、一部改正条例による影響額でございますが、18万4,020円、こうした額だというふうに把握をしてございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対討論。

では、第12番、渋谷登美子議員。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） では、議案第54号に反対いたします。

一般職の給与というのは、働いている人の給与ですから、民間との差があって、官民格差を減らす、なくしていくということに関しては問題ないと思うのですが、議員の報酬、特別職の報酬に関しましては、町民の平均所得というものが上がっているのならば、それでも少し上げていくという方法はあるかと思いますが、現状では、そのことも調査されていないようですので、実際に今年です。議会で議員報酬等の検討会をやったのです。そのときには現状維持という形でした。

なので、それに関して人事院勧告と同じように期末手当を上げていくというのは、私はかなりの問題があり、住民の方にも理解を求めるのは難しいかと思いますので、反対いたします。

○森 一人議長 続いて、第10番、川口浩史議員。

〔10番 川口浩史議員登壇〕

○10番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、反対をいたします。

ただいま渋谷議員が、町民の平均所得の云々と申し上げました。私もその点は申し上げておきたいと思います。

加えて、埼玉中部資源循環組合で3,831万9,000円、この無駄を出したわけですよ、これに賛成してきた議員の皆さんの影響というか、関係で。これで町民にこんな無駄をさせておいて、ぬくぬくと議員が給料上げていいのかと。そういうことを皆さん、問うてください。まずいでしょう、これは。こんな3,831万9,000円も赤字というか、無駄なことをやっておいて。だめですよ、自分たちだけぬくぬくと上げようなんて考えては。ぜひこれは反対してください。よろしくお願いします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、議案第55号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第55号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第55号は、嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

令和元年人事院勧告に準拠して、一般職員に支給する期末勤勉手当の額を改定することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第55号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。本条例も2条構成になってございます。第1条につきましては、期末手当の支給割合を改定するものでございまして、12月の支給の場合については100分の227.5と改めるものでございます。

第2条の改正でございますが、第5条の2項でございますが、期末手当の支給割合を100分の225と改めるものでございます。これによりまして、従前、年間4.45月分であったものを4.50月分と改めるということでございます。

附則でございますが、公布の日から施行し、令和元年の12月1日から適用と。ただし、第2条の改正規定につきましては、令和2年4月1日から施行というような内容でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これで幾ら引き上がるのか、町長、副町長、教育長でわかりますか、役職ごとで。

それと、代表して町長に伺いたいのですが、今申し上げましたとおり、中部の組合での関係で、町民に3,831万9,000円の無駄を出してしまったわけです。町民にこういう無駄を出しておいて、自分は引き上げるというのは、これは町民に顔向けできないのではないですか、こんなことやっていたら。どういうふうにお考えなのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 昨日、以前もそうですけれども、答弁してまいりました。町長として議会の皆様方にお諮りをして、同意をいただいていた事業が破局を迎えたということです。そういう中で責任は、町長としては大変感じているということを議会で表明させていただきました。そういうことでございまして、これからこの失敗を有利な方向に移せるように努力をしていきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 続いて、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは1点目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

今回の改正によりましての引き上げの額でございますが、町長が4万680円、副町長が3万4,560円、教育長が3万2,820円、総額で10万8,060円。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 有利な方向に結びつけたいということでありましたが、とにかくこれだけの無駄を出したのですから、今回は見送ろうという、そういうお考えはなかったのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ありませんでした。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについて反対いたします。

特別職、特に町長、副町長、教育長が、なぜ人事院勧告に基づいて、普通の企業の職員と同じように官民格差を解消するために、こういったことをしなくてはいけないのか、理解ができないということです。それで、これはやらなくても十分に、官民格差を引き上げなくても、もともと嵐山町の住民所得よりも多い、非常に大きい重要な役割を担っているわけですから、その責任を全うするためには、こういったことをしないほうがよいというふうに感じますので、反対討論といたします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号 嵐山町特別職の給与等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前 11 時 57 分

再 開 午後 1 時 27 分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 56 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第 8、議案第 56 号 嵐山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 56 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 56 号は、嵐山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについての件でございます。

地方自治法及び地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第 56 号につきまして細部説明をさせていただきます。

当議案につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書の裏面をお願いいたします。嵐山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。最初に給与の種類第 2 条中に、常時勤務を要するもののほか短時間勤務を占めるものを追加するものでございます。

次に、管理職員特別勤務手当第 11 条の 3 では、2 項を追加をいたしまして、「前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処、その他の臨時又は緊急の必要

により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の時間以外の時間に勤務した場合は、当該指定管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する」を追加するものでございます。

次に、非常勤職員の給与第16条を臨時的任用職員の給与第16条として改めまして、臨時的任用職員として給与の支給を規定するものでございます。

また、会計年度任用企業職員の給与といたしまして新たに17条を設けまして、給与の種類を第17条の1項1号及び2号で規定をし、2項では給与の基準を規定するものでございます。

次項をお願いいたします。附則の規定につきましては、施行期日を定めたものでございまして、令和2年4月1日から施行をし、第11条の3の改定規定は、公布の日から施行するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号 嵐山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、議案第57号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第57号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第57号は、令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,976万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億8,551万7,000円とするものであります。

このほか繰越明許費の設定が6件、債務負担行為の追加が1件、地方債の追加が7件、変更が3件、廃止が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

〔青木 務参事兼総務課長登壇〕

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第57号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書のまず6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。7ページの第2表、繰越明許費でございます。年度内に、その支出を終えることができない見込みのあるものにつきまして翌年度に繰り越して使用するため、幹線道路整備事業ほか5事業に新たに繰越明許費を設定するものでございます。6事業の総額は1億1,341万8,000円でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正でございまして、新たに公共施設個別施設計画策定業務委託につきまして債務負担行為を設定させていただくものでございます。

内容でございますが、町が保有する公共施設の総合的かつ計画的な整備や管理の基本的な方針を定めた嵐山町公共施設等総合管理計画に基づきまして、個別施設の具体的な維持管理等について定める計画策定業務につきまして設定するものでございます。期間でございますが、令和元年度から令和2年度まで、限度額につきましては1,760万円でございます。

続きまして、第4表、地方債補正でございまして、まず追加をいたします事業といたしましては、河川改修事業ほか6事業につきまして新たに起債を追加するものでござ

ざいます。主に災害復旧事業が内容となっております。

続きまして、下段でございますが、変更ということでございまして、防災安全事業ほか2事業につきまして、事業費の変更等々にもよりまして限度額のほうを変更させていただくものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。起債の廃止でございますが、指定文化財保存管理事業につきまして、当初460万円で起債のほうを設定させていただいておりましたが、計画見直しのため実施を見送るということになりまして、廃止をさせていただくものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。今回、1億9,976万2,000円を追加するものでございますが、この補正額の財源内訳を国県支出金、地方債、その他一般財源と起債のほうをさせていただいてございます。

それでは、16ページ、17ページをお願いいたします。2の歳入でございます。下段の14款2項7目災害復旧費補助金でございますが、今回、台風19号の被害の復旧のために農地農林施設災害復旧、公共土木施設災害復旧、都市施設等災害復旧費ということで、新たに国庫補助金を設定させていただくものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。下段でございます。17款1項4目農業費寄附金、農業振興に対する指定寄附金といたしまして1,350万円を計上させていただくものでございます。こちらにつきましては農業振興ということで、千年の苑事業推進協議会からの寄附を受け入れるものでございます。

18款2項1目財政調整基金繰入金でございますが、3,000万円を減額させていただくものでございます。こちらにつきましては2号補正におきまして3,000万円を取り崩すという予算を組んでございましたが、こちらは下水道特会に対する繰り出しの財源ということで取り崩しを行うということにしておりましたが、下水道特会のほうで財源の調整ができたことによりまして、こちらのほうを取り崩さないということで補正をするものでございます。

また、その下の3目ふるさとづくり基金繰入金でございますが、当初、駅西口整備計画策定業務委託料に充当するためにふるさとづくり基金から700万円を取り崩すということで計上してございましたが、事業の見直しに伴いまして補正をさせていただくものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。上段の20款4項3目雑入でございますが、

後期高齢者医療広域連合医療給付精算金といたしまして、平成30年度の精算による還付ということでございまして1,457万3,000円を計上させていただくものでございます。

また、その下でございます。埼玉中部資源循環組合負担金返還金といたしまして5,513万5,000円を計上させていただくものでございます。これまで計画的に積み立てまいりました、そのものの返金分及びその他の現金分につきまして、雑入で受け入れるというものでございます。

21款1項6目でございますが、先ほど国庫補助金でも申し上げましたが災害復旧債ということでございまして、災害復旧のための起債を1節から4節まで、その他公共施設・公用施設災害復旧債等々、起債のほうをお願いするものでございます。

続きまして、24ページ、3、歳出でございますが、先ほど議案でも可決いただきました人事院勧告に基づきまして給与改定、それぞれの費目のほうに計上させていただいてございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。一番上でございます。2款1項4目、6、ふるさとづくり基金管理事業でございます。先ほど指定寄附金ということでご説明を申し上げました財源をふるさとづくり基金積立金として積み立てをさせていただくというものでございます。

5目財政調整基金費でございますが、今回5,300万円を積み立てさせていただきます。これによりまして今年度の積み立ての総額が1億3,000万1,000円、今年度末の残高見込みにつきましては2億300万円ほどということでございます。

6目企画費の13、公共施設個別施設計画策定事業でございますが、計画策定業務委託料といたしまして528万円を計上させていただくものでございます。先ほど債務負担行為のところでご説明をさせていただきましたが、限度額1,760万円中、前払金分ということで全体の限度額の3割を計上させていただくものでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。上段でございます。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の9、高齢者外出支援事業でございます。今回、高齢者外出支援タクシー実施委託料といたしまして48万9,000円を増額させていただくものでございます。実績見込みに伴いまして増額ということでございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。3款2項2目児童措置費、1、子どものための教育・保育給付事業でございますが、委託料、負担金補助及び交付金というこ

とで、子どものための教育・保育実施委託料等々増額をさせていただいております。こちらにつきましては、実績見込みに伴いまして増額をさせていただくと。これに伴いまして、歳入のところではご説明を申し上げませんでした、国県支出金等々負担率に応じた増額をさせていただいてございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。中段でございます4款2項1目塵芥処理費、3、一部事務組合塵芥処理費負担事業でございますが、埼玉中部資源循環組合負担金といたしまして1,831万5,000円を減額させていただくものでございます。こちらにつきましては、今年度予定をしていた額の減額ということでございます。

続きまして、36ページ、37ページをお願いいたします。下段でございます。8款1項2目道路維持費に道路修繕事業でございます、工事請負費といたしまして1,996万4,000円を計上させていただくものでございます。内容でございますが、町道2―27号の舗装整備工事でございます、大字鎌形の鎌形野球場先から鳩山方面に向かって約440メートルの舗装整備工事を行うものという内容でございます。

次に、38ページ、39ページをお願いいたします。中段でございます。8款2項2目河川改良費、1、河川改修事業でございます、測量設計委託料330万円を計上させていただきます。こちらにつきましては緊急自然災害防止対策事業という事業を活用いたしまして、將軍澤地内の前川護岸整備に要する測量設計委託料を計上させていただくものでございます。

下段でございますが、3項3目公共下水道費、1、下水道事業特別会計操出事業でございますが、2,090万円を減額させていただくものでございます。歳入のところでご説明をさせていただきましたが、3,000万円財調のほうは繰り出しをしないということでございます。3,000万円と2,090万円の差額につきましては、新たに下水道会計のほうで下水道ストックマネジメント計画を策定するということでございまして、その財源の一部910万円を新たに一般会計から繰り出すということでございまして、その差し引きをした2,090万円を減額させていただくという内容でございます。

続きまして、42ページ、43ページをお願いいたします。10款5項3目文化財保護費、2、指定文化財保存管理事業でございます、工事請負費1,021万4,000円を減額いたすものでございます。地方債補正のところでご説明を申し上げましたが、当初日本赤十字社埼玉県支部旧社屋保存工事に関する工事請負費ということで計上させていただいておりましたが、その実施の見送りに伴いまして全額を減額させていただくという

ものでございます。

42ページ、43ページの下段から11款災害復旧費ということでございまして、農業用施設災害復旧費、農地災害復旧費、道路橋りょう災害復旧費、都市施設等災害復旧費、その他公共施設・公用施設災害復旧費、こうしたものを計上させていただいてございます。それぞれの主たる箇所等々につきましては、補正理由欄に記載のほうさせていただいてございます。

46ページ、47ページをお願いいたします。最後に、13款1項1目予備費でございます。財源調整のために今回612万9,000円を予備費のほうを増額させていただくものでございます。

48ページ以降の給与費明細書等々につきましては、ご高覧をいただきたいというふうに存じます。

以上で、議案第57号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 20、21ページなのですが、幾つかあるのですけれども、やってしまっていていいですか、私と川口さんしか出なかったから。いいですか。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 20、21ページになるのですけれども、雑入の埼玉中部資源循環組合負担金返還金なのですが、前回説明いただいたときに国からの補助金は返還するということになって、県からの補助金は返還しなくてもよいというお話だったのですが、この県の補助金というのはバイオマス化が可能かどうかという調査事業だったのです。日本環境衛生センターが410万ぐらいなののですけれども、それで受けた仕事なののですけれども、なぜこれが返還しないでよいかという理由を伺いたいと思います。それが1点。

それと、8ページ、26ページ、22ページになるのですけれども、公共施設個別計画策定事業、これから行いますけれども、これについては嵐山町の公共施設というのは学校施設と、そのほかのものに分かれると思うのですけれども、これ全てのものがあるって、学校施設がどのぐらいのものか、そしてどのぐらいの面積になるのか。あと、他の施設との面積の割合で、どのような形になっているのか。学校施設は多分すごく

嵐山町全体では大きな面積になると思うのですけれども、それはどういう割合になっているのか伺いたいと思います。

それと、32ページ、33ページですけれども、妊娠健康診査事業が117万7,000円、妊産婦外出支援事業が19万減になっているということは、少子化というか、出産される方が少ないのだなということがよくわかるのですけれども、逆に不妊治療支援が20万円増額になっているのですが、これは新たな男性への不妊治療のものが出てきたのか、それとも今までの事業のものが、経費が不足して使われて20万円になったのか伺いたいと思います。

38ページ、39ページなのですが、駅西口整備計画作成委託料の700万円の減ですけれども、具体的にどのようなものか伺います。

それから、42、43ページなのですが、嵐山町町立幼稚園管理事業の中で臨時職員賃金が200万円、それとバスの職員の賃金ですか11万2,000円減になっています。この理由というのを伺いたいと思います。

それと、これ同じページなのかな、指定文化財管理事業なのですが、これが工事請負費が発注見送りということになって1,021万4,000円が減になったわけですが、具体的にこの発注見送りというのはどういう理由で発注見送りになったのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

埼玉中部資源循環組合の関連で、県の補助金が返還が不要になったという理由でございしますが、具体的な理由というのは最終的に幹事会の段階ではまだ調整中というようなお話だったのが、最後の最後、返還する必要がなくなりましたという報告はいただいておりますけれども、具体的にどういう理由でというところまでは伺っておりません。そういう状況でございします。

○森 一人議長 続いて、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 26ページ、27ページの公共施設個別施設設計計画策定業務委託料の関係でお答えを申し上げます。

今回、個別計画として対象の予定としております施設が45施設ございます。初めに、行政系の施設として8施設ございます。役場庁舎、消防団の施設、パトロールセンタ

一、防災倉庫でございます。

続いて、保健福祉施設としまして4つございます。健康増進センター、生き生きふれあいプラザやすらぎ、社会福祉協議会、シルバー人材センター、シルバーと社協に関してはお貸ししている施設と、貸し付け施設ということでございます。

子育て施設は6つございます。子育て支援拠点、学童保育、第三の居場所施設。

産業系施設が3つございます。花見台工業団地管理センター、農産物加工施設、嵐山堆肥センター。

スポーツレクリエーション、観光系施設としまして9つございます。総合運動公園、鶴巻公園、観光用トイレ等、あとはバーベキュー場関係、嵐山町ステーションプラザ嵐なび、千年の苑の観光手芸用施設等でございます。

公園として4つございます。フィットネス21パーク、菅谷公園、蝶の里公園、歴史の里公園でございます。

そのほかの施設としては、武蔵嵐山駅東西連絡通路、武蔵嵐山駅西口公衆便所等がございます。

教育関係の施設としまして、学校教育系施設が2つ、幼稚園学校給食センター。

文化系施設としまして、ふれあい交流センター、北部交流センター、南部交流センター。

社会教育系施設としまして、知識の森嵐山町立図書館、オオムラサキの森活動センター。

こういった施設が合計で45施設ございまして、今回の計画の対象となっております。義務教育学校関係の施設については、今回の計画には入っておりません。今年度、学校関係の施設については、同じように個別計画を策定中ということでございます。

○森 一人議長 続いて、答弁を求めます。

前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから32ページ、33ページの衛生費です。母子保健衛生費についてお答えしたいと思います。

まず、妊産婦のタクシー実施委託料の減なのですが、こちらにつきましては当初見込んでいた利用率よりも伸びなかったということで減額させていただきました。

次に、妊産婦の健診ですけれども、これにつきましては対象者が減少ということで

ございます。

最後の不妊治療でございますけれども、この助成金につきましては治療費の助成が、県は35歳までの対象の助成がありますが、町単で35歳から43歳までということで町の単費で助成をしております。そして、町の単費で助成をしている件数につきまして増加の見込みだということで、補正をさせていただきました。

以上です。

○森 一人議長 続いて、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

38ページ、39ページの武蔵嵐山駅西口地区整備事業の駅西口整備計画作成業務委託料の減でございます。これにつきましては、当初は都市計画決定図書をつくるという業務を委託するという計画でございました。ただ、事業内容を精査させていただいて、都市計画決定しなくても整備ができとなりましたので、今回はつくらずに整備を行うというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続きまして、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、まず最初に42、43ページ、嵐山幼稚園管理事業及び園児送迎バス運行事業の臨時職員賃金でございますが、こちらにつきましては現在の実績に基づいて補正減するものでございます。特に幼稚園管理事業につきましては、4月当初に預かり保育をお願いしていた臨時職員の方が、今年度当初からおやめになったということで、急遽年度が始まってからいろいろ面接をして、お探ししたという形になりましたので200万円の減、バスにつきましては実際の運行状況による賃金の支払いをもって今回11万2,000円減とさせていただくものでございます。

続きまして、指定文化財保存管理事業工事請負費の1,021万4,000円の減の内訳でございますけれども、こちらにつきましては日本赤十字社埼玉県支部旧社屋、こちらの工事請負ということで、大体7、8年に1度、外壁の塗装の塗りかえをやっていたところなのですが、今回に関しましては外壁のほかにしっくい補修、また木部の腐食部の補修、また床下の点検口等の工事を予定しておりました。今年度になりまして、設計をして実際動き出したところ、結構柱の部分の腐食が見えるということで、ひょっとしたらシロアリによる腐食が想定されるということで、そうなりますと根本的に工事自体の見直しをしなければいけないということで、当初予定していた工法でペン

キの塗装塗りかえと一部の腐食した木部の補修等だけで済まない可能性が出てきました。

その関係で10月になりまして、県の文化資源課のほうと協議をいたしまして、そうしたこれだけの金額をかけて実際にやったところで、シロアリのことを想定するとさらに工事費用が膨大になると。現況のままで工事をした場合、実際やっても余り意味のないものになってしまう可能性があるということで、根本的に床下の点検をした上で設計も含めて見直しをするように県と協議をいたしまして、その結果、今年度全額、工法の見直しということで補正減させていただくものであります。

それと、先ほどの施設個別計画の学校関係でございますけれども、大体公共施設の中で学校施設が約6割というふうに言われております。嵐山町の小中学校の保有面積でございますが2万2,772平方メートルということでございまして、嵐山町に限らず全国的に公共施設の中で学校施設の占める割合というのが非常に高いということで、文科のほうで事前に施設の長寿命化計画の解説、手引というのを設定してまして、エクセルでこういう形で点検を行いなさいというのを事前に全国の市町村のほうにデータを送っていただいております。

その関係で、また文科のほうは平成32年度、令和2年度の段階までに、この施設の個別計画を策定し終わっていることが、その後の国庫補助事業を採択する条件にするということが事前にもう言われておりましたので、学校教育施設に関しましては長寿命化計画を事前に進めてまいりました。先ほど言いました文科のほうでいただいた手引に基づくデータで教育委員会のほうでは準備しておったのですが、ただその中でも職員だけではどうしてもできない建築基準法の12条点検、こちらのほうは一級建築士の資格がないとできないということで、それについては平成30年度業務委託契約ということで、5校合わせまして334万8,000円という業務委託のほうをさせていただいて12条点検をしていただき、それに基づいて学校施設については、長寿命化計画の策定に基づいて準備をして、今年度計画を策定するという形になっております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、まず最初の問題から行きますけれども、県の補助金を返還しなくてよいという理由というのは、そういうふうに言われたということですね。これかなり問題が大きいなと思っていて、補助金適正化法ですか、それ

には多分反するのではないかなと思うのですけれども、県がそのように言った理由と
いうのをはっきりしていただかないと、次の段階にこちらも考えていくということな
のですが、それはそのまま、市町村長としてそれで、そのところで県が補助金を
返さなくてもいいよというふうに言ったから、それでオーケーですよという形のもの
を、そのまま鵜呑みにしていいのかどうかということが1点目です。

次に、公共施設の個別化計画なのですが、学校施設の個別化計画については今年度
策定するということで、それはどのような形で公表されるのか伺いたいと思います。

以上でいいです。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えさせていただきます。

一部事務組合のほうで県と協議の結果、返還の必要がないというような回答を得て
いるというような説明を受けておりますので、組合の中でといいますか、組合と県と
の間の話ということでございます。こちらとしては当初返還する必要があるというよ
うな可能性の話は説明を受けておりましたが、最終的に返還の必要はなくなりました
という説明を受けているのみでございます。

以上です。

○森 一人議長 続いて、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 学校施設の施設個別計画の公表の方法ですけれども、
具体的には、まだ現在作成中ですので想定はしていないのですが、ホームページにな
るなり、冊子にしたものを教育委員会等で公表するなりという形で、とにかく公表は
いたします。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私もちっとわからないのですけれども、この410万円か
の県が補助金を出してやった事業というのは、私はちっと内容的にも今報告書を持
っているのですけれども、これはバイオマス化がそこでできるかどうかという可能性
調査なのです。その可能性調査をして、その結果として、乾式と、そうではないやり
方の方法で見学の検討をして、そしてこれは採用できないというのを多分議会の皆さ

んが決定したと思うのですけれども、そういった状況のものが私はよくわからないのですけれども、なぜこれが県に補助金を返還しなくてもよいというふうに県が判断したのか、そのこといかんによっては県に対してのアクションがあるということなので、それはそうすると、ここの返還金の部分が多くなってきます。それはもう少ししっかり調査されたほうがいいし、県の職員が入ってきていたわけですね、県の職員が派遣されて入ってきていた。

そして、それを日環、これは事業を受けていたのは日本環境衛生センターというのが事業を受けていた。日本環境衛生センターが、この事業をやるのだろうかというふうな疑問があって、そしてこの結果自身もおかしな結果を出してくるなというふうな事業だったのです。これは私もちょっと気になっていたものですから、はっきりなぜなのかというのを後で結構なので、県の組合のほうと折衝していただいて、そして詳しい理由を教えてくださいたいと思います。

○森 一人議長 答弁よろしいですね。

○12番（渋谷登美子議員） 今はできないですものね。

○森 一人議長 ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） 後にも。

〔何事か言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） その後にも出てくるので、そのときに質問しようと思っていたのだけれども。

〔「今聞いて」と言う人あり〕

○森 一人議長 また改めて確認をして……

○12番（渋谷登美子議員） 次の議案に出てくるので。

○森 一人議長 はい。

それでは、ほかに。先ほど手を挙げていましたけれども、川口議員よろしいですか。

○10番（川口浩史議員） 今ので……

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 2点ほどお聞きします。

最初に、37ページの……

○森 一人議長 長島議員に申し上げます。マイクを。

○8番（長島邦夫議員） ごめんなさい。先ほどもすみませんでした。

町道の2－27号に関してなのですけれども、通常赤貫道路といいますけど、先ほども440メートルの修繕を、補修をするのだというふうなことでございますけれども、440メートルがあ道路の中でどこからどこまでに当たるのか、またその工事の内容をもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

それと、もう一点は、45ページのバーベキュー場の浄化槽の復旧工事の関係でございますけれども、現年度補助分ということで1,260万、ちょっとよく意味がわからないのですが、1,260万で完璧な浄化槽の修繕ができるのでしょうか。

そしてまた、どこに修繕と、あの場所に設置をするのでしょうか。そこら辺がちょっとよくわからないのですが、今あそこが営業停止になっていますけれども、いつごろこれが完成するのかお聞きをしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、37ページの道路修繕事業の工事請負費につきまして説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、昨年度、路面標示の調査をさせていただいて、それによって国の起債を受けて事業をやっていくという整備でございます。内容的には、路面標示の悪いところでしか起債を受けられませんので、その条件をもってやらせていただくというふうになります。具体的な距離としましては、鎌形野球場の前からは約550メートル程度、その路面が悪いという情報が出てきています。今回は、そのうち440メートルの整備をさせていただきます。具体的な工事の内容につきましては、舗装の表層の工事のみでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、答弁を求めます。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、私のほうからはバーベキュー場浄化槽の工事の関係につきましてお答えさせていただきます。

まず、この工事の内容につきましては、現在ある浄化槽のブロワ3台、制御盤1基、また浄化槽内、または雑排水管、そちらのほうに汚泥等が浸水によりまして入ってしまっておりますので、こちらを洗浄したり掃除をして、また汚泥の処分をすると、そ

ういった内容の工事になっておりますので、現在ある浄化槽を直すという形の工事費でございます。新しくするとかという工事費ではございません。

また、7ページのほうで繰越明許費のほうでもちょっと都市施設等災害復旧費を1,260万出ているのですが、こちらのほうは年度内に完了するかどうか、その辺がわからない部分もありまして、一応こういった手続はとらせていただいているという状況でございまして、なるべく3月末のオープンに向けて、一応繰り越しの手続はさせていただいておりますけれども、年度内完了に向けて頑張って発注をしてやっていければというところでございます。内容的には、そんな内容になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 最初に、赤貫道路のところ聞くのですけれども、路面標示の関係の修繕ということが主なのですね。グラウンドのところから440メートルというところ、どこら辺までになるのか。一番下ったところあたりで終わってしまうのですか。左右に、右側に田んぼがあって、左側に駐車場になっていますが、その中ほどぐらいまでで終わる、その路面表示の修理ということでしょうか。では、その上については、全然手つかずなのですね。そこからいわゆる鳩山境のほうまでについては、全然今回のこれには入っていないのですね。確認です。

それと、バーベキュー場のところの浄化槽の関係なのですが、今あるものを修繕をして、制御盤等も建っているのは、電源等が入っているのはわかっているのですが、修繕がきくのかなというふうに思っているのですが、当然あそこのところで、これを修繕したとしても、かなり水位というのは、今回は、16号についてはかなり完全にオーバーしてしまいましたけれども、ぎりぎりのところまでいつも来ているわけです。そういうことは加味して、この修繕についても当たる予定はないのでしょうか。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり舗装のひび割れ等を検査していただき、状態の悪いものについて整備をするものでございまして、表層というか、舗装を直す工事でございます。

場所につきましては、鎌形野球場からカントリークラブを過ぎたあたりぐらいまで

が表層が悪い状態でありまして、ちょっと具体的に言いづらいのです。言いづらいというか、わかりづらいと思うのですが、カントリークラブが終わったあたりぐらいまでが、多分表層が悪いという状態になっておりますので、それが全体で550メートルございます。そのうちの440メートルを整備させていただくというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、バーベキュー場の浄化槽に関しましてお答えさせていただきます。

まず、今回の復旧工事に関しましては、先ほどブロワ3台、制御盤1基と言ったのですが、これは全く新しいものを入れかえるという内容でございます。今の機械を直すということではなくて、新しいものを入れかえる、そういった工事になります。

また、災害の補助のメニューとしまして、例えば今回の浄化槽が地震等で中の浄化槽自体も割れて壊れてしまったとか、崩れ落ちてしまったとか、そういうことがない限り新しく作りかえるということは認められないのです。まず、今まであった機能の回復、そこまでしか補助としては認められませんので、今ある浄化槽が新たにまた使えるような形で、補助のほうの申請のほうを今出させていただいている状況でございます。ただ、機械につきましては、もう動かない状態で壊れてしまいましたので、新しく入れかえという形での申請を出させていただいての工事内容でございます。

すみません。今回、水につかってしまって機械のほうも壊れたわけなのですが、機械が置いてある台にはちょっとした置き台みたいにコンクリートで少し高くなっていると思うのですが、そこの部分をちょっとこれから協議しまして、大体どのくらいまで基礎を上げて、その上に機械を設置するか、そこがちょっと今後検討して、今回と同じような水位が来たときにでも耐えられるくらい基礎を上げて、ちょっと高くなりますけれども、そういったところに設置するか、そこまではしなくても、ある程度50センチ程度上げて、そこそまでは水に今度はつかないようにするか、そういったところがちょっと専門の業者さん等にも意見を聞きながら考えて発注はしたいとは思っているのですけれども、そういった考慮は今度は必要とは思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 最初に、赤貫道路のことをもう一度聞くのですけれども、鳩山境がございますよね。私が肝心だと思っているところは、路面というより鳩山境のところから下ってきての、いわゆるこちらから鳩山方面へ向かって左側はカントリーの塀があるわけです。右側はないのです。土側溝なのです。アスファルトにはしてあるけれども、土側溝の部分なので、もちろん舗装してもだれるわけです。そのところに、鳩山のほうはちゃんとした側溝、U字溝が入っているわけです。あれと同じようにやってくれるのかなと思ったのですけれども、まだ境界と道路の部分というのがかなりあるわけなのですけれども、そういうふうにやるということではなくて、もう一回私の言ったことに対して、そうではないのですとか、そうですとか何かお返事いただきたいと思うのです。

それと、バーベキュー場のほうはわかりました。どちらにしても再発というのは当然あそこに来るわけです。押し寄せてくるので、想定したものを周りで、今フェンスはあります。安全のために誰も入れないようにしているのですけれども、やはり水が入るといのは、今までも多少なりともあったのです。でも、あそこまでひどくならなかったの、やはりあそこのブロックでも周りに積んでいただく、そういうあれは間違いなくやっていただかないと、また同じようなことになってしまいますので、また大がかりな修繕が必要になりますから、そこは考えてやってください。その答弁は結構です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

大変失礼いたしました。この事業につきましては、起債を受けるというふう、歳入のほうでも起債を受けておりますけれども、公共施設等適正管理推進事業債という起債を受けて整備をさせていただいております。これにつきましては、充当率90%というかなり有利な起債を受けてやっていくのですけれども、対象が舗装の表層に関する補修、これのみの起債でございますので、今回も財源等を考えて、こちらのみでやらせていただきたいと思います。

ただ、確かに長島議員さんおっしゃるとおり、かなり田んぼがというか、嵐山町に向かって左側のところが、やっぱり今もかなり割れているところがございます。そのことにしましては十分調査して、どのようにすれば舗装であっても長持ちするかと

いうのを検討して、工事のほうを施工してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 2問だけお伺いしたいと思います。

19ページのところに農業次世代人材投資事業費補助金75万円のマイナスと、これが歳入で、歳出のほうで37ページの上のところに、農業次世代人材投資補助金75万円のマイナスとあるのですが、きのうも私、一般質問しましたけれども、青年就労の方々が、今回の台風でお仕事ができなくなっている、これは減額になっているのかの確認です。

それともう一つが、45ページの真ん中です。災害復旧費のところの広野地内土どめ工事等とあるのですが、こちらの内容をお伺いしたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、私のほうからP19ページ、P37ページの農業次世代人材投資事業補助金の減額につきましてお答えさせていただきます。

この75万円につきましては、1年間150万円新規就農者に対しましての補助ということで支払われるものでございます。今年3月に就農された方につきまして、年度当初申請をさせていただきまして申請手続のほうをしましてまいりました。この交付が下期から、10月分からの交付になるということで、下期、上期で1年2回ずつ、10回ほど支払われるわけでございますけれども、半年分ずれるということでございます。手続上のことでございますので、今回の災害には関係ございません。

以上です。

○森 一人議長 続いて、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 P44ページ、45ページの道路橋梁災害復旧事業のうち、現年単独分の工事につきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、公共土木災害事業に対象外となったものにつきまして、原

則としては60万円以下の工事については補助金の対象にならないところでございますので、これについてはちゃんと起債を受けてやっていくというふうになっております。場所的には、ほかと書いてありますけれども、広野地区ほか志賀地区、鎌形地区と、今現在、補償を待っている状況のものが多々ございまして、それらにつきまして工事を行っていくというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 最初のほうはわかりました。

今のほうなのですけれども、広野地内の土どめのことなのですけれども、そうすると舗装する、舗装……

〔「補修」と言う人あり〕

○7番（畠山美幸議員） 補修か、補修をするところなのですけれども、広野はこれどこら辺になるのか。あと、また志賀、鎌形、一応どこら辺なのか場所だけ教えていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

広野地区におきましては、随分区長様から広野地区につきましては現地を見ていただいて、この道が崩れたよとか、違っていたよという情報をいただきまして整備させていただくものでございまして、具体的には関越自動車道と県道の間の山の中の町道というか、皆さんが使っている道路ではございますけれども、砂利の町道が一部崩れたものがございまして、それについて補修していくようなものでございます。

鎌形地区につきましては、冠水橋に向かう砂利道が随分崩れてしまいましたので、それについて補修するものでございます。志賀につきましては、今現在、メモリアルパーク先のところが土がまだ出ておりまして、それを撤去するような工事というのを予定しているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

松本議員、どうぞ。

○11番（松本美子議員） それでは、質問させていただきます。

まず、30、31ページになってきますけれども、高齢者の外出支援タクシーの関係で増額になっておりますけれども、これにつきましては印刷製本あるいはタクシーの実施委託ということですので、もう少し内容を細かく教えていただければというふうに思っています。

それから、41ページになると思うのですけれども、教育委員会あるいは小中一貫校の関係ですけれども、どちらも臨時職員対応の関係ですが、600万円あるいは150万円ということで減額になってきていますが、こちらにつきましては臨時職員対応が減額ということは、対応できなかったと。もしあれでしたらば、そういうことであれば内容的にはどういう理由だったのかお尋ねをさせていただきます。

それと、ちょっと戻ってすみませんけれども、38、39ページになりますけれども、上段ですけれども幹線道路の関係なのですけれども、町道1－3号整備あるいは1－23号整備、測量設計ということになっていきますけれども、こちらにつきましては特に1－3号線につきましては、長期にわたり部分的に完成はしてきているというふうに認識しておりますけれども、こちらの工事費負担費につきましてはどのような内容で、どここのところをどんなふうに工事をしていくのかお尋ねします。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、31ページの高齢者外出支援事業の関係でお答えをさせていただきます。

まず、委託料のほうなのですけれども、すみません。初めに、印刷製本費の件につきましては、これ事業実施するのにタクシーの助成券というものを配布させていただきまして、ご利用いただいているわけでございます。

今年度から対象年齢を75歳以上から65歳以上というような引き下げをした関係もございまして、申込者数は随分ふえているというような状況でございまして、当初印刷をしました冊数ではちょっと見込みとして足りそうもないということでございまして、当初は800冊ほど印刷をしたのですけれども、新たに追加で200冊ほどの追加の印刷をさせていただいているということが、それが9万9,360円の見込みということでございます。

それから、またそうしますと、この中には来年度の分の、今年度中に印刷、来年度の助成金を本年度中に印刷をしますので、当初見ていたよりやっぱりそういうふえているということで、その分を増刷を見込みまして、その金額が28万8,948円ということで、これを合計しますと合計で38万9,000円になりまして、不足する17万8,000円を増額させていただいているというものでございます。

それから、高齢者外出支援タクシー実施委託料のほうでございます。先ほども申し上げましたが、随分この申請者数もふえてございます。10月分までの申請者数をちょっと申し上げますと、既に822人の方に申し込みをしていただいております。それで委託料につきましては468万6,080円ほど10月分までに支出をしている状況でございます。それを平均を出しまして12月分を見えますと800万円ちょっとになるのですが、この補正予算の積算をさせていただいたときは、8月分までの実績でさせていただきまして、こちらのほうの48万9,000円増額の708万7,000円ということで計上させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 私のほうからは、40、41ページ、まず教育委員会事務局総務事業の臨時職員600万円の減でございますけれども、教育委員会の臨時職員は幼稚園以外の学校関係の臨時職員全体でございます。学習支援員ですとか生活指導支援員、あと臨時的任用職員、日本語指導員、公務員、給食配膳員、スクールソーシャルワーカー等々全て含めておりまして、必要に応じた支援員等を配置した上で、この12月の段階で600万円という残りの3月までの見越した上での減額という形になっております。

小中一貫教育推進事業のほうの臨時職員、こちらのほうは小中一貫の数学と英語を対応する先生方のものですが、こちらの実績に基づき残り3月までの賃金を想定して、こちらの150万円を減額するものであります。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

幹線道路整備事業の内容につきましてご説明させていただきます。まず、測量設計委託料1,000万円減というものにつきましては、これは町道1―23号線測量設計でございまして、川島の都市計画道路の測量設計を行うということで予算計上させていただきました。

しかし、これは国補助金をいただいて整備するというものでございましたが、内示率が非常に低くて、実際には本当に0.168%程度しか内示が来なかったものでございますので、それでは事業ができないということで全額減額させていただいているところでございまして、歳出としては1,000万円、歳入としましても5,500万円の減というふうにさせていただきました。

続きまして、1―3号線につきましては、こちらも補正におきまして当初要求額が26%だったものでございますので、その分の減額をして工事の発注を行いました。その後、長く国、県のほうに要望しておるものでございまして、こちらは社会資本総合整備計画という県の整備計画の中で要望しているものでございまして、それについては県の中で流用も可能というものになっているものでございます。

県のほうで、この地区の余ったものというか、そういうのを調査させていただいて、嵐山町もそれに手を挙げているのですけれども、余ったものについて嵐山町のほうに流用していただくという、そういう協議が整いましたので、これにつきましては国費としては1,000万円の内示をいただけるという、内示というか申請をいただけるという、利用いただけるということになりましたので、それについて工事請負費で計上させていただくものでございます。

補正後でございまして、現在では道路部分については40メートルの工事というのを発注させていただいて進めておりますけれども、今後、この補正をいただくことによって約130メートルの整備ができるなというふうに考えているところでございます。残りあと20メートル程度で全て完了するというふうに考えておりますので、随分大きくはかどるなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、高齢者外出タクシーの関係ですけれども、内容的にはよくわかってきましたけれども、こちらには新規の方もかなりふえてきているでしょうというようなお話もありました。もちろん自主返納の方もふえてきているのか

なというふうにも思いますけれども、この差というものは自主返納あるいは65歳以下の引き下げによった方たちというふうなものが入ってくると思うのですが、どのくらいの自主返納者の方にも入っているのでしょうか。

それから、教育のほうの関係になりますけれども、臨時職員の関係でいろんな分野の臨時職員さんが学校全体ではいるというお話でした。そういう中で600万円の減額ということになりますと、これは学校関係の生徒には支障がなかったのかどうかということをお尋ねさせていただきます。もちろんその下の小中一貫校にもかかわってくるわけですが、両方ともというふうな形で、すみません、お尋ねします。

それから、すみません、幹線道路の関係で、1－3号線が特に近所ですので気になってはありました。そういった中で、もう一度確認で申しわけないのですが、残りが20メートルぐらい残って完成ができるというようなお話だったのかなというふうにちょっと私のほうでは承知したのですが、間違いなければそれで結構です、すみません、もう一度お願いします。

○森 一人議長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を午後2時45分といたします。

休 憩 午後 2時34分

再 開 午後 2時45分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

山下長寿生きがい課長の答弁からになります。よろしくお願いいたします。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

この外出支援事業の中、返納の事業者は何人かということでございますけれども、こちらにつきましては返納の事業の方は入ってございまして、返納の方につきましては高齢者運転免許証自主返納支援事業という事業名で、新たにといいましょうか、予算を持っていますので、そちらのほうの支出になりますので、こちらのほうには含まれていないというような状況でございます。

先ほど10月までの申請者数とか委託料の関係を申しましたが、そのうち今年、年齢を引き下げた65歳から74歳の方なのですが、申請者数822人のうち145人が74歳以下の方です。それから468万6,080円、10月までお支払いをしています、そのうちの62万9,880円というのが74歳以下の方への助成でございます。

ちなみに、ちょっと高齢者外出支援のほうの資料がございますので、10月までにこちらのほうの申請者につきましては43名、それで委託の金額につきましては13万2,960円をお支払いしているというような状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

学校において各種さまざまな臨時職員ございますけれども、必要な学校、必要なクラスに必要な分、十分臨時職員のほうを配置させていただいておりますので、学校運営においての支障はございません。

以上です。

○森 一人議長 続いて、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、答弁させていただきます。

まず訂正でございます。先ほど都市計画道路の内示率につきまして「0.168%」と言ったと思いますけれども、「16.8%」の間違いでございました。申しわけございません。

あと、先ほど申しました1－3号線の残部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり残り20メートルが、あと交差点部分が若干残ると思いますので、20メートルと交差点部分の改修が残るというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、高齢者のタクシーの関係につきましては、これの今回の補正の関係で今年度は対応できるでしょうということです。74歳までということになりますね。わかりました。ありがとうございます。

教育のほうの臨時職員の関係なのですが、金額的にはかなり大きく減額という形になっておりまして、学校全体だとは言いながらも、特にこの臨時職員さんは、対応につきましては臨時職員として必要なかったというふうに、どこの部分かは認めたわけですね。ですから、これだけの金額が減額になってきたのかなというふうな受け取り方をしたのですが、そういうところがもしありましたら、なくて円満に子どもたちにも支障なく過ごしてきているというような答弁でしたから、なければ結構ですけれども。

それから、1－3号線の関係のところなのですけれども、ようやく何年かかったのだか私も忘れてしまうほど長くかかってきたかなというふうに思っていますので、相対的な距離というのはかなり広い、長いというのですか、ところなのですが、地域の方は一日も早く完成をというふうに願ってきていて、あと20メートルちょっとということになってくるので、今年の補正の工事が始まれば随分できて助かったなというふうに感じてくるのでしょうかけれども、これ申しわけないのですけれども、調べたらどうですかと言われるかもわからないのですが、いつごろから始めたのだったのでしょうか。それと、キロ数的にはどのぐらいの距離的なものがあつたのでしょうか。いよいよ大詰めになって終わりそうなので、お聞きしたいと思いますが、お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

松本美子議員に申し上げます。教育委員会のほうには答弁を求めますか。

○11番（松本美子議員） もう一度すみません、いいですか。答弁はしていただければというふうに、あるようでしたらということで、なければ結構ですよというふうな答弁でお願いしました。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 全体の距離というのはちょっと今持ち合わせがないのですけれども、時期につきましては平成27年度ごろから始めたのかなと思っているところでございます。申しわけないのですけれども、正確な数字の持ち合わせがないので、申しわけございません。

○森 一人議長 伊藤まちづくり整備課長、全長というのはわかりますか。どうぞ。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 全長についても、ちょっと今資料を持ち合わせていませんので、申しわけございません。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） もう出尽くしたのですけれども、何点か。3点かな。

27ページの公共施設個別施設計画策定業務委託、これは長寿命化とは違う視点で計画を立てるわけなのですか、ちょっと内容をお聞かせいただきたいのですけれども。

それと、この西口のトイレ、これは壊すわけですね。なぜ計画の中に入るのか。先ほどのお答えの中では、これを答えていたので不思議だなと思いましたので。

それから、いいですか、鎌形野球場からの道路工事の件なのですが、550メートルは修繕が必要だということですよ。だけれども440メートルで、今回はと。どうなのですか、あと110メートル、1回でやってしまったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、なぜこれが、お金ないのだよなんていう話になるのでしょうかけれども、できなかったのかちょっと伺いたいと思います。

それから、4点だ。日赤社屋の件なのですが、きのうの台風の件で雨漏りがしていたということでしたよね。その点は今度の改修の中に入るのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、4点です。バーベキュー場なのですけれども、今の改修やブロワなんかは新しくなるということですよ。ただ、これつくったときがどのぐらいなのか、25年ぐらい前、もっと前になるのかな、もっと前になるのだよね。そうだね、私が来たときはもうできていたもの。それで、そのころはまだ日本一ではなかったわけで、その後、日本一になって、たくさんの人が来て、処理し切れないのではないかと、ちょっとにおいがというのを聞いたことあるのです。現状のまま回復させるというのでは、また処理し切れないということが起きるのではないかなと思うのですけれども、その点はいかがなのでしょうか。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 27ページの公共施設個別施設計画策定業務委託料の関係でお答えをさせていただきます。

長寿命化計画との関係はということでご質問いただきました。こちらの計画については議員さんご案内のとおりでございますが、平成24年の12月、中央高速道の笹子トンネルの事故、天井のコンクリートが130メートルにわたって崩落し、9人の方の尊い命が失われたという事故でございます。この事故を契機に、社会インフラの老朽化対策が国、地方公共団体等で緊急の課題として強く認識されるようになりました。

平成25年に国においてインフラ長寿命化基本計画が策定されまして、各インフラの管理者はインフラの維持管理更新等を着実に推進するための中期的な取り組みの方向性を明らかにするインフラ長寿命化計画、行動計画を28年度までに策定することとされました。

嵐山町におきましては、平成29年3月に嵐山町公共施設等総合管理計画、こちらを

策定しております。この計画を受けまして、令和２年度までに個別施設の長寿命化計画、個別施設計画を策定するようということで、このことにつきましては26年４月に総務大臣の通知によりまして、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するよう要請がございました。こういったことを受けて、今回策定するものでございます。

２点目の西口トイレの関係でございますが、今ご答弁させていただきました29年３月に嵐山町公共施設等総合管理計画の中で対象施設を定めております。この計画の中に西口トイレも入っておりまして、今令和元年ですから２年、３年ほど前ですか、その計画上ちょっと入っていたということがございます。今回、先ほどご答弁させていただいた施設の内容につきましては、あくまで予定施設ということですので、必要がないということになれば、その施設は対象外ということにさせていただきます。

○森 一人議長 続いて、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

道路修繕事業の工事請負費の関係で、550メートルのうちなぜ440メートルかということでございます。先ほど申し上げましたとおり、これにつきましては起債を受けておりまして、これは公共施設等適正管理推進事業債という起債を受けております。これについては手続がございまして、町が契約を出したものに対して一年一年、町から県へ出して、県から国に協議を行った事業計画を出すというものになっております。今年度の嵐山町の事業起債を受けられる額というのが決まっております、それが3,856万4,000円というふうに枠が決められておりまして、それ以上起債ができないというふうになっているものでございます。

今現在、志賀地内の２－16号線、これは当初で計上させていただきました。それがございまして、その工事を行って、その残が今回補正していただくものを含めて440メートルしかできないということでございますので、一般財源を使わずにやらざるを得ないと考えておりますので、あと110メートル残ってしまうというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

日赤社屋、雨漏りというのは天井からぱたぱた落ちる雨漏りでなくて、実際には吹き込みで中に入ってくるという状態です。築110年以上の木造の建物で、窓枠のすき

間等々から入ってくるということで、木部の腐食部というのもそういうところなのですけれども、そういうことで雨漏りということでの工事はありませんけれども、先ほども当初から予定しておりましたしっくいの補修も含めて、そういった屋根のほうの補修と窓枠部分の木の腐っているところ、そういったところも補修をするという工事の内容でございました。

以上です。

○森 一人議長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは、バーベキュー場の浄化槽の関係につきましてお答えさせていただきます。

議員さんのご質問につきましては、今回、新しい浄化槽にかえたほうがいいのか、観光客ふえた内容でのそういった浄化槽にするべきではないかというようなご質問かなと思います。今回のこの災害で被害を受けまして、その辺のまず処理人数、それに付きましてもご指摘のとおり観光客もふえて処理能力、そういったものがやはりちょっと不足してきているのではないかとこのところは、私のほうも承知したところでございます。

その中で新しくつくりかえた場合に、今回、大体処理人数何人ぐらい必要なのかとか、そういったものもちょっと調べていただきまして、新しくつくりかえた場合のそういった見積もりまでもいただいておりますが、先ほど申し上げましたように災害の補助メニューは新しくつくりかえるというメニューはなくて、認められないというのでしょうか、原状回復、そこまでしか認めていただけないものですから、まず今回の補助での対応というのが無理だというのがわかりました。

その中で、また今回、浄化槽のほうを何とかしないと、来シーズン、バーベキュー場自体が開けない、そういう状況に陥りますので、まずは今現在の浄化槽のほうを復旧をさせて、バーベキュー場のほうも対応できるようにするというのを目標に対応のほうをさせていただいているところでございますので、今回こういった措置をさせていただいております。

ご指摘のとおり新しい浄化槽につきましては、町の中でもそこは何とかしなければいけないということで今考えてはおるところなのですが、いい補助金等そういったものを見つけて、今後早目に対応できるようにはしたいという考えではおります。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第57号 令和元年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第10、議案第58号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第58号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第58号は、令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億6,605万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

〔高橋喜代美町民課長登壇〕

○高橋喜代美町民課長 議案第58号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算

(第2号)議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の64、65ページをごらんください。2、歳入でございますが、3款国庫支出金、1項2目システム開発費等補助金につきましては、マイナンバーカードによる医療保険資格のオンライン確認等に伴うシステム改修費に対し、社会保障・税番号制度システム整備費補助金が交付されることにより74万8,000円増額し、補正後の額を74万9,000円とするものです。

続きまして、66、67ページをごらんください。3、歳出でございますが、1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、システム改修に係る国庫補助金が交付されることにより国庫支出金を増額し、一般財源を減額する財源内訳の更正をするものであります。

次に、9款諸支出金、1項6目保険給付費等交付金償還金114万4,000円は、国保資格喪失後の受診に係る不当利得等の保険給付取り消し分について、平成30年度の保険給付費精算額が確定したことに伴い、国保財政主体である埼玉県に返還が生じたため増額補正するものであります。

最後に、10款予備費ですが、39万6,000円を減額し、補正後の額を325万7,000円とさせていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第58号 令和元年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第11、議案第59号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第5号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第59号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第59号は、令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第5号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,153万円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億4,589万円とするものであります。

このほか繰越明許費の設定が1件、地方債の変更が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第59号につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、下水道施設全体を対象とした維持修繕改修計画策定を目的としました経費の補正及び実施のための地方債の補正が主なものとなります。あわせて人事院勧告に基づきます人件費の補正をお願いするものとなります。

最初に、補正予算書の71ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,153万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7億4,589万円とするものでございます。

次に、嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第5号）に関する説明書によりましてご説明を申し上げます。説明書の80、81ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。第3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目1節防災安全交付金800万円は、下水道ストックマネジメント策定に対し交付されるもので、補助率は2分の1となります。

次に、第5款繰入金、1項1目一般会計繰入金2,090万円の減額につきましては、

2件の緊急修繕工事が起債対象となることから、今回、減額の補正を行うものでございます。

次に、第6款繰越金、1項1目繰越金443万円の増額につきましては、前回の補正時に組み込みされるところでございましたけれども、これが反映されておりませんでした。決算上の純剰余金として、今回組み込みをさせていただくものでございます。

次に、第8款町債、1項1目下水道事業債3,000万円の増額につきましては、第3表、地方債補正のとおり緊急修繕工事及び仮排水等の業務に充てるものでございます。

続きまして、82、83ページをお願いいたします。歳出でございます。第1款公共下水道費、1項1目一般管理費の補正につきましては、人事院勧告に基づく人件費等の補正を行うものでございます。

2項1目建設事業費の補正につきましては、下水道ストックマネジメント計画策定業務委託料としまして1,820万円の増額補正を行うもので、下水道施設全体の維持及び改修に関する計画策定に要する費用となるものでございます。

なお、当該業務の策定につきましては1年ほどの期間を要することから、73ページにございます第2表、繰越明許費のとおり1,820万円を翌年度へ繰り越しの措置とあわせてお願いをするものでございます。

次に、2項2目維持管理費、13節委託料110万円の増額補正につきましては、川袋橋付近の下水道管渠緊急修繕工事の下流側に当たります志賀2区地内の下水道管渠内部のカメラ調査を行うための費用と、川島川へ流下する生活排水の水質調査費用を計上させていただくものでございます。

次に、第2款浄化槽費、1項1目一般管理費の補正につきましては、人事院勧告に基づきます人件費等の補正を行うものでございます。

次に、84、85ページをお願いいたします。第4款予備費につきましては210万4,000円を増額いたしまして、補正後の額を500万9,000円とさせていただくものでございます。

このほか86ページから88ページにございます給与費明細書及び89ページにございます地方債の前々年度末におけます現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご高覧をお願いできればと存じます。

以上で細部説明を終えさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 81ページのストックマネジメントの関係なのですが、ちょっとどんな、ここにありますけれども、維持、修繕、改築に関する計画ということで、どういう見方をして、この中にカメラ、この中というか今度の予算の中にカメラ云々とありますけれども、そういうものも使って全体を修理するのか、修繕するのか、この一部分だけにするのか、そういう計画と理解してよろしいのでしょうか、ちょっとどういう内容なのか。

それから、前年度繰越金なのですが、これ単なる記載漏れだけなのですか。何かおくれていたという話を聞いたことがあるのですけれども、もしそういった事実があるのかどうかも伺いたいと思います。

それから、次の83ページの川島川の件なのですが、これは例の大腸菌が大量に出ているわけですね。これの調査がここではできると、そういう理解をしてよろしいのですか。

それと、カメラは志賀の何とかと言っていましたね。今、ほかのことをちょっと書いていたもので、志賀のどこかをカメラ入れて、それで下水道管ですから、ちょっと説明を伺いたいと思います。

それから、その下の管渠内清掃業務、これは全体を言っていることなののでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

最初に、ストックマネジメント計画の関係でございます。こちらにつきましては、議員さんおっしゃいますように、従前からは長寿命化計画というものをつくっておりましたけれども、今回、現在管理をしております下水道施設全体の維持、修繕を含めて調査を行いまして、長期的に改修を財政とあわせて行っていく、計画づくりを行っていくという内容のものでございます。

これについては、例えば改修を行うのに当たって、今、国のほうではストックマネジメント計画をつくった上で事業を進めていただくというふうな方針が出されております。嵐山町の場合、このストックマネジメント計画のほうに未着手でございまして、今回これを年度途中ではございますけれども、早く入れさせていただいて、既に2カ所ほど緊急修繕というふうなことで起こっておりますので、少しでも早いうちに改修のほうが補助事業として、これが施工できるように備えるものでございます。

それと繰越金の関係でございますけれども、大変申しわけございませんでした。本来、前回6月をお願いするところでございますけれども、この部分だけ漏れておりまして、議員さんからは事業がおくれていたのではというふうなお話もございましたけれども、申しわけございません。本当にこれ落としてしまいまして、申しわけなかった次第でございます。

それと、今回上げさせていただいております志賀2区地内のカメラ調査、それと管渠内の清掃業務がございますけれども、これにつきましてはカメラ調査をやる前に管渠の中の清掃をして、きれいな状態にしてカメラを入れる。通常これがセットになってございまして、清掃とカメラ調査を分けて表現をさせていただいております。実際には、これ同時に発注をして調査を行うものとなります。

そして、川島川の関係でございますけれども、こちらにつきましては公共下水道事業の接続推進等行っている関係もございまして、従来から川島川流末で大腸菌群数のお話もございます関係で、今回、水質の調査をこの仕事の中で上げさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今回、川島川の調査だけだということで、まだまだそうすると実態をつかむまでは先になるということなのですか。この分でいくと、もう来年度改善ができるという、そういう見通しも立たないような感じがするのですけれども、やっぱりそんな感じなのですか。もう大腸菌が何十万と出ているのでしょうか、何百個だか何千個以内にはないといけないのが。これは緊急性があるというふうな認識をやっぱり私は持ってもらわないといけないと思うのですよ、全部あれが市野川に流れるわけですから。下流の人のことをやっぱり考えていかないといけないと思うのです。どんな見通しなのか、いつごろ全部改善ができるのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをさせていただきます。

今回、水質調査で上げさせていただいておりますけれども、新年度からは実際にこの管渠内の清掃等に入らせていただく予定にしております。清掃前にこの調査を行わ

せていただきまして、経過を見ながら清掃を行うわけなのですけれども、最初の指標となるものが今現在ございませんので、指標として調査を一旦やらせていただいて、それをもとに大腸菌群数等の落ちぐあいと比較をしながら行わせていただくものでございまして、実際には清掃等をこの後行って、数値を落としていくという作業に入るわけでございます。その指標となるものというふうなことで、ご理解いただければと存じます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第59号 令和元年度嵐山町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第12、議案第60号 令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第60号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第60号は、令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、事業収益を8万円を追加し、総額を

5億3,382万8,000円とし、事業費用から75万6,000円を減額し、総額を4億8,938万6,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的支出に1,106万6,000円を追加し、総額を2億6,096万4,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山下上下水道課長。

〔山下隆志上下水道課長登壇〕

○山下隆志上下水道課長 それでは、議案第60号 令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）の細部説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に基づきます人件費の補正及び電算機器のリース期間満了に伴います機器の購入に伴う補正が主なものでございます。

補正予算書の103ページをお願いいたします。令和元年度嵐山町水道事業会計予算執行計画補正（第2号）により説明をさせていただきます。

最初に、収益的収入及び支出の収入でございます。1款1項2目その他営業利益の1節手数料につきましては、給水条例の一部改定に伴いまして、指定工事店登録の更新手数料8万円が見込まれるため、今回増額の補正を行うものでございます。

次に、支出でございます。1款1項1目原水及び浄水費から3目の総係費までの各目におきましては、人事院勧告に基づきまして給料、手当等の人件費関係の補正を行わせていただくものでございます。

次に、104ページをお願いいたします。1款2項3目消費税及び地方消費税100万7,000円の減額につきましては、再計算をいたしました結果、減額補正を行わせていただくものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出でございます。1款1項1目事務費に関しましては、人事院勧告に基づきまして手当等の補正を、人件費関係の補正を行うものでございます。

次に、6目固定資産購入費1,100万円の増額につきましては、メーター検針等に使用する端末機器を含めました機器一式及び料金請求を含めました会計事務に使用するサーバー関連機器、そして操作端末機器等の電算機器一式のリース期間満了に伴いま

して使用機器の購入費として計上をさせていただくものでございます。

このほか97ページにございます令和元年度嵐山町水道事業予定キャッシュフロー計算書及び98ページにございます給与費明細書、100ページの水道事業予定貸借対照表のご説明に関しましては、省略をさせていただきます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 104ページの電算機器の購入費1,100万ということで説明いただきましたけれども、その前のページにも電算機のリースが32万4,000円ということで減額になっています。これだと新たな固定資産が購入されているということになります。この端末機、それから検針のメーターとか入ってくることによって、相当な省力化が図られているかどうかというようなことはいかがでございましょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをいたします。

今回、補正予算といたしまして、機器の購入費として機器のリースの期間が終わる関係上、費用を計上させていただいております。この内容に関しましては、水道の現地でのメーター検針に使用しますハンディターミナルが11台、そして実際にそれを集計してデータとして残しますサーバー関連の機器、そして料金徴収等で入力いたしますパソコン等のクライアント関係の端末機器がございまして。サーバーに関しましては1台、端末のパソコン等に関しましては4台、そしてプリンターがございまして、こちらのほうもあわせて今回、購入費用として考えているところでございます。

これにつきましては、これまでリースとして行っておりましたけれども、5年間のリースの総額と年度当初に一括で購入します費用を比較いたしますと、約5年後には100万円ほどの差額が出てまいります。こういったことを加味いたしまして、水道事業のほうが企業会計でございまして、利益を優先するという考えで計上をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） よくそこまで努力されているのだと思いますけれども、要す

るに今までのリースであったものが、一括固定資産として購入したということで、それによっていろんな省力化が図られていくというようなことではないということだと思いますか、どうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 失礼をいたしました。こちらに関しては、リースによりまして使用する機器のリース費用、そして当然機器には中身といいますか、システムとしての使用料も含まれますので、そういったものを全てリース料として月々お支払いをしていたわけでございます。こういった部分を5年後に置きかえると、先ほど申し上げましたような差額が出てくるということなものですから、今回、費用のほうを優先させていただいて購入に踏み切らせていただくという内容でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第60号 令和元年度嵐山町水道事業会計補正予算（第2号）議定について、この案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第13、議案第61号 工事請負契約の変更について（防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第61号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第61号は、工事請負契約の変更について（防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事）の件でございます。

防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事の施工に関し、変更契約を締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

山岸地域支援課長。

〔山岸堅護地域支援課長登壇〕

○山岸堅護地域支援課長 議案第61号の細部につきましてご説明を申し上げます。

議案第61号は、防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事について請負変更契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

議案書をごらんください。工事の総請負金額でございます。下から2番目の金額となります。2億8,622万1,700円とするものでございます。

続きまして、議案第61号参考資料をごらんください。工事の変更概要でございます。1つ目が屋外拡声子局移設一式、2つ目が戸別受信機一部仕様変更一式、3つ目が有価物処理一式、4つ目が基礎処理変更一式、以上が概要でございます。

次ページをごらんください。工事の変更請負仮契約書でございます。3の（3）元請負代金額に対し77万7,700円を増額するものでございます。

次ページをごらんください。変更内容につきましてご説明申し上げます。こちらにつきましては、当初、既設子局が設置されておりました嵐山町大字越畑1526番1の子局の建て替えを予定しておりましたが、地権者の意向により移設する必要が生じました。大字越畑1529番地一1、地権者の同意をいただきまして移設をするというものでございます。図面を見ていただきますと、上の部分が当初位置、下の丸が変更位置ということでございます。

次ページをごらんください。戸別受信機の一部仕様変更でございます。花見台工業団地内の事業所に配布する予定の戸別受信機につきまして、事業者からの要望により

まして管内放送設備に接続する機能を持った仕様と数量に変更し、あわせて空中線と呼ばれるアンテナにつきましても電波の受信状況の調査を行い、受信状態に応じたアンテナ数量に変更するものでございます。

朱書きで記載させていただいている部分が変更となります。この中で主なものとしては、2の戸別受信機、外部接続接点付、こちらが26台、上の戸別受信機、通常のものですが、こちらが144台、合計170台ということで、この170台のトータルについては変更がございません。当初、通常の170台のものを外部接続付26台を変更するというものでございます。

次のページをごらんください。屋外子局の立面図でございます。左側が撤去前、旧のものでございます。右側が新しく新設したものであるということでございます。こちらの基礎部分について10センチのかさ上げを行うというものでございます。周囲の土砂や雑草などが基礎部分を覆うことを防ぐため、基礎のかさ上げを行うものでございます。

次ページをごらんください。こちらの子局も同様の基礎のかさ上げを行うものでございまして、こちらにつきましては再送信機能付の子局ということでございます。同様に基礎の部分のかさ上げを行うというものでございます。

最後に、有価物処理につきましましては、既存の防災行政無線を撤去する際に発生いたしました廃棄物の中に、パンザマストという柱の部材がございました。こちらが資源として売却することができるということでございますので、請負代金から減額をさせていただくというものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今の説明ではちょっとよくわからないのですけれども、越畑のこれを、柱と言っていいかな、これを移設というのは、地権者の意向なのでというのはよくわかったのです。ほかの機器を買ったりするわけですね。戸別受信機144基、なぜこれを更新、買い換えなければいけないのか、戸別受信機を26台買わなければいけないのか、ダイポール型は160基、ちょっとその説明がなかったと思うのです。これがトータルで幾らだったか、7,700万円なのだよ。7億7,000か、7億だよ。770……

〔「77万」と言う人あり〕

○10番（川口浩史議員） 違うよね、77万、そうだ。どうも数字が読めなくなってしまう。なぜこの77万もかけてやる必要があるのかというのをちょっとご説明いただけないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 戸別受信機につきましては、従来のアナログの防災行政無線に関しても音が聞こえづらいというお宅に関しては、戸別受信機を設置していただいております。今回、デジタル化ということで、従来のアナログ機の戸別受信機は使えませんので、それをデジタルのものに変更するという部分がございます。

また、一部重複というか、今までもつけていただいていた方もいらっしゃるのですが、土砂災害警戒区域の方が27世帯いらっしゃると思います。こういったお宅に関しては、うちは結構ですということになりますと設置するというわけにはいきませんので、できる限り設置していただきたいというふうに考えております。

また、花見台工業団地の中で、これまで花見台工業団地の中に子局がありませんでした。今回、子局、スピーカーで流すものも新たに花見台工業団地の中に設置いたしますが、台地の中の工場は、工場が大きかったりいろいろしますので、また工場の中で従業員さんがいらっしゃると、外で放送してもなかなか聞こえづらいということもあろうかと思っておりますので、花見台工業団地の中の事業所のほうにそれらをつけていただくということで考えております。

○森 一人議長 ほかに。

第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） このポールが何メートルぐらい動いたのですか。1526—1から1529—1まで、地権者の意向で動かしたのか、ここに建っていたポールでは雑草が生えてきてふぐあいが出たり、空中を飛ばしていく電波がうまくつながらないので、ここへ移したのか、そこいらのところが私の中でまだ理解できないので、その辺の理由をちょっと説明していただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 当初建っていた土地の地権者と、今度新たに建てる土地の所

有者の方は別の方になります。これまで建っていた土地の所有者の方がご希望によりまして移設していただきたいという希望がありましたので、新たに建てられる場所を見つけて、そちらに建てるということでございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 特に電波が通りづらかったとかというのではなくて、今まで地権者が次に建てるのなら、私のところではないところに建ててくれよということをお願いがあったということですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 土地の所有者の方につきましては、いろいろやはり土地の利用上ご事情があると思いますので、町としてはあくまでご了承いただいて建てるというのが基本でございますので、そのような形で対応をさせていただきました。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 1点になると思いますけれども、こちらにつきましてはちょうど挟んでいる、そちらとこちらというふうな、地図からいってもそういうふうになっていますし、ほとんど場所が同じようなところに建つわけですがけれども、地権者が違ってもね。そういった中で、これは77万7,700の増額ということになってくるわけですがけれども、そうしますとこちらの撤去費の関係はどのぐらいかかって、新設のほうはどのぐらいかかるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 当初、これまで建てていたところにアナログのものが建てていた部分に、改めてその基礎等を使って、そこに建てるというのが、従来、この地図で、図面でいいますと、上の部分に建てる場合のケースです。今、既に建っているものを、ポールを抜いて基礎をそのまま使って新しいポールを入れて建てるという形です。

その下の部分、今度新しく建てる部分ですがけれども、その部分については、当然基礎を新たに設置して、そこにポールを立てて建てるということになりますので、そういった変更が生じます。その結果、差額といたしましては、直接工事費の金額になり

ますが、4万2,000円程度変わってくるということです。諸経費もありますので正確にはこの金額ではございませんが、直接の工事費にいたしますと4万2,000円程度ということでございます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ちょっとよくわからなかったのですが、新しくすると基礎工事から実施をしていきますので、工事費そのものが約4万2,000円ぐらいで余計に上乗せという形になるというようなご答弁だったのかなというふうに思いますが、そうしますと撤去する部分のことも聞いたと思ったのですが、撤去費もかかるわけですね、新しく建てる、今建っているのがなくなるわけですから、その辺のところの説明をいただければと思います。

○森 一人議長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 既設のものの部分、既設のものと同じところに建てる場合でも、新たに建てる場合でも、既設のものはいずれにしても撤去しますので、その部分に変更は特にないというふうに考えております。

○森 一人議長 以前の契約からの変更なので。

ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 先ほどの図面があるのですが、10センチかさ上げは、土からかさ上げはするのだけれども、全長が10センチ縮まっているのですよね、今回の新しいやつの方が。同じぐらいの高さではなくても拡声できるのかなというだけの心配なので。

○森 一人議長 答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 ただいまいただいたご質問は、今回、変更契約ですが、昨年度ですか、最初に、最初の契約の上程をさせていただいたときの記録を見ますと、10センチ下がるということは当初からの予定ということで、同じようにご質問をいただいたようですが、音達、音が届くかどうかということには大きな影響はないということでございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第61号 工事請負契約の変更について（防災行政無線設備（同報系）デジタル化部分更新工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を午後4時5分といたします。

休 憩 午後 3時55分

再 開 午後 4時04分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、議案第62号 埼玉中部資源循環組合の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第62号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第62号は、埼玉中部資源循環組合の規約変更についての件でございます。埼玉中部資源循環組合が解散した場合における事務の承継、決算の調製等に関する規定の整備を行うため、同組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田環境課長。

〔内田恒雄環境課長登壇〕

○内田恒雄環境課長 それでは、議案第62号 埼玉中部資源循環組合の規約変更についての細部につきましてご説明を申し上げます。

議案書の裏面、別紙、埼玉中部資源循環組合規約の一部を変更する規約をごらんください。変更の内容としましては、本則の次に事務の承継として、第17条、組合の解散に伴う事務の承継並びに決算の調製、審査及び認定については、構成団体の協議により定めるという1条を加えるものでございます。

一部事務組合が解散する場合、それぞれの地域の区分に応じて、関係地方公共団体が、その事務を承継することとなりますが、埼玉中部資源循環組合では、事務承継の対象と財産区分の対象との区別や事務の承継先などが明確になっておりません。地方自治法施行令第218条の2において、市町村の組合に関しては規約で特別の定めをすることができる」と規定しており、解散に先立ち規約の変更を行い、組合解散に伴う事務の承継並びに決算の調製、審査及び認定については、構成団体の協議により定める旨を規定するものでございます。

それでは、議案第62号の参考資料、埼玉中部資源循環組合の解散に伴う事務の承継等に関する協議書をごらんください。埼玉中部資源循環組合規約の一部変更に伴い、組合解散に伴う事務の承継等に関し、この協議書の内容で協議するというものでございます。

参考資料の2ページ目をごらんください。第1条、事務の承継の第1項は、歳計現金、未収金、未払金、公用文書、訴訟に関する事務は、吉見町が継承する旨の記載でございます。

第2項は、第1項に規定する訴訟に関する事務について、対象となる訴訟を記載したものでございます。

第3項は、第2項各号に規定する訴訟事件以外の訴訟事務については、埼玉中部資源循環組合の構成団体が別途協議する旨の規定でございます。

次に、第2条、決算の調製、審査及び認定は、吉見町がこれを行う旨の規定でございます。

次の第3条、事務の承継の始期は、組合が解散する日の翌日、令和2年4月1日と

する旨の規定でございます。

次の第4条、事務処理費用は、協議書の第1条第1項及び第2条に規定する事務を処理するにあたり、必要な費用として次のページの別表に基づき算出された金額を吉見町が受け取る旨の規定でございます。

次のページの別表をごらんください。1行目は、歳計現金、未収金、未払金、決算でございますが、出納事務、決算事務、一式34万7,000円、2行目は公用文書でございますが、情報公開、調査回答等、連絡調整事務1件当たり4,000円、3行目、こちらが訴訟に関する事務でございますが、裁判所等出張1件当たり1万2,000円という内容でございます。

前のページにお戻りいただきたいと思います。第5条、構成団体の精算の第1項は、歳計現金から未払金及び第4条に規定する事務処理費用の額を控除した額について、これまでの負担金総額からごみ処理施設建設費分を除いた負担金総額に対する構成団体ごとの負担割合と同じ割合で各団体に承継する旨の規定でございます。

第2項は、吉見町が承継した歳計現金に不足を生じた場合は、第1項と同じ割合で負担する旨の規定でございます。

次の第6条、疑義等の決定は、この協議書に定めのない事項、または疑義が生じた事項について、その都度、構成団体が協議して定める旨の規定でございます。

なお、規約の変更は県知事の許可が必要となっております。各構成団体において規約変更の議決を経てから県知事に規約の変更についての申請を行うこととなります。

最後に、議案の別紙に戻っていただきまして附則でございますが、変更後の規約は埼玉県知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 質問させていただきます。

この承継に関する協議書の中で、事務の承継が第1条にうたわれているわけですが、訴訟に関する事務は吉見町が承継をするという協議書でございますが、この第2項には、(1)から(4)までのそれぞれの住民訴訟事件等掲載されておりますが、この4つについてはどのような内容のものであって、いわゆる係争の行方によっ

ては協議上どのようなことが発生し得るのか、その点でお話しできることがあればお聞きしたい。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田恒環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

訴訟の内容ということでございますが、こちらで組合のほうから伺っている内容についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、2 項の 1 号、2 号でございます。さいたま地方裁判所平成27年（行ウ）第38号、措置請求に対する住民訴訟事件、それから（2）のさいたま地方裁判所平成28年（行ウ）第40号、損害賠償請求行使等請求事件、こちらは原告よりこの2つ、上記1と共同訴訟参加申立書が提出され、1つの事件として訴訟中ということでございまして、この内容につきましては組合が発注した委託契約に対する住民訴訟という内容でございまして、これまでの経過としましては直近で第17回の口頭弁論が令和元年10月23日だったということで、次回が令和元年12月25日という、こういう予定となっております。

その次の第3号です。さいたま地方裁判所熊谷支部平成30年（ワ）第289号、施設建設禁止請求事件でございます。こちらの内容は、吉見町大字大串字中山在地区に一般廃棄物処理施設を建設してはならないという内容の訴訟でございまして、口頭弁論と弁論準備ということで、第1回の口頭弁論が平成30年11月12日に開かれて、以降口頭弁論はなく、以降は弁論準備のみということでございまして、第6回の弁論準備が令和元年10月28日にございました。次回の予定が令和2年1月20日ということでございます。

それから、4号に記載しておりますさいたま地方裁判所平成31年（行ウ）第22号、行政文書非公開処分取り消し請求事件、こちらの内容は公文書の一部非公開等に対する処分取り消しという内容でございまして、こちらでも口頭弁論と弁論準備ということで、第3回が令和元年11月27日に開かれておりまして、次回の予定が令和2年2月5日ということでございまして、これが口頭弁論ですとか弁論準備というものが今後予定されております。顧問弁護士が対応していたりとか、それとの協議等も、これまで組合事務局の職員が行っていましたが、そういった事務、それを吉見町のほうが承

継するという形になりますので、それがどういった形になっていくかということは、まだ何とも申し上げようがございませんけれども、そういった事務を吉見町が承継していくという形になるものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうしますと、今ここの中で、（１）と（２）が同一な形で出てきているということで説明いただきましたけれども、具体的にはここに、（２）に損害賠償請求行使等という事件になっているわけです。そうすると、具体的には金銭的な、なっているものについては、その金額のようなものというのも公表していただけののですか。いわゆる損害賠償請求額ですから、その額というのが出ているのだと思うのです。

もう一つ先に進みますと、３項です。３項に行きますと、前項の訴訟事件以外の訴訟に関する事務は、規約の第２条に規定する構成団体が別途協議するものとするという３項ができているわけなのですけれども、これに相当するものは、今、現時点ではあるのかないのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

大変申しわけございません。請求額のほう、手元に資料を持っておりません。こちらを確認すればわかることでございますので、確認させていただきたいと思います。

それから、３項でございますが、これは現在、新たなものというのはございませんで、仮に今後出てきた場合には、そちらについても承継団体のほうで対応していくというための規定でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうすると、この協議事項そのものは、吉見町が（１）から（４）までのいろいろな訴訟に対しては責任を負っていくという捉え方でいいのですか。それとも何か第６条にあるようなことが進んでいくことになるのか、その辺はどういうふうに協議事項を理解したらよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

これは事務の承継ということで、それに必要な事務をやっていくのが吉見町ということでございます。訴訟の行方によって、対応について定めのないことについては別途協議するという形になってくるかと思imasuので、今の段階でそこまでのこと、どうなる、こうなるというところまでがはっきり申し上げられない部分もあろうかと思imasu。はっきりしていない分については、構成団体が別途協議していくということになろうかと思imasu。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

反対討論。

〔「賛成」と言う人あり〕

○森 一人議長 賛成討論。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 埼玉中部資源循環組合の解散に賛成討論をいたします。

62号ではやらないほうがいいか、ちょっと私も迷った。

〔「規約変更」と言う人あり〕

○10番（川口浩史議員） 規約変更だから、私も迷ったのだけれども。では、63号で。

○森 一人議長 63号の間違いでしたか。

○10番（川口浩史議員） そうね。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第62号 埼玉中部資源循環組合の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第15、議案第63号 埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第63号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第63号は、埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分についての件でございます。埼玉中部資源循環組合を解散すること及び同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

内田環境課長。

〔内田恒雄環境課長登壇〕

○内田恒雄環境課長 それでは、議案第63号 埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分についての細部につきましてご説明を申し上げます。

議案書の別紙、埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分に関する協議書をごらんください。地方自治法第288条及び第289条の規定により、令和2年3月31日をもって、埼玉中部資源循環組合を解散すること及び同組合の財産処分について、この協議書の内容で協議することに対して、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の裏面をごらんください。1、吉見町に帰属させる財産につきましては、(1)、備品の表の区分欄に記載されている公印以下12種類の備品の各数量を吉見町に帰属させる財産とするものでございます。

2、基金でございますが、構成市町村ごとのごみ処理施設建設費負担金計画積み立て分として積み立てたそれぞれの金額、嵐山町分としては3,664万円、それ以外については、これまでの負担金総額からごみ処理施設建設費分を除いた負担金総額に対する構成市町村ごとの負担割合により処分するという内容でございます。なお、嵐山町の割合は6.75%でございます。

3につきましては、その他の財産は構成団体の協議によりそれぞれ承継するという内容でございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、川口浩史議員。

〔10番 川口浩史議員登壇〕

○10番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。埼玉中部資源循環組合の解散に賛成討論いたします。

埼玉中部資源循環組合が建設しようとした場所は、吉見、北本、鴻巣市の3市、町の組合、埼玉中部環境保全組合が現在運営している焼却場の隣接地に建てようとしたものです。ここは3市町の組合が焼却場を建設する際、およそ40年前ですが、地元住民は反対し、自殺者まで出るような事態になり、裁判も起こしました。

しかし、裁判中も焼却場は建設され続け、結局、和解を結ぶしかなくなりました。その和解の中に、大串や飯島新田など具体的な地名が書いてあり、この地域には焼却場の新設、または増設をしないと明記があるものを双方合意の上、署名、捺印をして結んだわけであります。ですから、新しい焼却場は建てることができないことになっています。それが和解をほごにして、和解を無視して建設することを決定したのが埼玉中部資源循環組合です。

この組合になる前に、埼玉中部広域清掃協議会のとて、建設場所をどこにするのか、各議会の議員が入った建設検討委員会が設置されました。建設検討委員会は、8カ所の中から1カ所を選ぶというものでした。ちなみに8カ所は、どういう経緯で選ばれたのか不明であります。

会議は2014年、平成26年1月から3月の間に3回開かれています。この建設検討委員会が建設場所を決定したことになっていますが、実は違うわけです。というのは、2012年、平成24年11月26日に一般廃棄物処理熱回収施設等の整備に関する関係市町村会議が開かれています、この中で桶川市の市長が、新施設の建設場所をお聞かせ願いたいと聞いたところ、新井保美吉見町町長は現在の中中部環境の付近とお考えいた

きたいと答えているわけです。新井町長は初めから和解をほごにして建設しようと考えていたことが、このことからわかります。

ですから、建設検討委員会8カ所の候補地の中から中部環境の隣接地の評価の点数を一番高くして終わったことになっていますが、これは評価点を各委員が入れていき、問題の場所が一番高い点になったわけではなく、点数は事務局のほうで入れてあり、それを承認しただけのことです。ですから、十分な調査のもとに決定したわけではありません。十分な調査をされると、他の候補地が高得点をとることを恐れ、建設検討委員会は会議の回数を3回しか開いていませんが、こんな回数で候補地が決まるわけではないのです。大阪のある組合では16回まで会議が開かれていますが、それでも決まったわけではなく、途中経過でした。

また、問題の場所を決めるのに姑息な手も使っていました。建設検討委員会の委員の中に、ときがわ町議会から日本共産党の野原和夫議員が委員として選出されていました。しかし、野原議員は、3回の会議のうち第1回目の会議しか出席できませんでした。第2回目の会議は2014年2月にありましたが、ときがわ町議会の町議選が行われている最中に開いているのです。選挙で落ちたら出られませんから、出席できなかったわけであります。3回目は3月にありましたが、当日はときがわ町議会が開かれる日であり、議会を優先しなければならず出席できなかったわけです。このように野原議員の出席を阻止するために、野原議員が出られない日を選ぶという姑息な手を使ってまでして選んだのが、新井保美吉見町長が答えた場所だったわけです。熟慮に熟慮を重ねて決まった場所ではなく、形式的に建設検討委員会を開いただけ、和解違反を承知でむりやり建てようとしたのが、埼玉中部資源循環組合だったわけです。

さて、2017年4月、平成29年4月に吉見町長選挙は行われました。その選挙の前に、吉見町の戸谷照喜議員が新焼却場を批判したピラをまいたわけです。選挙の結果は、新焼却場を勧めた新井保美現職町長が破れるという波乱がありました。選挙後、新井前町長は、戸谷議員がまいたピラが名誉棄損に当たるとして裁判に訴えました。この判決が昨年の6月にあり、主文には次のように書いてあります。政治手法に対する批判の範疇に属するものとして誹謗中傷や人格攻撃には当たらないとして、新井前町長の訴えを全面的に棄却したわけです。裁判長は和解のことにも触れており、戸谷議員が焼却場の新設はしないとしたところに建設しようとすることは、住民を無視した背信行為ではないかと指摘したことに、新井前町長は和解は中部環境が結んだもので、

現在の組合ではないと反論しています。

このことに裁判長は、少なくとも政治責任の有無を問うなどの観点からは十分成り立ち得るものであると述べ、新井前町長の主張はここでも退けられています。このように実際に裁判が行われ、組合側が言う主張はことごとく退けられているわけです。和解をほごにして建てようとした組合に、地元住民は反発し、和解違反をしているとして再び裁判を起こしました。裁判所がつくった和解ですから、また戸谷議員の裁判でも勝利していますから、住民側の勝訴で終わることは間違いないでしょう。組合側も勝てる見込みがないと見て解散に踏み切ったものと思います。表向きは附帯施設の運営費をめぐる対立だと報じられていますが、実際は裁判に勝てる見込みがないものと考えます。

道理のない、道義的にも許されないことをしたツケは大き過ぎます。嵐山町は3,831万9,000円を無駄にしました。貴重な町民の税金を失ったわけです。この責任は岩澤町長と、これに賛成をしてきた議員にあります。しかし、昨日の一般質問で、岩澤町長は責任をとろうとしません。道理のない、道義的にも許されないことをしたのだから、責任をとることは当然であることを申し上げ、また埼玉中部資源循環組合の解散も当然であることを申し上げ、賛成討論を終わります。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） 埼玉中部資源循環組合の解散について賛成討論します。

この賛成討論、この議案が出てくるまでに、私は実に11回、脱退の決議を出して11回、これきょうの補正予算に出てきたのと同じような修正案を出し続けました。そして、そのたびに言われたことが、何でこんなことをするのだ。そして、こんなふうなことをしても自分たちは賛成しないのだから、こういうものは出すな。何回も同じものを出しても、これを出される意味がないというふうな形の質疑がずっと続いたわけですけども、結局、解散になったわけです。

そして、初めて解散の規約に関しては、町長が出したことによって、これが賛成されて、このまま行くわけですけども、この中でどうしてこういうふうになったかというふうな形がいろいろあるわけですけども、この土地選定が一番最初に難しかったことというのは、今年の4月、5月、6月、ずっと吉見町に対して都市計画の無効

確認の訴訟を提訴しようと思ひまして調べていました。

そうしたら、吉見町の大串というところは、吉見町一帯なのですが、そのところなのですけれども、荒川と市野川に挟まれた地域で、浸水が2メートルから5メートルになるというハザードマップでそういう地帯であったこと。それから、もう一つ重要なのは、地震が起きたときには、それはもう全くできないというか、言葉が出てこない、ごめんなさい。

〔「液状化」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） 液状化になる地域であるということがわかりました。そのためにずっと調査して、それを文書にしていたのですけれども、それが出てきたのが7月6日、7日ぐらいなのですが、それ以前にはもう吉見町長は、そのことがわかっていたと思います。

なぜかという、今やっています吉見町に対しての住民情報公開の非公開がずっとそのことが話し合われて、それを隠すためにいろいろな操作をしていたのではないかと私は思っていますし、先ほどの情報公開、非公開の訴訟の内容というのは、8市町村、9市町村の正副管理者会議なのですが、その中で、そのことが話し合われているだろうということ、そして一番重要なのは、その地域からの住民から要望書が出てくるように吉見町の町長が働きかけたのではないと思われる内容が、多分そこで話し合われていただろうということがずっと非公開処分になっています。

こういった形で、今もいろいろなところで情報の非公開があつて、真実が語られていないわけですが、本当に土地の購入前、そして事業者選定前の状況の中で、ぎりぎりの段階で吉見町長がこういうふうな形で、理由はどうであれ解散に持っていく働きかけをしたことは、とても大きな決断だったと思いますし、そのことに対して、私は感謝したいくらいの、非常に厳しい状況で、ほかの8市町村の首長さんたちからいろいろ非難をされていると思いますし、吉見町の議会の中でも非難をされていると思いますけれども、こういった状況に持って行って、皆さんの財産をこれ以上失わないという形になったことは、とてもよいことであると思いますので、この埼玉中部資源循環組合の解散には賛成しますし、晴れ晴れとした気持ちで今います。

以上、賛成討論いたします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第63号 埼玉中部資源循環組合の解散及び財産処分についての件を採

決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第16、議案第64号 比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同委員会の規約変更についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第64号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第64号は、比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び同委員会の規約変更についての件でございます。

比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体から、埼玉中部資源循環組合を脱退させるとともに、比企広域公平委員会共同設置規定規約を変更することについて協議をしたいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部説明につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

〔「省略です」と言う人あり〕

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第64号 比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少

及び同委員会の規約変更についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

○森 一人議長 ここで、内田課長より発言を求められておりますので、この際、それを許可します。

○内田恒雄環境課長 お時間をいただきましてありがとうございます。

先ほど埼玉中部資源循環組合の規約変更についての議案審議の中で、青柳議員からのご質問で、訴訟関係で損害賠償請求額のご質問をいただきました。確認をとりまして、訴状の中に損害賠償請求金額の明記がないということでございますので、金額につきましては不明ということでございます。よろしく願いいたします。

◎議員派遣について

○森 一人議長 日程第17、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、嵐山町議会会議規則第122条の規定によって、お手元に配付したとおり派遣いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

なお、結果報告については、議長の諸般の報告の中で報告いたします。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○森 一人議長 日程第18、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

なお、文教厚生常任委員会の特定事件について、その内容から委員会条例第2条第2項の規定に基づき、所管を超えて調査することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

発議第27号 幼児教育・保育無償化について全額国負担を求める意見書の提出について、発議第28号 防災省ないしは防災庁の創設を求める意見書の提出について、発議第29号 すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出について、発議第30号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出について、発議第31号 「教職員の変形労働制」に反対する意見書の提出について、発議第32号 安倍政権は「桜を見る会」の疑惑について説明責任を果たすことを求める意見書の提出について、発議第33号 嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会を設置することについてにつきまして日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎発議第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第19、発議第27号 幼児教育・保育無償化について全額国負担を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） それでは、幼児教育・保育無償化について全額国負担を求

める意見書の提出について。

提案理由ですけれども、まず最初に、全国でどれだけ保育園と幼稚園と認定こども園があるかといいますと、公立の保育園は8,714園あります。そして私立が1万8,401園、これで2万7,137園が平成29年度の数です。幼稚園数なのですが、国立が49園、そして市町村立というか、県立も含めて3,734園あります。私立が6,688園で、1万474園あります。認定こども園ですけれども、公立が650園、そして私立が3,871園で、4,521園あります。子どもの数は少なくなっていますから、増減は少なくなっているところもあるのですけれども、これだけの園があって、そして未就学の子どもたちがここで生活しているということを考えますと、この幼児教育・保育無償化については非常に重要な問題であると考えます。

提案理由を読み上げます。本年10月1日より始まった幼児教育・保育の無償化については、実施前よりさまざまな課題が取り上げられ、全国市長会、町村長会より提言がありました。利用料は全額国負担となったわけですが、地方交付税措置であるため、令和2年度以降は全額が国によって保障されるというものでもありません。幼児教育・保育無償化について、明確に全額保証を求めるため、本意見書を提出しますということで、裏面に行きます。

読み上げます。意見書ですけれども、幼児教育・保育無償化について、全額国負担を求める意見書。

本年10月より、幼児教育・保育の無償化が始まった。消費税増税分の税込増額5兆6,000億円のうち15%、1年間に7,764億円を確保するというが、すでに令和元年10月から令和2年3月までの初年度の経費3,882億円は300億円の不足が見込まれ、補正予算を含むことが報道された。

財源不足の理由は、幼保無償化の対象となる利用者のうち、保育園利用者の割合が、想定より高かったこと、幼稚園利用者の負担額よりも、保育園利用者の負担額のほうが、高額であるため、当初の予測より、財源が必要となったことによるという。

国の財源が不足すると同様に、自治体の財政にも影響が出る。

自治体の負担を少なくするため、少子化対策として幼児教育・保育無償化を実施するに当たって、以下を要請する。

記

幼稚園・保育園の無償化については、全額国の負担で行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

森一人で、令和元年12月6日。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、参議院議長、衆議院議長です。

◎会議時間の延長

○森 一人議長 ここで申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） まず、渋谷議員が、この意見書を提出されるに当たりまして、全員協議会で報告がありました。あの内容からかなり大幅に変更されております。その辺はどういう理由によって、これだけの変更になったのか。

それと、このタイトルですけれども、タイトルは非常に何か曖昧なタイトルになっていまして、幼児教育・保育無償化となりますと、捉えた方が何か全てのものが無償化になるような捉え方をするのです。正しくここに載せるのだとすれば、幼児教育・保育無償化制度という形にしなくてはダメなのです。その辺がちょっと文章的にも不鮮明なのではないかと私は思っています。

それから、ここの全額国の負担を求める意見書の300億という不足が出てきているということではありますけれども、この300億のいわゆる主因は何であるか、300億が不足したということの主因ですよね、主な原因です。それはどのように捉えていらっしゃるのか。

その3点です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 全部で3点ですよね。1つは、なぜ変わったかということと、この幼児教育・保育無償化について非常に不鮮明である。そこに点をつければいいのではないかとということですよね。そして、300億円の不足が見込まれることの要因はどういうことかということの3点ですよね。よろしいのですね。

これは、皆さんと全員協議会で話し合ったときの、本来ならばいろいろその場で質

問を受けて、こういうふうな形でというふうなことが話し合われる状況だったら、今の全員協議会のあり方というのはそういう状況ではなくて、ここはどうなのですかというふうに聞かれて、そうしたら、ではこのほうがいいのだったら、こうしますよというふうな形で直した結果、このような形になっていって、今の全員協議会での議案の提案の仕方というのは、かつてと違って、ずっと昔なのですけれども、12、3年ぐらい前と違って、そのときはその場で質問できたりしたのですけれども、今はなぜか質問ができなくて、やっと説明できるという状況になっていて、自由に発言できるような状況ではないのです。それで、その場その場で皆さんに聞いて、そうしたらここのところはこのほうがいいのだったら、これで直しますよ、それでいかがですかというふうな形で話をして、こういうふうな形になっています。

そのことが、何というのですか、議会運営のあり方と今の議会運営のあり方の申し合わせと違うというふうに言われるのだったら、それは申しわけないですけれども、そうではなくて、もっと皆さんで自由に意見書とかそういうふうなことにに関して質問できたり、そういうふうな状況をつくれるように今議会運営委員会ではぜひ話し合っていきたいなというふうな形でお話もさせていただいていますし、そういうふうな状況であるということでご承知おきください。

そして、幼児教育・保育無償化については、「幼児教育・保育無償化、」というふうに入れたほうがよいのでしたら、ここの場で直すこともできるけれども、「幼児教育・保育無償化」でも通るのではないかなと思うのですけれども、これで議案という形で通らせていただければと思います。

この300億円の不足が見込まれるというのは、新聞記事の報道なのですけれども、既に3歳児の保育園の利用者の割合がずっと想定よりも高くなったということで、特に今の幼稚園が難しく、それならば保育園に行ったほうが良いという方もいらっしゃる、それから幼稚園の利用者の負担金額というのは2万7,100円から2万7,500円なのですけれども、幼稚園の保育利用の割合、利用料の最高額が3万7,500円でしたか、という形で1万円ぐらい多いのです。その計算が、これは内閣府ですか、内閣府のほうでそれを計算するのが間違っていたということで、300億円不足するというふうな結果になっていると思います。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 最初の文書から、これだけ大幅に変更されるという真意とい

いますか、非常にやっぱり不信感を少し私は覚えたわけです。それで、要は最初の3つも出してあるものから、5日の日にはこういうふうな文書にするよというのもあったわけです。そして、その次になると、また違っているわけ。それだけのやはり変化をさせるというようなことについては、いかがなものかなと思っています。

それで、私があと、このタイトルについても、要するに無償化ということを言っているのだけれども、無償化制度なのです。保育無償化制度というのが入らないと、これは何か全てがテーマで、いろんなものが今ゼロ歳、2歳か、3歳から5歳というものが混同されてくる、そういう誤解を招くようなタイトルになっているということなのです。

それで、もう一つ申し上げておきたいのは、今、国に上げるべき意見書というのは、全額国の負担を求めると、国は300億円、これから補正を組むわけです。ですけれども、もとは何かというと、赤字国債かその他のものの歳入を充てるしかない。そういう中であって、我々地方議会が国に言うべきことは、やはり今回の10月1日から行われたある程度の収入の中で賄っていくという抑制をするというようなことを国に上げていくことが、私は必要だと思うのです。どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ずっと変わってきたということは、私はこの意見書はぜひとも出していきたくて思っていましたので、こういうふうな形で出せる、これだったら賛成しますよというふうな形で言われていくと、ここのところは、では切ってもいいですよというふうな形で、最終的には、何というのか、全額国の負担で行うことを求めるという形を出せれば、それが一番よいかなと思っていますので、その部分についていろいろなことを言われ、これだったらできますよ、これだったら出せますよというような形でのものに関しては、十分に皆さんというか、賛成される方のご意見というのですか、皆さんの、議員の意見を取り入れたというふうな形で、それでそれは議会運営委員会ですでに話合っているという形で、ここはだめだ。誰が言っているかわからないけれども、これだったらだめだから変更してくださいというふうな形で、突然何か理由がわからずに、そういうふうな形でずっと議会運営委員会ですでに行っているわけですが、今回はたまたまそうではなくて、ここだったらいいですよというふうな、このほうがよくないかというご意見があったので、それを

最大限尊重したということです。

ですから、今までの議会運営のあり方というのですか、そういうものの自体がもう少しちょっと何ていうのか、すごく窮屈なもので、意見が十分皆さんが反映できない、そういったものではなかったかなと思っていますので、それについては青柳さんはそういうふうに思われるかもしれないけれども、そうやってがっちり囲んでいきたいというふうに思われるかもしれないけれども、もっと柔軟な考え方を持ったほうが議会の運営のあり方としてはよいのではないかなと思っています。

その次ですけれども、これは出すのは全額国負担という形にしましたのは、地方交付税措置をされると、地方交付税には上限額がありますので、地方交付税で入ってくるわけですね。基準財政支出額に今までの幼稚園の経費というのをとりあえず全部入れて、そして地方消費税を、税額を基準財政収入額の中に入れて、その差額の中で、実際に地方交付税が割り振りされていくわけですから、この金額が利用料として入ってきたということがわからないわけです。

そして、今回に関しては、子ども・子育て支援金の中で特別に出てきたわけですが、令和2年以降は、それが交付税措置になってくるとわからないわけなので、それでこういうふうな形にしています。

〔「抑制する……」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） 抑制というのは、抑制はほかの部分でも抑制ができますので、政策選択の問題で、権力の問題といいますが、政策選択の問題が今の安倍政権の中で間違っている。

これは、お話ししますと、民主主義に、女性のいない民主主義というのは日本国のあり方だそうです。今、それがある程度読まれているのですけれども、女性の感性が全く進まないで、男性だけで民主主義をやっているのです、こういった形で、本来ならば必要な政策にお金は入れていかない。そして、別のところにお金を使っていくというのがあるわけで、ですから私はここに関しては、男性的な感覚でいくと抑制になるのかもしれませんが、子どもを育てる、子どもを豊かに、そして気持ちよくお母さんたちが育てていく、経済的負担を少なくするというふうな意味で抑制する必要は全くなく、なぜフランスが出生率2.04までいっているかということ、ほとんど教育に関して経済的な負担がないということなのです。

そういった状況にあるにもかかわらず、日本ではそういったことを抑制するという

青柳議員のような方もいらっしゃるけれども、そうではないことが今求められているということです。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） いいですか、議運も経たことは当然私も理解していますけれども、いろいろと出してくる最初のものが、そんなに大幅にやはり変わるということは、そうなってくると、ただ単にこの文書を国に出したいというふうに捉えられてもどうなのかなと私は思うのです。そこのところはどうです。簡潔におっしゃってください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 簡潔に言えと言われても、これは国に文書を上げるのは幼児教育と保育の無償化をしてください。そのほかに、例えばこれは全部含まれているのです。2番に関しては、設備整備などに必要な財政措置も入れてくださいと。3番目は、利用料の負担についてという形なのですけれども、それは幼稚園、保育園の無償化については全額国の負担で行うことで、一言でまとめられたというふうに思っていますから、それが切れたという、そういうふうな文章だったらいいいですよというふうに言われると、そうですねというふうな形でまとめて、それが青柳議員としては、ほかの人が反対する者がなくなってしまったから困ったなというふうなことで、そういうふうに言われているのだと私は逆に思うのですけれども。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 確認をさせてください。先ほど青柳議員が、幼児教育・保育無償化制度についてという内容であれば、現在、この制度はゼロ歳から2歳は無償化の対象外なのですよ、低所得の方だけで。今の現行の制度だと、3歳から5歳の幼稚園、保育園の方は無償化なのです。それで、今回のこの意見書の内容、渋谷さんの思いというのは、これゼロ歳からも入っているのでしょうか。そこをまず1つ目、確認させてください。

これ、今の制度にのっとして3歳から5歳のところの対象の部分のところだけを行っているのか、ゼロ歳からをやりたいということを訴えているのか、その確認です。

それと、幼稚園、保育園の無償化ですから、これは私立も公立も無償化にしたほう

がいいよ、3歳から5歳の子どもさんは、児童はということであるのならいいのですけれども、そのところをちょっと確認、その2点確認させてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） よろしいですか。最初の段階で、話し合う段階で、例えば議運だったわけです。そのときに、青柳さんがこのところに制度を入れたらいいよというふうにおっしゃったら、それは制度を入れました。私も自分で文章をつくっているものですから、議運や全協でもお話ししましたとおり、私の作文ですから幾らでも直してもらって構わないですよというふうにお話ししています。

それで、そのところをそういうふうに入れたほうがいいよというふうに言われるのだったら、今議案になってしまっていますけれども、ここに制度を入れるのなら、そういうふうな形に制度を入れます。こういうふうに議案にならない前だったら、そのところはもっと楽だったのですけれども、そういうふうにおっしゃるのならそういうふうに入れます。

それで、ゼロ歳から2歳、今の段階の制度ですから、ここについては今の制度についてこういうふうなことでやっているということなので、ゼロ歳から2歳を全額、無償化にしてくださいというところまでは、今の段階では入っていません。

○森 一人議長 ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） どうしたらいいのかな、制度というのを入れたほうがいいんだったら直すけれども。

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

渋谷議員、自席にお戻りください。

討論を行います。

第9番、青柳賢治議員。

〔9番 青柳賢治議員登壇〕

○9番（青柳賢治議員） 渋谷議員の意見書に対しまして反対討論させていただきます。

誰も幼児教育や保育の無償化を子育て世代を応援すること、これに異を唱える者はいません。私は、今回この反対討論させていただくこと、当初、皆さんよく考えてください。全員協議会で提案をされました内容とこれだけ大幅に変わることを、これは

地方消費税増額分で財源を確保するのではなくて、全額国の負担で行うと。さらには、無償化の対象とする費用については、利用料のみでなく保育需要の拡大に対応するための施設整備費に財政措置を講じること、そして在宅児家庭に対する保育・幼児教育の予算措置を行うという内容でございました。

私は、この5日の夕方には幼稚園、保育園の無償化については、全額国の負担で行いました。この夕方には、これほどまでに文書を改編して出されたわけです。この大きな意味は、内容が大きく変わるような意見書というものは、相当最初から安易にこのテーマが国に上がればいいというような意図が私には思えたわけでございます。

そして、このまたタイトルなのでございます。幼児教育・保育無償化について、全額国の負担を求める意見書は制度という言葉が入っていないのです。そうしますと、この意見書を見た方は、非常に誤解が招かれるような内容で不鮮明であると思います。そして、さらには私たちの地方議会の議員が国に上げる意見書というのは、単価の高い保育所の利用者が想定より多かったことが主因でございます。

赤字国債を含む他の歳入をもって充てる必要がある中で、政府の見込み、元来増収分で賄える範囲に支出を抑制することが政府の責務であるわけです。制度自体が見直しが必要だ、そのような意見書が上がっていくべきでありまして、私は今回、この意見書を上げることについては反対させていただきます。

〔「出してよ。そういう意見書を出したかったら、自分で出してよ。自分で出しなよ。何て失礼なことを言うんでしょう。市長会と町村長会が出したものをそのまま出しているというのに、何てことを言うの……」と言う人あり〕

○森 一人議長 静粛に願います。

討論を終結いたします。

これより発議第27号 幼児教育・保育無償化について全額国負担を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

会議の途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開時間を午後５時20分といたします。

休 憩 午後 ５時０８分

再 開 午後 ５時１８分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第20、発議第28号 防災省ないしは防災庁の創設を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） 防災省ないしは防災庁の創設を求める意見書の提出についてです。

これは、全国知事会によって提言書が出されています。そしてまた、有識者の会議でもそういった形のをぜひともつくりたいと、もう今の日本の現状では間に合わないだろうという提言がされています。その中で文章としてつくったものですが、提案理由を読み上げます。

近年、自然災害の多発で、生命の安全・生活に長期的な支援が必要となっています。災害への対応は、都市計画も国のあり方にも、防災、被害発生時の対応、復興といった長い展望が必要です。省庁の横断的な政策と予算が必要であり、本意見書を提案します。

裏面に行きます。防災省ないしは防災庁の創設を求める意見書。読み上げます。

平成時代は、自然災害の多い時代と位置付けられている。阪神大震災、中越地震、東日本大震災の被害、平成12年の台風14号、平成16年の16号、18号、23号、平成26年の広島市土砂災害、平成30年7月の集中豪雨など、生命・生活が奪われる災害が続いた。

既に令和元年においても台風15号、19号と深刻な被害をもたらしている。嵐山町に

においても台風19号の被害は、甚大である。

近未来において、南海トラフ地震、首都圏直下型地震が予測されている。また、気候変動による集中豪雨・台風の多発も予測される。国レベルでは甚大な被害が予測され、今後の防災、減災体制が必要である。

災害への対応は、普段からの防災、発生時の緊急対応、復興の3段階である。この3段階を統括的に国家政策として、省庁間にまたがる強い調整力とリーダーシップが必要とされる。今までの災害の検証を踏まえ、各省庁の事業の位置づけを整理し、自治体の防災体制を充実し、体系的横断的に防災・減災、復興へと取り組む制度・予算を構築する必要がある。

我が国における自然災害の発生と被害を最小限にするため、防災・減災に特化した防災省ないしは防災庁の創設を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣と復興大臣と参議院議長と衆議院議長です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この防災省、自然災害が多いのはよくわかります。ただ、我が国の行政組織のあり方というものが無視されてくるようなことになるのではないかと思います。どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 行政組織のあり方というのは変わっていてもいいので、内閣府はどんどん変わってきていますし、その時代、時代に応じて変わっています。

復興庁というのは、たしか2020年になくなるのです。そういうふうな形で期限つきの省庁ですから、その次をどうするかというふうなことを求めるときに、防災省、防災庁という形で位置づけられるべきであると思います。それが全国知事会や、それから有識者の会議で言われていることであります。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうしますと、この防災省、庁でもあれなのでしょうけれども、省庁再編というのが行われなくてはならぬと思います。それで、そういった組織ができてきてしまうと、例えば国土交通省と防災省なんてどんなふうになってしまう

ものですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 横断的な組織を求めるということなので、防災に専門に特化して、スキルのある職員が入ってきて、今は復興庁というのはそれぞれの省庁の中から入ってきていると思うのですけれども、防災に特化した職員は、スキルのある専門職、そういった特に私が必要だなと思っているのは、レッドサラマンダーといって、土砂や何かの上を走る車、自動車というのですか、そういったものをもっと持っていて、迅速に対応できるような組織をつくっていくために予算も必要だし、横で例えばいろいろなことがかかわってきます。

厚生労働省に関してもかかわってくるし、教育に関してもかかわってくるし、今の災害に関してはいろいろな問題があるので、それを集約してやっていくので、例えば国土交通省というふうに言われるとわからないのですけれども、国土交通省からもいろんなことが出てくるでしょうし、今は、これからの時代ですから、国土交通省もその中で一つのプランを練って、そして専門的に防災に関して国土交通省も動いていくという形になると思いますけれども、そのところは組織をつくってみたいとわからないところです。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） つくってみなくではわからないような意見書が出てくるわけです。それで要は、ふだん、そうすると防災省とか防災庁というのは、災害はしょっちゅう起きるわけではないけれども、どんなふうな仕事になっていくの、中身は。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私の、有識者会議の中で提案されていることもかなりいっぱいあるのですけれども、東京だけではなく、関西とかそういったところに一つの拠点をつくるようなものをして、そして東京がだめになったら、そっちで指令をしていくという形になっていかないと、日本全体が機能していかない。そういうふうな状況になっていって、それで多分電車で来るということもできないだろうし、いろいろなNTTとかそういったことも崩壊していく中で、どういうふうな司令塔をつくっていくかというのは、それぞれに……

私の文章は非常に簡単なものなのですが、都道府県知事会が出している文書とか、それから有識者会議が出しているものというのはしっかりしておりまして、それについて今説明せよというふうに言われるとあれなのですが、今後の防災・減災の体制にかかわる論点整理というのはしっかりされておりまして、そこの中で必要な嵐山町の議会として出せるような文章としてこういったものを出していますので、いいかげんではないと思います。それにかかわってのある程度の学習をして文章をつくっておりますので、そのように言われる筋合いのものではないと考えます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、自席にお戻りください。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第28号 防災省ないしは防災庁の創設を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎発議第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第21、発議第29号 すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） では、すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出についてなのですが、ゲノム編集というのはどういうものかといいますと、例えば今ある豚が、大きな豚がいますけれども、それで大きくなるという遺伝

子のところを切るのです。切ると、この手に乗っかるようなミニブタというのができるのです。そしてまた、今度はぶくぶくぶくと太らないよう、太るというふうな遺伝子のところをゲノムというのですけれども、それを切除すると、今度は筋肉もりもりの豚ができていくというふうな編集が、実際にもう各国で始まっておりまして、それについて10月1日からそのゲノム食品というのは解禁になっています、日本では。

それについて、非常に皆さん消費者のほうで問題であるというふうになっておりまして、今まで遺伝子組み換えというのは大豆が一番あれだったのですけれども、遺伝子組み換え食品をやめ、これは遺伝子組み換え食品ですよというふうに、お豆腐なんかを見ると遺伝子組み換え食品ではありませんというふうに表示されているものですから、遺伝子組み換えの食品ではないからというふうな感じで、安心して購入してきているということがあるのですけれども、今の遺伝子組み換え食品というのを表示すると皆さんが買わないということがわかってきましたので、それをしないで、皆さんにゲノム編集食品を買ってもらおうという形で、ゲノム編集食品、遺伝子を編集した食品を買ってもらうためには、ゲノム編集のされた食品ではないという、編集かどうかがわからなければ皆さん買い続けるので、安ければ買うので、それをやめていきましょう。

特にゲノム編集というのは、遺伝子をポイントを押さえて切るわけなのですけれども、その切った後に、ほかのところも切ってしまうとかというふうな、その結果、どんなことが起きるかわからないという現象が起きています。それが難しいことなのですけれども、そういったことがゲノム編集食品というふうに言われていて、既にもう日本では入ってきているということなのです。

ヨーロッパでは、ゲノム編集食品というのは表示されていますので、皆さんがほとんど買わない。アメリカと日本だけ、ゲノム編集食品であるということがわからない状況で食品が出ているということです。

提案理由を読み上げます。遺伝子を切り取って人工的に作物の収量を増加させたり、農業に対しての耐性を持たせる遺伝子を編集した種子でつくった食品が消費の場に登場します。特定の遺伝子を切り取って遺伝子をつくりかえることをゲノム編集と言います。このゲノム編集を使った食品は現在、表示義務がありません。ゲノム編集食品の安全性の確保、消費者としてゲノム編集食品か否かを知ることが、生命の安全につながります。

食品の安全性の確保のために、本意見書を提出します。

すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書

特定遺伝子を狙って操作するという宣伝文句で登場した「ゲノム編集技術」は、標的外の遺伝子も破壊する「オフターゲット」作用などが報告され、さまざまな不安があります。それにもかかわらず、環境省も厚生労働省も、外来遺伝子が残らないゲノム編集生物は規制対象外と決めました。届け出も任意とされたため、食品表示も困難となっています。このままでは、ゲノム編集食品が環境影響評価も食品安全審査もされず、食品表示もないまま、私たちの食卓にのぼることになります。消費者の知る権利、選ぶ権利を奪い、私たちの健康に生きる権利を脅かすものです。私たちは、全てのゲノム編集生物の環境影響評価、食品安全審査、表示の義務付けを求めます。

記

1. ゲノム編集技術でつくられた作物・家畜・魚類等のすべてについて、環境影響評価を義務付けること。
2. ゲノム編集技術でつくられた作物等のすべてについて、食品安全性審査を義務付けること。
3. ゲノム編集技術でつくられた作物等及びこれを原料とする食品について、表示を義務付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、厚生労働大臣、農林水産大臣、環境大臣、消費者庁長官、参議院議長、衆議院議長です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） このゲノム、なかなか私もよくわからなくて調べてみました。そうしたら農林省とか環境省は、一応これを通してというふうな話でした。

それで、この1、2、3とうたってある中の3番目が表示を義務づけるということ、ここが不可能なのではないかと思っているのです。それは、ゲノム編集食品は自然に起こる突然変異や従来の育種技術などによるものと化学的に区別がつかない。同食品をつくる規制をしていない米国からの輸入品をもって原材料を加工すると、加工食品をつくるわけですけども、事業者などを表示することができないと書いてあるのだ。そういうできないものを、それで農林省や環境省が認めていることに対して、消費者、

不安があるというのはわかります。その辺のところまでしかわからないようなものを国会に上げるということは、どういうことなのだろうと思うのですが、どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ゲノム編集食品に関しましては、全てのヨーロッパでは、私は韓国はわからないのですけれども、中国もヨーロッパもゲノム編集食品だというふうに表示義務をしています。日本とアメリカだけが表示をしていないということです。ですから、それに関しては、環境省と厚生労働省が、モンサントというグローバルな企業がありますよね、農薬会社、種子をつくる企業。そういったものからそういうふうに言われているというふうな形で、事業が進んでいます。

この種子の事業者というのは、今では世界で3社か4社にまとめられて、日本のタキイもその中に入っていきそうなのですけれども、そうするともう本当に今ある種というのが難しくなっていて、今一番問題になっているのは、麦と米もゲノム編集されているのが出そうだということなのです。

麦は、小麦はゲノム編集されたものができますと、ビスケットとかパンとかあらゆるものにそれが出てきますので、その影響というのがあると思うのですが、それについて環境影響評価をしていないのです。日本はしていない。厚生労働省と環境省はそういうふうに言っているということですから、そういったことをやっているのが日本とアメリカであるということで、アメリカが中心になってグローバル企業をやっていますので、それについてはほかのヨーロッパ、中国、私、インドとかいうのは知らないのですけれども、そういったところはゲノム編集の表示義務を、表示をしています。だからできないということはありません。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） また別に角度を変えてみますと、これは市場のニーズもあって、経済成長を促すイノベーションとなると、そういう期待感があるゲノム編集です。そうすると、非常に過剰な審査、過剰なものが行われていってしまうということにもなるのではないかと思います。どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ゲノム編集はこういうふうな状況から入ってきたかという

ますと、最初にモンサントというのが、ラウンドアップという農薬をずっと使っていたのです。そのラウンドアップに耐性する種が出てきたのです。そのラウンドアップの耐性をなくすというゲノム編集をして、そしてそれをやっていくのです。麦をつくっていくとかそういうふうな形でやってきて、大豆とかをつくって行って、それでたくさんのお金を得ようとするのですけれども、そこの中で出てきたのが、モンサント、ラウンドアップは発がん性がそこではっきり出てきたのです。

発がん性があるという形で、それでモンサントというのは、ラウンドアップの耐性になるという麦をそれぞれ専売特許で特許を取っているのです、その特許を取った麦以外のものを使ってはいけないというふうになっていて、ところが麦というのは遺伝子が飛んでいくのです。麦、種だから飛んでいくので、そうすると今度、種のそこで生えてしまったところにモンサントの会社が行って、そしてその種を自分で勝手にとってきて、これはうちの遺伝子を使っているからという形で訴訟をしていくのです。訴訟で損害賠償請求をとって、もうけていくとって大きな会社になってきたのですけれども、そのモンサントの麦やそういったもの、ラウンドアップを使った人たちが、今度すごく大きな発がん性があるということがはっきりわかって、今大きな訴訟になっているのです。アメリカでも大きな訴訟になっている。そのくらいゲノム編集したものというのですか、遺伝子組み換えといったものをつくっていくことによって、アメリカ事業のグローバル企業が、今かなり厳しい状況になっています。

そのために、逆に日本に入ってきてようとしている。日本はまるで規制がないですから、そういうふうな意味で規制がないので、そここのところに入ってくると、今度私は日本の農業者が本当にやられて行って、発がん、がんが多発するような状況になってくるのだらうなというふうに考えているのですけれども、そここのことに関してどんなふうなイノベーションがあるかという、そういうイノベーションなのです。例えば農薬耐性のある種子をつくっていくというのが、ゲノム編集なのです。ですから、そういうふうなことがわかっていないで、そのことを言われても困るのです。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 渋谷議員はいつもわかっていないで、わかっていないで言いますけれども、これは嵐山の議会の総意として上がっていくわけです。ですから私は、まだそのような曖昧な不確かなものの中で上げていくことはどうかということなのです。

それで、最後になりますけれども、自然界でも起こり得る範囲内の改編、自然界でも起こり得る範囲内の改編ですね、こうしたものについては、国への届け出のみで販売することを認めているのだ、農林省だとか環境省とか厚生労働省は。そういう制度なのです。それについてはどう思われるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ゲノム編集のものと自然界で起こり得るものとは全く違っていて、ゲノム編集というものは、こうやって顕微鏡で見てか何かわからないのですけれども、びっとそこの遺伝子を切っていくのです。そういうふうなのがゲノム編集と言われていて、自然界で起こり得る突然変異とは違いますし、それは突然変異はF1とかいろいろあるのですけれども、そういうふうなものとは全く違います。

申しわけないですけれども、これはアメリカでも起こっていますし、全国の消費者団体がこのことに関して意見書を出しています。ですから、このことに関して、私は嵐山町の議会がいいかげんなものを出してきてというふうなものではなくて、これに関しては私の作文ではないです。悪いですけれども、全部のアメリカの科学者や、それから日本の植物学者や遺伝子学者やそうした人たちがつくった文章を請願用に意見書として直したものです。悪いですけれども、いいかげんなものではありません。

○森 一人議長 ほかに。

第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 単純な質問をちょっとさせていただきます。ゲノム編集というのをよくわかりませんよ、正直言って。渋谷議員はよくわかっていて、よく勉強もしていて、これを出してくるのでしょうけれども、こういうものについては、私はこのゲノム編集食品について意見書としても上げていきたいのだけれども、少し勉強してみてくださいと、3月議会に上げていきたいよというようなことで上げてこないで、5日間の中で、皆さん、このことについて賛成か反対かと言われても、調べる時間も何もありません。

私たちは、私は農業者だし、農協直売所も出しているし、生産者組合にも入っているし、農協の傘下でこういうことを出しているわけです。農協に問い合わせをしようとしても、ふだんは議会中で外とのコンタクトはとれません。ですから、もうちょっとこの出し方について、少し情報を先流してから出すとかということは考えられま

せんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

〔「時間を置いてもらわないと」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） そういうふうなことでしたら、時間を置くということは全然できるのですけれども、今回は全国レベルで12月とかそういうふうな形でやっていますので、それに合わせてやっていますが、それについて勉強したいのというふうに言われたら、それは出していきますし、そういうふうな形で、では今回は取り下げしてほしいということですか。そうではなくて、どういうことなのだろうなど。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 今回、これが出てきても私には理解できませんから、賛成も反対もできません。ということは、賛成で手が挙げられないということです。もうちょっと自分なりに、このゲノム編集はどういうことであるか、ゲノム編集でされた種が入ってきて、知らずに私たちが農協から買ってまいていたと。それは表示も何もしていません。表示していないものを売ったら、あなた、これではまずいですよということを私自身、これで意見書で上げてしまうわけですから、やっぱりそういったものはもうちょっと調べる時間がないと、こういうことに対しては賛成も反対もできないと。やっぱり調べる時間が欲しいと。12月に上げたいのであれば、10月ごろに、実はこういうことを今計画しているのだけれども、どうだろうと、こんなものを皆さん勉強してみてくださいよという意見があっているのではないかなと私は思うわけです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ということは、そうすると今回は取り下げてくださいということで、そして十分に勉強しますので、その間に勉強する時間をくださいというふうな形で、大野さんからそういうふうに言われたというふうに私が解釈していいのですか。

それだったら、その議会運営委員会なんかに、今回の正副委員長会議もあったのですけれども、そういうふうな形でのご意見はなかったのです。そういうふうなことが、今、今まで話し合う時間、機会というのが全くなくて、議会運営委員会に出したら、そうしたらそれを政友会に持って帰って、そして賛成か反対かということだけを

話をして、そして誰が賛成していて、どういうふうな意見を持っているかということもわからないで、この意見書を、意見書とかそういうふうな形をやってきたのですけれども、そうしたらこれについては、今回は取り下げても構わないです。

そして、次という形でやっても構わないのですけれども、どうなのですか。どうしたらいいのかなと、そういうふうなことはご意見として、議会運営委員会では、そういうふうな形で、このことに関してはというふうな形では言われていないので、そうですかというふうな形で来ていて、それで私も出しているのですけれども、十分に勉強する機会が欲しいというのだったら、今は取り下げても構わないのですけれども、大野さんのおっしゃるようにもう少し勉強する機会が欲しいし、それについてというふうな形で、今回どうしたらいいのかなと思うのです。

〔「取り下げでいいんじゃない」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） では、そうしたら取り下げますけれども、そういうふうな形でおっしゃるのならば、もうちょっと議会のあり方とか、そういうふうな意見書のあり方の出し方というのをもう一度考えてみるということで、では取り下げますけれども、それは……

〔何事か言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） どうしたらいいのかなと思って、誰か、川口さんにでも提案として取り下げろというふうに言われたら、賛同しますというふうに言ってもらえないと、私どうしたらいいかわからないのだけれども、こういうの。

○森 一人議長 あと皆様にちょっとご注意を申し上げたいのは、この場の質疑においては、意見書の内容についての質疑を中心にお願いをしていただきたいと思います、今後。意見書の取り扱いについてではなくて、意見書の内容について質疑をお願いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 5時47分

再 開 午後 6時01分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○森 一人議長 先ほど議会運営委員会を開会いたしましたので、その内容につきまして松本議会運営委員長より発言を求めます。

松本議会運営委員長。

〔松本美子議会運営委員長登壇〕

○松本美子議会運営委員長 それでは報告させていただきますけれども、貴重な時間を大変に費やしました。申しわけございません。

議会運営委員会を開かせていただきましたけれども、すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の件につきまして議運を開きました。そういった中で、提出されたものにつきまして賛否がありましたけれども、続投ということで、これは取り下げはなしということに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員、ご登壇ください。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○森 一人議長 それでは、質疑を継続いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ないようですので、自席にお戻りください。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第29号 すべてのゲノム編集食品の規制と表示を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第22、発議第30号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

畠山美幸議員。

〔7 番 畠山美幸議員登壇〕

○7 番（畠山美幸議員） それでは、発議第30号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出について、提出者、畠山美幸、賛成者、長島邦夫、賛成者、渋谷登美子。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由を述べさせていただきます。

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。こうした事件・事故が相次ぐ中、極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。政府に対して、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、必要な法整備を早急に検討することを求める。

裏面に行きます。

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府におかれては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
2. 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
3. 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

埼玉県比企郡嵐山町議会議員、森一人。

令和元年12月6日。

提出先は、内閣総理大臣、安倍晋三殿、国家公安委員長、武田良太殿でございます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ないようですので、自席にお戻りください。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第30号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第23、発議第31号 「教職員の变形労働制」に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔10番 川口浩史議員登壇〕

○10番（川口浩史議員） 「教職員の变形労働制」に反対する意見書の提出についてであります。

教員の過労による休職や痛ましい過労死が後を絶たないという状況です。教員の長時間労働の是正は、日本の教育の現在と未来のかかった国民的課題であるということでもあります。政府もその点は認識しており、何とか是正をしたいということでありました。

提案理由であります。飛ばし飛ばし読んでいきます。政府が提出した法案は、1年単位の変形労働制を導入するというもので、8時間労働制の原則を崩すという重大な変更であります。そして一般労働者には時間外勤務の上限があり、月100時間、年720時間を超えた場合には罰則があるわけですが、今度の場合、その罰則がありません。政府がいう月45時間以内に制限するということは、何の歯止めにもならないというものであります。そのため、教職員の健康を維持し、ひいては教育の質を守るために、業務の抜本的縮減、教員の大幅増員が必要なため、本意見書を提出するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

「教職員の变形労働制」に反対する意見書

教職員の長時間労働の実態は深刻である。教職員の健康を損なうだけでなく、ひいては子どもたちの教育の質をも低下させるからだ。そのため政府は、教職員の長時間労働の是正を進めるとした。

ところが政府が提出した法律は、公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」を導入し、「繁忙期」に1日8時間、週40時間を超えて働かせることができるようにするものである。これは今でも深刻な長時間労働を、いっそう助長するものにほかならない。今回の変形労働時間制は、8時間労働制の原則を崩す労働条件の重大な変更であると同時に、一般の労働者にある時間外労働の歯止めがないことも、極めて重大なことである。

法律は、当事者である教員の意見を反映させる労使協定なしに、自治体の条例で導入できるとしている。条例で労働基準法上の原則を踏みにじることは断じて許されないことだ。

また、「時間外勤務手当、休日勤務手当を支給しない」という規定はそのまま、労働基準法第37条の割り増し賃金の支払いを適用除外し、時間外労働を規制する手段を奪っている。

さらに、特別な事情がある場合の時間外勤務の上限である月100時間、年720時間を超えた場合の使用者の罰則はない。政府は、指針で超過勤務を月45時間以内に制限するというが、罰則のない指針では到底歯止めにはならないと考える。

夏休み期間中に休日を「まとめどり」とするというが、春の疲れを夏まで持たせることなどできないし、夏休み中も教員には研修、補習、部活動指導等の業務がある。そして、繁忙期とされる授業期間中の労働時間は確実に増加している。このようなことから、この法律はまさに教員の過労死促進法である。

よって嵐山町議会は、さらなる教職員の長時間労働につながる「教職員の変形労働制」に反対するとともに、長時間労働の改善には、業務の抜本的縮減、教員の大幅増員をはかり、教員の健康を確保して教育の向上をはかることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣であります。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 川口議員は、この法案が衆議院、そしてきのうでしたか、参議院を通過しているということをご存じでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 知っています。おととい通過しました。法が成立したということであります。

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ないようですので、自席にお戻りください。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第31号 「教職員の変形労働制」に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第24、発議第32号 安倍政権は「桜を見る会」の疑惑について説明責任を果たすことを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

〔10番 川口浩史議員登壇〕

○10番（川口浩史議員） この桜を見る会というのは、各会で功績あるいは功勞のあった方が招かれ、税金をもって、時の総理大臣が主催して慰労するというものであるわけなのです。

ところが、安倍政権はとんでもない人を招待していたわけです。ジャパンライフの山口会長、これ高齢者を中心に磁気治療器など悪質な販売をして、全国で7,000人、被害額2,000億円、豊田商事と同規模だという被害を出している。そういう人をどういう基準で選ばれたというか、この方が功績があったというふうに皆さん見るのですか。功勞があった人なのか、こういう方が。

そのほか反社会的勢力、暴力団です。週刊誌には菅官房長官が握手をしている、その暴力団員と。あれが事実かどうか私はわかりませんが、菅官房長官は否定していませんよね、結果として入ってしまったのだらうなんていうことで言っているのですから。これはとんでもないことです。我々がそういう人たちとつき合っていたら、議員をやめるようなことです。芸能人だって、そうではないですか。暴力団のところでお笑いをやったら、もうその人はやめるような状態になってしまう、これが現在の状況

です。

ですから、こんな人を招いた桜を見る会の今の疑惑、これは徹底解明させて、どうして起きたのだというところまで解明させなかったら、また起きます。そうでしょう。そういうことからこれを提案するわけです。

提案理由については、後でご高覧ください。意見書を朗読いたします。

安倍政権は「桜を見る会」の疑惑について説明責任を果たすことを求める
意見書

「桜を見る会」は、各会で功績のある人や著名人を招き、首相が慰労する催しである。この「会」は、無料で酒や食事が振る舞われ、土産物も付く。この「会」が、安倍晋三政権になって大幅に人数がふえている。2014年の参加者約1万3,700人・支出額約3,000万円が、2019年は参加者約1万8,200人・支出額約5,500万円へとふくらんだ。

この間の国会で、ふくらんだ要因がはっきりした。安倍首相や副総理などがあり、合わせると8,000人にもなるのである。安倍首相は恣意的に招待者をふやしたことが、ふくらんだ要因である。安倍首相の地元の山口県から多数招待していたし、改選を控えた自民党国会議員も招待していたのである。つまり、安倍首相主催の「桜を見る会」は、まさしく自民党国会議員の後援会の場となっているもので、公的行事の私物化そのものである。

また「桜を見る会」についての国会質問に関わる資料要求を行った本年5月9日、内閣府は同日に資料を廃棄したということである。追及を逃れるため急いで証拠隠滅したとしか考えられない行為だ。さらに「会」には、高齢者を中心に磁気治療器など悪質な販売をしていたジャパンライフ（株）の山口隆祥会長が招待された。ジャパンライフによる被害者は7,000人、被害額が2,000億円というもので、豊田商事と同規模の被害を出している。こうした被害が表面化したため、消費者庁は2014年、2度にわたり行政指導を行っていた。そのような会社に、2015年招待状を出したのである。その上、反社会的勢力の人物も招待されていたというのだ。

このようなことから、安倍政権にはモラルハザードが起きていると言える異常事態だ。この疑惑の解明なしには国民の倫理規範までが歪んでしまうことを危惧するものである。

よって嵐山町議会は、安倍政権は「桜を見る会」の疑惑についてしっかり説明責任

を果たすよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官。

以上です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ちょっと質問させていただきます。

テレビ等で随分取り上げて、説明責任を果たすようにというようなことで、国会で安倍首相もその説明責任というか質疑に対して十分答えているように思いますが、まだ足りないというふうなことで、何か会期の延長も出しているようでございますけれども、説明責任は十分果たしているというふうに思いますが、まだ足りないということなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それは、最初は出ました。11月の、これはまだ10日前かな、そのときには一問一答であったのですが、その後いろんな状態が出た。ジャパンライフも出た。反社会的勢力も出た。そういうことになってからは、国会では一問一答の場には出てきていないのです。この前、代表質問には出ましたけれども、たったそれだけです。これでは不十分でしょう、これだけの疑惑があるわけですから。

なぜ反社会的勢力が入れたのか。招待したから入れたのです。ジャパンライフの山口隆祥会長だって、招待したから入れたのです。私が勝手に行って入れるところではないのですから。誰が招待したのかというのは大変重要なことで、それが全く解明されていないということでもありますから、不十分です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 解明されているかどうかというのは、よく私わかりませんが、いろんな方が入って写真を撮っている。招待したほうの方と写真を撮っているという風景はよく見ます。その中で、どのように紛れ込んだというのは、私なんかは紛れ込んだのだなというふうに思っています。そこのところを恣意的に自分の意思で呼んだというふうな感じには到底受け取れないのですが、そういうふうな悪いことをした人を。それは何かの間違いではないかなというふうには思っています。どうで

すか、間違いと思いませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ジャパンライフの山口隆祥会長には、間違いなく招待状が出ているわけです。これテレビでも、新聞でも、その招待状を映した。その山口会長は、私は総理に呼ばれるような立派な人間だということで、最後の荒稼ぎをしたのが2015年度から2016年度なのですよ、その招待状を使って。紛れ込んだのではないのです。山口隆祥会長は間違いなく招待状を自分で映し出しているのですから、それを。

大変な疑惑でしょう。2,000億円もの被害額を国民に与えておいて、こういう人が呼ばれているのですから。こういう人を呼んでまでやるような桜を見る会というのは一体何なのだと、安倍首相は一体何なのだと。自民党の方だって、これはまずいでしょうと、そのくらいの矜持を持ってください。ここの皆さんは政治に、地方政治に携わる人なのですから、これだけは許せないという矜持を持っていただきたいです、こういう政治をやっている以上は。それもないのでは、やめるのが一番いいです。そういうことです。

○森 一人議長 よろしいですか。

○8番（長島邦夫議員） 結構です。

○森 一人議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ないようですので、自席にお戻りください。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第32号 安倍政権は「桜を見る会」の疑惑について説明責任を果たすことを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第25、発議第33号 嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会を設置することについての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

松本美子議員。

〔11番 松本美子議員登壇〕

○11番（松本美子議員） 発議第33号ですけれども、令和元年12月6日、嵐山町議会議長、森一人様。

提出者、嵐山町議会議員松本美子。賛成者、青柳賢治議員、賛成者、畠山美幸議員、それから賛成者、長島邦夫議員です。

嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会を設置することについて。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提案理由、嵐山町の児童生徒の教育の保障と、地域振興のため、特別委員会の設置を提案するものであります。

嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会を設置することについて

次のとおり、嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会を設置するものとする。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 名 称 | 嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会 |
| 2 | 設 置 目 的 | 嵐山町の小中一貫校新設に伴い、児童生徒の教育の保障と、地域振興を調査することを目的とする。 |
| 3 | 委員の定数 | 12人（議長を除く） |
| 4 | 所 掌 | 嵐山町の小中一貫校新設に伴い、児童生徒の教育の保障と、地域振興に関する調査・研究 |
| 5 | 調 査 期 限 | 令和元年12月6日から令和5年10月15日まで
以上です。 |

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ないようですので、自席にお戻りください。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第33号 嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会を設置することについて
の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

資料配付のため、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 6時30分

再 開 午後 6時31分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員の選任について、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員の選任について

○森 一人議長 日程第26、嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員の選任について
の件を議題といたします。

お諮りいたします。嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員の選任につきまして
は、委員会条例第7条第3項の規定により、

小 林	智 議員	山 田	良 秋 議員
狛 守	勝 義 議員	藤 野	和 美 議員
佐久間	孝 光 議員	大 野	敏 行 議員

畠 山 美 幸 議員 長 島 邦 夫 議員

青 柳 賢 治 議員 川 口 浩 史 議員

松 本 美 子 議員 渋谷 登美子 議員

の以上12名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員に選任することに決しました。

なお、委員長、副委員長互選のため、この際、暫時休憩します。

201会議室において委員会を開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午後 6 時 3 3 分

再 開 午後 6 時 5 0 分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○森 一人議長 嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので報告いたします。

嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員長に 川 口 浩 史 議員

副委員長に 狹 守 勝 義 議員

以上であります。

◎嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員長就任の挨拶

○森 一人議長 この際、嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

それでは、川口嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員長、お願いいたします。

〔川口浩史嵐山町小中一貫校新設調査特別委員長登壇〕

○川口浩史嵐山町小中一貫校新設調査特別委員長 嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会の委員長に選任していただきました。

嵐山町の学校は1校に統合しようと計画し、説明会も行われております。これは子

どもたちだけの問題ではなく、地域の人にも影響を与えるものであります。そうしたときに議会が無関心であるわけにはいかず、地域の意見を十分に聞き、子どもたちの意見も十分に聞き、多くの町民が納得のいくように進めていきたいというふうに思います。どうか皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 ありがとうございます。

以上で嵐山町小中一貫校新設調査特別委員会委員の選任についての件を終わります。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

閉会中の継続調査の申し出についての件につきまして、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○森 一人議長 日程第27、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、令和元年第4回定例会の閉会に当たりまして一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は12月2日に開会をされ、本日まで5日間にわたり、極めて熱心なご審議を賜り、提案をいたしました令和元年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご決定を賜り、まことにありがとうございました。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきまして、十分検討いたしまして対処する所存でございます。

本年は平成から令和へと時代の幕あけの年でありました。嵐山町におきましては千年の苑ラベンダー園のオープンに始まり、子育て支援関連施設の開設、また災害協定の締結等、今年も多くの分野で地方創生事業を進めてまいりました。今後も台風被害を教訓に防災力を極めていくことはもとより、町の活性、産業の推進力、稼ぐ力の創出、これらをはじめ、近未来の嵐山づくりに全身全霊で取り組んでまいる所存でございます。

さて、本年は例年に比較をして早期にインフルエンザの流行期に入ったようでございます。議員各位にはどうかご自愛をいただき、ご健勝にて越年をされ、引き続きご活躍されますように心からご期待を申し上げる次第でございます。

新たな年が嵐山町と嵐山町民にとりまして、明るく希望に満ちた年となりますようご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。まことにありがとうございました。(拍手)

◎議長挨拶

○森 一人議長 次に、本職から挨拶を申し上げます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会の5日間、無事に終了できますことを深く感謝申し上げます。

結びに、来る令和2年が嵐山町にとりまして飛躍の年となりますよう、あわせて町民の皆様と行政の方々、議員各位のご健勝、ご多幸をご祈念いたしまして閉会の挨拶といたします。お疲れさまでした。(拍手)

◎閉会の宣告

○森 一人議長 これをもちまして、令和元年第4回嵐山町議会定例会を閉会いたしま

す。

お疲れさまです。

(午後 6時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員